

岩泉町地域防災計画

令和5年度



令和3年7月12日
おもとこども園避難確保訓練
おもとこども園 ⇄ 小本小・中学校校舎4階

岩泉町防災会議
令和6年3月14日

空

用語凡例

1 略語

県本部	岩手県災害対策本部
県本部長	岩手県災害対策本部長
県地方支部	岩手県災害対策本部宮古地方支部
県地方支部長	岩手県災害対策本部宮古地方支部長
県地方支部○○班長	岩手県災害対策本部宮古地方支部○○班長
町本部	岩泉町災害対策本部
町本部長	岩泉町災害対策本部長
県計画	岩手県地域防災計画
町計画	岩泉町地域防災計画

2 読替

県本部長	岩手県知事
県地方支部長	宮古地域振興センター長
町本部長	岩泉町長
副本部長	岩泉町副町長、教育長
本部支援室統括	危機管理監又は本部長が指名した者
総務部長	総務課長
政策部長	政策推進課長
税務部長	税務出納課長
町民生活部長	町民課長
保健部長	健康推進課長
農林水産部長	農林水産課長
土木部長	地域整備課長
商工部長	経済観光交流課長
防災部長	消防防災課長
水道部長	上下水道課長
教育部長	教育次長
議会部長	議会事務局長

提言・指針 目 次

提言・指針

第1節 防災体制の整備に関する提言	1
第2節 岩泉町防災体制強化の指針	3

第1編 本 編 目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1-1-1
第2節 町民の責務	1-1-1
第3節 県計画との関係	1-1-1
第4節 災害時における個人情報の取扱い	1-1-1
第5節 岩泉町防災会議	1-1-2
第6節 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-1-4
第7節 郷土の概況	1-1-10
第8節 本町における災害	1-1-13
第9節 防災対策の推進方向	1-1-14

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	1-2-1
第2節 防災訓練計画	1-2-6
第3節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画	1-2-8
第4節 通信確保計画	1-2-9
第5節 避難計画	1-2-11
第6節 要配慮者の安全確保計画	1-2-18
第7節 孤立対策計画	1-2-22
第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画	1-2-23
第9節 災害応急施設等整備計画	1-2-25
第10節 建築物等安全確保計画	1-2-26
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	1-2-28
第12節 風水害予防計画	1-2-33
第13節 雪害予防計画	1-2-37
第14節 津波・高潮災害予防計画	1-2-40
第15節 土砂災害予防計画	1-2-43
第16節 火災予防計画	1-2-46
第17節 林野火災予防計画	1-2-49
第18節 農業災害予防計画	1-2-52

第19節	文化財災害予防計画	1-2-53
第20節	防災ボランティア育成・受入計画	1-2-55
第21節	企業等防災対策計画	1-2-57

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	1-3-1
第2節	気象警報・注意報等の伝達計画	1-3-21
第3節	情報通信計画	1-3-25
第4節	災害情報の収集・伝達計画	1-3-28
第5節	広報広聴計画	1-3-34
第6節	交通確保・輸送計画	1-3-39
第7節	消防活動計画	1-3-48
第8節	水防活動計画	1-3-53
第9節	県、市町村等応援協力計画	1-3-55
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	1-3-58
第11節	防災ボランティア受入・活動計画	1-3-63
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	1-3-66
第13節	災害救助法の適用計画	1-3-67
第14節	避難・救出計画	1-3-70
第15節	医療・保健計画	1-3-83
第16節	食料、生活必需品供給計画	1-3-91
第17節	給水計画	1-3-94
第18節	応急仮設住宅の建設及び応急修理計画	1-3-97
第19節	感染症予防計画	1-3-101
第20節	災害廃棄物処理・障害物除去計画	1-3-105
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	1-3-112
第22節	応急対策要員確保計画	1-3-115
第23節	文教応急対策計画	1-3-117
第24節	農畜産物応急対策計画	1-3-121
第25節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	1-3-123
第26節	ライフライン施設応急対策計画	1-3-128
第27節	危険物施設等応急対策計画	1-3-139
第28節	応急除雪計画	1-3-145
第29節	防災ヘリコプター等活動計画	1-3-146
第30節	林野火災応急対策計画	1-3-148

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	1-4-1
第2節	生活の安定確保計画	1-4-4
第3節	復興計画	1-4-9

卷末資料

【予防 1 節】別表	自主防災組織等の現況	1-5-1
【予防 9 節】別表	消防施設等の現況	1-5-1
【予防 12 節】別表	重要水防箇所・水防用資器材の現況	1-5-2
【予防 17 節】別表	林野火災対策用資機材の配置状況	1-5-4
【応急 1 節】様式 1	動員連絡体制	1-5-4
【応急 1 節】様式 2	応援要請書	1-5-5
【応急 2 節】別表 1	気象警報等の種類・内容	1-5-6
【応急 2 節】別表 2	情報別情報発信内容	1-5-20
【応急 2 節】別図 1-1	気象警報等伝達系統図	1-5-22
【応急 2 節】別図 1-2	土砂災害警戒情報伝達系統図	1-5-23
【応急 2 節】別図 1-3	水防警報等伝達系統図	1-5-24
【応急 2 節】別図 2	津波警報等伝達系統図	1-5-25
【応急 2 節】別図 3	地震及び津波に関する情報伝達系統図	1-5-26
【応急 3 節】別表 1	岩泉町防災行政無線配置状況	1-5-27
【応急 3 節】別表 2	町内の主な無線通信施設	1-5-33
【応急 4 節】様式	情報トリアージ様式	1-5-35
【応急 4 節】別表	被害状況判定の基準	1-5-36
【応急 4 節】別図	報告区分別系統図	1-5-37
【応急 6 節】別図	飛行場外離着陸場(ヘリポート)の設置基準	1-5-43
【応急 7 節】別表	消防応援一覧	1-5-50
【応急 10 節】別表	災害派遣部隊一覧	1-5-51
【応急 13 節】別表	災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額、期間等一覧	1-5-52
【応急 14 節】別表 1	避難情報の発令に使用する信号の種類及び内容	1-5-56
【応急 14 節】別表 1	広域避難法令に基づく報告又は通知義務	1-5-57
【応急 14 節】別表 2	広域一時滞在法令に基づく報告又は通知義務	1-5-59
【応急 15 節】別図	医療・保健活動の情報連絡系統図	1-5-61
【応急 16 節】様式 1	世帯構成員別被害状況	1-5-62
【応急 16 節】様式 2	物資購入(配分)計画表	1-5-62
【応急 16 節】様式 3	災害救助用物資引渡書	1-5-63
【応急 17 節】別表 1	上水道施設の概況	1-5-63
【応急 17 節】別表 2	上水道施設の配備要員	1-5-63
【応急 18 節】様式	応急仮設住宅入居者選定調査表	1-5-64
【応急 20 節】別表	災害廃棄物仮置場一覧	1-5-65
【応急 21 節】別表	町本部捜索班編成表	1-5-65
【応急 23 節】様式 1	町立小・中学校児童生徒被害状況報告書	1-5-66
【応急 23 節】様式 2	学校別教科書及び文房具等配給計画表	1-5-66
【復旧 2 節】別表 1	災害弔慰金等の概要	1-5-67
【復旧 2 節】別表 2	被災者生活再建支援金の概要	1-5-67
【復旧 2 節】別表 3	災害復興住宅資金の概要	1-5-68
【復旧 2 節】別表 4	生活福祉資金の概要	1-5-69
【復旧 2 節】別表 5	災害援護資金の概要	1-5-69

【復旧 2 節】様式 1	罹災証明書	1-5-70
【復旧 2 節】様式 2	被災届出証明	1-5-72

第2編 地震・津波災害対策編

目 次

第1章 総 則

第1節 地震・津波災害対策編の目的	2-1-1
第2節 地震・津波災害対策編の性格	2-1-1
第3節 地震、津波の想定の基本的な考え方	2-1-1

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	2-2-1
第2節 防災訓練計画	2-2-4
第3節 通信確保計画	2-2-5
第4節 避難計画	2-2-6
第5節 食料・生活必需品等の備蓄計画	2-2-9
第6節 要配慮者の安全確保計画	2-2-10
第7節 孤立対策計画	2-2-11
第8節 災害応急施設等整備計画	2-2-11
第9節 ライフライン施設等安全確保計画	2-2-12
第10節 津波災害予防計画	2-2-15
第11節 地盤災害予防計画	2-2-15
第12節 火災予防計画	2-2-17
第13節 建造物等災害予防計画	2-2-19
第14節 防災ボランティア育成計画	2-2-23
第15節 企業等防災対策計画	2-2-23

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	2-3-1
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	2-3-6
第3節 情報通信計画	2-3-9
第4節 災害情報の収集・伝達計画	2-3-10
第5節 広報広聴計画	2-3-11
第6節 交通確保・輸送計画	2-3-12
第7節 消防活動計画	2-3-13
第8節 津波・浸水対策計画	2-3-14
第9節 県、市町村等応援協力計画	2-3-16
第10節 自衛隊災害派遣要請計画	2-3-17
第11節 防災ボランティア活動計画	2-3-18
第12節 義援物資・義援金の受け付け・配分計画	2-3-19
第13節 災害救助法の適用計画	2-3-20
第14節 避難・救出計画	2-3-21

第15節 医療・保健計画	2-3-22
第16節 食料・生活必需品供給計画	2-3-24
第17節 給水計画	2-3-25
第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	2-3-26
第19節 感染症予防計画	2-3-27
第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画	2-3-28
第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	2-3-29
第22節 応急対策要員確保計画	2-3-30
第23節 文教応急対策計画	2-3-31
第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	2-3-32
第25節 ライフライン施設応急対策計画	2-3-33
第26節 危険物施設等応急対策計画	2-3-34
第27節 防災ヘリコプター等要請・活動計画	2-3-35

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画	2-4-1
第2節 生活の安定確保計画	2-4-1
第3節 復興計画	2-4-2

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則	2-5-1
第2節 委任	2-5-2

第3編 原子力災害対策編

目 次

第1章 総 則

第1節 原子力災害対策編の目的	3-1-1
第2節 原子力災害対策編の性格	3-1-1
第3節 計画において尊重すべき指針	3-1-1
第4節 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱	3-1-1
第5節 災害の想定	3-1-2

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	3-2-1
第2節 防災訓練計画	3-2-3
第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	3-2-4
第4節 避難対策計画	3-2-5
第5節 医療・保健計画	3-2-7

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	3-3-1
第2節 特定事象発生情報等の伝達計画	3-3-2
第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画	3-3-4
第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画	3-3-5
第5節 避難・影響回避計画	3-3-8
第6節 医療・保健計画	3-3-13

第4章 災害復旧計画

第1節 低減措置・廃棄物等対策計画	3-4-1
第2節 健康確保等計画	3-4-2
第3節 風評被害防止計画	3-4-2

巻末資料

【応急2節】別図 特定事象発生情報等伝達系統図	3-5-1
-------------------------------	-------

資料編

目次

資料 1	岩泉町防災会議条例	3
資料 2	岩泉町防災会議運営規程	5
資料 3	岩泉町災害対策本部条例	6
資料 4	岩泉町災害警戒本部設置要領	7
資料 5	岩泉町における主な災害記録	10
資料 6	河川水門調べ	12
資料 7	河川水門管理要綱	13
資料 8	海岸堤防水門等調べ	16
資料 9	海岸水門管理要綱	17
資料 10	海岸堤防水門等管理要領	19
資料 11	町有除雪機械	21
資料 12	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	22
資料 13	山地災害危険箇所	49
資料 14	砂防指定地一覧	58
資料 15	気象警報発表基準等	61
資料 16	岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）	63
資料 17	岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）	64
資料 18	日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定	65
資料 19	最大クラスの津波を包括した津波浸水想定	66
資料 20	避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）	67
資料 21	避難情報の発令基準	68
資料 22	避難路の指定について	79
資料 23	指定緊急避難場所・指定避難所	80
資料 24	災害危険区域内要配慮者利用施設一覧	83
資料 25	町内危険物施設一覧表	84
資料 26	防火対象物（消防法第8条）	86
資料 27	岩泉町火入れに関する条例	87
資料 28	米穀等販売業者一覧表	90
資料 29	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	91
資料 30	支給物資の種類、支給基準数量等	93
資料 31	火葬地・公葬地調べ	94
資料 32	ヘリポートの現状	96
資料 33	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	97
資料 34	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	99
資料 35	大規模災害時における相互応援に関する協定書	101
資料 36	岩手県防災ヘリコプター応援協定	103
資料 37	災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定	105

資料 38	災害時の情報交換に関する協定	106
資料 39	災害時における救助に関する協定書	107
資料 40	避難所施設利用に関する協定書	109
資料 41	岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	111
資料 42	災害時における飲料の確保に関する協定	116
資料 43	災害時における応急対策業務に関する協定	118
資料 44	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	121
資料 45	災害時における電動車両等の支援に関する協定	125
資料 46	災害時における物資供給に関する協定	128
資料 47	災害に係る情報発信等に関する協定	130
資料 48	地域防災計画の項目と担当課（班）一覧表	132

提言・指針

第1節 防災体制の整備に関する提言

第1 計画の修正趣旨

平成23年3月11日午後2時46分ころ発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9を記録（本町の震度は4）し、午後3時28分ころには小本地区に津波が襲来しました。この津波により、13人（小本地区で4人、町外で6人、関連死3人）の尊い命が奪われたほか、建物被害387棟、うち住宅202棟、漁港施設や港湾の損壊、漁船漁具の流失、農地の浸水など壊滅的な被害を受けました。

また、平成28年8月の台風第10号は、8月30日に大船渡市付近に上陸し東北地方北部を北西に進み、かつてない河川氾濫や土砂災害などを引き起こしました。この台風により、岩泉町では25人（死者21人、関連死4人を含む）の犠牲者、33地区428世帯873人の孤立、約1,900棟の建物被害が発生し、被害総額は約420億（県施設を含む）円に上りました。

これらの災害では、避難対策、孤立対策、通信・情報対策や物資の備蓄・支援など従前の防災対策では対応が不十分であったことを踏まえ、岩泉町地域防災計画を見直します。

第2 岩泉町防災体制の確立

1 最大クラスの災害を想定した防災対策の充実

本町の防災対策は、東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害を経験し、従前の津波における想定被害や河川氾濫等による浸水地域の想定では不十分であったことが反省される。

のことから、これから防災対策の充実のためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定し、防災対策の充実・強化を図る必要がある。

2 避難計画策定と安全な避難所確保と円滑な支援

東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害は、町民の尊い命が奪われるかつて無い大惨事となった。

町民の尊い命を守り、このような惨事を二度と繰り返さないためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定した確実な避難計画の策定が必要である。

また、浸水等が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画等の策定が必要となる。

策定された避難計画に基づき、防災機関や地域が一体となった訓練の実施、情報の共有化が必要である。

3 通信・情報の災害対策の強化

地震、津波、豪雨災害により、停電や電話回線の寸断が生じ、固定電話や携帯電話、防災無線までも利用できず、衛星携帯電話も機能を十分に果たせず、情報が寸断され

提言・指針

る状況に陥った。様々な災害に対応した、多様な手段による情報伝達システムの構築が必要である。

4 食料や燃料の備蓄の促進及び輸送体制の整備

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほか、民間企業や各団体等との応援協定の締結等による緊急輸送体制の整備、陸上輸送等のための燃料の確保が必要である。

5 防災体制の見直し

災害時には、防災担当課や福祉担当課等に業務が集中しがちであるため、町の活動体系を見直し、指揮命令系統及び情報処理機能の強化及び各部との情報共有を図る仕組みづくりが必要である。

また、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を中心とした防災体制の確立を図る必要がある。

第2節 岩泉町防災体制強化の指針

第1 指針の役割

「岩泉町防災体制強化の指針」は、「防災体制の整備に関する提言」を踏まえ、町民・企業等民間団体・行政等が力を合わせて防災体制を強化していくための5つの柱と早急に着手すべき主な取り組みをまとめたものである。

今後は、この指針に基づき、岩泉町地域防災計画の見直しや各種マニュアルづくりを行うとともに、災害に強いまちづくりを目指していく。

第2 岩泉町防災体制強化の指針

1 地震、津波、豪雨の想定

地震や津波の規模は、想定より大きい可能性も視野に入れ、東日本大震災津波及び過去の最大クラスの地震、津波並びに従前の被害想定を踏まえ、「多重型防災」の防災対策を講じる。津波対策にあたっては、次の2つのレベルを想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、また、豪雨対策にあたっては、想定し得る最大規模の洪水

2 避難計画の策定、避難所環境の整備

最大クラスの津波や豪雨を想定し、津波、洪水、土砂災害からの避難計画を策定する必要がある。また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備等が必要である。

【主な取組み】

- (1) 緊急時避難場所及び避難所の見直し、避難所運営マニュアルの作成・普及
- (2) 災害時避難行動要支援者への支援体制の見直し
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定、避難訓練等の徹底
- (4) 避難支援従事者の安全確保
- (5) 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等への配慮及びプライバシーの保護
- (6) 要配慮者利用施設、避難者への情報伝達方法の見直し
- (7) 仮設住宅建設用地の確保及び充足
- (8) 仮設住宅環境の充実
- (9) 防災文化の継承

3 通信・情報対策

災害の被害を最小限とするには、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達することが大切である。孤立などを想定して様々な情報通信手段を確保するとともに、防災行政無線の強化等を図りながら、町民のニーズに対応した効果的な情報収集伝達体制の整備に努める。

【主な取組み】

- (1) 定期的な通信訓練等の実施

- (2) 消防団分団、避難所との通信手段、非常用電源設備の強化等
- (3) 非常用電源設備の燃料確保
- (4) 通信施設の津波流失防止対策
- (5) 防災情報伝達制御システムの活用
- (6) 防災行政無線エリア拡大整備
- (7) アマチュア無線団体等との連携

4 物資の備蓄・確保

物資の備蓄・確保も重要な取り組みのひとつである。平常時からの災害や孤立に備えた備蓄、応援協定等による緊急輸送体制の整備が急務である。

【主な取組み】

- (1) 指定避難所への食料、生活必需品、非常発電機等の配備
- (2) 食料・生活必需品等の家庭内備蓄の促進
- (3) 応援協定締結等による緊急輸送体制の整備
- (4) 陸上輸送等のための燃料の確保
- (5) 避難所以外の避難者に対する支援
- (6) 他市町村からの避難者に対する支援

5 防災体制の見直し

行政の災害対応力向上も、防災体制強化に向けた重要な取組みのひとつである。平常時に町の各課等が持つ専門知識やネットワークを最大限に生かした防災体制づくりを進め、本部機能の強化を図るとともに、現地対策本部が迅速に対応できる体制づくりを進めていく。

また、自助・共助の防災力を強化するため、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を活性化する取り組みを促進する。

【主な取組み】

- (1) 災害対策本部の分掌事務及び設置基準の見直し
- (2) 町本部各部における平常時からの準備、体制強化
- (3) 指揮命令系統、情報処理機能の強化
- (4) 大規模災害時における町本部各部間の柔軟な対応
- (5) 自主防災組織と地元消防団、警察官等関係機関の連携強化
- (6) 自主防災組織の活動体制の構築及び資機材等の整備並びに訓練等の充実

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定める。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

さらに、この計画を実行するための実施計画や行動マニュアルを国や県の指針等に基づいて作成し、相互に整合を図る。

第2節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又は県計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすとともに、各防災機関の実施する防災上の諸施策に対し協力する等自ら進んで防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援し、主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、町を挙げて防災に取り組むものとする。

第3節 県計画との関係

この計画は、岩泉町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法の規定に基づくこの計画は、県計画に矛盾し又は、抵触するものであってはならない。

第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、個人情報を被災者支援のための事務又は事業の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、岩泉町個人情報保護条例（平成18年条例第4号）の規定により、個人情報の適切な取扱いを確保する。

第5節 岩泉町防災会議

1 所掌業務

岩泉町防災会議の所掌業務は、次のとおりである。

- (1) 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

2 組織

岩泉町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関名
会長		岩泉町長
委員	指定地方行政機関	三陸北部森林管理署長
委員	指定地方行政機関	東北農政局岩手県拠点総括農政推進官
委員	指定地方行政機関	盛岡地方気象台長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古地域振興センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古保健福祉環境センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉林務出張所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉土木センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉普及サブセンター所長
委員	岩手県警察官	岩泉警察署長
委員	町の職員	岩泉町副町長
委員	教育長	岩泉町教育委員会教育長
委員	消防署長	宮古地区広域行政組合岩泉消防署長
委員	消防団長	岩泉町消防団長
委員	指定公共機関	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長
委員	指定公共機関	JRバス東北株式会社盛岡支店長
委員	指定公共機関	東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター所長
委員	指定公共機関	岩泉郵便局長
委員	指定地方公共機関	岩手県北自動車株式会社宮古営業所長
委員	指定地方公共機関	岩泉自動車運輸株式会社取締役社長
委員	指定地方公共機関	岩手県済生会岩泉病院長
委員	指定地方公共機関	三陸鉄道株式会社取締役事業本部長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉地区自主防災協議会長

職名	区分	防災機関名
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	小川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	大川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	小本地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	安家地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	有芸地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉町婦人消防連絡協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉町防災士連絡協議会女性部会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉女性連絡会議おじやんこの会事務局長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	食生活改善グループいわいづみ会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉町社会福祉協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	N P O 法人クチエカ事務局長

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

第6節 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定(地方)公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、おおむね次の事務及び業務を処理する。

なお、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じてお互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 町及び広域行政組合

町は、町の地域並びに町民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づき、これを実施する。

機関名	業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置・運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 町の管理に属する被災施設の復旧、地域の復興に関すること。 (9) その他防災に必要な事務に関すること。
宮古地区広域行政組合（岩泉消防署）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防業務に関すること。 (2) 救急及び救助業務に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施協力に関すること。

2 県

市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

機関名	業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。

	(6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 町及び他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
--	--

3 指定地方行政機関

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

機関名	業務の大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。

東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	(1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関すること。 (2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。 (3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関すること。 (4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。 (5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 〔三陸国道事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水防活動の指導に関すること。 (3) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (7) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (8) 災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。

東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊・機関	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 灾害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 灾害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 灾害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KD DI(株)、ソフトバンク(株)、(株)楽天モバイル	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 灾害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店、北東北福山通運(株)盛岡支店、佐川急便(株)岩手支店、ヤマト運輸(株)盛岡支店、岩手西濃運輸(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株) 〔宮古電力センター〕	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 灾害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 〔岩泉郵便局〕	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 灾害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

6 指定地方公共機関

その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。
(株)テレビ岩手	(2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。
(株)岩手めんこいテレビ	(3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
(株)岩手朝日テレビ	(4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(株)エフエム岩手	
(公社)岩手県トラック協会	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(公社)岩手県バス協会	
三陸鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。
(一社)岩手県歯科医師会	(2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会 〔岩泉支部〕	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関名	業務の大綱
地区自主防災協議会	(1) 平常時における防災・減災意識の醸成 (2) 災害時における共助活動の実施及び公助との協働
小本川土地改良区	水門、水路、溜池等の施設の整備及びその防災管理に関すること。
(一社)宮古医師会	医療関係機関との連絡調整並びに医療防疫対策の協力に関すること。
農業協同組合〔JA新岩手岩泉支所〕、漁業協同組合〔小本浜漁業協同組合、小本河川漁業協同組合、安家川漁業協同組合、小本川漁業協同組合〕及び森林組合〔岩泉町森林組合〕	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 (2) 農林水産関係の町が実施する被害調査、応急対策に対する協力 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋 (4) 被災農林漁家に対する肥料、飼料、その他の資材の確保・斡旋

岩泉商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力 (3) 被災時における金融対策
一般診療所 医院	(1) 受入れ患者に対する災害時の避難体制の確保 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護
一般運送業者	災害時における緊急輸送
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置
(株)岩手日報社、(株)朝日新聞社盛岡総局、(株)毎日新聞社盛岡支局、(株)読売新聞社盛岡支局、(株)河北新報社盛岡総局、(株)産業経済新聞社盛岡支局、(株)日本経済新聞社盛岡支局	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 防災知識の普及啓発に関すること
岩泉町婦人消防連絡協議会	災害時における奉仕活動、協力
食生活改善グループいわいづみ会	災害時における奉仕活動、協力
アマチュア無線クラブ	災害時における情報の提供協力
岩泉町防災士連絡協議会	災害時における奉仕活動、協力
岩泉町社会福祉協議会	(1) 岩泉町災害ボランティアセンターの設置及び防災ボランティアの調整に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力
NPO法人クチェカ	(1) 災害ケースマネージメントにおける総合支援に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力
いわてNPO災害支援ネットワーク	(1) 岩泉町災害ボランティアセンター及び防災ボランティアの中間支援に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力

第7節 郷土の概況

1 位置

岩泉町は、県の東北部に位置し、東方は太平洋に臨むとともに、西方は、盛岡市に接している。南方は宮古市に接し、また北方は久慈市に接するなど、3市1町3村に隣接している。

岩泉町の極範囲	極東	岩泉町小本茂師	東経 141° 57' 06"
	極西	岩泉町釜津田阿部館山	東経 141° 19' 03"
	極南	岩泉町釜津田高森	北緯 39° 40'
	極北	岩泉町安家遠別山	北緯 40° 24'

2 面積

本町は、東西 51 km、南北 41 kmで、面積は 992.36k m²である。（国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」）

(1) 地目別面積

(平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：税務出納課)

地目 区分	田	畠	山林	原野	牧場	雑種地
面積 k m ²	4.52	16.34	781.63	33.19	6.43	2.74
構成比 %	0.5	1.6	78.8	3.3	0.6	0.3
地目 区分	宅地	その他	小計	池沼	計	
面積 k m ²	3.08	144.42	992.35	0.01	992.36	
構成比 %	0.3	14.6	100.0	0.00	100.0	

(2) 標高別面積

地目 区分	50m 未満	50m 以上 200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	600m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上	計
面積 k m ²	28.37	84.41	140.10	236.08	264.75	223.57	15.08	992.36
構成比 %	2.86	8.51	14.12	23.80	26.66	22.53	1.52	100.00

3 人口

総人口は8,591人で、岩泉地区が約半数を占め、小川地区と合わせると全体の約7割を占める。また、高齢者の割合は4割を超えている。

(令和 4 年 12 月 31 日現在 資料：町民課)

地 区	岩 泉	小 川	大 川	小 本	安 家	有 芸	合 计	
世 带 数	1,974	917	289	679	247	98	4,204	
男女別 人 口	男 性	1,876	853	296	729	240	77	4,071
	女 性	2,046	885	275	733	208	92	4,239
	合 計	3,922	1,738	571	1,462	448	169	8,310
年 齢 階層別 人 口	0 ~ 14 歳	368	109	23	125	6	13	644
	15 ~ 64 歳	1,896	743	234	752	158	71	3,854
	65 歳 以 上	1,658	886	314	585	284	85	3,812
	65 歳 以 上 割 合 (%)	42.27	50.98	54.99	40.01	63.39	50.30	45.87

4 地勢・地質・気象・気候

(1) 地勢・地質

ア 岩泉町は、四方を標高 1,000m～1,300m の高地に囲まれ、地形は極めて険阻である。耕地は少なく、林野率は高い。河川は、小川の国境及び大川の釜津田より源を発して太平洋に注ぐ流路延長 96 km の小本川、安家森に源を発する安家川及び峠ノ神山に源を発する摂待川の3川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成している。

イ 地質は、中・古生層が約 82% を占め、これに花こう岩が接し、また、安家地区より南に走る石灰岩は、岩泉地区に延びて鍾乳洞群を形成しているほか、第三紀層、閃緑岩及び石英斑岩類等を挟んでいる。土壌は、一般に中性を示している。

(ア) 町内の主な山 (資料: 岩泉町統計書 第9号 平成25年度版)

山名	位置	標高(m)	山名	位置	標高(m)
亀ヶ森	宮古市境	1,112	上明神山	盛岡市境	1,118
峠ノ神山	宮古市境	1,230	三巣子岳	岩手郡葛巻町境	1,182
堺ノ神岳	宮古市境	1,319	安家森	安家川上流	1,239
上松森	宮古市境	1,249	蓮森	久慈市境	1,175
害鷹森	宮古市境	1,304	遠島山	久慈市境	1,263
サクドガ森	宮古市境	1,361	天神森	久慈市境	1,207
青松葉山	宮古市境	1,366	穴目ヶ岳	小本川小川上流	1,168
阿部館山	盛岡市境	1,218	黒森山	小本川及び安家川境	1,107
御大堂山	盛岡市境	1,196	一杯森	小本川大川上流	1,186
七兵衛頭	盛岡市境	1,162	高倉山	小本川大川上流	1,141
大森山	盛岡市境	1,005			

(イ) 町内の川 (二級河川)

水系	河川名	延長 Km	指定区間		指定期 年月日
			上流端	下流端	
小本川	小本川	48.7	岩泉町門字三田貝川合流点	河口まで	昭和12年2月1日
小本川	大川	45.6	岩泉町釜津田字櫃取	小本川合流点	昭和35年4月1日
安家川	安家川	27.9	岩泉町安家字松ヶ沢合流点	野田村堺	昭和12年2月1日
小本川	清水川	5.7	左岸…岩泉町岩泉字小屋敷 右岸…岩泉町岩泉字神成	小本川合流点	昭和12年2月1日
小本川	長内川	2.9	左岸…岩泉町中島字長内55番地 右岸…岩泉町中島字中島118番地2	河口まで	平成4年4月3日

(ウ) 町内の地質構成

面積 地質別	古生層	中生層	第三紀層	第四紀層	花崗岩類	計
面積 km ²	810.51	4.36	16.07	26.00	135.98	992.92
地質別比率 %	81.63	0.44	1.62	2.62	13.69	100.00

(2) 気象・気候

町の西側は山岳地帯で、高燥寒冷な高原型の気候である。また、町の中心部は盆地型で酷暑となる場合があり、東側の沿岸地帯は海洋性で比較的温暖であるが、やませの影響を受けることがある。

岩泉における過去の最大降水量は、1時間で70.5mm（平成28年台風第10号で観測）、1日で194.5mmである。また、最大風速は16.8m/s、最大積雪は97cmである。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）に際しては、小本で93.5mmの1時間降水量を記録した。

〔気象の極値〕（資料：気象庁ホームページ）

【アメダス岩泉】

要素	極 値	起観測日	統計期間
日最高気温	38.5°C	1994年8月12日	1976/11～2022/12
日最低気温	-17.1°C	1984年2月7日	1976/11～2022/12
日最大風速	西南西 16.8m/s	2012年4月4日	1976/11～2022/12
日最大1時間降水量	70.5mm	2016年8月30日	1976/4～2022/12
日降水量	199mm	2007年9月7日	1976/4～2022/12
月最深積雪	97cm	2003年3月8日	1991/11～2022/12

【アメダス小本】参考

要素	極 値	起観測日	統計期間
日最大1時間降水量	93.5mm	2019年10月13日	1977/10～2022/12
日降水量	272mm	2000年7月8日	1977/10～2022/12

第8節 本町における災害

1 過去の主な災害

本町の過去の自然災害等の発生は、台風によるものが最も多く、次いで気象条件（異常気象）による災害が多い。

平成28年8月の台風第10号は本町に1時間雨量70.5mm、24時間雨量194.5mm（平年の8月の雨量を超過）、最大瞬間風速25.7m/sの暴風雨をもたらし、町内各地で土砂災害が発生したほか小本川や安家川などで大規模な氾濫が発生した。この災害により主要な交通軸が遮断され、33地区428世帯873人が孤立状態となったほか、死者が24人（関連死を含む）、建物被害が約1,900棟、被害総額は約420億円に上った。

また、令和元年10月の東日本台風（台風第19号）により、小本で1時間雨量93.5mmを観測し、建物の浸水76棟を始め、総額4.3億円に達する被害を受けた。

その他、明治29年以降の本町内の主な災害記録は、【資料編】資料5「岩泉町における主な災害記録」のとおりである。

2 今後予想される災害

本町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

- (1) 大雨等による洪水災害
- (2) 局地的短時間豪雨による災害
- (3) 山地等崩壊災害
- (4) 台風等による暴風災害
- (5) 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
- (6) 津波災害及び高潮、波浪による災害
- (7) 豪雪災害
- (8) 市街地や林野における大火災
- (9) 危険物の爆発による災害
- (10) その他の特殊災害

第9節 防災対策の推進方向

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

したがって、町は次の点において防災対策の推進を図るものとする。

- 1 防災知識の普及と防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成及び活性化
- 3 防災訓練の実施
- 4 治山治水事業の実施
- 5 防災施設の整備

これらの実施にあたっては、本計画に基づくほか、岩泉町未来づくりプラン、岩泉町過疎地域自立促進計画、岩泉町国土強靭化地域計画及び岩泉町災害復興まちづくり計画等によるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対する防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災意識の醸成を図る。
なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。
また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
- 2 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」との主体的な姿勢の元に、自主的な防災活動を展開することを支援するため、自主防災組織の育成、強化を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 3 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

町（危機管理課）及び防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適切な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を定期的に開催し、又は関係機関が開催する講習会等に職員を参加させ、その他防災関係資料を配布して、防災知識の普及に努め、平常時から活動できる防災士の資格取得の促進を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 災害に関する基礎知識
 - エ 災害を防止するための技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 災害時における業務分担の確認
 - キ 過去の災害対応の教訓（東日本大震災、平成28年台風第10号災害など）

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 町（危機管理課）は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸すことなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

本編 第2章 災害予防計画

- (2) 町（危機管理課）は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (3) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用
 - ウ 起震車等の利活用による災害の疑似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の利活用による上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する支援
- (4) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 防災気象情報、避難情報の意味及び内容
 - ウ 災害に関する基礎知識
 - エ 災害危険箇所に関する知識
 - オ 過去の主な災害事例（東日本大震災、平成28年台風10号災害など）
 - カ 災害時の心得、避難誘導
 - ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - キ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - ク 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - ケ 平常時の心得
 - ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー及び歯ブラシ等口腔衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ④ 災害時に身の安全を確保する方法などを確認する。
 - ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑥ 災害時の家族間での連絡方法や避難の方法などを決めておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ⑧ 保険・共済への加入等生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
- (5) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地方公共団体等の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

本編 第2章 災害予防計画

(6) 町（危機管理課）は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(7) 町（町民課）は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

(1) 教育委員会及び学校は、児童、生徒等に対し、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、関係職員、父母等に対し、家族間で避難の方法を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と併せた防災教育の実施に努めるものとする。

(2) 町（危機管理課、消防防災課）及び教育委員会は、防災教育に対して、防災士や消防団員等が参画した体験的・実践的な学習・訓練等ができるように、学びの出前講座を通じて支援する。

5 防災文化の継承

(1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、東日本大震災、平成28年台風第10号災害などの過去の災害の経験や教訓を記録・保管して定期的に確認するとともに、次世代の職員等に継承し、防災を文化と捉え、「防災文化」として将来に生かすことにより、職員の災害対応力や地域防災力の向上を図る。

(2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町（危機管理課）及び防災関係機関は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

町（危機管理課、町民課）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

町（危機管理課）は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

9 男女共同参画の推進

町（危機管理課、教育委員会事務局）は、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。

第3 自主防災組織等の育成・活性化

1 自主防災組織の育成強化

(1) 既存の自主防災組織の鍛成

ア 町（危機管理課）は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、集落の実情に応じて防火や避難などに特化した自主防災組織の育成、強化に努める。また、各組織の体制や活動の実態を把握し、効果的な活動計画、体制、取組等を他の地区に普及する。

イ 町（危機管理課）は、積極的に研修会、講習会等を実施し、自主防災活動の地域リーダーを育成する。

ウ 町（危機管理課）は、自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

町（危機管理課）は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を平常時及び災害時に分けて定める。

なお、自主防災組織は日頃から自治会等と連携を図り、平常時の活動が災害時の活動に結びつくよう自助力及び共助力を高めることを意識し、地域の実情にあった活動を行う。

ア 平常時の主な活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、指定避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達、指定避難所の自治運営体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や孤立危険地区、避難場所等の把握、発災時や孤立時における地域内での連絡体制の構築

イ 災害時の主な活動

- ① 地域内の被害状況、孤立状況等の情報収集、町本部への伝達
- ② 住民に対する避難情報の伝達、確認
- ③ 安否確認及び避難誘導、避難行動要支援者の避難支援
- ④ 出火防止及び初期消火
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊き出しや救援物資等の配分等指定避難所運営に対する協力や自治運営体制の確立

2 住民等による地区内の防災活動の推進

自主防災組織は、防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努めるとともに、地区内の住民等が共同して行う防災活動や訓練等を定めた地区防災計画のさらなる充実に努める。

本編 第2章 災害予防計画

町（危機管理課）は、当該自主防災組織と連携し、提案のあった地区防災計画について、その必要を判断した上で、本計画の別冊として編纂し、その防災活動の推進を図る。

3 消防団の活性化

町（消防防災課）は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るために、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- ア 「消防団活性化総合計画」の策定
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
- エ 報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- オ 消防団総合整備事業等の活用
- カ 競技会、行事等の開催
- キ 青年層・女性層の消防団への参加促進
- ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 防災施設・資機材等の整備

町（危機管理課）は、防災知識の普及及び自主防災組織等育成の活動拠点となる施設並びに防災資機材の備蓄施設について岩泉町未来づくりプラン等により整備充実に努める。

【巻末】別表「自主防災組織等の現況」

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、次の事項を推進するため、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実戦的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 訓練の実施方法

- 1 町（各課）は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- 2 訓練は、毎年1回以上、地域の実情に応じた適宜の時期に、実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。
- 3 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするように努める。
 - (1) 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の職員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - (2) 実地訓練は、防災資機材を用い、各々の職員が関係機関との連携のもとに、実際に防災活動に習熟するため実施する。
- 4 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりとする。

①災害対策本部設置・運営訓練	② 通信情報連絡訓練	③ 職員非常招集訓練
④ 避難訓練	⑤ 避難所開設・運営訓練	⑥ 救出・救助訓練
⑦ 医療救護訓練	⑧ 消防訓練	⑨ 水防訓練
⑩ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑪ 要配慮者を対象とした訓練	⑫ 遺体対応訓練
⑬ 多言語対応訓練	⑭ 施設復旧訓練	⑮ 交通規制訓練

第3 訓練の企画実施に当たって留意すべき事項

町（各課）は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

1 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害の履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

2 広域的な訓練の実施

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、広域応援体制の確立を図るため、近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練等を含む各種の訓練を実施する。

3 地域住民、教育機関等の参加促進

自主防災組織、ボランティア団体、N P O、ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に積極的な参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚、地域住民による訓練参加の促進を図る。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、こども園、小中学校、高等学校等の参加を得る。

4 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、町内外の主要防災関係機関の参加を得る。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び指定される自衛隊による救援活動に係る各種訓練を実施する。

5 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第3節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

災害に結び付く気象現象の的確な把握及び適時・適切に、防災気象情報を防災関係機関、町民に提供する体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

町（危機管理課）は町設置の雨量計をテレメータ化するとともに、町、県及び国（気象庁）が設置する雨量計の観測データをリアルタイムに自動収集し、災害発生の危険がある雨量を記録した場合は防災担当者に自動通報するシステムを整備する。また、県は小本川等の水位観測所の増設を推進する。

第3 伝達体制の整備

町（危機管理課）は防災気象情報を適時・的確に把握し、報道機関等の協力を得て住民に周知する体制の整備に努める。

第4節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、津波流失対策及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が破損した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、被害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 4 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設の整備等

1 町防災行政無線

- (1) 町（危機管理課）は屋外拡声器等の増設などにより、町防災行政無線の機能強化に努める。
- (2) 町（危機管理課）はIP告知端末機器と町防災行政無線の連携機能の充実に努める。
- (3) 町（危機管理課）は移動系設備の対象エリアの拡大に努める。
- (4) 町（危機管理課）は防災行政無線その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町（危機管理課）は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、気象警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等

本編 第2章 災害予防計画

に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び津波流失対策に努める。

- (3) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点検を実施する。

4 災害時優先電話の指定

町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資材及び要員の確保等に努める。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、災害教訓や訓練結果に基づく通信運用マニュアルの見直し、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

第5節 避難計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震、津波、洪水等の災害から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難確保計画を作成し、避難確保に必要な手段、体制等の整備を図る。
- 3 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町（危機管理課）は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下（避難所）という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者及びその他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を想定される災害の種別毎に作成する。

ア 警戒レベル3高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法
エ 避難場所等の管理体制の整備
オ 避難者に対する救援、救護措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置

本編 第2章 災害予防計画

	④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所としての社会福祉施設等の指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段の確保			
キ 避難場所等の設備の整備	① 収容施設	② 給食施設	③ 給水施設	④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報				
ケ 避難訓練の実施				

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画作成に当たっては、危機管理課と関係課の連携の下、消防団、自主防災組織等及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (4) 町（危機管理課）は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）令和3年5月）を参考に警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の具体的な発令基準を策定し、町計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難情報を適切に発令することができるよう、具体的な避難情報の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 避難計画に盛り込む避難情報の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用のため、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難情報の発令基準の策定又は見直しを支援する。
- (6) 避難計画の作成に当たっては、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、こども園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (8) 避難手段は、原則として徒步によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など、地域の実情に応じやむを得ず車両により避難せ

本編 第2章 災害予防計画

ざるを得ない場合においては、避難者が車両で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

- (9) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 町（危機管理課）は、避難計画を周知するため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- (11) 町（危機管理課）は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川及びその他の河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難確保計画

- (1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町（危機管理課）に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

【資料編】資料24「災害危険区域内要配慮者利用施設一覧」

- (2) 施設の管理者等は、町（危機管理課）、消防機関、警察機関等と密接な連携を図り、避難訓練を実施する等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 学校、こども園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (4) 医療機関においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の確保方法等を定める。
- (5) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難情報の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

本編 第2章 災害予防計画

(6) 町（危機管理課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 町（危機管理課）は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 町（危機管理課）は、災害が発生し、自らの地域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他都道府県への位置的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(3) 町（危機管理課）は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の指定及び整備

1 避難場所等の指定

(1) 町（危機管理課）は、次の事項に留意し、施設管理者の同意を得て、地区の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定し、不足する場合は、充足に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて候補施設の調査を行い、隨時見直しを行う。

また、町（危機管理課）は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとし、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。

その他、避難場所等に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

避難場所等の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

避難場所	<p>(1) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>(2) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。</p> <p>(3) 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</p>
------	---

	(5) 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 (6) 津波に対する避難場所は、海に通じる溝、堰、沢等を渡らない場所で、かつ、住民が短時間で避難が可能な場所であること。 (7) 水害に対する避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滯水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所 (収容施設)	(1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 (2) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 (5) 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 (6) 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 (7) 避難生活の長期化に考慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も考慮すること。 (8) 一般の避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 (9) 福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものであること。 (10) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。 (11) あらかじめ施設の安全性が確認されているものであること。

(2) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特にも要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。

本編 第2章 災害予防計画

さらには、要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難者へ直接避難することができるよう努める。

2 避難道路の選定等

町（危機管理課）は、次の事項に留意し、地区の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定する。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能であること。
- (3) 津波、浸水等の危険がないこと。
- (4) 避難路は、原則として相互に交差しないこと。

また、避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で、交通規制計画を定めることとする。

3 避難場所等の環境整備

町（危機管理課）は、次の事項に留意し、平常時から避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 住民に各種情報を確実に伝達できるような通信機材の配備
- (2) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備 等の設置
- (4) 日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用による避難場所の対象災害種別の明示
- (5) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- (6) 医療救援、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (7) 非常食料、毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (8) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- (9) 避難の長期化に応じたプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- (10) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

第4 避難所の運営体制等の整備

町（危機管理課）は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民、自主防災組織等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) マニュアルには、避難者の受け入れスペースの設定、情報連絡、住民組織等の協力事項、プライバシー確保、ストレス防止策、ペット対策、マスコミ取材対応ルールなどを具体化し、開設に必要な資機材とともに各避難所に配備する。
- (2) 訓練は、図上訓練（HUG）や実地訓練（湧き水の利用、太陽光発電設備の切り替え作業などを含む。）など実践的な方式とし、自主防災組織、要配慮者など多様な主体が参加するよう努める。

本編 第2章 災害予防計画

- (3) 避難所の開設にあたる職員を派遣することが困難と予想される施設については、近隣の自主防災組織の役員等にあらかじめ開設を依頼し、マニュアル等を周知しておく。
- (4) 町（危機管理課、教育委員会事務局）は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第5 避難に関する広報

町（危機管理課）は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難訓練の実施など、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	(1) 避難場所等の名称、所在地 (2) 避難場所等への経路 (3) 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の設置と見方
避難行動に関する事項	(1) 平常時における避難の心得 (2) 避難情報の用語の意味 (3) 避難情報の伝達方法 (4) 避難の方法 (5) 避難後の心得
災害に関する事項	(1) 災害に関する基礎知識 (2) 過去の災害の状況

第6 避難訓練の実施

- 1 町（危機管理課）は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自ら実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難情報の発令のマニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民、NPO等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

1 名簿に登載する範囲

町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は、避難行動を自ら行うことが困難な者で、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定において、要介護度3以上の判定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けているもので1級又は2級の判定を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けているものでAの判定を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので1級の判定を受けている者
- (5) 特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている難病患者
- (6) 75歳以上の者のみで構成されている世帯の者
- (7) 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で本人が希望する者
- (8) その他町長が配慮を必要と認める者

2 名簿を平常時に提供する範囲

避難支援者を次のとおり定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

- (1) 地区自主防災協議会
- (2) 民生・児童委員
- (3) 町社会福祉協議会
- (4) 岩泉消防署
- (5) 岩泉警察署
- (6) その他、避難行動要支援者本人が指定した者

3 名簿の適切な管理

町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等に事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿の適切な管理に努める。

第3 避難行動要支援者避難支援計画の作成

町（健康推進課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、次の事項を踏まえた「岩泉町避難行動要支援者避難支援計画」を策定する。

- 1 避難支援関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置
- 6 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難情報の発令時における情報伝達上の配慮事項
- 7 避難支援者の安全確保

第4 避難行動要支援者の実態把握及び避難支援プラン（個別計画）の作成

- 1 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿に記載の上、デジタル技術を活用するよう積極的に電子データ、ファイル等で管理し、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めることを含む避難支援プラン（個別計画）を作成する。
- 2 町（健康推進課）は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プラン（個別計画）の策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者及び障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- 3 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

第5 災害情報等の伝達体制の整備

- 1 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町（危機管理課）は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した警戒レベル3高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 2 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 町（危機管理課、消防防災課）は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 5 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン（個別計画）等に基づき情報を伝達する。

本編 第2章 災害予防計画

- 6 町（町民課、健康推進課）は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者及び障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、災害時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- 7 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難情報を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

第6 避難誘導

町（危機管理課、消防防災課）は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

第7 避難生活支援

- 1 町（健康推進課）は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者支援窓口の設置、保健師等による健康相談、県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者相互の緊密な連携が図られるような体制の構築を図る。
- 2 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ（オストメイトを含む。）及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

第8 社会福祉施設等の安全確保対策

- 1 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 2 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を定め、避難確保計画（第5節 第2・2）に記載する。

第9 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町（危機管理課、健康推進課）は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら、第2節「防災訓練計画」及び第5節「避難計画」に基づき防災訓練等の実施に努める。

第10 外国人の安全確保対策について

- 1 防災教育、防災訓練の実施

本編 第2章 災害予防計画

防災関係機関は、町（危機管理課）及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、町（危機管理課）は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町（危機管理課）は、外国人を多く就業させている事業者等に対し、防災講習の開催を働きかける。

2 避難計画

町（危機管理課）は、第5節 第2に定める避難計画の作成に当たっては、町内に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

3 情報伝達及び案内表示板等の整備

(1) 町（危機管理課）は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難情報の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(2) 町（危機管理課）は、県、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 情報の提供

(1) 町（危機管理課）は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

(2) 町（危機管理課）は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

5 ボランティアの育成等

町（健康推進課）は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

6 相談体制

町（健康推進課）は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人を対象とする相談体制を整備する。

第7節 孤立対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保状況等から孤立が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を隨時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、孤立対策に努める。

第2 孤立想定地域対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 町（危機管理課）は、災害時優先電話、衛星携帯電話等のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努めるとともに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 町（危機管理課）は、孤立のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努める。

2 避難先の検討

町（危機管理課）は、集落内に避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるよう努める。

3 救出方法の確認

町（危機管理課）は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所の確保に努める。

また、地域内に場外離着陸場が確保できない場合等は、隣接する地域等において場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町（危機管理課）は、孤立のおそれのある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、物資の備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ、投光器、テント、医薬品、防水シート、毛布、救援表示シート（ヘリコプターから地上のSOSを確認できる資器材）等を、集落単位で備蓄することが望ましいが、各家庭においても3日分程度の水、食料の備蓄に努めることを奨励する。

5 自主防災体制の育成強化

町（危機管理課）は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災体制の育成強化に努める。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

第2 備蓄の類型

備蓄の類型は、次のとおりである。

- 1 災害に備え、町（危機管理課）、事業所、町民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- 2 災害発生時、町に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（救援物資）
- 3 町（危機管理課）が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 4 国が、被災自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 町（危機管理課、経済観光交流課）の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別によるニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦、性的マイノリティ（L G B T Q +）等の多様なニーズに要配慮者に配慮する。
- 2 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 3 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 4 備蓄は、避難所等に分散して行い、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 5 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の協力による物資調達に係る体制を整備する。
- 6 町（危機管理課、経済観光交流課）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第4 町民及び事業所の役割

- 1 町民の役割

本編 第2章 災害予防計画

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

[家庭における備蓄品の例]

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ、歯ブラシ等の口腔衛生用品等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

第9節 災害応急施設等整備計画

第1 基本方針

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、災害応急施設及び災害対策用資機材等を整備し、災害応急体制の強化を図る。

第2 災害応急施設等の機能強化

町（各課）は、災害応急施設等の機能強化を図るため、岩泉町未来づくりプラン及び岩泉町過疎地域自立促進計画等（以下、本節中「町未来づくりプラン等」という。）に基づき、次に掲げる機能に重点を置き、施設等の整備を進める。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- 3 防災ヘリコプター等による、災害応急活動の応援を受けるための防災ヘリポート機能
- 4 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送、集積機能
- 6 災害対策資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難・収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備及び耐震化

- 1 町（各課）は、避難路、避難場所（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を町未来づくりプラン等に基づいて整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化等を推進する。
- 2 町（各課）及び防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震化、不燃化等に努める。

第4 消防施設の整備

町（消防防災課）は、地域の実情に則した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設及び設備を町未来づくりプラン等に基づき整備拡充し、常時点検整備を行う。

【巻末】別表「消防施設等の現況」

第5 災害対策用資機材等の整備

町（危機管理課、消防防災課）は、大規模な災害等における、災害対策活動を実施するため必要な、次の資機材を町未来づくりプラン等に基づき整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- 1 水防用資機材
- 2 林野火災用資機材

第10節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

火災等による災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進及び市街地の再開発等を推進することにより、町の防災強化を図る。

第2 建造物の概況

本町の住宅等は約1万1千棟であるが、そのほとんどが木造で耐火性が弱く、防火上危険性が高い。また、生活水準の向上に伴い、石油、ガス、合成樹脂等の化学製品が日常的に普及し、火災の発生形態は多様化、複雑化している。

第3 建造物災害予防対策（地域整備課）

1 建造物の不燃化の推進

（1）建造物災害予防の目標

密集地及び集落地においては、耐火建造物の建築が望ましいが、経済的問題から至難なところである。今後の建築に当たっては、「人命の尊重」と「財産の保全」を主眼に、建築基準法等関係法令の定めるところによる諸施策の一層の推進を図るものとする。

（2）公営住宅の不燃化促進

ア 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

イ 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地づくりを推進する。

（3）民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

2 建築物の安全確保

地震、台風、豪雪、火災等に対する建造物の構造上の安全を確保するために関係者に対する指導を行うとともに、学校、診療所、庁舎等の主要建築物については、大災害発生時における避難及び救急救助活動の拠点建造物として位置づけ、積極的にその機能を確保するよう努めるものとする。

（1）地震に対する安全性の確保及び向上を図ることとして、民間木造住宅の耐震診断を促進し、防災強化を図る。

（2）耐震診断により、その補強工事が必要な住宅には、耐震改修支援をして、その安全確保を積極的に促進する。

（3）町（地域整備課）は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第4 防火対策の推進（消防署）

- 1 消防法に定める指定防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、火災通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理等、防火管理業務の充実を図るよう努めるものとする。
- 2 消防法に定める特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用設備等の設置の促進並びにその適正なる維持管理を推進するよう努めるものとする。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物からの火災の発生防止と被害の軽減を図るために、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防火知識の徹底を期するよう努めるものとする。

第5 市街地開発事業の推進（地域整備課）

1 密集住宅市街地整備促進事業

老朽住宅が密集する地区においては、老朽住宅を立て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、地区住民との協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区においては、関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

3 土地区画整理事業

公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、関係住民の理解を得て、道路、公園、緑地等を確保し、土地区画整理事業を推進する。

第11節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		<p>ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>イ 特に洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 ② 導水路と渓流との交差地点及びその周辺地形との関係 ③ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送電設備	架空電線	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各設備共通		<p>ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。</p> <p>イ 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</p>
(3) 雪害対策		

水力発電 変電設備	雪崩防護棚の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送電設備	<p>ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。</p> <p>イ 降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。</p>

本編 第2章 災害予防計画

配電設備	<p>ア 緑まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</p> <p>イ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。</p>
------	--

(4) 雷害対策

送電設備	<p>ア 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。</p> <p>イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。</p> <p>ウ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。</p>
変電設備	<p>ア 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による遮蔽を行う。</p> <p>イ 重要系統の保護継電装置を強化する。</p>
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 所要資機材計画 | (2) 輸送計画（車両、舟艇、ヘリコプター等） |
| (3) 保管施設の設備 | (4) 資機材及び輸送の調達 |
| (5) 資機材輸送の調査確認 | |

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に連絡する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等を行う。
-----	--------------------------------------

本編 第2章 災害予防計画

容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	(1) 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 (2) 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 (3) ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行いうよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設（上下水道課）

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ア 净水施設等は、停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- イ 配水管は、管路の多系化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- ウ 既設管は、漏水調査を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

町（上下水道課）及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、浄水装置の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の整備増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者（上下水道課）は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、以下の対策を施す。

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
------	---

終末処理場	<p>(1) 終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</p> <p>(2) 新たな処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</p> <p>(3) 既設の処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</p>
-------	---

第5 電気通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時の通信確保のため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

ア 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ① 大雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
- ② 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ③ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、通信網の整備を行う。

- ① 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ③ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ① 非常用衛星通信装置 | ② 可搬型衛星地球局 |
| ③ 可搬型無線機 | ④ 移動基地局及び臨時基地局 |
| ⑤ 移動電源車及び可搬型発電機 | ⑥ 応急ケーブル |
| ⑦ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等） | |

(4) 災害対策用資機材の確保等

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

イ 県は災害対策用資機材、器具等の設置場所について、町（危機管理課）と協議し、予め定めておくよう努める。また、町（危機管理課）にあっては、その調整に協力するよう努めるものとする。

(5) 電気通信設備等の点検調査

電気通信設備等を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第1 2節 風水害予防計画

第1 基本方針

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

町及び防災関係機関は、上記を踏まえ、風水害予防に関する知識の普及啓発を図る。

洪水等の水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業及び治山事業を計画的に推進する。また、災害時に適切に機能を発揮することができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 河川の現況

本町の河川は、1,000 メートル級の山地に源を発し、ほぼ東西に流れており、小本川、安家川、摂待川の3水系がある。

1 河川の状況

本町を流れる河川は、県管理河川 130.7 km、町管理河川約 148 kmとなっており、このうち小本川河口から上流 4.3 km区間については、平成 28 年台風第 10 号災害以前に河川堤防が完成していた。

2 重要水防箇所

本町の重要水防箇所（洪水時に危険が予想され重点的に巡回点検を要する箇所）及び水防倉庫は、【巻末】別表「重要水防箇所・水防倉庫の現況」のとおりである。

第3 水害予防事業

1 河川改修事業

平成 28 年の台風第 10 号災害で大きな被害が発生した小本川、安家川等については、河川激甚災害対策特別緊急事業や河川等災害関連事業等によるハード面での減水対策が実施される。その他、未改修の河川については、災害発生の危険度が高く、防災上の効果の高い箇所から河川改修事業の促進を図る。

[河川災害復旧事業等の概要]

事業主体	河川名	事業箇所（延長）	事業の概要
県	小本川	尼額～門 (22.8 km) 小本～岩泉 (24.1 km) 清水川 (2.0 km)	河道掘削、築堤、護岸、橋梁架替等
県	安家川	安家字松林地内 (2.7km)	河道掘削、護岸、築堤、橋梁架替等

2 砂防事業及び治山事業

平成 28 年台風第 10 号により、激甚な災害が発生した荒廃渓流において、再度災害を防止するため砂防堰堤等の整備を図る。緊急性の高い荒廃地及び荒廃危険地について予防治山を推進する等、治山施設整備を図るものとする。

本編 第2章 災害予防計画

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

東日本大震災津波で被災した海岸防災林については、既に植栽による復旧が完了したとあるが、これらが成長し期待される防災機能を発揮するまでの間、適切に保育管理を実施する。

第4 河川水門の管理

町が河川法第99条の規定により管理委託を受けて管理する河川水門及び町自ら管理する河川水門は16箇所である。（【資料編】資料6「河川水門調べ」参照）

水門の管理については、河川水門管理要綱に基づき、適切に実施するものとする。（【資料編】資料7「河川水門管理要綱」参照）

第5 水位周知河川及び浸水想定区域の指定及び公表

1 県は、洪水により相当な被害を生じさせるおそれがある河川について、水防法に基づき水位周知河川への指定を推進することとしており、町内では小本川と安家川が平成29年5月に指定された。

2 県は、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、町（危機管理課）に通知する。

なお、浸水想定区域の想定降雨は、従来、河川整備の計画降雨としていたが、平成27年の水防法の改正により想定最大規模の降雨に変更され、より大規模な洪水を対象とすることになっている。

3 町（危機管理課）は、必要に応じて想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

4 町（危機管理課）は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町計画において、浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「危険区域内要配慮者利用施設」という。）がある場合にはこれらの施設の名称及び所在地を明示する。

本編 第2章 災害予防計画

5 町計画に名称及び所在地等を定められた危険区域内要配慮者利用施設の管理者等は、水防法に基づく避難確保計画を作成して町（危機管理課）に報告し、同計画に基づく訓練等を実施する。また、町（危機管理課）は避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練等を行う。なお、本町で対象とする危険区域の範囲は、河川管理者等が指定する浸水想定区域のほか、平成28年台風第10号で浸水した区域も対象とする。

【資料編】資料24「災害危険区域内要配慮者利用施設一覧」

6 町（危機管理課）は、町計画において定めた水防警報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

7 町（危機管理課）は、水位周知河川に指定されていない中小河川について、水位や河川の状況に関する情報提供等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民等へ周知するものとする。

8 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があるとき認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けて、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第6 風害予防の普及啓発

町（危機管理課）及び防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等に備え、風害対策や風害に関する知識の普及啓発を図る。

第7 避難情報の発令の判断・伝達体制の充実・強化

町（危機管理課）は、避難情報の発令の判断及び伝達等を円滑に実施できるよう、国の避難情報に関するガイドライン等を参考に、実施マニュアルの整備や伝達訓練に努める。また、県や気象台の風水害対策支援チームからの助言等を円滑、的確に活用できるよう、ホットライン等の連絡体制の整備を図る。

第8 三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会の取組の推進

町（危機管理課）は、国の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき三陸圏域の洪水減災を市町村と河川管理者が連携して取り組むために組織された三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会が定める減災目標や取組を推進するため、国、河川管理者等の多様な関係者で密接な連絡体制を構築するものとする。

〔水防災意識社会再構築ビジョンの概要〕

ビジョン	主な対策
氾濫が発生時にも被害を軽減する「危機管理型のハード対策」の導入	○ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばす堤防構造を工夫する対策

本編 第2章 災害予防計画

	<ul style="list-style-type: none">・粘り強い構造の堤防の整備
住民が自らリスクを察知して 主体的に避難できる 「住民目線のソフト対策」への転換	<ul style="list-style-type: none">○ 住民等の行動につながるリスク情報の周知<ul style="list-style-type: none">・住民行動を分かりやすく示したハザードマップ○ 事前の行動計画作成、訓練の促進<ul style="list-style-type: none">・避難に着目したタイムラインの策定<ul style="list-style-type: none">〔【資料編】資料20 避難情報の発令に着目したタイムライン（防災行動計画） 参照〕○ 避難のきっかけとなる情報のリアルタイム提供<ul style="list-style-type: none">・水位計やライブカメラの設置・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

第9 流域治水協議会の取組の推進

町（危機管理課、地域整備課、農林水産課、上下水道課）は、流域治水協議会が定める「流域治水プロジェクト」を推進するため、国、県、関係機関及び住民と協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進に努めるものとする。

第10 防災行動計画（タイムライン）の作成と運用

町（危機管理課）は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、住民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 設備の現況

町（地域整備課）は、除雪機械の整備を逐年図っており、その設備の現況は、【資料編】資料11「町有除雪機械」のとおりである。

第3 豪雪害予防対策

1 豪雪害予防対策の目標

豪雪地域における道路交通の確保は、地域住民の民生安定と産業の振興を図る上で欠くことのできない条件であり、冬期間における除雪対策について万全を期するものとする。

2 道路交通の確保（各道路管理者）

（1）国道、県道及び主要路線の確保計画

除雪路線及び実施分担は、次のとおりとする。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

ア 国道及び県道 原則として、三陸沿岸道路、国道45号にあっては国土交通省で行うものとし、国道45号以外の国道及び県道にあっては県が行うものとする。

イ 町道 原則として町（地域整備課）が行うものとする。

ウ 交換除雪 県道と町道の区域が入り混じっている区間において、町道の一部を県が受け持ち、町も県道の一部を受け持つ交換による除雪を行うものとする。

（2）除雪作業の実施

町道の除雪作業は、次のとおり実施するものとする。

ア 降雪量10cm以上のときは、地域整備課長の指示に基づき直営及び委託とする。

イ 降雪量10cm未満であっても、委託業者が国・県道に出動したときは、状況を判断し、除雪を委託することがある。

ウ 吹溜り等が生じ、車両の通行が停止し、又は困難となったとき実施する。

エ その他、必要に応じて実施する。

（3）雪崩危険箇所の調査及び周知

町（地域整備課）は、雪崩による災害の発生を防止するため、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し適切な周知を行ない災害の防止に務める。

（4）凍雪害防止

ア 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェード、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。

本編 第2章 災害予防計画

イ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤等の散布を効果的に実施する。

3 地域における除雪体制の確保

県及び町（町民課、地域整備課）は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

4 医療の確保

県及び町（健康推進課）は、次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

（1）救急医療

救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。

[救急医療班一覧表]

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院

（2）通常医療

無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療にあたり、必要な場合は医薬品の配置を行う。

[巡回診療班一覧表]

地区名	担当医療機関名
坂 本	
鼠 入	
国 見	済生会岩泉病院
田 茂 宿	
年 々	

第4 雪害予防の普及啓発

町（危機管理課）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

また、町（危機管理課）は、県から事故防止対策の様々な情報について提供を受け、効果的な対策について住民に周知するものとする。

第5 積雪に伴う大規模な立ち往生対策

道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供

本編 第2章 災害予防計画

や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

また、運転者に対して、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくように周知をするものとする。

第14節 津波・高潮災害予防計画

第1 基本方針

- 1 高潮、津波等による災害を予防するため、水門等の施設の維持管理、防潮施設等の整備を促進する。
- 2 災害時に適切に機能を発揮することができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 海岸保全施設の現況

県の三陸北沿岸海岸保全基本計画に基づく町の海岸の保全施設の現況・整備計画は次のとおりである。

(平成28年5月現在)

海岸保全区域	海岸名	計画天端高 (現況天端高)	海岸管理 整備目標	施設 整備概要	維持又は修繕の方法
	須久洞漁港海岸	— (—)	現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
指定済	小本海岸	T.P+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)	施設の健全度を維持・ 確保	堤防 L=400m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
指定済	小本漁港海岸	T.P+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)	天端高T.P.+12.69mの 堤防を整備済み。 水門（遠隔化）、陸閘 (遠隔化) 整備済み。 現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	堤防 L=500m 水門1基 陸閘2基	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。
指定済	茂師漁港海岸	T.P+16.00m (10.30m)	天端高T.P.+16.00mの 堤防を整備 水門（自動化）を整備 現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	堤防 L=65m 水門1基	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。
	小本港	— (—)	憩いの場の確保、海辺への アクセス性を改善・ 向上	—	—

第3 高潮、津波災害予防対策

1 高潮、津波災害予防対策の概要と目標

本町海岸線の総延長は約16kmで、この間に地方港湾小本港、小本漁港（第1種）、茂師漁港（第1種）がある。津波、高潮、高波等からの災害予防施設としては、防潮堤、防潮護岸等が海岸保全事業により整備され、その総延長は719mに及ぶ。また、津波対策としては、海岸保全施設である防潮堤の整備、維持管理を万全にし、併せて水門、門扉等の機械設備の保守・点検を確実に行い、いつ津波の襲来があっても遠隔操作できるよう、予備電源の確保を図りながらハード面での予防体制について充実させるとともに、津波警報等による避難体制などソフト面も充実させ、津波被害から人命を守る体制を構築していくものとする。

2 海岸堤防水門等の管理

町（地域整備課）が県から委託を受けて管理する海岸堤防水門等及び町自ら管理する海岸堤防水門等は【資料編】資料8「海岸堤防水門等調べ」のとおりである。

海岸堤防水門の管理については、海岸堤防水門等管理要領（【資料編】資料10 参照）に基づき、適正に行うものとする。

3 海岸地域の津波防災対策

（1） 土地利用上の対策

町（地域整備課）は県と協力して、津波等による被害が予想される地域の住民に対しては、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性等を考慮し、津波による被害をできるだけ少なくするよう安全な土地利用について指導するものとする。

（2） 公共施設の耐浪性の確保

町（町民課、教育委員会）は、庁舎、学校、公民館等の公共施設について施設の利用状況等を踏まえて想定される津波、高潮に対する安全性を確保するものとする。

（3） 交通施設等の配置

道路等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、町（地域整備課）はその配置及び構造について、特に配慮して計画する。

4 避難誘導施設等の整備

町（危機管理課）は避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たって、容易に確認できるよう配慮する。

第4 高潮浸水想定区域の指定等

- 1 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに町に通知する。
- 2 町（危機管理課）は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町計画において、高潮浸水想定区域ごとに、警報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 3 高潮浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）のうち所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、施設の名称及び所在地を町計画に定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する警報等の伝達方法を定める。

本編 第2章 災害予防計画

町計画に名称及び所在地等を定められた危険区域内要配慮者利用施設の管理者等は、水防法に基づく避難確保計画を作成して町（危機管理課）に報告し、同計画に基づく訓練等を実施する。また、町は避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの支援を行うとともに、施設管理者等と共同で情報伝達訓練等を行う。

- 4 町（危機管理課）は、町計画に定めた警報等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 5 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第1 5節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 土砂災害危険箇所・区域の現況

本町における土砂災害危険箇所・区域の現況は、次のとおりである。

〔土砂災害・山地災害の危険箇所・区域指定の状況〕

令和3年3月末現在			
事業分野	災害種	危険箇所	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域)
土砂災害危険箇所 (砂防事業)	急傾斜地崩壊	355	355 (355)
	土石流	589	589 (554)
	地すべり	2	2 (-)
山地災害危険地区 (治山事業)	山腹崩壊	58	—
	崩壊土砂流出	176	—
	地すべり	2	—

(注)「区域指定」とは、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域のいずれかに指定されたものをいう。

1 土砂災害警戒区域

町内における土砂災害警戒区域は、【資料編】資料12のとおりである。

2 山地災害危険地区

町内における山地災害危険地区は、【資料編】資料13のとおりである。

第3 土砂災害防止対策の推進

1 県及び町（危機管理課）は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

2 町（危機管理課）は、県による土砂災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに次の事項を町計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、町民に周知する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

本編 第2章 災害予防計画

- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町（危機管理課）は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（「危険区域内要配慮者利用施設」という。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、警報及び土砂災害警戒情報の伝達方法を定める。
- 町計画に名称及び所在地等を定められた危険区域内要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画を作成して町（危機管理課）に報告し、同計画に基づく訓練等を実施する。また、町は避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの支援、施設管理者等と共同で情報伝達訓練等を行う。

【資料編】資料24 「災害危険区域内要配慮者利用施設一覧」

- 4 町（危機管理課）は、町計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
 - 5 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を講ずる。
 - 6 県及び町（危機管理課）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。
- また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第4 土砂災害警戒情報の活用

- 1 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- 2 町（危機管理課）は、避難情報の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考としつつ、渓流や斜面の状況、降水量等と県による土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度指数等も合わせて総合的な判断を行う。

本編 第2章 災害予防計画

- 3 特に、大雨特別警報（土砂災害）発表状況下では、避難情報の発令の対象範囲が十分であるかなど、それまでに実施した措置の内容を再確認し、必要に応じて対象範囲の拡大等を検討する。
- 4 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。
- 5 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

第5 土砂災害緊急情報

河道閉塞等により重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、県又は国（国土交通省）は緊急調査を実施し、市町村による避難情報の発令の判断に資するため、緊急調査により得られた情報を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。

第6 土砂災害等発生時における情報収集及び報告系統

町（危機管理課）は、地すべり、土石流、がけ崩れが発生した際には被害状況の早期把握に努め、県指定の様式により県に報告する。

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を阻止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設及び設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 消防機関（消防署、消防団）は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 消防機関（消防署、消防団）は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火器具、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	<p>ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について知識の普及を図る。</p> <p>イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火気使用設備の取扱方法 ② 住宅用消火器の設置及び取扱方法 ③ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 ④ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ⑤ 寝具等防炎製品の普及促進 <p>ウ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</p>
職場	<p>予防査察、火災予防運動等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生時における応急措置要領の作成 ② 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ③ 避難、誘導体制の確立 ④ 終業後における火器点検の励行 ⑤ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町（危機管理課、消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、火災時において、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- (1) 消防機関（消防署）は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。
- (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、隨時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

消防機関（消防署）は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- (1) 防火管理者の選任
- (2) 消防計画の作成
- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱い方法
- (6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 消防機関（消防署）は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 危険物施設の所有者等は、危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 化学薬品

町（経済観光交流課、健康推進課、教育委員会）及び消防機関（消防署）は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転落落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

町（消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

第17節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災及び資機材の現況

1 林野火災の現況

本州随一の面積を有する本町は、そのほとんどが林野となっており、国有林が約3万1千ヘクタール、民有林が約6万1千ヘクタールを占める。また、過去において幾多の林野火災により貴重な森林資源を失っている。

本町の林野は四季を通じて人の出入が多く、採草地改良、焼畑や害虫駆除等が目的での火入れも行われていることから、林野火災の予防は重要である。

2 林野火災用資機材

林野火災用の消防資機材等の現況は、【巻末】別表「林野火災対策用資機材の配置状況」による。

第3 林野火災予防

1 林野火災予防の目標

近年、特に施設の整備、機材の高性能化に努めているが、今後はこれらを有効に使用できる体制の整備に努めるものとし、ポンプ中継による遠距離高落差送水、防火線設置技術の普及などを重点的に行う。また、入山者に対する監視体制の強化を図るとともに、モラルの向上についても積極的に取り組む必要があり、あらゆる広報媒体等を利用し普及するものとする。

2 予防思想の普及

(1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に次に掲げる事項に重点を置き予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある火災の起こりやすい危険な場所でのたき火の禁止

イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止

ウ たき火、たばこの完全消火

エ たばこの投げ捨て禁止

オ 山林方向へのロケット花火等煙火の無許可消費の禁止及び消費時の安全確保の徹底

カ 火入れの許可遵守

キ 子供の火遊びの禁止

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示

イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報

ウ 広報車等による巡回広報

3 現地予防対策

林野火災の発生は、気象条件がきわめて大きな要因であるので、気象予報・警報を的確に把握し、気象状況に応じた対策をとるものとする。

(1) 火入れ対策

- ア 火入方法を指導する。
- イ 火入れをする場合は、必ず火入許可をとり、許可条件を遵守させる。（【資料編】資料27「岩泉町火入れに関する条例」）
- ウ 警報発令又は気象状況急変の際は一切の火入れを中止させる。
- エ 火入跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
- オ 森林法及び条例規則等で規制している火入以外についても指導する。

(2) 林内事業者対策

- ア 林内事業者は、火氣責任者を定め、事業区内に巡視員を配置するものとする。
- イ 事業箇所に喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。また、ごみ焼却は禁止とする。
- ウ 火氣責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- エ 道路整備その他の事業者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(3) 一般入林者対策

- ア タバコ、焚火、花火による失火防止について、十分な啓発を図る。
- イ 掲示板等を設置して啓発を図る。
- ウ 観光関係者に対し林野火災予防意識の喚起を図る。
- エ 森林火災危険期に、山火事防止運動月間を設ける。

4 初期消火体制の整備

背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

5 組織の強化

- (1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

6 各関係機関別の主な業務

機 関	主 な 業 務
盛岡地方気象台	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	(1) 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 (2) 広報車などによる巡回広報 (3) 横断幕、ポスター、標板等の配布 (4) 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	(1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の普及啓発 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報の発令と迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れの許可と火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報、資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火帯、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置
農業関係機関	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 農家に対する防火意識の啓発
その他の機関等	(1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第18節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農畜産物及び農業施設の気象災害による被害を最小限に止めるため、気象の季節予報の活用及び注意報・警報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定栽培技術の普及を進める。

第2 予防対策

気象災害を最小限に止めるための対策に重点を置く。

冷害防止対策	(1) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 (2) 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 (3) 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 低温注意報・霜注意報等の早期伝達 (2) 樹園地における散水の準備と励行 (3) 野菜のビニール栽培における被覆資材使用の励行
雨害防止対策	(1) 米の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿を契機として発生しやすい病害の防除及び家畜伝染病の予防 (3) 農業水利施設の増水被害の防止
かんばつ防止対策	(1) 水源（水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1) 防風林、防風垣、防風ネットの設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止対策（支柱の設置等） (4) 落果防止のための薬剤散布 (5) ハウスにおけるバンドや取付金具等の締めつけの確認・励行
雪害防止対策	(1) 消雪の促進 (2) 牛乳、家畜飼料等の輸送路の確保 (3) 樹園地の枝折れ防止（支柱設置、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） (4) 牧草の雪害防止のため秋まき牧草の適期播種の励行 (5) 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	(1) 県病害虫防除所からの病害虫発生予察情報の早期伝達

（注）突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

第19節 文化財災害予防計画

第1 基本方針

文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 文化財の現状

本町には各種の文化財が数多く遺存しているが、その歴史上、学術上あるいは、芸術上の価値により文化財保護法、県及び町文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

なお、本町において、文化財保護法、文化財保護条例により指定されている文化財は、次のとおりである。

(令和2年1月1日現在 資料：教育委員会)

指 定 区 分	有 形 文 化 財	無 形 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	史 跡	名 勝	天 然 記念物	計
国							3	3
県	1		1					2
町	7	1		19			5	32

第3 文化財災害予防

1 文化財保護思想の普及

町（教育委員会）は、文化財に対する保護思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 文化財防災施設等の整備

指定文化財の所有者又は管理者は、文化財防災施設等の設備について次の措置を講ずるとともに、定期的な保守点検を実施する。

（1）建造物

指定建造物は木造が多く、火災等の被害から守ることは、文化財保護事業のなかでも大きな課題であり、立地条件に応じて自動火災報知器、避雷針、ドレンジャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進めるものとする。

（2）美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財

町指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して耐火耐震構造の収蔵庫の設置計画をたてるとともに、搬出容易な文化財を含めて、自動火災報知器、消火設備等の整備に努める。

（3）埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物

ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備・充実するなど保存の措置を進めるものとする。

本編 第2章 災害予防計画

イ 史跡、名勝、天然記念物にあっては、その性質等に応じて、所在地域の防災計画と併せて、災害予防措置を講じるものとする。

第4 文化財防災組織の編成及び訓練

指定文化財の所有者又は管理者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、壇家あるいは地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行うものとする。
- (2) 災害の種別、規模等を想定して、搬出計画を策定する。
 - ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
 - イ 文化財の避難場所を定めておく。
 - ウ 搬出用具を予め準備しておく。

第20節 防災ボランティア育成・受入計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

町本部長	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備
県本部長	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社 岩手県支部岩泉町分区	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
岩泉町社会福祉協議会 (以下、町社協という)	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 3 防災ボランティアの受入体制の整備

第3 防災ボランティアの育成、受入れ等

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町（町民課）は、日赤県支部岩泉町分区、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- (2) 日赤地区等は、岩泉町赤十字奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- (3) 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。この場合において、日赤県支部、日赤地区・分区、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町（町民課）と連携し、地区ごとに複数の者が受講するように努める。
- (4) 町（町民課）は、研修修了者に対し、必要に応じ適宜、次の情報の提供を行う。
 - ア 地域事情に関すること
 - イ 要配慮者の状況
 - ウ 要配慮者に対する心構え
 - エ 避難所の状況
 - オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 防災ボランティアの登録

- (1) 日赤地区等、町社協は、あらかじめ、災害時において、防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- (2) 防災ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- (1) 町社協は、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- (2) 町社協は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。
 - ア 防災ボランティアの受入担当者
 - イ 防災ボランティアに提供する情報
 - ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
 - エ 防災ボランティアの宿泊施設
 - オ 防災ボランティアの活動拠点
 - カ 防災ボランティアとの連絡調整方法
 - キ その他必要な事項
- (3) 町社協等は、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」について周知する。

4 関係団体等の協力

町（危機管理課）は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- (1) 町内会
- (2) 自主防災組織等
- (3) 防災士連絡協議会

第21節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

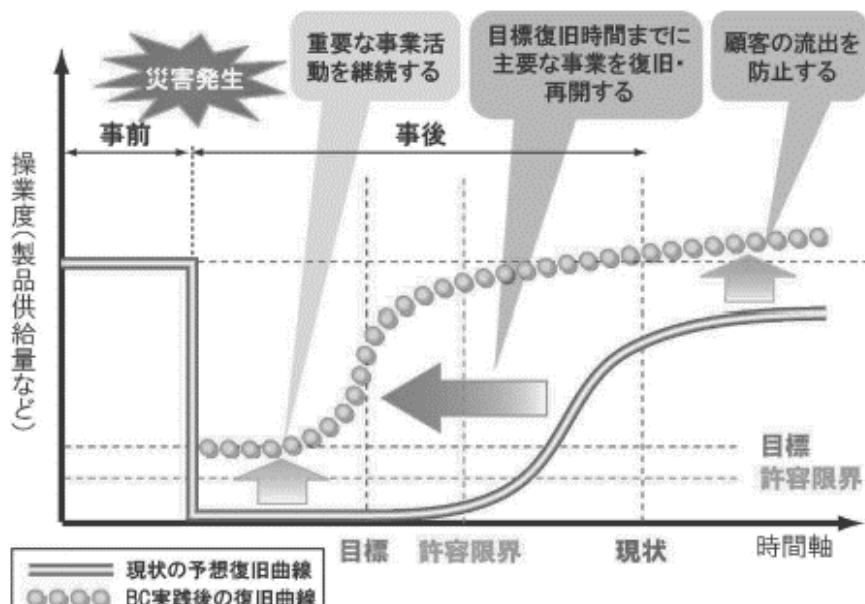
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握とともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上を支援する。
- 3 町は、災害時にあっても重要業務を継続するため、大規模な地震・津波及び風水害等を想定した業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)（※）を策定するよう努める。
- 2 町（経済観光交流課）及び関係団体は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等に努める。

※ 事業継続計画(BCP : Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



本編 第2章 災害予防計画

- 3 町（危機管理課）は、災害時にあっても町の重要な業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 業務継続計画には、おおむね次の内容について定めるものとする。
 - (1) 災害時において優先して実施すべき業務
 - (2) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - (4) 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - (5) 通信手段の確保に関する事項
 - (6) 行政データのバックアップに関する事項

第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 町（経済観光交流課）は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を支援するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの評価等により企業の防災力向上を促す。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。
 - (3) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生する可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、災害時には連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を密にし、応援協力体制の強化を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含めて災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じて外部の専門家等の意見・支援を求める。
- 6 町は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）が発生し、災害対策本部が複数設置されたときには、情報の収集、連絡、調整のための要員の再配置など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

1 活動体制の構築

(1) 町本部長（統括・対策班）は、次の措置を講じる。

ア 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩泉町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 台風等により、災害の発生が予想される場合には、災害発生前であっても災害応急対策を実施するための全序的な体制に移行する。

ウ 後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(2) 町本部長（統括・対策班）は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

2 災害警戒本部

本編 第3章 災害応急対策計画

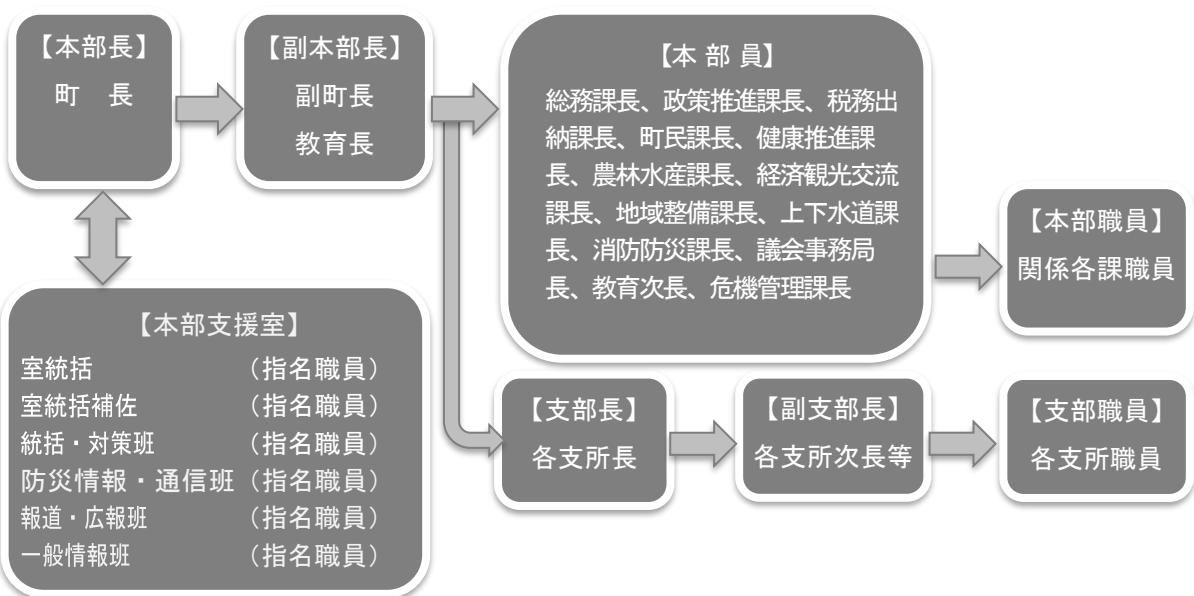
災害警戒本部は、【資料編】資料4「岩泉町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

- ア 岩泉町に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合（海上警報を除く）。
- イ 水位周知指定河川（小本川及び安家川）の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合（アの基準で設置した場合を除く）。
- ウ 大規模な火災、爆発等（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で町長が必要と認めたとき。
- エ 岩手県に津波注意報が発表された場合。
- オ 町内で震度4を観測した場合。
- カ その他町長が特に必要と認めた場合。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 本部員等の事務

災害警戒本部の本部員等の役割は、表1のとおりである。

表1 災害警戒本部及び災害対策本部における本部員等の基本的役割

本部	本 部 長	本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
	副 本 部 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	本 部 員	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。また、部長となる者は、部の事務を掌理する。
	本 部 職 員	部長の命を受け、本部の所掌事務に従事する。
	本部室統括	本部長直轄とし、報告、相談、連絡に対して指示する。
	室統括補佐	室統括を補佐し、室統括不在の場合はその任を負う。

本編 第3章 災害応急対策計画

	統括・対策班	防災情報・通信班及び一般情報班からの情報に基づいて分析・検討する。また、室統括に報告、相談、連絡し、指示を受けて実行する。その他、受援（リエゾン含む）調整を担う。
	防災情報・通信班	防災情報を監視・収集し、統括・対策班に報告する。室統括又は統括・対策班からの指示により情報配信（対住民・県・関係機関）を行う。
	報道・広報班	メディアコントロールを行う。報道向け資料の作成（口頭説明）を行う。
	一般情報班	外線電話からの情報を収集して情報トリアージを行い、統括・対策班に報告する。
支部	支 部 長	支部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
	副 支 部 部 長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	支 部 職 員	支部長の命を受け、支部の所掌事務に従事する。

（4）関係各課等の分掌事務

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

課	支 所	担当内容
危機管理課	各支所	1 気象警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集 3 住家の被害情報の収集 4 人的被害情報の収集
町民課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
健康推進課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	各支所	農業、林業及び水産業被害情報の収集
地域整備課	各支所	1 降水情報の収集 2 河川の水位情報の収集 3 公共土木施設等の被害情報の収集 4 交通規制情報の収集
消防防災課	各支所	1 気象警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集 3 災害警戒等消防団活動に関する事
上下水道課	各支所	上下水道施設の被害情報の収集
教育委員会事務局	各支所	学校教育及び社会教育施設等の被害情報の収集

（5）廃止基準等

ア 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、町本部長が、災害発生のおそれがなくなったと認められるときに廃止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2及び岩泉町災害対策本部条例の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

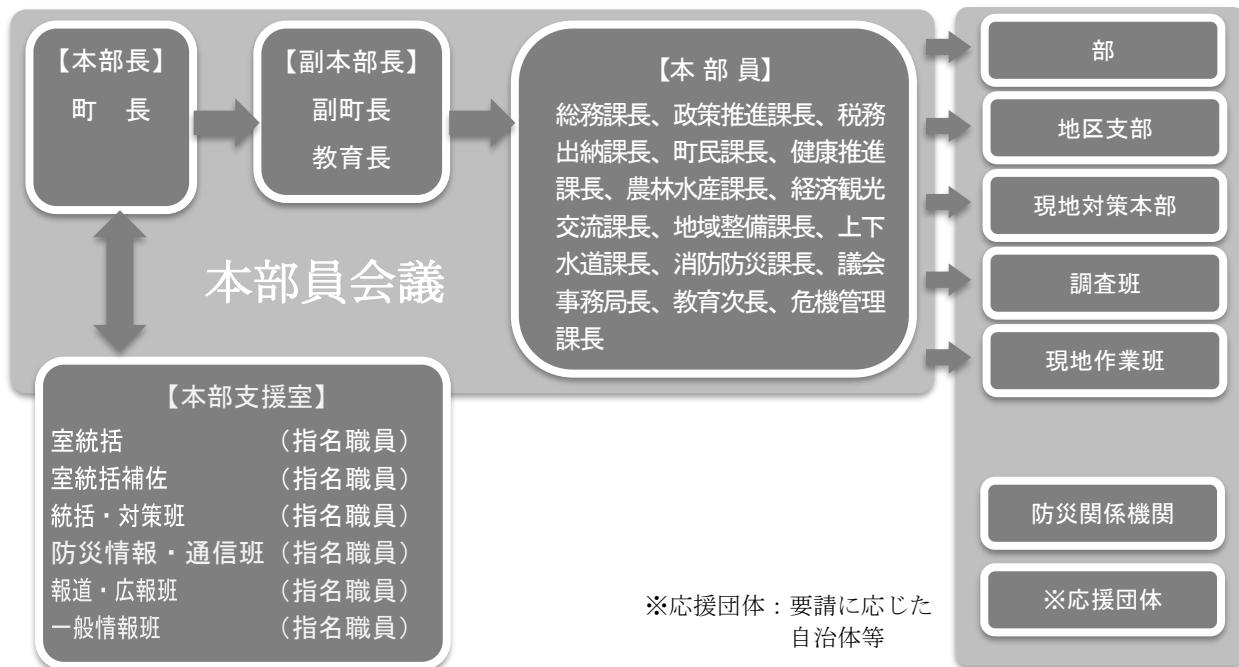
(1) 設置基準

区分	設置基準
指定職員配備	<p>ア 岩泉町に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表（海上警報を除く）され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき</p> <p>ウ 岩手県に津波警報が発表された場合</p> <p>エ 町内で震度5弱又は5強を観測した場合</p> <p>オ その他町本部長が特に必要と認めた場合</p>
	<p>ア 当該地区支部区域に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表（海上警報を除く）され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき</p> <p>イ 当該地区支部区域に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき</p> <p>ウ 岩手県に津波警報が発表された場合（小本地区支部に限る）</p> <p>エ 町内で震度5弱又は5強を観測した場合</p> <p>オ その他町本部長が特に必要と認めた場合</p>
全職員配備	<p>ア 岩泉町に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合</p> <p>イ 大規模な災害が発生した場合において、町本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき</p> <p>ウ 岩手県に大津波警報が発表された場合</p> <p>エ 震度速報で沿岸北部に震度6弱以上が発表された場合又は町内で震度6弱以上を観測した場合</p> <p>オ その他町本部長が特に必要と認めた場合</p>
	<p>ア 岩泉町に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合</p> <p>イ 大規模な災害が発生した場合において、町本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき</p> <p>ウ 岩手県に大津波警報が発表された場合（小本地区支部に限る。）</p> <p>エ 震度速報で沿岸北部に震度6弱以上が発表された場合又は町内で震度6弱以上を観測した場合</p> <p>オ その他町本部長が特に必要と認めた場合</p>

※指定職員は、役職及び当該業務に必要な経験、資格、技能等を考慮して本部長又は各部長が毎年指名する。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、また、必要に応じて地区支部長、現地対策本部長、防災関係機関の長（消防署等、警察署長など）及び応援団体の代表者等が参加し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- (イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合の方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。
- (ウ) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な活動について指揮し、町本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。

第1順位 副町長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 総務課長（注）

(注) 第3順位以降については、岩泉町課設置条例(平成18年岩泉町条例第1号)で定める課の順序とする。

ただし、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは当該現場にいる最上席の職員が判断し、事後、指揮命令権者に報告する。

- (エ) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、町危機管理アドバイザーを委嘱し、本部員会議に出席又は電話等通信の方法において助言を求めることができる。

イ 部

- (ア) 部は、本庁における活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

本編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 部及び部に置く班の編成は、表2「災害対策本部組織編成表」のとおりとする。
- (ウ) 各部には、町本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。
- (エ) 町本部長は、必要があると認める場合は、各部長に対し、他部の分担事務を命ずることができる。

ウ 地区支部

- (ア) 地区支部は、災害現地における活動組織として、本部及び現地（警察署、消防署、消防団、地域振興協議会、自主防災組織、町内会等）との緊密な連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 支部長にあっては各支所長を、副支部長にあっては各支所次長等をもって充てる。
- (ウ) 地区支部員は、支所職員及び地区支部が設置される地区に居住する職員を基本に町本部長が指名する職員とする。ただし、居住する職員がない又は少数の場合は岩泉地区に居住する職員を充てる。
- (エ) 津波注意報、津波警報及び大津波警報発表時は、小本地区支部に津波対応非常配備職員を置く。職員は、小本地区支部長と協議の上、町本部長が指名する。
- (オ) 地区支部員は、本部支援室指名職員、緊急初動特別職員、出先機関等の職員及び各部で必要な職員は除くものとし、毎年度調整する。

エ 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害現地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として災害情報の収集を行い、地区支部、現地作業班等を指揮及び監督し、並びに警察署、消防署、消防団、地域振興協議会、自主防災組織、町内会等との連絡調整を行う。
- (イ) 現地災害対策本部は現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成し、現地災害対策本部長にあっては町本部長が本部員の中から指名し、現地災害対策本部員にあっては本部支援室統括が関係部長と協議の上、指名する。

オ 調査班

- (ア) 調査班は、本部長が必要と認めたときに設置し、災害現地における被害状況及び行政機能の状況並びに必要な支援内容等を調査し、必要な情報の提供等を行うとともに、本部長に報告する。
- (イ) 班長は、本部長が指名し、班員は、本部支援室統括が関係部長と協議の上、指名する。

カ 現地作業班

- (ア) 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めたときに設置し、避難所の開設・運営、救護、防疫の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。
- (イ) 班長及び班員は、各指定避難所の直近に居住する職員を本部支援室統括が毎年度指名する。

キ 本部支援室、緊急初動特別職員

- (ア) 町本部長は、災害対策本部の事務を統括する本部支援室を設置する。
なお、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、本部支援室の体制が整うまでの間の初動対応は、緊急初動特別職員が行う。
- (イ) 本部支援室の職員は、危機管理課職員、総務課職員、政策推進課職員及び本部支援室業務の経験等を考慮して本部支援室統括が毎年度指名する。また、緊急初動特別職員は、町役場近隣に居住する職員を本部支援室統括が毎年度指名する。
- (ウ) 本部支援室は、本部長直属の組織とする。
- (エ) 本部支援室の事務は、表1「災害警戒本部及び災害対策本部における本部員等の基本的役割」及び表3「岩泉町災害対策本部事務分掌表」のとおりである。
- (オ) 本部支援室職員は町本部から配備指令があった場合及び災害対策本部設置基準（（1）参照）に該当する事態が発生したと認識した場合、また、緊急初動特別職員は勤務時間外に災害対策本部非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合、直ちに本部に参集し、本部立上げマニュアルにより担当業務を遂行する。
- (カ) 本部長は、本部支援室の体制が整い、緊急初動特別職員の所期の任務を達成したと認める場合は、所属先に身分を移管する。

ク 連絡調整会議

- (ア) 連絡調整会議は、町本部と防災関係機関及び応援団体が連携して行う活動について活動方針、連携体制及び活動スケジュール等の調整を必要とする場合に設置する。
- (イ) 議長は当該活動を主管する部の部長（又は班の班長）とし、関係する部の本部連絡員及び関係機関・団体の代表者等で組織する。また、会議は必要に応じて本部員会議と合同で開催する。

ケ 会議等スペースの確保

各種会議を設置した場合、会議の円滑化、関係者の迅速な情報共有を図るため、必要に応じて会議や執務に必要なスペースを大会議室等に集約し、必要な什器、設備、機器等を配備する。

また、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

集約候補施設	本庁舎大会議室	
確保スペース	① 本部員会議スペース ③ 本部支援室執務スペース ⑤ 関係機関・応援団体執務スペース ⑥ その他必要なスペース	② 連絡調整会議スペース ④ 本部連絡員執務スペース

（3）分掌事務

- ア 災害対策本部の分掌事務は、表3「災害対策本部事務分掌表」（1）「各部の分掌事務」に定めるところによる。この場合において、同表が改正されたときは、

本編 第3章 災害応急対策計画

この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同表の改正内容により修正されたものとみなす。

イ 各部は、平常時から所管する事務について、表3（2）「活動項目」を考慮した活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

（4）廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 町本部長が、町の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき
イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

4 災害対策本部等の設置及び廃止通知

町本部長（統括・対策班）は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちに次の関係機関に通知する。

本編 第3章 災害応急対策計画

[通知先の機関及び通知方法]

名称	通知方法	住所
宮古地域振興センター	岩手県災害情報集計システム https://www.bousai-iwate.jp/saigai-jouhou-system/ システムが使用不能な場合 電話 0193-64-2211	宮古市五月町 1-20
岩泉警察署	電話 31-0110	岩泉町岩泉字太田 23-4
岩泉消防署	電話 22-3456	岩泉町岩泉字中野 40-50
小本浜漁業協同組合（津波注意報等発表時）	電話 28-2125	岩泉町小本字家の向 221-1

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

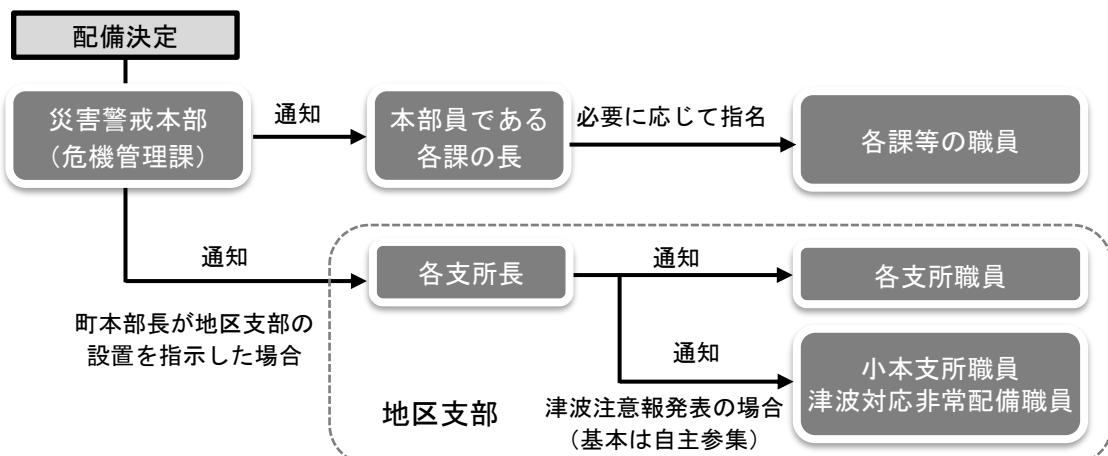
町本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備職員の範囲	
	(本部長、副本部長、本部員及び本部支援室職員を除く。)	
災害警戒本部	本部員である各課等の長が必要に応じて指名する当該課等の職員	町本部長が地区支部の設置を指示した支所の職員（津波注意報発表の場合は、小本支所の職員及び津波対応非常配備職員）
災害対策本部	指定職員配備	各課等の総括室長及び各課等の長が必要に応じて指名する当該課等の職員
	全職員配備	全地区支所の職員及び指名地区支部職員（津波警報又は大津波警報発表の場合は、小本支所の職員及び津波対応非常配備職員）
	全職員配備	全職員

2 動員の系統

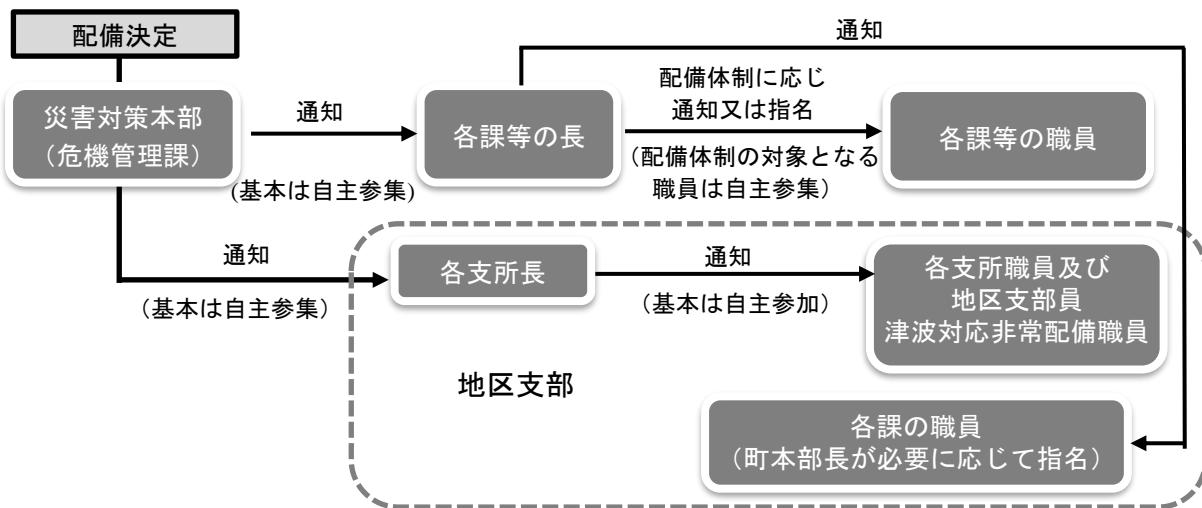
動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



※本部支援室設置時は、(危機管理課)を(本部支援室)に読み替える。

(2) 災害対策本部



※本部支援室設置時は、（危機管理課）を（本部支援室）に読み替える。

3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電子メール（携帯端末）、庁内放送、電話、防災行政無線等
勤務時間外	電子メール（携帯端末）、電話、防災行政無線、等

(2) 各課長及び地区支部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- ① 配備指令の系統及び順位
- ② 職員ごとの召集方法及び所要時間
- ③ 所属公所に召集できない場合の召集先
- ④ その他必要事項

4 動員体制の整備

各課等の長は、あらかじめ配備体制に基づく課員の動員連絡体制（【卷末】様式1）を作成し、これを危機管理課長へ報告するとともに、当該課等の職員に周知徹底しておくものとする。

【卷末】様式1 岩泉町災害対策本部動員連絡体制

5 自主召集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務地又は地区支部に召集する。

6 勤務地に召集できない場合の対応

(1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、勤務地に召集できないときは、所属長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの地区支部に召集する。

本編 第3章 災害応急対策計画

- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をとりまとめの上、町本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属部署へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

7 職員の応援、配置調整

- (1) 各部長は要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。
- (2) 各部長は、所管する業務を執行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長に応援要請書（【巻末】様式2）により増員を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、応援要請書は事後に提出できるものとする。

【巻末】様式2 応援要請書

- (3) 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合において、その必要性を認めたときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。
- (4) 本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県又は国の職員の派遣を県知事あてに要請するものとする。また、災害初期などにおいて応援職員の受け入れに時間を要する場合は、重要業務に職員を重点的に配置するものとする。

〔重点配置が必要な重要業務の例〕

- ① 本部支援室の業務
- ② 住民等の避難支援、医療救護、安否確認
- ③ 避難所の開設、運営
- ④ 食料、生活必需物資の調達及び避難所等への供給
- ⑤ その他住民の生命にかかる業務

8 職員の心得

- (1) 職員は、休日又は勤務時間外に災害の発生又はその危険を覚知したときは、その状況に応じ登庁又は連絡をし、上司の指示を受けるものとする。
- (2) 自主参集基準に該当する場合は、原則として、負傷者などを除く全職員は速やかに参集する。
- (3) 職員の家族、住居に被害が発生した場合には、必要な措置に当たるとともに、その状況を報告し、上司の指示を受けるものとする。
- (4) 職員は、昼夜間の別、災害の程度により、ときには長期化する場合を考慮し服装、装備、携行品に留意する。

9 職員の健康管理

- (1) 各部長は、所属職員の勤務状況や健康状態を把握し、過労や健康障害を防ぐために適度な休息をとるよう指示するものとする。また、精神的負担の大きい業務

本編 第3章 災害応急対策計画

に特定の職員が長時間従事することができないよう、職員の交替勤務を計画、実行するものとする。

- (2) 災害対策が長期化する場合、総務部長（庶務班）は保健部長（救護班）を通じて医師等を確保し、職員の健康調査を行う。また、帰宅が困難な職員のために休息スペースを確保する。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、精神的負担が大きく特定の部の職員では長期的対応が困難な業務を必要に応じて指定し、全ての職員が交替勤務で対応するよう各部長に指示する。この場合、総務部長（庶務班）は各部長と調整してそれらの指定業務の交代勤務計画を策定する。

[精神的負担が大きい業務の例]

- ① 住民からの通報等の受付
- ② 遺体の処理
- ③ 避難所の運営
- ④ その他被災者に対面し、苦情等に対応する業務

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、法令、防災業務計画、県計画及び町計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県及び町との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとする。

第5 台風接近時のタイムライン

台風が接近し、大雨により、小本川や安家川のはん濫及び土砂災害が発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、それらの発表段階に応じて、関係機関や住民が協調した防災活動を実施することが有効である。

このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、町及び防災関係機関並びに住民等が共通の時間軸で協調した防災活動を実施することとする。

台風接近時の基本的なタイムラインを表4「台風接近時のタイムライン」に定める。

本編 第3章 災害応急対策計画

表2 災害対策本部組織編成表

部	部長	副 部 長	班	班長	班 員
総務部	室統括 (※指名職員)	室統括補佐 (※指名職員)	統括・対策班	※指名職員	※指名職員(防災対策室員含む)
			防災情報・通信班	※指名職員	※指名職員(防災対策室員含む)
			一般情報班	※指名職員	※ 指 名 職 員
			報道・広報班	※指名職員	※ 指 名 職 員
総務部	総務課長	総務課統括室長	庶務班	総務文書室長	総務文書室員 秘書人事室員
			財政班	財政管財室長	財政管財室員
政策部	政策推進課長	政策推進課統括室長	政策情報班	政策推進室長	政策推進課員
税務部	税務出納課長	税務出納課統括室長	税務班	資産税室長	税務室員 資産税室員 収納対策室員
			出納班	出納室長	出納室員
			住民情報班	戸籍住民室長	戸籍住民室員 国保年金室員
町民部	町民課長	町民課統括室長	地域福祉班	地域福祉室長	地域福祉室員
			衛生班	生活衛生室長	生活衛生室員
			救護班	統括保健師	歯科診療所長 健康推進室員
保健部	健康推進課長	健康推進課統括室長	避難支援班	長寿支援室長	子育て支援室員 長寿支援室員
商工部	経済観光交流課長	経済観光交流課統括室長	商工班	経済商工室長	経済観光交流課員
農林水産部	農林水産課長	農林水産課統括室長	農業班	農業振興室長	農業振興室員 畜産振興室員 農業委員会事務局員
			林業水産班	林業水産室長	林業水産室員
土木部	地域整備課長	地域整備課統括室長	建設班	地域整備室長	地域整備室員
			施設班	施設管理室長	施設管理室員 住宅対策室員
水道部	上下水道課長	上下水道課統括室長	水道班	水道室長	上下水道課員
防災部	消防防災課長	消防防災課統括室長	防災班	防災室長	消防防災課員
教育部	教育次長	教育委員会事務局統括室長	総務班	学校教育室長	学校教育室員
			教育班	社会教育室長	教育指導室員 社会教育室員
議会部	議会事務局長	局長指名職員	議会班	—	議会事務局員

※指名職員は、当該業務に必要な経験、資格、技能など考慮して毎年指名する。

※班長は、室長を統括室長が兼務している場合は、主査以上の職から部長が指名する。

表3 災害対策本部事務分掌表

(1) 各部の分掌事務

部	班	実施時期				分 担 事 務 (●は災害救助法対象事務)
		警	初	応	復	
本部支援室	統括・対策班					○本部員会議及び連絡調整会議の開催、庶務に関すること。
						○災害対策本部の設置及び運営に関すること。
						○災害対策の方針等の樹立と各部、支部との連絡、災害対策の調整に関すること。
						○県及び他自治体等への応援要請及び受入れ調整に関すること。
						○警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保の発令に関すること。
						○防災関係機関（放送事業者、ライフライン事業者含む。）との連絡、災害対策の調整に関すること。
						○国、県等への被害状況等の報告に関すること。
						○町本部長の命令伝達に関すること。
						○公用令書の交付に関すること。
						○自衛隊の派遣要請及び受入れ調整に関すること。
防災情報・通信班						○応援団体の受付、集結・活動・宿泊拠点等の確保に関するこ
						と。
						○防災情報・通信班、一般情報班及び関係機関からの情報の集約、分析、室長への報告に関すること。
報道・広報班						○警報・注意報及び災害情報（防災気象情報、河川情報等）の監視、収集、統括・対策班長への報告並びに統括・対策班長からの指示に基づく県、防災関係機関及び住民等への情報伝達に関するこ
						と。
						○非常通信の確保に関するこ
一般情報班						○通信、電話設備の応急、復旧対策に関するこ

本編 第3章 災害応急対策計画

部	班	実施時期				分 担 事 務 (●は災害救助法対象事務)
		警	初	応	復	
総務部	庶務班					○防犯、取締り及び被災地の秩序維持に関すること。
						○職員の非常招集、勤務状況及び健康状態の把握に関すること。
						○町議会に関すること。
						○行方不明者、遺体の搜索及び手配に関すること。
						○輸送機関との連絡調整に関すること。
						○燃料の確保並びに給油券の発行に関すること。
政策情報部	財政班					○緊急輸送車両の確保配車に関すること。
						○応急対策予算及び緊急予算その他の財政金融措置に関するこ と。
						○応急公用負担に関すること。
						○災害関係物品の購入及び受払に関すること。
						○町有財産の被害調査、使用、貸与、復旧に関すること。
						○損失補償等に関すること。
町民生活部	政策情報班					○災害復旧・復興計画等の企画に関すること。
						○災害状況等の写真の撮影、収集及び災害状況及び活動状況等の記録に関すること。
						○国及び県に対する要望等の資料作成に関すること。
						○災害視察に関すること。
						○災害広報（広報紙、ホームページ等）に関すること。
						○交通関係機関との連絡調整に関すること。
衛生班	住民情報班					○り災証明書・被災届出証明の発行に関すること。
						○被災者支援台帳の作成、安否照会への対応に関すること。
	地域福祉班					○要配慮者（障がい者、難病者、外国人等）の救助援護対策に関するこ と。
						○罹災者に対する生活再建支援資金等に関するこ
						○救援物資の調達協力（日本赤十字社関係）に関するこ
						○福祉避難所の設置、運営の協力に関するこ
						○防災ボランティアに関するこ（災害ボランティアセンター との連携など）
						○被災者相談に関するこ
	衛生班					○応急仮設住宅の設置及び維持管理に関するこ
						○義援金の受付及び配付に関するこ
						●災害救助法の適用に関するこ
						●災害救助法に基づく給貨物資等に関するこ
						○愛玩動物の救護対策に関するこ
						○感染症予防（消毒）に関するこ
	衛生班					○一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関するこ
						○し尿処理に関するこ
						●遺体の収容、埋火葬等に関する関係機関との連絡及び遺体の処理に関するこ

本編 第3章 災害応急対策計画

税務部	税務班			<input type="radio"/> 被災住宅等の被害調査に関すること。
				<input type="radio"/> 災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関すること。
保健部	救護班			<input checked="" type="radio"/> 会計に関すること。
				<input checked="" type="radio"/> 医療、助産、応急救護に関すること。
				<input type="radio"/> 医薬品等の確保に関すること。
保健部	避難支援班			<input type="radio"/> 保健衛生に関すること。
				<input type="radio"/> 医療衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。
				<input type="radio"/> 食品衛生等の保持に関すること。
商工部	商工班			<input type="radio"/> 要配慮者（要介護高齢者、乳幼児、妊産婦等）の救助援護対策に関すること。
				<input type="radio"/> 避難行動要支援者名簿管理の主管に関すること。
				<input checked="" type="radio"/> 福祉避難所の設置、運営に関すること。
農林水産部	農業班			<input type="radio"/> 高齢者施設等の被災調査に関すること。
				<input type="radio"/> 物価安定に関すること。
				<input checked="" type="radio"/> 食料及び生活必需品等の調達に関すること。
農林水産部	林業水産班			<input type="radio"/> 観光対策に関すること。
				<input type="radio"/> 商工関係の被害調査、応急対策、復旧に関すること。
				<input type="radio"/> 被災商工鉱業の支援に関すること。
農林水産部	農業班			<input type="radio"/> 食料の調達協力に関すること。
				<input type="radio"/> 農業、畜産関係の被害調査、復旧及び応急対策に関すること。
				<input type="radio"/> 農業気象に関すること。
農林水産部	林業水産班			<input type="radio"/> 被災農家の支援に関すること。
				<input type="radio"/> 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。
				<input type="radio"/> 林業、水産業、林業施設及び水産業施設被害の調査に関すること。
農林水産部	林業水産班			<input type="radio"/> 林業、水産業関係の復旧及び応急対策に関すること。
				<input type="radio"/> 被災林家及び被災漁家、被災水産業者の支援に関すること。
				<input type="radio"/> 漁船等の避難、漁船による海上輸送に関すること。

土木部	建設班	○公共土木施設（町道、農道、林道等）の被害調査に関すること。
		○公共土木施設の復旧及び応急対策（通行規制、通行障害物の除去等を含む。）に関すること。
		○河川、砂防、海岸、漁港の堤防の応急対策（流下障害物の除去含む。）、復旧に関すること。（施設管理者との連絡など）
		○都市施設の被害調査、復旧に関すること。
		○雪害の警戒及び除雪に関すること。
	施設班	○がけ地等危険地の災害警戒に関すること。
		●被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること。
		○応急仮設住宅の設置及び維持管理に関すること。
		○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること
		○建設関係車両、機械、資機材の調達に関すること。
		○緊急輸送道路確保計画に関すること。
		○建設機械の緊急使用に関すること。
防災部	防災班	○町消防団との連絡・活動調整に関すること。（災害警戒、避難情報の情報伝達、避難者の誘導、消火・救助など）
水道部	水道班	○排水対策に関すること。
		●飲用水等の供給に関すること。
		○上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること。
教育部	総務班	○学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
		●避難所の設置及び運営、避難者名簿（在宅者含む。）の作成に関すること。
		○児童、生徒の避難、安否確認に関すること。
		○救援物資の受け入れに関すること。
	教育班	●罹災児童、生徒の学用品調達に関すること。
	●炊き出しに関すること。（共同調理場の活用に限る。）	
	○文化財及び公民館に関すること。	
	○社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。	
	○災害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。	
議会部	議会班	○町議会との連絡に関すること。
地区 支部		○災害情報の収集、報告、及び各機関との連絡に関すること。
		○本部長が特に命ずること。

(2) 活動項目

区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整 (1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象警報・注意報等の迅速な伝達 (3) 県地方支部、町地区支部、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害用備蓄資機材の点検 (1) 災害対策用物資及び機材の点検 (2) 医薬品及び医療資器材の点検 (3) 防疫薬品及び防疫資器材の点検
	3 避難情報発令等準備 警戒レベル4避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の準備 (1) 本部員会議の設置 (2) 地区支部に対する本部の対策動向の連絡 (3) 保健部救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底 (1) 本部及び地区支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (3) 報道機関との連絡調整 (4) 災害応急対策車両、船舶等の確保 (5) 各部及び地区支部の配備状況の把握 (6) 地区支部に対する管内地区の被害速報の収集報告の指令(人的及び住家被害情報の優先)
災害発生後	1 情報収集連絡活動 (1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害情報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催 (1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の伝達
	3 災害広報 (1) 報道機関への対応 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の収集
	4 公安警備対策 (警察署) (1) 警戒レベル4避難指示発令及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策 (1) 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の放送依頼 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害救援活動 (1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	7 国及び県等に対する応援要請 (1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 災害救助法適用対策 (1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定

本編 第3章 災害応急対策計画

区分	活動項目
	(4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
9 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
10 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両・船舶等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) ヘリポートの被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資器材の調達あっせん
12 食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀の調達あっせん (2) 乾パン等の調達あっせん (3) 副食物等の調達あっせん
13 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 感染症予防対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病害虫防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資器材の調達あっせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 浸水対策の実施 (4) 土砂災害危険箇所における災害防止対策の実施
19 県・国等への陳情要望対策	(1) 県・国等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県・国の動向把握及びその対策
20 被害者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活支援	(1) 物価の値上り防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 土木公共施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入及び配付 (9) 家屋等被害調査 (10) り災証明、被災届出証明に関すること

本編 第3章 災害応急対策計画

表4 台風接近時のタイムライン

時間	気象情報・警報等	河川管理者	岩泉町	消防・警察・道路管理者	公共交通機関	住民・事業所
3日前	○台風情報の発表	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認
2日前		○資機材の確認・準備 ○排水機場等の操作確認	○避難活動手順の確認 ○休校(所)等の検討	○水防活動、通行規制等手順の確認	○鉄道・バスの運行停止等手順の確認、広報	○避難行動の確認
1日前	○大雨・洪水注意報	○雨量・水位等の観測情報、予測情報等の提供	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校(所)等の決定、連絡	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報、雨量・水位等の情報収集	○気象情報等の確認 ○家屋等の浸水・強風対策 ○臨時休業の決定、連絡
半日前	○大雨・洪水警報 ○はん濫注意水位超過 ○土砂災害警戒情報 ○避難判断水位超過	○警戒体制 ○管理施設等の巡視 ○避難情報の助言	○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起 ○水防活動の開始 ○警戒レベル3高齢者等避難の発表、広報 ○避難所の一部開設	○アンダーパス等の注意喚起 ○浸水、がけ崩れ等危険箇所の巡回、通行規制	○鉄道・バスの運行停止準備 ○鉄道・バスの運行状況・見通しの広報 ○鉄道・バスの一部運休	○避難情報の確認、外出等の自粛 ○要配慮者の避難開始 ○避難行動要支援者の支援開始
0時間	○はん濫危険水位超過 ○大雨特別警報	○排水機場の運転停止 ○避難情報の助言	○警戒レベル4避難指示等の発令、広報 ○避難所の開設 ○避難者の誘導 ○自衛隊の災害派遣要請	○避難者の誘導 ○内水・がけ崩れ・倒木等の発生箇所の通行規制 ○水防活動等従事者の退避	○鉄道・バスの運行停止、施設の保全	○住民の避難開始
(発災) 1日後	○はん濫発生情報 ○災害発生情報	○被害状況の把握 ○排水作業の準備	○屋内退避指示の発令、広報 ○行方不明者等の安否確認	○逃げ遅れた住民の救助 ○行方不明者の捜索	○被害状況把握、施設点検 ○鉄道等の運行見通しの広報、一部再開	○避難遅延者の屋内退避 ○避難生活
3日後	○警報の継続	○排水作業	○被災者の各種救援	○道路等の応急復旧	○運行の再開	○生活の復旧

(注)実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、はん濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。

第2節 気象警報・注意報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の警報・注意報等（以下、この節中「気象警報・注意報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報の伝達及び通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象警報・注意報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	1 気象警報等の周知 2 火災警報の発表及び伝達
県本部長	1 気象警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理指定河川水防警報等の発表 3 県管理指定河川氾濫危険水位情報等の発表 4 土砂災害警戒情報の発表
第二管区海上保安本部 (釜石海上保安部) (宮古海上保安署)	気象警報・注意報等の船舶への周知
東日本電信電話（株）	気象警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象警報等の発表 2 土砂災害警戒情報の発表 3 気象警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株) IBC岩手放送 (株) テレビ岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	気象警報等の放送

第3 実施要領

1 気象警報・注意報等の種類及び伝達

（1） 気象警報・注意報等の種類

気象警報・注意報等の種類及びその内容は、【巻末】別表1「気象警報等の種類・内容」のとおりである。

（2） 伝達系統

気象警報・注意報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象警報・注意報等の区分	発表機関	伝達系統（【卷末】に掲載）
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図 (別図1-1)のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台 岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図 (別図1-2)のとおり
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図(別図2)のとおり
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図(別図3)のとおり
地震に関する情報	気象庁本府等	地震及び津波に関する情報伝達系統図(別図3)のとおり
県管理河川水防警報 (小本川、安家川)	岩泉土木センタ ー	水防警報等伝達系統図 (別図1-3)のとおり
県管理河川氾濫危険水位到達情報 (小本川、安家川)		
火災警報	消防本部消防長	気象警報等伝達系統図(別図1)のとおり

（3）町の措置

- ア 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、気象警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- イ 町本部長（防災情報・通信班）は気象特別警報を受領した場合、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。
- ウ 町の気象警報・注意報等の伝達経路は、別図1から3及び別表2のとおりとする。

【卷末】別図1 気象警報等伝達系統図

【卷末】別図1-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

【卷末】別図1-3 水防警報等伝達系統図

【卷末】別図2 津波警報等伝達系統図

【卷末】別図3 地震及び津波に関する情報伝達系統図

【卷末】別表2 情報別情報発信内容

- エ 夜間、休日、勤務時間外等における気象警報・注意報等の受領は災害警戒本部又は災害対策本部（以下、この節中「災害警戒本部等」という。）が設置されている場合を除き、本庁の当直員及び消防防災課員が行うものとし、この場合において災害警戒本部等設置基準に該当する気象警報・注意報等を受領した

ときは、本庁の当直員は災害警戒本部等設置時における本部支援室の指名職員に電話により通知する。

オ 気象警報・注意報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地区支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

カ 火災警報の発令及び気象警報・注意報等の広報は、おおむね、次の方法による。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 防災行政無線 | ② 電話（IP 告知端末機器） |
| ③ 携帯端末の緊急速報メール機能 | ④ 防災メール |
| ⑤ ソーシャルメディア | ⑥ 広報車 |
| ⑦ サイレン及び警鐘 | ⑧ 自主防災組織等の広報活動 |

（4）防災関係機関の措置

ア 小本浜漁業協同組合

津波、高潮等の警報・注意報等の連絡を受けた場合は、航行中及び入港中の船舶並びに港湾及び海岸での操業者等（釣り人等含む。）に周知する。

イ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

（1）異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長（一般情報班）、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、町本部長（防災情報・通信班）に通報する。

ウ 異常現象の通報を受けた町本部長（統括・対策班）は、次の区分に従い、担当機関に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩泉土木センター 県総合防災室	県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に 関するもの	盛岡地方気象台 県総合防災室	気象、地象、水象に係る全てのもの
その他に関するもの	県総合防災室	国又は県による防災の措置が必要と認められるその他の現象

（2）異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象

本編 第3章 災害応急対策計画

地象に関する事項	地震関係	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
	土砂災害関係	ア 溪流 流水内の転石、新たな流水の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項		潮位の異常な変動
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 情報通信計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の所有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 災害時における電気通信施設、設備の利用

町本部長（防災情報・通信班）は、災害時における通信連絡に当たっては、防災行政無線（【巻末】別表1参照）、消防無線の専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し通信を確保する。また、地区が孤立した場合は、各支所等に配備した衛星携帯電話を使用する。

2 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

（1）他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア 町本部長（防災情報・通信班）及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- ① 利用し、又は使用しようとする通信施設
- ② 利用し、又は使用しようとする理由
- ③ 通信の内容
- ④ 発信者及び受信者
- ⑤ 利用又は使用を希望する期間
- ⑥ その他必要な事項

ウ 町内の主な無線通信施設は、【巻末】別表2のとおりである。

（2）非常通信の利用

ア 町本部長（防災情報・通信班）及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通

信を利用し、通信の確保を図る。

- イ 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- ウ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- オ 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ、協議を行う。
- カ 非常通信は、最寄りの東北地区非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。なお、同協議会の構成員は、次の機関である。

岩手県、岩手県警察本部、日本放送協会盛岡放送局、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、八幡平市、奥州市、滝沢市、紫波町、大槌町、山田町、岩泉町、普代村、野田村、岩手県町村会、東北漁業無線協会、(株)アイビーシー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、(株)ラヂオもりおか、奥州エフエム放送(株)、盛岡ガス(株)、三陸鉄道(株)、岩手県北自動車(株)、岩手開発鉄道(株)、(社)岩手県タクシー協会、(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部、(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

キ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- ① あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- ② 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- ④ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ク 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

（3）東北総合通信局による通信支援

県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

（4）自衛隊による通信支援

町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

（5）放送の利用

ア 県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、緊急を要する場合で、他の電気

通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請、気象警報・注意報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC 岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

イ 県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、次の分担により要請する。

区分	内容
町本部長	主として町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送に関するもの

ウ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

- | | | |
|------------|------------|--------|
| ① 放送を求める理由 | ② 放送内容 | ③ 放送範囲 |
| ④ 放送希望時間 | ⑤ その他必要な事項 | |

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

第4節 災害情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 町及びライフライン事業者は、L アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況 3 人的被害及び住家被害の状況 4 町有財産の被害状況 5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況 6 国立、県立以外の医療施設、上下水道施設、衛生施設の被害状況 7 消防施設の被害状況 8 自然公園施設、観光施設の被害状況 9 商工関係の被害状況 10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況 11 県管理以外の水産関係の被害状況 12 県管理以外の漁港施設の被害状況 13 県管理以外の農業施設の被害状況 14 県管理以外の農作物等の被害状況 15 県管理以外の家畜等の被害状況 16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況 17 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況 18 町管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況 19 町管理の公営住宅の被害状況 20 町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況 21 町立学校の被害状況 22 町指定文化財の被害状況	1 1-1 2, 2-1, 2-2 3 4 B, C, 5 , 5-1 6 D E 9 F F F F F F F F G-1 G-1 H H H	— — 2, 2-1, 2-2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13, 13-1 14 15 16 17 18 19 20 21
県本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	—	—

	2 人的被害及び住家被害の状況 3 県管理施設等の被害状況		
三陸北部森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況		
東北運輸局 岩手運輸支局	船舶の被害状況	—	—
釜石海上保安部 宮古海上保安署	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 人的被害の状況	—	—
三陸国道事務所	国管理の道路、橋りょう、海岸、砂防及び地すべり防止施設等の被害状況	—	—
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	所管する電気通信施設の被害状況	—	—
三陸鉄道(株)	所有する鉄道関係施設の被災状況	—	—
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク (株)宮古電力センター	所管する電力関係施設の被災状況	—	—

※各報告様式は【様式集】を参照

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町

ア 町本部長（統括・対策班）は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を指示する。また、災害情報の記録、受付、連絡等に使用する様式を、通信機器等に配備するよう指示する。

イ 災害情報の総括責任者は統括・対策班長とし、災害情報の収集、総括及び本部長への報告に当たらせる。

ウ 町本部長（防災情報・通信班）は、災害情報の収集に当たっては、岩泉警察署と緊密に連絡を行う。

また、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより上空から被災状況の把握に努める。

エ 町本部長（統括・対策班）は、災害の規模及び状況により、当該町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| ① 職種及び人数 | ② 活動地域 | ③ 応援期間 |
| ④ 応援業務の内容 | ⑤ 携行すべき資機材等 | ⑥ その他参考事項 |

オ 町本部長（統括・対策班）は、被害状況を、県地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

カ 町本部長（防災情報・通信班）は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、

消防庁に対して被害状況を報告する。

- キ 町本部長（統括・対策班、消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- ク 町本部長（統括・対策班、消防機関の長を含む。）は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- ケ 町本部長（統括・対策班）は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- コ 町本部長（統括・対策班）は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
- (ア) 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概略情報を報告する。
- (イ) 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- (ウ) 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
- サ 町本部長（統括・対策班）は、必要に応じ、県本部、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

（2）防災関係機関

各防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位と対応

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- ア 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- イ 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。
- (2) 町本部（一般情報班）及び防災関係機関は、通報等が殺到する場合、次の区分による情報トリアージを実施し、重要度の高い情報を優先して統括・対策班長及び当該情報に対処する機関に連絡する。

重要度A：人命に関わるもの（避難、救助等に関わるもの）

重要度B：Aほどではないが対応を急ぐもの

重要度C：上記以外

【巻末】様式「情報トリアージ様式」

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。
- ア 町の地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
 - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ウ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
 - エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
 - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、「被害状況判定の基準」（【巻末】別表参照）によるものとする。

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）によるものとし、県防災行政無線（電話、FAX）等はバックアップ用として利用する。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2-1、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明したときに、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

- ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）。
 - (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害
- イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づ

く災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

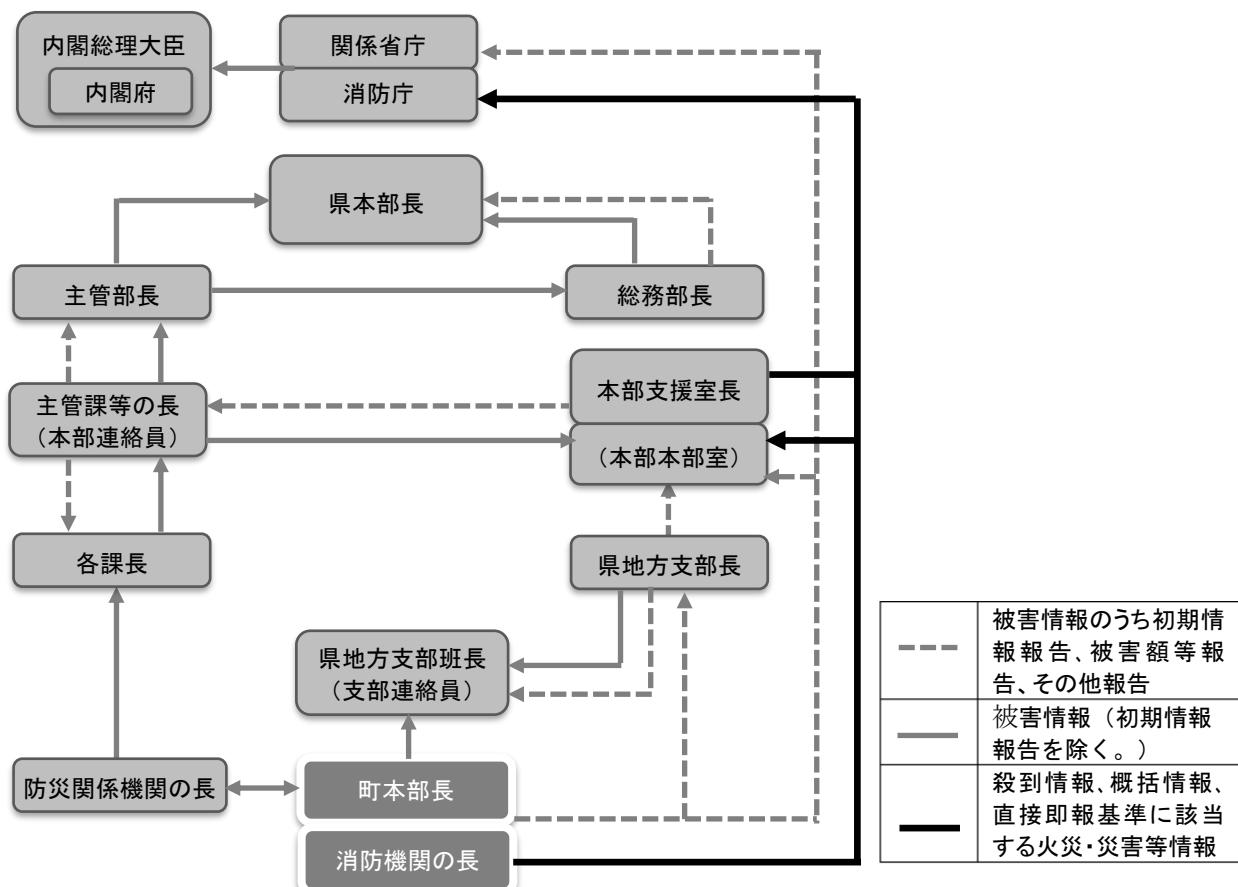
ウ 確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

エ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 90-49102 FAX 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	TEL 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	TEL 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

（5）報告の系統

町本部長（各班）は、次の報告系統図及び報告区分別系統図（【巻末】別図参照）により担当分野の災害情報を県に報告する。



4 災害情報通信の確保

（1）災害情報通信のための電話の指定

町本部長（防災情報・通信班）及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町と県本部、県支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一般有線電話使用）、非常通信

イ 町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、非常通信

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者に配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象警報・注意報等の発表状況及び災害発生時の注意事項 3 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象警報等の発表状況及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等による警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報

本編 第3章 災害応急対策計画

	11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
釜石海上保安部 宮古海上保安署	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶運航の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急普及の見通し
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社 岩手県支部岩泉町分区	義援金の募集
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会 岩泉町共同募金委員会	義援金の募集及び受け付け情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク (株)宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局	1 避難指示等の情報 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道（株） 三陸鉄道（株） JRバス東北（株） 岩手県北自動車（株）	1 鉄道及びバス路線の復旧状況 2 利用者等への運行情報

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

ア 町本部長（政策情報班）は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

(ア) 町本部政策部政策情報班員が撮影した災害写真、災害ビデオ等

(イ) 地区支部、現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等

(ウ) 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

(エ) ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等

(オ) 災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過、推移を知ることのできる資料の収集に努める。

ウ 町本部長（政策情報班）は、撮影日時、地名等を明らかにして、政策推進課行政情報室において管理保管する。

エ 町本部長（政策情報班）及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。また、県本部が収集、作成した資料の提供を求める。

(2) 町民に対する広報

町本部長（防災情報・通信班、報道・広報班、政策情報班）及び防災関係機関（以下「災害広報の実施者」という。）は密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

ア 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に行う。

- | | |
|---|-------------------|
| ① 災害の発生状況 | ② 災害発生時の注意事項 |
| ③ 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況 | |
| ④ 道路及び交通情報 | ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況 |
| ⑥ 給食、給水の実施状況 | ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給体制 |
| ⑧ 安否情報 | ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し |
| ⑩ 生活相談の受付 | ⑪ 各災害応急対策の実施状況 |
| ⑫ その他の生活関連情報 | |

イ 広報の方法

(ア) 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

(イ) 災害広報は、各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、町民に対して的確に行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

- | | | | |
|---|-----------|---------------|------|
| ① 町防災行政無線 | ② 広報車 | ③ ヘリコプター等の航空機 | |
| ④ インターネット（携帯端末へ配信できるサービス、ツイッター等のソーシャルメディア等を含む。） | | | |
| ⑤ 広報誌 | ⑥ テレビ | ⑦ ラジオ | ⑧ 新聞 |
| ⑨ アマチュア無線局 | ⑩ IP告知端末機 | | |
| ⑪ 揭示板（被災者対応窓口等に設置） | | | |

(3) 報道機関への発表

- ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。
- イ 発表は、原則として、町本部本部支援室統括（報道・広報班）が行う。
- ウ 町本部本部支援室統括（報道・広報班）は、報道機関に発表する情報について、町本部各班に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- エ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、町本部本部支援室統括と協議の上、行う。ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を町本部本部支援室統括（報道・広報班）に報告する。
- オ 被害が甚大な場合は、本部長による定例記者会見を行う。町本部本部支援室統括（報道・広報班）は会見日時の設定、記者会見場、記者控室、掲示板等を確保して報道機関に周知する。

(4) 取材対応

報道機関からの取材申し込みは町本部（報道・広報班）が受け付け、取材内容等を確認した上で本部支援室統括が可否を判断する。

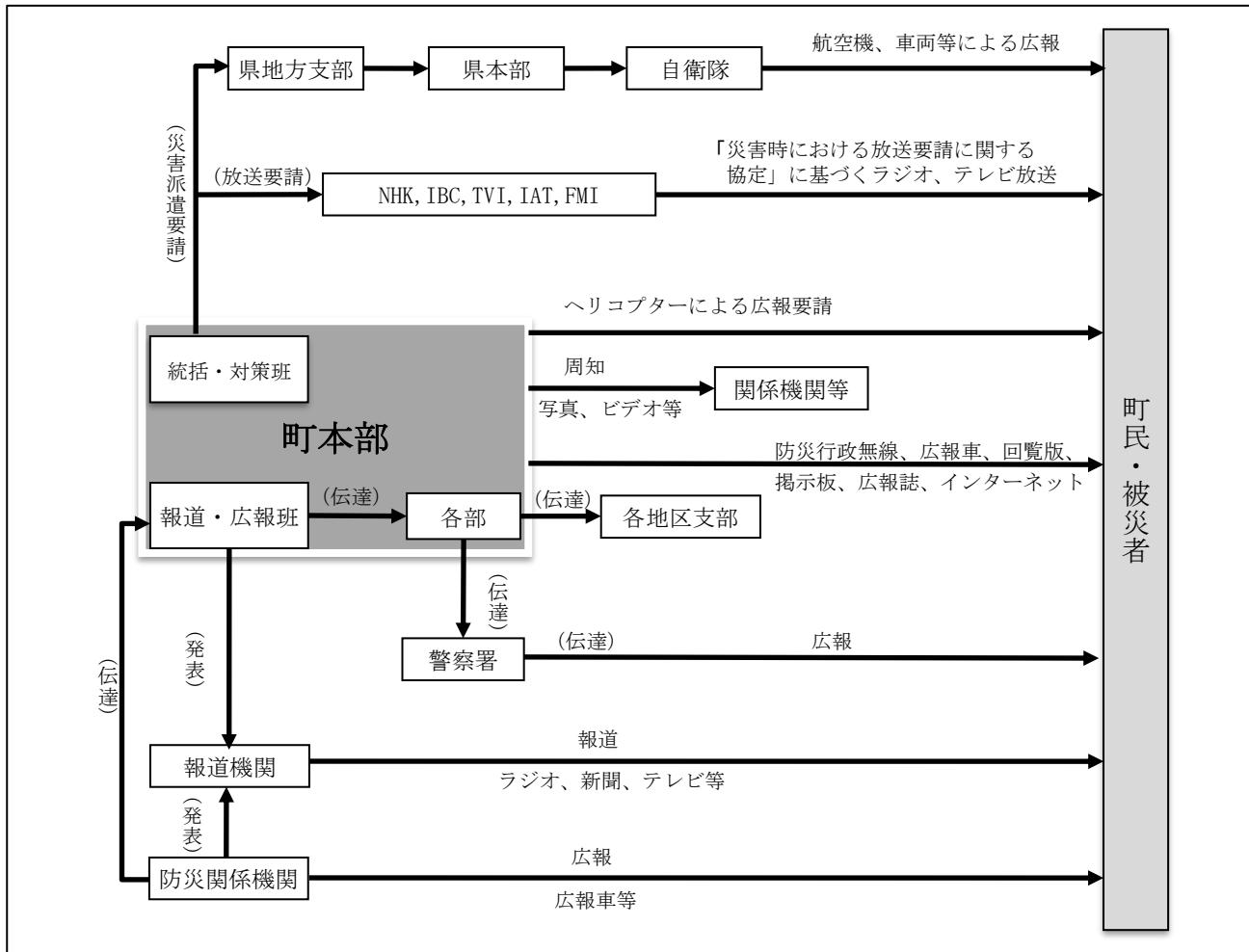
また、本部支援室統括（報道・広報班）は、災害対策への支障や被災者の感情を考慮して取材ルールを設定し、報道機関に周知する。なお、本部執務室や避難所等への立ち入りは原則として禁止する。

(5) 各班・関係機関等に対する周知

- ア 町本部各班及び所属職員並びに関係各機関等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況並びに復旧状況等を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主な目的とする。
- イ 町本部長（防災情報・通信班）は、掲示板、電子メール、SNS等を活用して速やかな周知に努める。また、必要に応じて写真、ビデオ等の活用、町本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(6) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動

- (1) 町本部長（住民情報班）は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長（住民情報班）は、庁舎内に相談窓口を、必要に応じて避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災対策の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制及び災害対策基本法に基づく車両の移動等 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
岩泉郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
J R バス東北(株) 岩手県北自動車(株)	バス等の車両による緊急輸送
三陸鉄道(株) 東日本旅客鉄道(株)	鉄道車両による緊急輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、災害時、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長（建設班）に報告する。

(3) 町本部長（建設班）は、交通規制箇所、道路の陥没等による危険箇所、迂回路等を町本部各班及び関係機関に提供する。

2 防災拠点等の指定

(1) 町本部長（統括・対策班）は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要な拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

(2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

拠点種類	指定施設	
防災拠点	町役場、役場支所、小本津波防災センター、町民会館、ふれあいらんど岩泉周辺等	
物資集積・輸送拠点等	物資集積・輸送拠点	龍ちゃんドーム、海洋センター、基幹集落センター、生活改善センター、旧家畜市場等
	海上輸送拠点	小本港、小本漁港、茂師漁港

3 緊急輸送道路の指定

(1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災対策の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

ア 町本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。

高速道路	三陸縦貫道路
国 道	45号、340号、455号
県 道	久慈岩泉線、宮古岩泉線、岩泉平井賀普代線、大川松草線、有芸田老線、普代小屋瀬線、安家玉川線、田野畑岩泉線
町道等	奥岩泉線（一級）、内の沢線、鼠入川線、笹平線、メンズクメ線、長下線、早坂一号線、早坂一号支線、早坂高原線、奥岩泉線（二級）、上有芸水堀線、八戸川内線、鼠入線、中家線、惣畠線

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急性に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。

イ 発生した段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、一般車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

ウ 標示には、次の事項を表示する。

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| ① 禁止又は制限の対象 | ② 規制する区域、区間 | ③ 規制する期間 |
|-------------|-------------|----------|

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

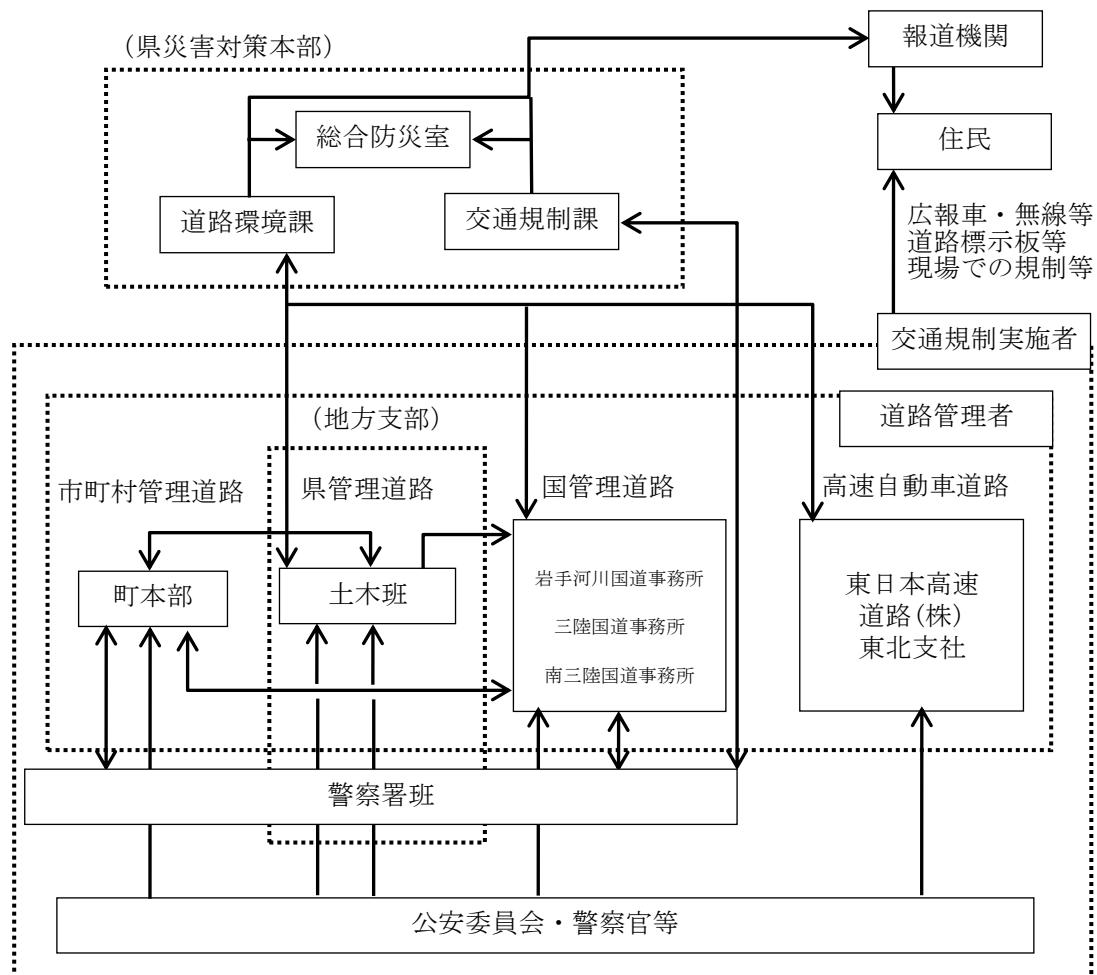
オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を

依頼する。

(4) 報告の系統

- ア 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- イ 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。
- ウ 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- エ 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。

〔交通規制連絡系統図〕



※この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明申請

- ア 町本部長（庶務班）は、災害応急対策業務を円滑に推進するため、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。
- イ 緊急輸送のため車両を使用しようとする場合は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 番号標に標示されている番号 | ② 輸送人員又は品名 |
| ③ 使用者の住所及び氏名 | ④ 輸送日時 |
| ⑤ 輸送経路（出発地、経由地、目的地） | |

ウ 県本部長及び県公安部長は、緊急車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書を交付する。

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の

命令を行う。この場合において、運転手等がいない場合等には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会から、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請があった場合は、道路管理者は車両等の移動等を行う。
- (5) 町本部長（建設班）は、県から市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートの確保の必要性について指示があった場合は、その指示に従う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 町本部長（庶務班）及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を確保する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ア 町本部長（庶務班）及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- イ 町本部長（庶務班）及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

町本部長（庶務班）及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- (ア) 全職員配備体制後は、原則として、総務部（庶務班）において、公用車（地区支部所属のものを除く。）を集中管理する。
- (イ) 町本部各班は、全職員配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管及

び運転技士の配置換を行う。ただし、町本部各部は、所掌応急対策業務の遂行上、欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

- (ウ) 各部長は、公用車を使用する場合は、総務部長（庶務班）に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示する。

① 輸送貨物の所在地	② 輸送貨物の内容、数量	③ 輸送先
④ 輸送日時	⑤ 荷送人	⑥ 荷受人
⑦ その他参考事項		

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- (ア) 総務部長（庶務班）は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、その確保を図る。
- (イ) 総務部長（庶務班）は、(公社)岩手県バス協会会長又は(公社)岩手県トラック協会会長に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。
- (ウ) 地区支部長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地区支部において直接、確保する。ただし、必要数が確保できない場合は、総務部長（庶務班）に連絡し、その確保を図る。

ウ 事前準備

総務部長（庶務班）及び地区支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 鉄道輸送

- ア 町本部において、鉄道輸送を行う場合は、本部支援室統括（統括・対策班）を通じて行う。
- イ 各部長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して本部支援室統括（統括・対策班）に申し込む。

① 輸送貨物の所在地	② 輸送貨物の内容、数量	③ 輸送先
④ 輸送日時	⑤ 荷送人	⑥ 荷受人
⑦ その他参考事項		

ウ 本部支援室統括（統括・対策班）は、東日本旅客鉄道㈱盛岡支社長又は三陸鉄道㈱社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。

(5) 輸送の連絡

県本部長は、町に救援物資等の輸送をする場合には、町本部長（統括・対策班）に対し、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
救援物資の受け入れ要領は、第12節・第3・1「義援物資」による。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

- ア 陸上輸送が途絶したとき

イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき

(2) 船舶の確保

ア 町本部長（統括・対策班）は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局運輸支局長に対し、船舶のあっせんを要請する。

イ あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する運輸支局長、あるいは県本部長（総務部総合防災室長）を通じて行う。

① 要請理由	② 輸送貨物の所在地	③ 輸送貨物の内容、数量
④ 輸送先	⑤ 輸送日時	⑥ 荷送人
⑦ 荷受人	⑧ 経費支弁の方法	⑨ その他参考事項

ウ 町本部長（林業水産班）は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんを要請する。

エ 町本部（林業水産班）における漁船のあっせん事務は、農林水産部が手続事務、漁業協同組合等との必要な連絡事務を担当する。

(3) 輸送の連絡

県本部長は、町に救援物資等の輸送をする場合には、町本部長（統括・対策班）及び利用する港湾の管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

救援物資の受け入れ要領は、第12節・第3・1「義援物資」による。

(4) 巡視船艇の出動又は派遣

ア 町本部長（統括・対策班）は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。

イ 出動等の要請は、次の事項を明示して、海上保安部署、あるいは県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

① 要請の理由	② 輸送貨物の所在地	③ 輸送貨物の内容、数量
④ 輸送先	⑤ 輸送日時	⑥ 荷送人
⑦ 荷受人	⑧ その他参考事項	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき

イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

ア 町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

① 要請の理由	② 輸送貨物の所在地	③ 輸送貨物の内容、数量
④ 輸送先	⑤ 輸送日時	⑥ 荷送人
⑦ 荷受人	⑧ 着陸希望場所	⑨ その他参考事項

イ 町本部における航空機のあっせん事務は、本部支援室（統括・対策班）が手続
事務及び航空輸送事業者等との必要な連絡事務を担当する。

ウ 自衛隊機を希望する場合における手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」
に定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

県本部長は、町本部長（統括・対策班）及び空港管理者に対し、荷送人、荷受人、
空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

(4) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、【巻末】別図「ヘリポートの設置基準」のとおりであ
る。

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現状は、【資料編】資料32「ヘリポートの現状」のと
おりである。

5 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

町本部長（統括・対策班）は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の
方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定める
ところにより県本部長に対して従事命令の依頼をして、次の者に対し、従事命令
を執行して、その確保を図る。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 地方鉄道事業者及びその従事者 | ② 自動車輸送事業者及びその従事者 |
| ③ 船舶運送事業者及びその従事者 | ④ 港湾運送事業者及びその従事者 |

(2) 従事命令の手続

従事命令の手續は、第22節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎよ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる 119 番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 津波警報等の発表時に津波浸水想定区域内において消防活動を行うに当たっては、消防職員及び消防団員の安全並びに消防活動の継続を図るため、津波到達予想時刻の 10 分前までには、高台等の安全な場所へ退避する。
- 5 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援要請を行う。
- 6 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関の長	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防相互応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請

第3 実施要領

1 町本部長の措置

- (1) 町本部長（防災班）は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎよ計画を定めておく。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長（統括・対策班）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防長・消防署長（防災班）及び消防団長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 町本部長（防災班）は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- (4) 町本部長（防災班）は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
- (5) また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (6) 町本部長（統括・対策班）は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (7) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- イ 消防長・消防署長（防災班）及び消防団長は、町本部長（統括・対策班）から出動準備命令又は要請を受けたときは、次の措置をとる。
 - (ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - (イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - (ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長（防災班）に報告する。
- エ 消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎよ活動

ア 消防機関の長（防災班）は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、火災発生後は延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 火災防ぎよ活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 火災発生が比較的小規模と判断した場合は、積極的な防ぎよを行い、一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災の規模が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎよを行う。

(ウ) 火災の規模が大きく、発生箇所が多数で、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地区の防ぎよに当たる。

(エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。

(オ) 多数の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(カ) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

（3）災害時の救急・救助活動

ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 消防機関の長（防災班）は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

(イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。

(ウ) 大規模災害により、火災状況が救急・救助能力を上回る場合は、救急・救助能力を勘案しつつ、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

（4）避難対策活動

ア 町本部長（統括・対策班、防災班）は、あらかじめ、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令状況の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

町本部長（統括・対策班）及び消防機関の長（防災班）は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防吏員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(7) 措置命令

消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(8) 消防相互応援協定

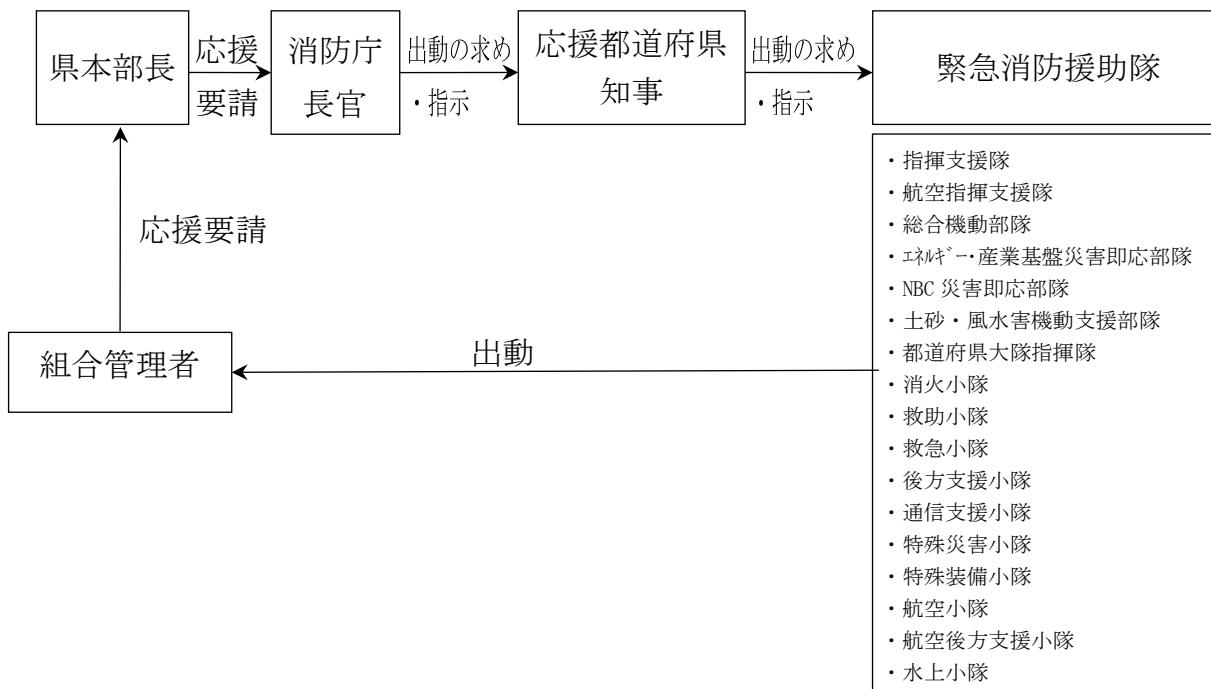
消防相互応援を行う市町村は、別表「消防応援一覧」のとおりである。

【巻末】別表「消防応援一覧」

3 緊急消防援助隊

- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県大隊登録状況」は、【巻末】別表「消防応援一覧」のとおりである。（消防組織法第45条に基づく登録部隊）
- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- (4) 県本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、消防庁へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

〔緊急消防援助隊の出動〕

**4 県本部長の措置**

(1) 災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員及び消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図るため、重点的に水防活動を実施すべき箇所を定める。
- 2 水防活動上必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。
- 3 重要水防箇所の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
水防管理団体 (町)	町内の河川、海岸における水防活動の実施
消防機関	

第3 実施要領

町本部長（建設班、防災班）は、町内において大雨及び洪水又は高潮による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、必要な応急措置を講ずるものとする。

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」等の定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流がダム化し浸水が生じたため、流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の措置を講ずる。

3 情報の収集及び伝達

町本部長（防災情報・通信班、建設班、防災班）は、大雨、洪水又は高潮に関する警報を受領したときは、関係職員等に危険地域を巡回させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達するものとする。

また、水防警報を受領した場合は警報の種類に応じて水防団員（消防団員）を配備し、水防活動を実施する。

種類	発令基準	内 容
準備	準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を準備する。
出動	出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を実施する。

解除	水防活動の必要がなくなったとき	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を終了する。
----	-----------------	------------------------------------

4 水位、雨量の通報及び連絡

町本部長（建設班、防災班）は、関係職員から水位、雨量の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

5 堤防（防波堤）及び危険箇所の巡視

町本部長（防災情報・通信班、建設班、防災班）は、洪水又は高潮のおそれがある気象状況の通知を受けたとき、又は自ら危険を予知したときは、所属職員、消防団員等により警戒班を編成し、堤防の巡視警戒に当たらせるとともに、河川、海岸の状況によりあらかじめ危険な箇所を決定して巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

6 警戒レベル4避難指示

町本部長（統括・対策班）は、大雨、洪水又は高潮若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第14節「避難・救出計画」に基づき警戒レベル4避難指示を発令するものとする。

7 水防活動の実施

- (1) 町本部長（建設班、防災班）は、堤防の決壊、溢水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、消防団員等に、水防活動に当たらせるものとする。（配備基準については、本章・第1節・第3「1配備体制」の非常配備に関する基準に準ずる。）
- (2) 水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し、実施体制を整えておくものとする。

第4 自衛隊派遣要請

町本部長（統括・対策班）は、町内の被害が甚大であるため、町本部のみでは応急対策等の万全を期し得ないと認めたときは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の派遣を県本部長に要請するものとする。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に關係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点の確保、訓練の実施など、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 町及び防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 危険性や専門性の高い業務の実施体制を自ら確保できない場合は、躊躇なく自衛隊などの専門機関への応援等を要請する。
- 6 広域的な災害であっても応援を迅速に確保するため、まずは、近隣の市町村や関係団体等に応援を要請する。
- 7 町（総務課）は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 8 町（総務課）は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町の地域で発生した災害に係る受援体制の整備
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の支援
日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援金の募集
岩手県北自動車(株) 三陸鉄道(株)	被災者の輸送協力

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- (1) 大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定は、【資料編】資料 33 及び資料 34 のとおりである。
- (2) 岩手県防災ヘリコプター応援協定は、【資料編】資料 36 のとおりである。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるものほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。
- (4) 町（総務課）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県による市町村応援

- (1) 町本部長（統括・対策班）は、大規模災害時において、近隣市町村による応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として県地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。
- (2) 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

3 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は町若しくは防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- イ 防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

町本部長（各班）及び防災関係機関は、その所管事務に關係する団体、事業所等と、応援協定を締結するなど災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

特に、町内及び町周辺に立地し、災害時の協力（物資供給など）が期待される企業、団体との災害時協力協定の締結を推進する。

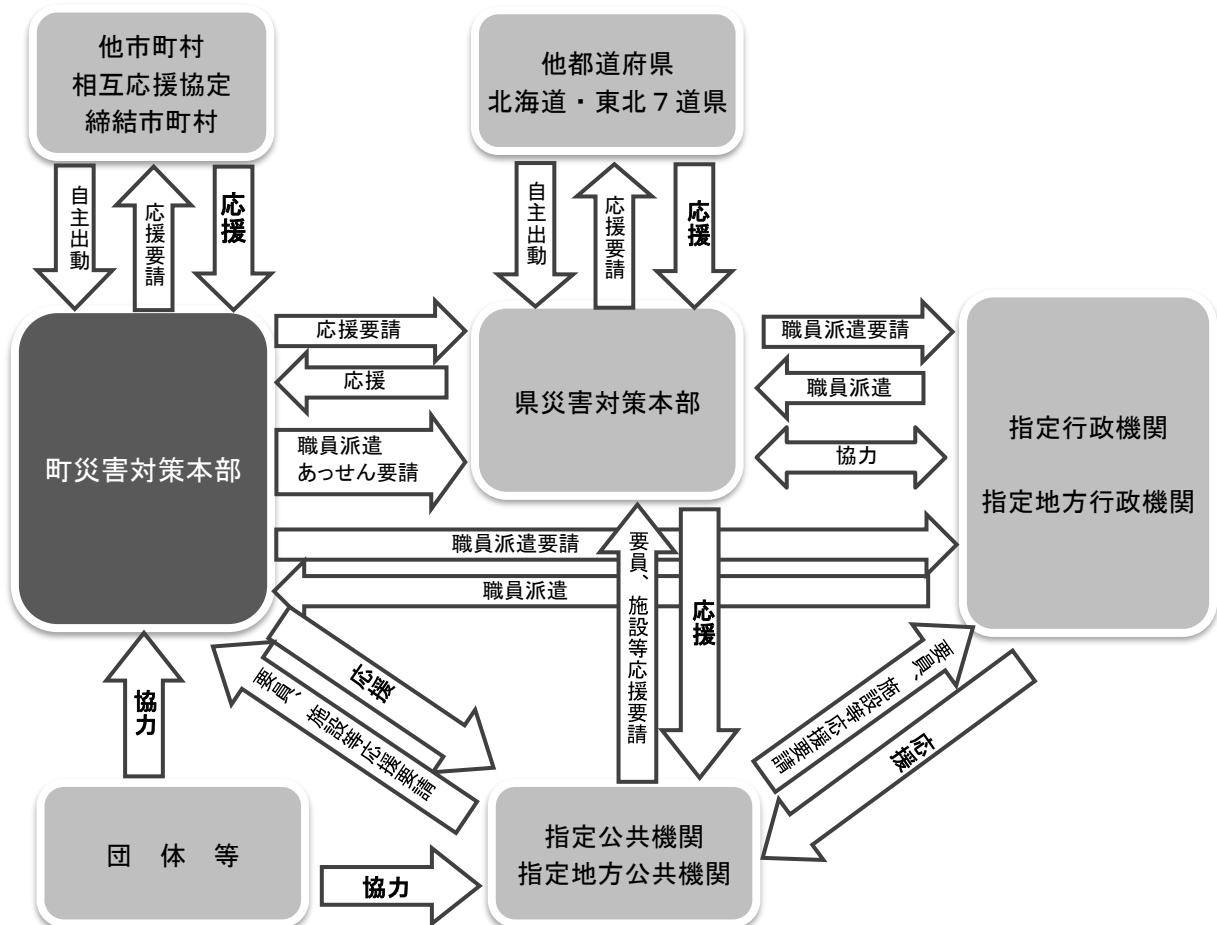
また、管理委託を行っている町有施設で、防災拠点となる施設については、災害時の応急対策の協力が得られるよう、依頼内容の検討や災害時協力協定の締結を推進する。

5 消防活動に係る相互協力

- (1) 大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。
- (2) 県本部長は、大規模災害時において、町本部長（統括・対策班）からの要請を受け、ヘリコプターの応援が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市に対して、応援を要請する。

6 経費の負担方法

- (1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関が県及び町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。



第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急対策が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材等によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊に対する災害派遣の要請を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	町の区域の災害に係る自衛隊災害派遣要請の県本部長への依頼
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	派遣の基準
要請派遣	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、町本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	自衛隊の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、【巻末】別表「災害派遣部隊一覧」のとおりである。

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第14節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索、救助を行う。	第3章第14節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の機材（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たる。	第3章第7節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物若しくは災害廃棄物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第20節
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。	第3章第15節 第19節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	第3章第16節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節

危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- (ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等)

イ 町本部長（統括・対策班）は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合において、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。通知をした場合においては、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後ににおいて、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手續を申し出る。

エ 町本部長（統括・対策班）は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

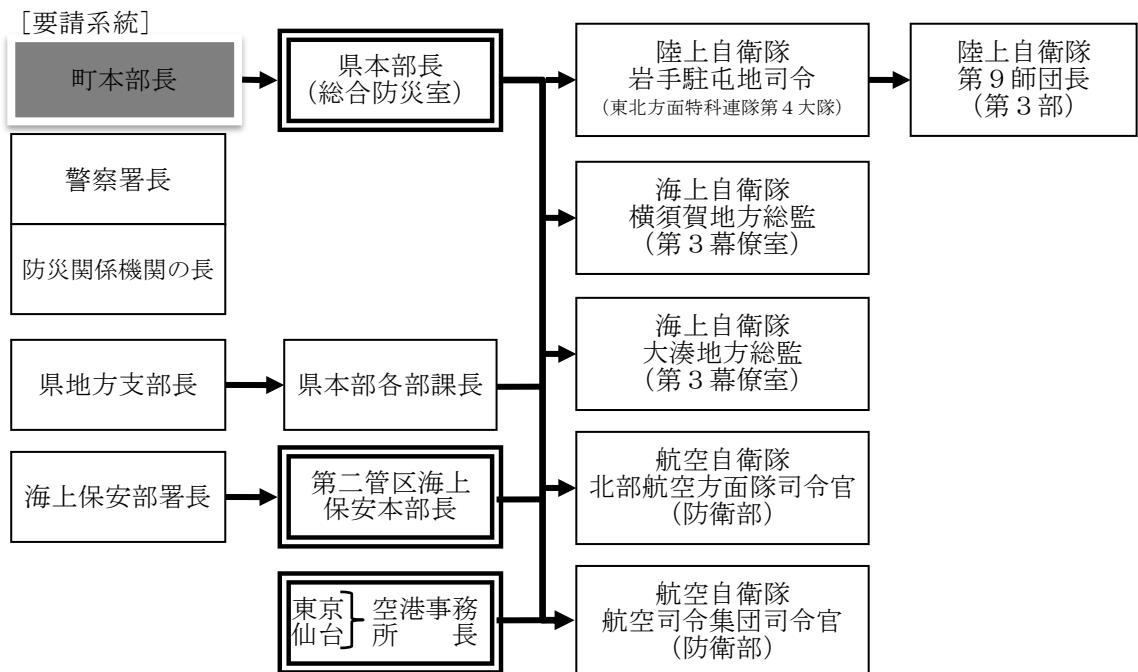
オ 町本部長（統括・対策班）は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知する。

カ 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

キ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長及び町本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。



注) 1 □は災害派遣要請権者、()は主管部課等を示す。

2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

(ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。

(イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。なお、連絡班室の第一候補は、本庁舎大会議室とする。

(ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

(エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 町等の保有する資機材等の準備状況
- ③ 自衛隊の能力、作業状況
- ④ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑤ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑥ 宿泊場所及び経費分担
- ⑦ 撤収の時期及び方法

イ 町本部長（統括・対策班、防災班）は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。なお、ヘリポートの第一候補は岩泉高等学校グラウンドとする。
 - b ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (イ) 受入れ時の準備
- a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
 - c 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん压を行う。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
 - e 物資を搭載する場合はその形状及び重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第1 1節 防災ボランティア受入・活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

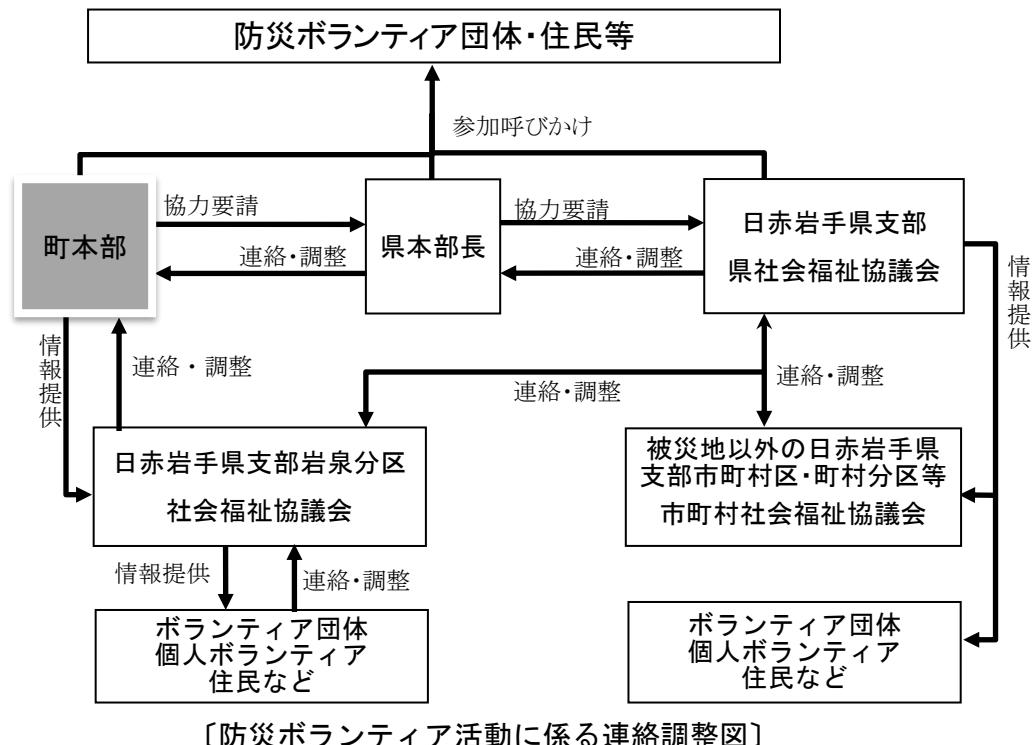
実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に対する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
日本赤十字社岩手県支 部岩泉町分区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
岩泉町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア 団体（職域、職能等） 等	防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区、町社協との連絡調整

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長（地域福祉班）は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長（地域福祉班）は、災害時において防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (3) 町本部長（地域福祉班）は、町内の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。
 - ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
 - イ 防災ボランティアの集合日時及び場所

- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項



2 防災ボランティアの受入れ

(1) 町本部長（地域福祉班）は、町社協、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を開拓するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の活動環境について配慮する。

また、必要に応じて町社協の責任者に本部員会議又は調整会議に参加するよう指示する。

さらには、災害ボランティアセンター設置と運営に関する協定に基づき、町と町社協との役割分担等を明確にし、相互の協力体制の構築をはかる。

(2) 日赤地区等及び町社協は、災害時においてボランティアセンターを設置して防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名

- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

(3) ボランティアセンターの設置施設は、本庁舎町民室を第1候補、ふれあい交流福祉館を第2候補とする。また、孤立地区が発生した場合は、各地区にサテライトセンターを設置する。

3 防災ボランティアの活動内容

- | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------|---------|
| ・炊き出し | ・募金 | ・話し相手 | ・シート張り |
| ・清掃 | ・介助 | ・引っ越し | ・負傷者の移送 |
| ・後片付け | ・避難所の運営支援 | ・物資仕分け | ・物資搬送 |
| ・安否確認、調査活動 | ・給食 | ・洗濯 | ・移送 |
| ・入浴サービス | ・理容サービス | | |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 | | | |

4 災害救助法における国庫負担

県又は県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な賃経費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

町（地域福祉班）は、岩泉町社会福祉協議会と締結した「災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書」に基づき連携及び協力して措置を行う。

第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区	義援物資及び義援金の募集及び受付

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- ア 町本部長（商工班）は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資（品目、数量、必要時期等）を把握の上、県本部長（商工観光労働部）に報告する。
- イ 県本部長は、町本部長（商工班）からの情報を基に、義援物資の募集の有無や物資について、周知する。
- ウ 町本部長（商工班、地域福祉班）は、必要に応じて自ら希望する物資を募集する。受入の対象は、仕分け等の手間を考慮して企業・団体等の大口のものに限ることとし、報道・広報班と連携して周知する。
- エ 受付に当たっては、受付担当窓口（商工班）、送付希望日時及び物資の集積場所（第6節・第3・2「防災拠点等の指定」参照）等をあらかじめ明記する。
- オ 実施機関（町本部は商工班）は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、町本部（総務班）は被災者に配分するまでの間、避難所又は集積・輸送拠点にて適切に保管する。

(2) 集積・保管及び避難所等への供給

- 町本部長（総務班）は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、避難所等で被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

- 町本部（地域福祉班）は、送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

- 受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- 3 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に流入、堆積した土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与

第3 実施要領

1 法適用の基準

法適用の基準となる町の人口は 5,000 人以上～15,000 人未満である。町の区域内に、原則として同一原因による被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき実施する。

- (1) 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 被害世帯が 40 世帯以上である場合
 - イ 県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が 20 世帯以上であるとき。
 - ウ 県内において、7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、町の区域内の多数の世帯が滅失した場合。

エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

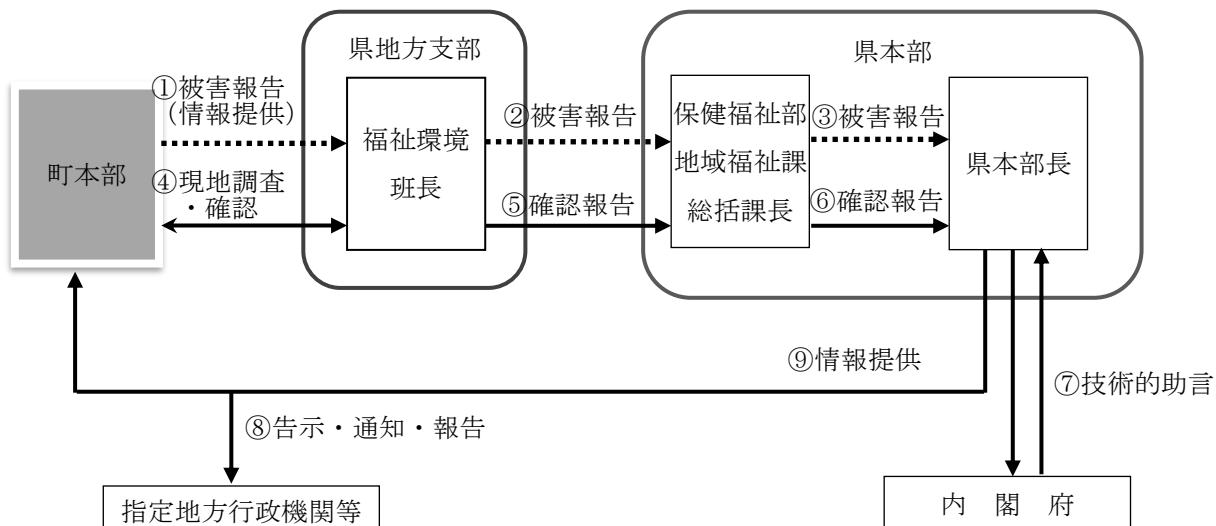
- (ア) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- (イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- (ウ) 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。
- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯数が多数である場合被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

(1) 町本部長の措置

- ア 町本部長（統括・対策班）は、その地域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「災害情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。

[災害救助法適用の手続]



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、本章第14節以下の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
医療	第15節「医療・保健計画」
助産	第15節「医療・保健計画」
被災者の救出	第14節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教応急対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の捜索	〃
遺体の処理	〃
住居障害物の除去	第20節「災害廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第22節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、対象、費用の限度額、期間等

法による救助の種類、対象、費用の限度額、期間等は、【巻末】別表「災害救助法による救助の種類、程度、期間等一覧」のとおりである。

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な警戒レベル5緊急安全確保及び警戒レベル4避難指示を発令し、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で警戒レベル3高齢者等避難（以下、本節中「避難情報」という。）を発令するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難情報の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。また、平時から避難情報等のレベルに応じて求める次の行動を住民に普及、啓発する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等^{※1}は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※ 1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
【警戒レベル2】 大雨、洪水、高潮	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認

注意報 (気象庁が発表)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

第2 実施機関（責任者）

1 避難情報

実施機関	担当業務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条、第73条〕

3 救出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
消防機関の長	生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出

4 指定避難所の設置、運営

実施機関	担当業務
町本部長	指定避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る指定避難所における町への協力

第3 実施要領

1 避難情報

(1) 避難情報の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難情報を発令する。

- | | | |
|----------|-----------------|-----------|
| ① 発令者 | ② 避難情報の日時 | ③ 避難情報の理由 |
| ④ 避難対象地域 | ⑤ 避難対象者及びとるべき行動 | ⑥ 避難先 |
| ⑦ 避難経路 | ⑧ その他必要な事項 | |

〔実施責任者〕

実施責任者	根拠法令
町長（統括・対策班）	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	地すべり等防止法第25条
水防管理者、知事又はその指示を受けた職員	水防法第29条
警察官、海上保安官	災害対策基本法第61条第3項
警察官	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	自衛隊法第94条第1項

(2) 避難情報の発令基準、実施及び報告

ア 町本部長（統括・対策班）は、管内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定等に基づき、あらかじめ避難情報の発令基準を定める。

【資料編】資料21「避難情報の発令基準」

イ 町本部長（統括・対策班）は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で警戒レベル3高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

エ 町本部長（統括・対策班）は、県その他の防災機関に対して助言を求めるなど、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失すことなく、避難情報の発令を行う。また、避難情報の解除に当たっては、県その他の防災機関に対して助言を求めるなど、十分に安全性の確認に努める。

オ 町本部長（統括・対策班）は、避難情報の発令を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

カ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、町本部長（統括・対策班）の避難情報の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難情報の発令に関する助言の対象となる市町村及び助言事項を検討する。

キ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した避難情報の発令を判断するための情報や助言事項等について、町本部長（統括・対策班）等へ伝達する。

ク 町本部長（統括・対策班）は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

(3) 避難情報の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 町本部長（防災情報・通信班）は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難情報の発令の今後の見通し及び発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

- (イ) 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (ウ) 実施責任者は、避難情報の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- (エ) 実施責任者は、災害の切迫性や種別に応じた避難情報の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- (オ) 避難情報の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- (カ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難情報の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等を設け、避難対策の徹底に努める。
- (キ) 緊急を要する場合のほかは、事前に情報を伝達し、住民等に避難のための準備を促す。
- (ク) 避難情報に使用する信号の種類及び内容は、【巻末】別表「避難情報の発令に使用する信号の種類及び内容」のとおりとする。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難情報の発令を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[実施責任者と報告・通知先等]

実施責任者	実施時の報告又は通知先
町長（統括・対策班）	知事
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長
水防管理者	
警察官、海上保安官	町長
警察官	公安委員会
自衛官	大臣の指定する者

[報告又は通知事項]

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 避難情報の発令を行った者 | ② 避難情報の発令の理由 |
| ③ 避難情報の発令時刻 | ④ 避難対象地域 |
| ⑤ 避難先 | ⑥ 避難者数 |

(4) 避難の方法

- ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、渋滞に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- イ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ア 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、内閣府の指針に基づく避難行動要支援者の避難支援計画を定める。
- イ 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難支援を優先する。
- ウ 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。
- エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
(ア) 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
(イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の安否確認等

町職員（住民情報班、地域福祉班、避難支援班、地区支部）、消防団員、自主防災組織、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、それが連携・分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の安否等の確認を行うとともに、避難が遅れた者の避難誘導を行う。

【資料編】資料23「指定緊急避難場所・指定避難所」

ア 避難場所及び指定避難所での安否確認

- (ア) 避難した住民等の確認
(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域の安否確認

- (ア) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

ウ 被災者支援台帳の作成

(ア) 安否確認に使用する名簿はあらかじめ世帯ごとに作成した「世帯台帳」によるものとし、町本部長（住民情報班）は「世帯台帳」を作成して各支所に配備しておくものとする。

なお、世帯台帳の様式は、避難者名簿等との窓口や被災者台帳に活用することに留意して設計しておくものとする。

(イ) 町本部長（住民情報班、地区支部）は、安否確認を行った職員、消防団員、自主防災組織及び民生委員等から確認結果が記録された世帯台帳を収集して「被災者支援台帳」に整理する。また、整理に当たっては、次の救援活動による安否情報との整合を図る。

- | |
|--|
| ① 救出者の名簿（防災班）〔3「救出」参照〕 |
| ② 避難者、帰宅困難者、要配慮者の名簿（地域福祉班、避難支援班）〔5「指定避難所の設置・運営」参照〕 |

- | |
|---|
| ③ 傷病者の名簿（救護班）〔第15節「医療・保健計画」参照〕 |
| ④ 死者・行方不明者の名簿（衛生班、防災班）〔第21節・第3・1「行方不明者及び遺体の搜索」参照〕 |

(ウ) 町本部長（住民情報班）は、安否情報を必要とする次の対策の担当者に整理した安否情報を提供する。

- | |
|--|
| ① 安否照会（住民情報班）〔9「住民等に対する情報等の提供体制」参照〕 |
| ② 保健活動（救護班）〔第15節「医療・保健計画」参照〕 |
| ③ 被災者台帳（住民情報班）〔第4章・第2節・第2・2「被災者台帳の作成」参照〕 |

(7) 避難経路の確保

警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

町本部長（建設班）は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援従事者の安全確保

町本部長（統括・対策班、防災班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者（消防団員、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ① 発令者 | ② 警戒区域設定の日時 | ③ 警戒区域設定の理由 |
| ④ 警戒区域設定の範囲 | ⑤ その他必要な事項 | |

〔警戒区域の設定権者と設定時の報告先等〕

警戒区域の設定権者	設定時の報告・通知先	根拠法令
町長（統括・対策班）	—	災害対策基本法第63条
県知事		災害対策基本法第73条
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	町長（統括・対策班）	

イ 警戒区域の設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

警戒区域の設定権者は、警戒区域設定の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、ラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

警戒区域の設定権者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 警戒区域設定を行った者 | ② 警戒区域設定の理由 |
| ③ 警戒区域設定の発令時刻 | ④ 警戒区域設定の範囲 |

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 町本部長（防災班）は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 町本部長（防災班）は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容にあたらせるため、「救出班」を編成し、消防機関と協力して救出活動を実施する。

(2) 捜索及び救出の実施

ア 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、行う。

ウ 町本部長（施設班）は、県地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、ジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を調達する。

エ 町本部長（統括・対策班）は、孤立した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。要請の要領は、第29節「防災ヘリコプター等活動計画」による。

オ 捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班（第15節・第3・2「医療救護班の編成」参照）と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- (1) 町本部長（統括・対策班）は、避難情報を発令した場合は、災害の種類に応じた避難場所を設置する。
- (2) 町本部長（防災情報・通信班）は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。
- (4) 町本部長（統括・対策班）は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難場所に集中しないよう配慮する（分散避難）。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- ア 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所のうちから当該災害に応じた避難所の開設を決定し、開設及び避難者の受け入れ等にあたる職員（以下「避難所担当職員」という。）を派遣する。なお、勤務時間外等で緊急に開設する必要がある場合は、あらかじめ指名した現地作業班の職員又はあらかじめ委任した自主防災組織の役員等に指定避難所の開設及び避難者の受け入れを指示する。
- イ 避難所担当職員、現地作業班員又は自主防災組織の役員等（以下「避難所担当職員等」という。）は、あらかじめ定めた避難所開設・運営マニュアルに基づいて指定避難所の迅速な開設、避難者の受け入れ及び運営を行う。
- ウ 町本部長（避難所担当職員等、総務班、地域福祉班、避難支援班）は、指定避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮したスペース（福祉避難室）や専用の収容施設（福祉避難所）の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- エ 町本部長（総務班、商工班、農業班、衛生班）は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達して指定避難所に供給する。
- オ 町本部長（統括・対策班）は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開放する。指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。
- (ア) 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。
 - (イ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
 - (ウ) 町本部長（統括・対策班）は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たらせる。

カ 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに県に報告する。

(ア) 開設日時及び場所

(イ) 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

(ウ) 開設期間の見込み

キ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ② 旅館の宿泊者、一般家庭の来訪者など、現実に被害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	① 避難情報を発令した場合の避難者 ② 避難情報の発令はしないが、自主的に避難をする者

ク 避難所担当職員等は、指定避難所に収容した住民等の「避難所収容者名簿」を作成し、町本部（住民情報班）に報告する。住民情報班は、各指定避難所の避難者名簿をとりまとめる。名簿のとりまとめに当たっては、安否台帳（1・(6)・ウ「安否台帳の作成」参照）との整合を図る。

ケ 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として設置しない。

なお、孤立地区の住民を他地区の避難所へヘリコプターで搬送する必要がある場合は、第29節「防災ヘリコプター等活動計画」により県本部長に出動を要請する。

コ 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所の設置について、地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど迅速な設置に努める。

(2) 指定避難所の運営

ア 町本部長（避難所担当職員等）は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。

この場合において、町本部長（救護班、衛生班）は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

また、町本部長（統括・対策班、庶務班）は、指定避難所の開設が長期化する場合は避難所担当職員の健康を考慮し、交替勤務を指示する（第1節・第3・9「職員の健康管理」参照）

イ 町本部長（統括・対策班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、指定避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定めておく。

(ア) 管理責任者

- (イ) 職員の動員体制及び事務分担
- (ウ) 災害対策本部及び各指定避難所との連絡手段
- (エ) 食料、生活必需品等の物資の調達方法
- (オ) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
- (カ) 医療機関との連携方法

ウ 町本部長（総務班）は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を避難者に提供するものとし、活用する媒体に配慮する。

なお、食料等が不足する場合は、要配慮者への配給を優先するなど避難者等と協議して配布基準を設定し、避難者の理解を得るものとする。

エ 町本部長（総務班）は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有するN P O、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

オ 町本部長（総務班）は、避難者数、防災ボランティア数、配布物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

カ 町本部長（総務班）は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

(ア) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成

- (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (エ) ホームヘルパー等による介護の実施
- (オ) 保健衛生の確保
- (カ) 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- (キ) 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や性的マイノリティ（L G B T等）、高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
- (ク) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

キ 町本部長（総務班）は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。

ク 町本部長（総務班）は、学校を指定避難所として使用する場合、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と応急教育の利用範囲等について協議を行い、必要な調整を行う。

ケ 町本部長（地域福祉班、救護班、避難支援班）は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（3）災害救助法を適用した場合の指定避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

（1）町本部長（防災情報・通信班、商工班、総務班）は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

（2）町本部長（商工班、総務班）は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は指定避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び指定避難所への受入れを行う。

7 在宅避難者等に対する支援

（1）在宅避難者等の把握

ア 町本部長（地域福祉班、避難支援班、防災班）は、消防団、自主防災組織等の協力を得て自宅、車中その他の指定避難所以外の場所にいる者でライフラインや流通の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下、「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長（地域福祉班、避難支援班）に提供する。

（2）在宅避難者等に対する支援

ア 町本部長（商工班、防災班、総務班）は、消防団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て役場（支所）における配布や在宅避難者等がいる集落又は指定避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班、地域福祉班、避難支援班）は、在宅避難者等に対し、物資、食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

（3）在宅避難者名簿の作成

町本部長（住民情報班）は、上記により把握した在宅避難者等について在宅避難者名簿を作成する。また、作成に当たっては、安否台帳（1・(6)・ウ「安否台帳の作成」参照）との整合を図るものとする。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予想規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた場合は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 本部長（本部支援室総括・対策班）は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、延滞なく報告する。

ウ 他市町村から協議があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 本部長は、協議先市町村への協議等は法に基づく報告又は通知を行う。

(2) 県外広域避難

ア 本部長（本部支援室総括・対策班）は、県外広域避難の必要があると認める場合は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 本部長は、県本部長への協議等は法に基づく報告又は通知を行う。

(3) 他都道府県からの広域避難の受入れ

ア 県本部長から協議が合った場合は、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

イ 本部長は、県本部長への協議等は法に基づく報告又は通知を行う。

【巻末】別表1 「広域避難の法令に基づく報告又は通知義務」

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 町本部長（統括・対策班）は、災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めたときは（以下、この項において「協議元町本部長」という。）、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本項中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元町本部長（統括・対策班）は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元町本部長（統括・対策班）又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(2) 県外広域一時滞在

ア 町本部長（統括・対策班）は、県外広域一時滞在の必要があると認めたときは（以下、本号中「協議元町本部長」という。）、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 協議元町本部長（統括・対策班）は、法に基づく報告又は通知を行う。

（3）他都道府県からの広域一時滞在の受入れ

ア 他の都道府県からの被災者の受入について、県本部長の協議を受けたときは、町長（危機管理課）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

イ 町長（危機管理課）は、受入施設を決定し、提供する。

ウ 町長（危機管理課）は、法に基づく報告又は通知を行う。

（4）広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供

県本部長及び町長（危機管理課）は、県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

【巻末】別表2 「広域一時滞在の法令に基づく報告又は通知義務」

1.0 住民等に対する安否情報等の提供体制

- (1) 町本部長（住民情報班）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
なお、町本部長（住民情報班）が把握する安否情報は、安否台帳（第14節・第3・1・(6)・ウ「安否台帳の作成」参照）を基本とする。
- (2) 町本部長（住民情報班）は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 町（危機管理課、町民課）は、広域避難等をした者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (5) 町は、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMA T等及びドクターへリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 4 被災者的心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行う。
- 8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法による医療及び助産の実施に係る費用支弁等の総括 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMA Tによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣

	6 精神科医療機関に係る岩手D P A T の編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
岩手県済生会岩泉病院	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣

第3 初動医療体制

1 孤立、健康管理活動の準備

町本部長（救護班）は、避難情報が発令され、避難対象地区の孤立が予想される場合は、必要に応じて各支所に保健師等を配置するとともに、孤立地区への看護師等の派遣や医薬品の搬送方法、薬事相談窓口の設置等について岩手県済生会岩泉病院と協議する。

また、各地区的避難情報の発令の対象者数を確認し、健康管理活動（第7・3「健康管理活動」参照）に必要な保健師等が不足すると予想される場合は、県本部長に保健師の派遣等の支援を要請する。

医療救護班の編成

- (1) 町本部長（救護班）は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
- (2) 岩手県済生会岩泉病院は、被災地における医療活動を迅速かつ的確に実施するため、編成基準に基づきあらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

[編成基準]

医療班 数	編 成 基 準		
1班	医 師 1名	看護師 3名	事務職員兼運転手 1名

- (3) 国保岩泉歯科診療所は、災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、医療救護班と連携を図り、歯科医療活動を実施する。
- (4) 応急医療及び救護のため、町が自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、第9節「県、市町村等応援協力計画」及び第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

町本部長（救護班）は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

- | | | |
|----------|---------|--------|
| ① 緊急避難場所 | ② 指定避難所 | ③ 医療施設 |
|----------|---------|--------|

3 岩手DMA T 及び医療救護班等の活動

(1) 岩手DMA T の活動

ア 岩手DMA T は、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際ににおける応急的な医療活動を実施する。

イ 岩手DMA T は、おおむね次の業務を行う。

- (ア) 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）

- (イ) 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- (ウ) 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU※）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
- (エ) 県災害対策本部内に設置するDMA T県調整本部等における被災地域内のDMA Tに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
- (オ) DMA T県調整本部等における統括DMA Tの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※「ステージングケアユニット（SCU）」とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

- ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班（第14章・第3・3・(1)「救出班の編成」参照）、捜索班（第21節・第3・1・(2)「捜索の実施」参照、災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
- エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等と連携を図る。
- オ 岩手DMA Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

（2）医療救護班の活動

- ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- イ 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。

- | | | |
|-----------------------|------------------------------|--------|
| ① 傷病者に対する応急措置 | ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定 | |
| ③ 救護所及び避難所における巡回医療の支援 | ④ 被災地の病院の医療支援 | ⑤ 助産救護 |
| ⑥ 死亡の確認 | ⑦ 遺体の検案及びその後の処置 | |

- ウ 医療救護の実施に当たっては、岩手DMA T及び健康管理活動班（第7・3「健康管理活動」参照）と連携を図る。
- エ 県宮古地方支部保健医療班長は、町本部長（救護班）、宮古医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班や医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーター（※）と協力して調整を行う。
※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。
- オ 県宮古地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適正な実施に努める。

（3）歯科医療救護班の活動

(一社)岩手県歯科医師会は、歯科医療、口腔ケアを実施する「歯科医療救護班」を編成する。

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

(ア) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

(イ) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) その他必要とされる措置

(4) 県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導

イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医療品等の仕分け、管理

ウ その他、消毒方法、医薬品等の使用方法等の薬学的指導

(5) 岩手D P A Tの活動

ア 岩手D P A Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

イ 岩手D P A Tは、次の業務を行う。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 情報収集とアセスメント | ② 精神科医療機能に対する支援 |
| ③ 住民及び支援者に対する支援 | ④ 精神保健に係る普及啓発 |
| ⑤ 活動実績の登録 | ⑥ 活動情報の引継ぎ |

ウ 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等について、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

エ 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接に連携して活動を行う。

4 医薬品及び医療資機材の調達

(1) 町本部長（救護班）は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備しておく。

(2) 医薬品等は、岩手DMA Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、岩手DMA T及び医療機関の実施責任者が調達する。

(3) 町本部長（救護班）は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県地方支部保健医療班を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

5 広域災害・救急医療情報システムの運用

関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、下記の情報の収集及び提供のほか、DMA Tの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

- (1) 発災直後情報（傷病者の受入可否）
- (2) 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
- (5) 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

【巻末】別図 医療・保健活動の情報連絡系統図

第4 医療機関の活動

岩手県済生会岩泉病院は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。

- 1 傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- 2 当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- 3 被災し診療不能となった医療機関については、宮古医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- 4 当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- 5 宮古医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 災害拠点病院、岩手DMA T及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMA T及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、町本部長（救護班）、県本部長及び防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長（救護班）、又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長（救護班）、岩泉消防署又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定めておく。搬送先病院の順位は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|--------------|----------|----------|
| ① 岩手県済生会岩泉病院 | ② 県立宮古病院 | ③ 県立久慈病院 | ④ 県立中央病院 |
| ⑤ 盛岡赤十字病院 | ⑥ 岩手医科大学附属病院 | ⑦ 国保葛巻病院 | |

(2) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備しておく。

(3) 町本部長（救護班）は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

県本部長は、地方支部保健医療班、町本部長（救護班）及び透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況等に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供するなどの連絡調整を行う。

透析施設（岩手県済生会岩泉病院）の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合、町本部長（救護班）等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

(3) 後方支援としての代替透析施設の確保

県本部長は災害により透析施設が被災した場合、県内の代替透析施設の確保を図る。

(4) 通院手段及び宿泊施設の確保

町本部長（救護班）は、県本部長が透析患者の通院手段の確保が必要と認め、患者搬送支援を依頼された場合、必要な対応を行う。

また、県本部長が透析患者の宿泊施設の確保が必要と認め、避難所等の宿泊施設の確保を依頼された場合は、必要な対応を行う。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

県本部長は、難病患者等への医療を確保するため、地方支部保健医療班を通じ、被災地域及び近隣における難病患者等の受療状況、主要な医療機関の稼動状況等を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等に情報を提供する。

(2) 医薬品等の確保

県本部長は、町本部長（救護班）又は地方支部保健医療班長から、難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を受けた場合は、調達又はあっせんを行う。

第7 災害中長期における医療体制

1 医療活動

町本部長（救護班）は、大規模災害時等、DMA T撤退後も、避難所における巡回診療や被災地区の病院等の診療のために、引き続き医療救護班等の派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字社岩手県支部、（一社）岩手県医師会、（一社）岩手県歯科医師会等関係団体に対する応援の継続を県本部長を通じて要請する。

なお、県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、応援のために参集した医療救護班等の県全体の派遣調整及び活動支援を行い、県地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における医療救護班等の活動調整及び活動支援を行う。

2 精神医療活動

町本部長（救護班）は、被災者のこころのケア等を実施するため、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の精神医療活動を継続する必要がある場合、県本部長にその旨を要請する。

3 健康管理活動

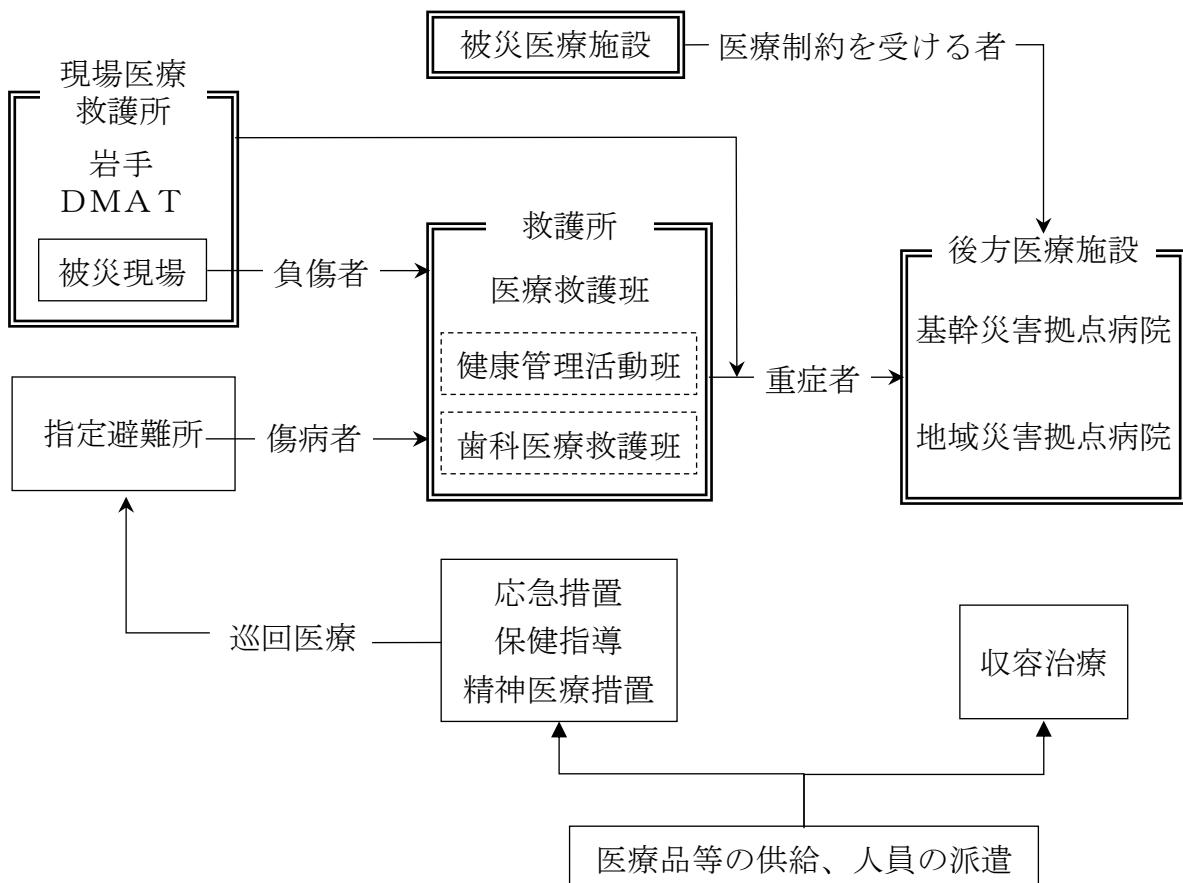
- (1) 町本部長（救護班）は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。
- (2) 町本部長（救護班）は、あらかじめ編成基準（保健師1名以上、管理栄養士（栄養士）1名）に基づき「健康管理活動班」を編成して置くものとする。
- (3) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に健康相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所並びに応急住宅等を巡回して保健活動を行う。

健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

- ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
- イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
- ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
- (4) 健康管理活動の対象者の把握及び管理記録は、避難者名簿（第14節・第3・5「避難所の設置・運営」参照）を活用し、町本部（住民情報班）と情報を共有する。
- (5) 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災者の口腔の健康維持を図るために、（一社）岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を実施する。口腔ケア活動班は、おおむね次の活動を行う。
 - ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 - イ 被災者に対する歯科健康教育
 - ウ その他必要とされる歯科保健活動

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。



第9 愛玩動物の救護対策

町本部長（衛生班）は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容とともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第16節 食料、生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- 4 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊き出しの実施
県本部長	町に対する物資の調達及びあっせん
日本赤十字社岩手県支部 岩泉町分区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- ア 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- エ 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- オ 被災現場において救援・復旧活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 支給物資の種類

（1）食料等の種類等

- ア 食料の種類及び数量は、「支給物資の種類、支給基準数量等」を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、決定する。
 - イ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
 - ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
 - エ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- 【資料編】資料30「支給物資の種類、支給基準数量等」

（2）食料以外の物資

ア 物資の種類及び数量は、「支給物資の種類、支給基準数量等」を参考に、被災状況及び物資調達の状況に応じて、決定する。

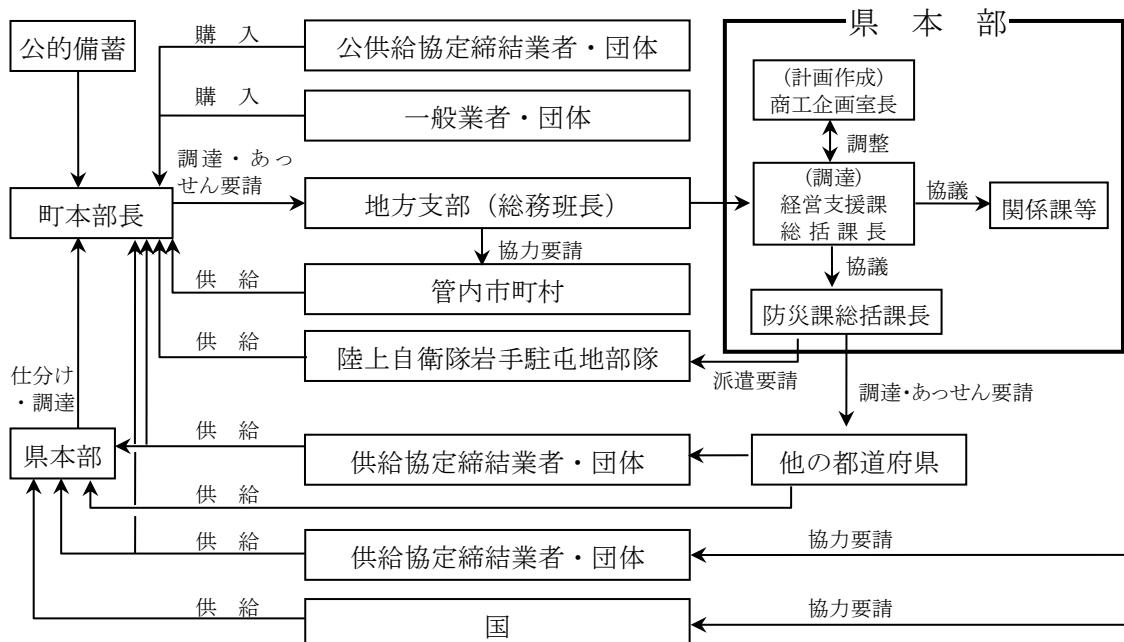
イ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（L G B T等）の視点にも配慮する。

3 物資の確保

- (1) 町本部長（総務班）は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- (2) 町本部長（商工班、農業班、地域福祉班）は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長（商工班、農業班）は、必要な物資を調達できない場合は、県地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- (4) 県本部長は、大規模な災害により町が被災し、町において物資の調達ができないと推測される場合又は県が町と連絡を取ることができない場合には、町本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。

[物資の調達・供給系統図]



4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長（総務班）は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、物資・集積輸送拠点（第6節・第3・2「防災拠点等の指定」参照）に警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。
- (2) 輸送物資の引渡しにあたっては、【巻末】様式3「災害救助用物資引渡書」により、受領を明確にする。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

ア 原則として、物資は支給することとし、町本部長（商工班、農業班）が指定したものに限り、貸与する。

イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場（支所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。（在宅避難者への供給は、第14節・第3・7「在宅避難者に対する支援」参照）

(2) 食料の供給における留意事項

ア 町本部長（総務班、商工班、農業班）は、あらかじめ、炊き出し方法等を定める。

イ 炊き出しによる供給は、避難所や学校給食共同調理場などの既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託（自主防災組織、ボランティア等の協力含む。）して行う。

また、炊き出し用の食材、燃料、器具は、農協や取り扱い業者などから調達する。

【資料編】資料28「米穀等販売業者一覧表」

ウ 給食のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長（商工班、農業班）に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長（総務班）は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、避難所で受け入れる物資の荷下ろし、仕分け、避難者への支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長（商工班、農業班）は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 災害救助法が適用されない場合の供与又は貸与

災害救助法が適用されない場合における物資等の供給については、おおむね前記第3実施要領1・2に準じて行うものとする。

【巻末】様式1 世帯構成員別被害状況

【巻末】様式2 物資購入（配分）計画表

【巻末】様式3 災害救助用物資引渡書

第17節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	町本部長が行う給水に対する協力、指示

第3 実施要領

1 給水

（1）水源の確保

町本部長（水道班）は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

（2）給水班の編成

町本部長（水道班）は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

- | | | |
|--------|------------|------------------|
| ① 給水業務 | ② 飲料水の水質検査 | ③ 汚染水の使用禁止・停止・制限 |
|--------|------------|------------------|

（3）応援の要請

町本部長（統括・対策班）は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出了場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| ① 給水対象地域 | ② 給水対象人数 | ③ 職種別応援要員数 |
| ④ 給水期間 | ⑤ その他参考事項 | |

2 応急給水用資機材の調達

（1）調達方法

ア 町本部長（水道班）は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（水道班）は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上、受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長（水道班）は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健環境班長又は地域福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 応急給水用資機材の種別、数量 | ② 使用期限 |
| ③ 運搬先 | ④ その他参考事項 |

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上に確保する。

ウ 給水用器具は、全て衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、町本部長（水道班）に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

町本部長（水道班）は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- ① 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
- ② 給水対象地域
- ③ 給水対象世帯・人員
- ④ 人員、資材、種類、数量
- ⑤ 応援を要する期間
- ⑥ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 上水道施設

- (1) 町内の上水道施設の現況は、【巻末】別表1「上水道施設の概況」のとおりである。
- (2) 上水道施設に係る災害応急対策活動を迅速に行うための非常配備人員の編成計画は、【巻末】別表2「上水道施設の配備要員」のとおりである。

第18節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供
救助実施市	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

（1）供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

（2）供与対象者の調査、報告

町本部長（建設班）は、住宅の被害確定の日から5日以内に、【巻末】様式「応急仮設住宅入居者選定調査表」等により次の事項を調査して、県本部長に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

（3）建設場所の選定

町本部長（建設班）は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を選定しておく。

- ア 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- イ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

ウ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の入居

ア 県本部長は、町本部長（施設班）の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。

イ 町本部長（施設班）は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び形成に配慮する。

ウ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理運営

ア 県本部長は、町本部長（施設班）の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任することができる。

イ 県本部長又はその委任を受けた町本部長（施設班）は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するための巡回訪問、心のケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 県本部長又はその委任を受けた町本部長（施設班）は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

(6) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査、選考

町本部長（施設班）は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1カ月以内とする。

イ 町本部長（施設班）は、1カ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 町本部長（建設班）は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を認めた被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 町本部長（建設班）は、県営住宅、市町村営住宅等の入居状況に関する情報を県本部長から提供を受け、被災者に周知する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 県本部長は、必要に応じ、町本部長（建設班）を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

(2) 町本部長（建設班）は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア 町本部長（建設班）は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続は、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は県防災行政無線により申し出ることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出する。

ウ 前記アによる派遣要請後において、災害の状況により派遣を必要とする期間、派遣を必要とする区域及び派遣を希望する人員に変更が生じた場合は、前記イの手続に準じて県本部長に変更の手続をする。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 町本部長の措置

町本部長（建設班）は、被災宅地危険度判定を実施するため、次の措置を行う。

ア 町本部長（建設班）が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

イ 実施本部は、以下の業務に当たる。

- (ア) 宅地に係る被害情報の収集
- (イ) 判定実施計画の作成
- (ウ) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (エ) 判定結果の調整及び集計並びに町本部長（建設班）への報告
- (オ) 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- (カ) その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長（建設班）は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 町本部長（建設班）は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長（建設班）が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 判定実施計画の作成
- (ウ) 県本部長への支援要請
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (カ) 住民への広報
- (キ) その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、感染症予防措置を実施する。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他市町村及び県の協力を得て、感染症予防措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の感染症予防業務の実施
県本部長	町本部長に対する感染症予防上必要な事項の指示、指導

第3 実施要領

1 感染症予防の実施体制

(1) 消毒班

- ア 町本部長（衛生班）は、感染症予防業務を円滑に実施するため、所属職員による消毒班を編成する。
- イ 1箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
衛生技術者	1名	
事務職員	1名	
作業員	3名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

- ア 町本部長（救護班）は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成したときは、「疫学調査協力班」を編成する。
- イ 1箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医師	1名	看護師又は保健師	1名
看護師又は保健師	1名	助手	1名
助手	1名		
備考：消毒班又は医療救護班を兼務して編成できる。		備考：消毒班を兼務して編成できる。	

(3) 感染症予防班

町本部長（救護班）は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 町本部長（救護班）は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

① 感染症予防用資機材の調達数量	② 送付先
③ 調達希望日時	④ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 町本部長（救護班）は、感染症予防班、町の地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症予防に関する情報の把握に努める。
- (2) 町本部長（救護班）は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次 の方法により防疫に関する広報を実施する。

① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
② 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて被災者個々に行う広報

4 実施方法

(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）

県本部長は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。また、サーベイランスにより得られた情報を、町本部長（救護班）、医療関係機関等の関係者に対し定期的に提供する。

(2) 積極的疫学調査（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づいて疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

(3) 健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

(4) 環境衛生の確保

町本部長（衛生班）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「災害廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に環境衛生確保対策の実施を啓発、指導する。

(5) 消毒方法

町本部長（衛生班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒班による消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては3回以上、床下浸水地域にあっては2回以上とする。

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に行政連絡員等を通じて、消毒薬等を配付し、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長（衛生班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

町本部長（水道班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(8) 臨時予防接種

町本部長（救護班）は、臨時予防接種を実施し、これができるない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(9) 患者等に対する措置

町本部長（疫学調査協力班）は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、県本部長（疫学調査班）と連携して次の措置をとる。

ア 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。

イ 交通途絶等やむを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(10) 避難所における感染症予防活動

町本部長（救護班）又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方により感染症予防活動を行う。

ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は県地方支部保健環境班において水質検査を実施し、必要なときは消毒措置の指導等を行う。

オ 避難所における過密抑制に配慮する。

(11) 町が感染症予防できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長（救護班、衛生班）が行うべき感染症予防業務を実施できず、あるいは実施しても完全な感染症予防ができないと認めたときは次の予防措置を講ずる。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 清潔方法の維持及び消毒方法の施行 | ② ねずみ族、昆虫駆除等の実施 |
| ③ 生活の用に供される水の供給 | ④ 患者の輸送措置 |

第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

2 障害物除去

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 町本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

（1）処理方法

ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ① 医療施設 | ② 社会福祉施設 | ③ 避難所 |
|--------|----------|-------|

エ 町本部長（衛生班）は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
----	------

第1次対策	① 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ② 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	① 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ② 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ③ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

- オ 町本部長（衛生班）は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- カ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。
- ク 県本部長は、大量の廃棄物が発生し、県内における処理が困難であると認めるときは、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

（2）廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- イ 町本部長（衛生班）は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ウ 町本部長（衛生班）は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

（3）災害廃棄物仮置場の確保

町本部長（衛生班）は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、環境衛生に支障のない公有地等を利

用して災害廃棄物仮置場を設置する。災害廃棄物仮置場は【巻末】別記「災害廃棄物仮置場一覧」のとおり定めるが、災害の種類及び発生場所により適時選定、開設する。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア 町本部長（衛生班）は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破碎・選抜・償却等）及び最終処分地の衛生保持に努める。

イ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

ア 町本部長（衛生班）は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

イ 町本部長（衛生班）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町本部長（衛生班）は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急に処理を行う。

① 医療施設	② 社会福祉施設	③ 避難所
--------	----------	-------

エ 町本部長（衛生班）は、被災地域における環境衛生の確保を図るために、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理の方式
医療施設 福祉施設 避難所	① 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	① 住宅での生活確保と地域の環境衛生を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

一般家庭	① 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 ② 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ③ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ④ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	① 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- イ 町本部長（統括・対策班）は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- ウ 町本部長（衛生班）は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ア 町本部長及び道路、河川、港湾、漁港の管理者（町は建設班。以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員、消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して実施する。
- (ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物
- (イ) 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 (ウ) 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 (エ) 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
- (ア) 住居障害物の除去
- a 町本部長（施設班）は「住居障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- b 災害救助法が適用された場合における住居障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

- c 町本部長（施設班）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(イ) 道路関係障害物の除去

- a 町本部長及び道路管理者（町は建設班）は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- b 町本部長及び道路管理者（町は建設班）は、道路上の障害物の状況を、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ウ) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。また、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(エ) 港湾関係障害物の除去

- a 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。
なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。
- b 海上保安部署長は、船舶航行の障害となるものを除去し、除去した障害物は集積所に曳航する。
- c 除去した障害物は、原木等の木材については、最寄りの貯木場に集積し、他の漂流障害物については、その都度定める集積所に集積する。
- d 町本部長は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(オ) 漁港関係障害物の除去

町本部長及び漁港管理者（町は建設班）は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者（町は建設班）は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

ア 町本部長（建設班、施設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 障害物除去に必要な職種及び人員 | ② 障害物除去用資機材の種類・数量 |
|-------------------|-------------------|

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ③ 応援を要する期間
⑤ その他参考事項 | ④ 障害物除去地域・区間 |
|-------------------------|--------------|

イ 道路等の管理者（町は建設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、町本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 障害物除去に必要な職種及び人員
③ 応援を要する期間
⑤ その他参考事項 | ② 障害物除去用資機材の種類・数量
④ 障害物除去地域、区間 |
|--|-----------------------------------|

（4）障害物の臨時集積場所の確保

ア 町本部長及び道路等の管理者（町は建設班、施設班）は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ 町本部長（建設班、施設班）は、除去した障害物を臨時に集積する場所を【巻末】別表「災害廃棄物仮置場一覧」のとおり定めるが、災害の種類及び発生場所により適時選定する。

ウ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

（ア）障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

（イ）公有地を選定できないときは、（ア）に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

エ 町本部長（建設班、施設班）は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

（5）除去後の障害物の処理

ア 町本部長（衛生班）等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

（ア）臨時集積場所

（イ）住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

（ウ）埋立予定地

イ 町本部長（衛生班）等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、適正な処理を行う。

ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。

警察官 海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。
--------------	--

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、町本部長（衛生班）又は事業者は、環境省及び県と連携し、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
第二管区海上保安本部 [宮古海上保安署]	海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

ア 町本部長（統括・支援班）は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、県地方支部警察署長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

(ア) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(イ) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 町本部長（統括・支援班）は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県本部長に連絡する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 捜索の実施

ア 町本部長（防災班）は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

イ 町本部の捜索班の編成は、【巻末】別表「町本部捜索班編成表」のとおりとする。

ウ 町本部長（防災班）は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

エ 町本部長（統括・対策班）は、必要に応じて、県地方支部警察署長又は海上保安部署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

オ 捜索班員は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(ア) 発見時において生存している場合は、DMA T又は医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(イ) 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(ウ) 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官、海上保安官又は遺体処理班（3「遺体の処理」参照）に通知し、その後の処理について連絡する。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

- | | | |
|--------------|---------|-----------|
| ① 異常遺体に関する検視 | ② 医師の検案 | ③ 遺体請書の徵収 |
|--------------|---------|-----------|

(2) 町本部長（衛生班）は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

(3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

3 遺体の処理

(1) 町本部長（衛生班）は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医療機関関係者と密接な連携を図り、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

(2) 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、町等において調達する。

(3) 町本部長（統括・対策班）は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

町本部長（統括・対策班）は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

5 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- (1) 町本部長（商工班）及び防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

① 目的	② 作業内容	③ 必要技能及びその人員
④ 期間	⑤ 就労場所	⑥ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別な定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。

執行者	町担当	対象作業	命令区分	根拠法令
町本部長	統括・対策班	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
消防吏員又は消防団員	防災班	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員	防災班		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	建設班	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は消防機関の長	防災班			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従事者 10 港湾運送事業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業(災害対策基本法による町長、警察官又は海上保安官の従事命令)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業(警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気に罹り、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 文教応急対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	町立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施、町の応急教育実施に対する支援

第3 実施要領

1 学校施設の対策

（1）学校施設の応急対策

町本部長（総務班）は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

（2）応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することができる場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎等又は公民館等の公共施設を使用する。

（3）他の施設を使用する場合の手続

学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 町立学校

(ア) 町立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手續
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内その他市町村施設を利用する場合	町本部長は、県地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。

(イ) 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① あっせんを求める学校名 | ② 予定施設名又は施設種別 |
| ③ 授業予定人員及び室数 | ④ 予定期間 |
| ⑤ その他参考事項 | |

2 教職員の確保

(1) 町立学校

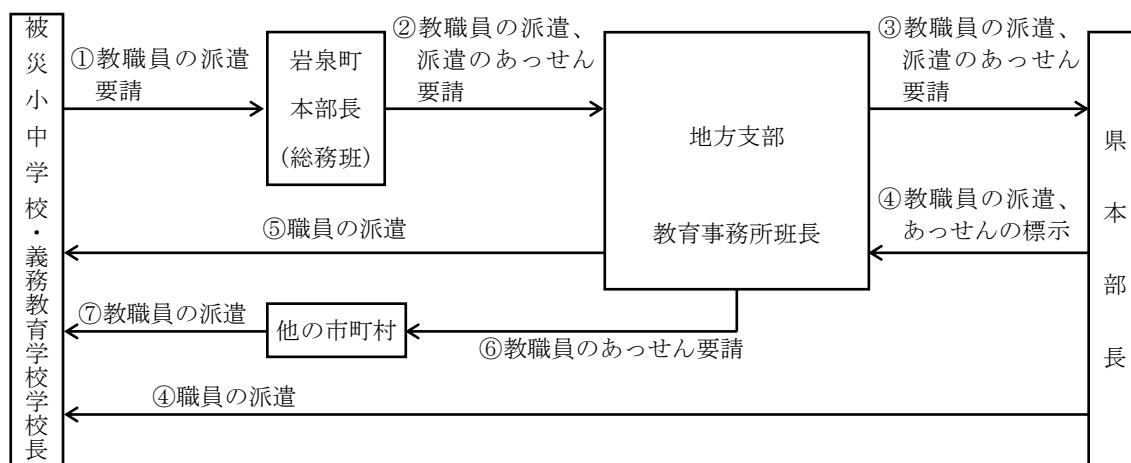
ア 災害により、被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

(ア) 校長は、教育部長を通じて町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(イ) 町本部長（総務班）は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

イ 町本部長（総務班）は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

[被災した小中学校及び義務教育学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ]



(2) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 派遣を求める学校名 | ② 授業予定場所 |
| ③ 教科別（中学校・高校）派遣要請人員数 | ④ 派遣要請予定期間 |
| ⑤ その他必要な事項 | |

3 応急教育の留意事項

- (1) 応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
 - イ 教科書、学用品等の亡失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
 - ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
 - エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
 - オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
 - カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 町本部の措置

- ア 町本部長（教育班）は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- イ 町本部長（教育班）は、学用品等の給与が困難である場合は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 学校長等の措置

- ア 各学校長は、災害時における被害児童、生徒の状況を速やかに町本部長に【巻末】様式1により報告するものとする。
- イ 各学校長は、学用品の支給を受けたときは【巻末】様式2の配給計画表を作成して配給するものとする。

(3) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- (1) 町本部長（教育班）は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が学校納付金の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合は、
り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長（教育班）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- イ 町本部長（教育班）は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用される場合においては、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長（教育班）及び給食実施者は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長（教育班）等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 校内において、感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の措置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

ア 町本部長（総務班）は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

イ 災害時においては、避難所等に利用される場合が多いので、応急修理等速やかに必要な対策を実施する。

(2) 文化財の対策

町本部長（総務班）は、文化財調査委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- ア 文化財の避難
- イ 文化財の補修、修理
- ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

町本部長（教育班）は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第24節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた措置

第3 実施要領

1 病害虫防除対策

(1) 病害虫防除の実施

ア 町本部長（農業班）は、次の事項を定め、病害虫防除措置を講ずる。

- | |
|---------------------------------|
| ① 防除時期 |
| ② 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 |
| ③ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |

イ 町本部長（農業班）は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

ウ 町本部長（農業班）は、災害の規模、状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県本部長に対し、病害虫防除措置の応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

ア 町本部長（農業班）は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 町本部長（農業班）は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 資機材の種類別数量 | ② 送付先 |
| ③ 調達希望日時（期間） | ④ その他参考事項 |

2 畜産対策

(1) 協力機関

町本部（農業班）は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

① 新岩手農業協同組合

② 岩手県農業共済組合

(2) 家畜の診療

ア 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- (ア) 家畜の診療は、町本部長（農業班）が実施するが、それが困難な場合は、県地方支部農林班長に応援を要請する。
- (イ) 町本部長（農業班）は、必要に応じて畜産振興室員及び獣医師をもって構成する家畜診療班を編成する。
- (ウ) 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
- (エ) 応急診療の範囲は、次による。

① 診療

② 薬剤又は治療用資器材の支給

処置

③ 治療等の

イ 町本部長（農業班）は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。

ウ 町本部長（農業班）は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

エ 町本部長（農業班）は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

(3) 家畜の防疫

ア 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

イ 町本部長（農業班）は、県地方支部農林班長と連絡を密にし、防疫措置の実施に当たってはこれに協力する。

(4) 家畜の避難

町本部長（農業班）は、県地方支部農林班長から連絡を受け、又は水害による浸水等災害の発生が予想され、若しくは発生し家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないとき、町本部長は、県地方支部農林班長に確保のためのあっせんを次の事項を明示して要請する。

① 要請する飼料の種類及び数量

② 納品又は引継の場所及び時期

③ その他必要事項

(6) 牛乳の集荷対策

町本部長（農業班）は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集荷運搬ができない場合は、県地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設及び治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

（1）道路施設

実施機関	担当区分
町本部長	町道の道路施設
県本部長	一般国道のうち、三陸国道事務所宮古維持出張所所管以外の道路施設及び県道の道路施設

（2）河川管理施設

実施機関	担当区分
町本部長	準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	二級河川の河川管理施設

（3）海岸保全施設

実施機関	担当区分
町本部長	町管理の海岸保全施設
県本部長	県管理の海岸保全施設

（4）砂防等施設

実施機関	担当区分
県本部長	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

（5）港湾施設、漁港施設

実施機関	担当区分
町本部長	町管理の漁港施設
県本部長	県管理の港湾施設又は漁港施設

（6）治山施設

実施機関	担当区分
林野庁 (東北森林管理局)	国有林内保安林の治山施設
県本部長	民有林内保安林の治山施設

3 実施要領

（1）共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、被害の発生状況を把握し、それぞれの関係本部（県、町）及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、隨時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- (ア) 実施機関（町は建設班）は、クラック発生箇所等の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。
- (イ) 県及び町（統括・対策班、建設班）は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難情報の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

- (ア) 実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- (イ) 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	② 職種別人員	③ 場所
④ 期間	⑤ 作業内容	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- (ア) 実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- (イ) 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

実施機関（町は建設班）は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急性に応じて、緊急輸送道路に重点を置き応急復旧を実施する。

(3) 港湾施設、漁港施設

ア 船舶に対する危険通報

実施機関（町は建設班）は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、それぞれの関係本部（県、町）及び防災関係機関に連絡する。

イ 防災措置の共同実施等

- (ア) 港湾管理者及び漁港管理者（建設班）は養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、海上保安部署長は在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- (イ) 町本部長（建設班）は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力をを行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

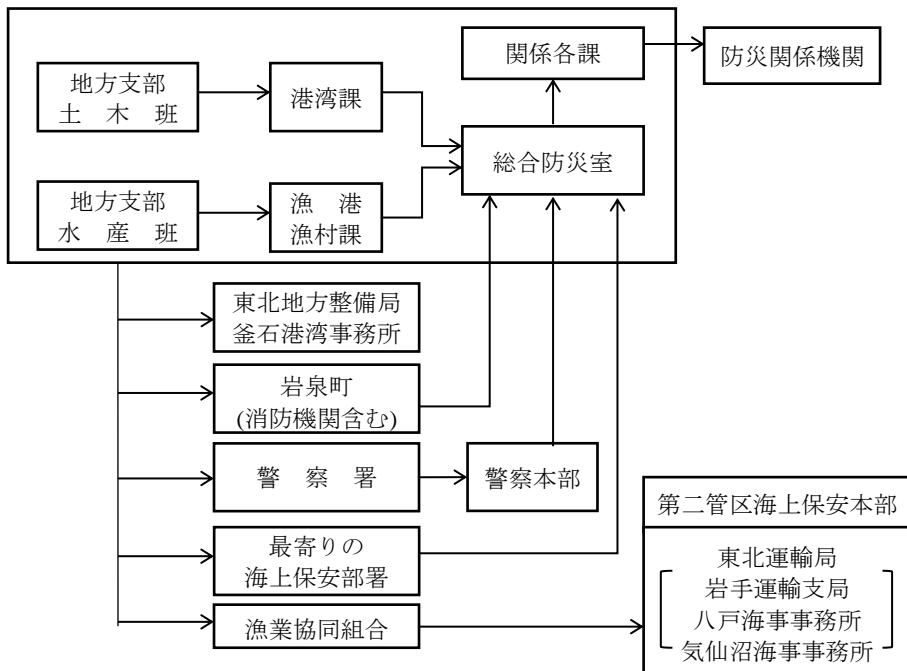
ウ 養殖筏繫留者等の措置

養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

エ 海上輸送路の確保

- (ア) 実施機関（町は建設班）は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。
- (イ) 実施機関（町は建設班）は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

[港湾施設、漁港施設に係る連絡系統]



第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
三陸鉄道株式会社	1 被災状況の把握 2 応急措置及び応急復旧

3 実施要領

(1) 活動体制

- ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。
- イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、沿線電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

- (ア) 乗務員は、地震を感じたときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (イ) 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

- 地震があった場合、必要に応じて、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

- (ア) 運行本部長は、震度に応じて、運転規制を行う。
- (イ) 運行本部長は、状況に応じて営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- (ア) 運行本部長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。
- (イ) 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- (ア) 運行本部長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。
- (イ) 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、医療救護班の派遣を要請する。
- (ウ) 現地対策本部長は、現地社員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、他の鉄道事業者と相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

ウ 他の鉄道事業者への応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	② 職種別人員	③ 場所
④ 期間	⑤ 作業内容	⑥ その他参考事項

第26節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者並びに石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	担当業務
東北電力(株)岩手支店	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握
東北電力ネットワーク(株)	2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
宮古電力センター	3 被災地域における広報の実施

2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家庭等に対する広報の実施

3 上水道施設

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

4 下水道施設

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

5 電気通信施設

実施機関	担当業務
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北 KDDI(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	
------------------------	--

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 災害時の活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- (ア) 電力事業者は、大規模な災害が発生した場合に迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- (ア) 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- (イ) 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- (ウ) 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
- a 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
 - b 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
 - c 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- (エ) その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

電力事業者は、定期に被災電力施設等から、次の情報を収集する。

一般情報等	① 気象等に関する情報
-------	-------------

	② 一般被害情報 ③ 停電による主な影響の状況 ④ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関の被災地域への対応状況
自社被害情報等	① 自社施設等の被害情報及び復旧状況 ② 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況 ③ 人身災害及びその他の災害発生状況 ④ その他の災害に関する情報

エ 電力事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

(ア) 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- a 現地調達
- b 電力事業所相互間による流用
- c 納品メーカーからの購入
- d 他の電力事業者から融通

(イ) 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被害電力施設に対して緊急出荷する。

(ウ) 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。

(エ) 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

(オ) 電力事業者は、応急対策に関し広域的応援態勢をとるよう努める。

(カ) 町本部長（統括・対策班）は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

(ア) 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

- a 送電を継続することが危険と認められるとき。
- b 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき。

(イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

(ウ) 電力事業者は、技術員を派遣し、電力施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

- | | | | |
|--------------|--------|----------|-------|
| ① 災害応急対策実施機関 | ② 医療施設 | ③ 社会福祉施設 | ④ 避難所 |
|--------------|--------|----------|-------|

エ 災害時における電力の融通

電力事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況によりやむを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、災害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、設備ごとに概ね、次に定める復旧順位により実施する。

水力発電設備	① 系統に影響の大きい発電所 ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所 ③ 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④ その他の発電所
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都市部に送電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、その他重要施設への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 非常災害用通信回線 ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線 ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

2 ガス施設

(1) 災害時の活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- (ア) ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、非常災害対策本部の対策委員を確保する。

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害状況について、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

- (ア) 町本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- (イ) 事業所等の点検
- (ウ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

- (ア) 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (エ) その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- (オ) 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

- | | | | |
|--------------|--------|----------|-------|
| ① 災害応急対策実施機関 | ② 医療施設 | ③ 社会福祉施設 | ④ 避難所 |
|--------------|--------|----------|-------|

ウ 資機材の調達

- (ア) ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。
 - a 取引先、メーカー等からの調達
 - b 各事業所相互間における流用
 - c 他のガス事業者からの応援融通
- (イ) 町本部長（統括・対策班）は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

ア 貯蔵施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの貯蔵等を再開する。

イ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスマーティーの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携する。

3 上水道施設

(1) 災害時の活動体制

ア 給水対策本部の設置

(ア) 町本部長（水道班）は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(ア) 町本部長（水道班）は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長（水道班）は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資器材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

また、体制等の確保が困難と予想される場合は、日本水道協会岩手県支部へ速やかに応援を要請するものとし、あらかじめ応援条件や対応手順等を確認しておくものとする。

(2) 情報連絡活動

ア 町本部長（水道班）は、水道施設の被害時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

イ 町本部長（水道班）は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ウ 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。

エ 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定められた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資器材の整備

- (ア) 復旧対策に必要な弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、町本部長（水道班）が事前に確保しておく。
- (イ) 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。
- (ウ) 町本部長（水道班）は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健環境班を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

町本部長（水道班）は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- (ア) 貯水、取水、導水、浄水、給水施設等の被害調査は、施設ごとに実施する。
- (イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 主要送配水管路 | ② 貯水槽及びこれに至る管路 |
| ③ 河川、鉄道等の横断箇所 | ④ 後方医療機関等に至る管路 |

ウ 応急措置

町本部長（水道班）は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

(ア) 貯水、導水、浄水及び給水施設

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が発生した場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

(イ) 送・配水管路

a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

b 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

(ウ) 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設の復旧

- (ア) 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- (イ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- (ア) 復旧に当たっては、隨時、配水系統などの変更を行なながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- (イ) 復旧に当たっては、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (ウ) 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

公道内の給水装置及び配水に支障を及ぼす給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長（水道班）は、各施設の復旧工事に当たって道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長（水道班）は、町本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

(ア) 町本部長（水道班）は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

(イ) 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

(ウ) 町本部長（水道班）は、必要な材料を調達できない場合においては、県地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 応急措置

(ア) ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

(イ) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

(ウ) 工事施工中の箇所は、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督とともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設を優先し、その後、枝線管渠枠、取付管等の復旧を図る。

ア 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設の復旧

管渠施設に被害が発生した場合においては、代替管等を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被害状況及び応急対策の実施状況について、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- (ア) 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
- (イ) 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- (ア) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
- (イ) 防災関係機関の専用通信設備が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- (ウ) 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- (エ) 町指定避難所の開設又は住民が避難し使用が必要と認められる場合は、当該地域に設置されている災害時用公衆電話（特設公衆電話）を開設する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

(イ) 原状回復工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧順位

順位	応急復旧する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 消防署に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第一順位となるものを除く)
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧装置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第27節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等によらなければ、危険物の保安措置及び除去が不可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	
町本部長	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
県本部長	

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と報告

危険物施設責任者は、災害発生後直ちに町本部（統括・対策班）及び消防機関等に通報するとともに、被害状況及び応急対策の実施状況等について、隨時、報告する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- (ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- (イ) タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- (ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、被害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、危険物施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
火薬類保管施設責任者	
町本部長	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
県本部長	

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握と報告

火薬類保管施設責任者は、災害発生後直ちに町本部（統括・対策班）及び消防機関等に通報するとともに、被害状況及び応急対策の実施状況等について、隨時、報告する。

イ 応急措置

(ア) 火薬類保管施設責任者は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- a 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- c 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- d 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- e 被害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - (a) 避難について、住民に周知する。
 - (b) 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難させる。
- (イ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、火薬類保管施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
高圧ガス保管施設責任者	
町本部長	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
県本部長	

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と報告

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後直ちに町本部（統括・対策班）及び消防機関等に通報するとともに、被害状況及び応急対策の実施状況等について、隨時、報告する。

イ 応急措置

(ア) 高圧ガス保管施設責任者は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- a 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- b 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出することとし、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- c 充填容器等を安全な場所に移す。
- d 被害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - (a) 避難について、住民に周知する。
 - (b) 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難させる。
- e 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- f 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、高圧ガス保管施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握
町本部長	2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
県本部長	

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と報告

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後直ちに町本部（統括・対策班）、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の実施状況等について、隨時、報告する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) タンク破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、被害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

ア 町本部長（防災班）は、毒物・劇物保管施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第6 海上流出油

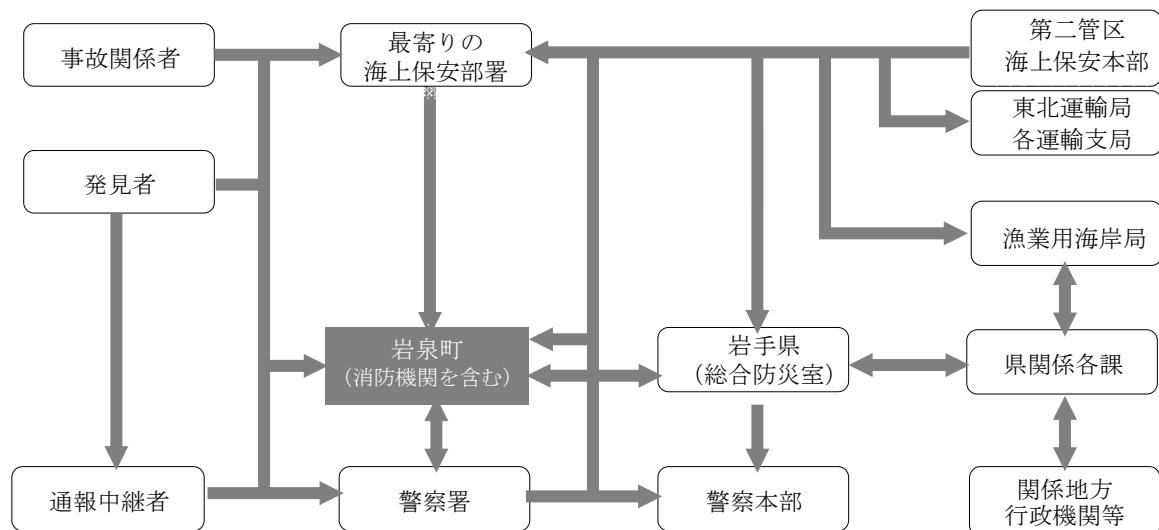
1 実施機関（責任者）

実施機関（責任者）	担当業務
事故関係者（船舶所有者等）	被害の発生又は拡大防止のための応急措置
海上保安部署	1 被害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 被害発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
町本部長	1 被害状況の把握及び防災関係機関への通報
県本部長	2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 地域住民、在港船舶等に対する油流出発生の周知
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する油流出発生の周知
漁業関係者（漁協等）	被害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
指定海上防災機関	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

2 実施要領

(1) 通報連絡体制

ア 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



イ 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
港湾管理者	拡声器	港湾船舶
漁港管理者 (建設班、林業水産班)	漁業無線	漁船
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

ウ 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
岩泉町(防災情報・通信班、防災班、消防機関)	広報車・防災行政無線等	① 油流出の状況 ② 防災活動の状況 ③ 火気使用及び交通等の制限事項 ④ 避難準備等の一般注意事項 ⑤ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡回艇の拡声器	
放送局	ラジオ、テレビ	

(2) 警戒措置

ア 海上警戒

実施機関（海上保安部署）は、油流出現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	① 特定港における船舶の出入港の禁止 ② 特定港における船舶の航行制限及び禁止 ③ 在港船舶に対する移動命令及び誘導

	④ 警戒線等の設定 ⑤ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

イ 沿岸警戒

実施機関（岩泉町、警察）は、流出油による被害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
岩泉町（防災情報・通信班、林業水産班、建設班、防災班）	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示 ② 流出油の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

(3) 応急措置**ア 海上流出油対策**

各実施機関（海上保安部署、岩泉町、海上災害防止センター）は、海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、被害を防止するため、相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	① 航行中の船舶及び関係機関への伝達 ② 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ③ 巡視船艇・航空機による流出油の状況把握と関係機関等への通報 ④ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置 ⑤ 海上における流出油防除 ⑥ 流出油防除作業の技術指導
岩泉町（統括・対策班、建設班）	① 流出油の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ⑤ 回収油等の保管
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油防除
その他の関係機関	海上保安部署、県及び町等が実施する応急措置に対する協力

イ 船舶の遭難、海上火災、人身事故等対策

各実施機関（海上保安部署、岩泉町、海上災害防止センター）は、相互に協力し、次に掲げる応急処置を行う。

- ① 捜索、人命救助、救護
- ② 消火活動、延焼防止
- ③ 応急資機材の調達
- ④ 遭難船の移動

第28節 応急除雪計画

第1 基本方針

- 1 豪雪災害により交通途絶のおそれがある場合、応急除雪措置が迅速かつ円滑に実施できるよう事前配備体制の充実を図る。
- 2 豪雪による道路災害の発生又は交通途絶によって生ずる住民の生活不安を除去し、冬期交通網の確保に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	町道の除雪対策全般
県本部長	国道45号以外の国道及び県道の除雪対策全般
三陸国道事務所	国道45号の除雪対策全般

第3 実施要領

- 1 町本部長（建設班）は、応急除雪対策を必要とする場合は、土木部長に指示し、迅速かつ的確な除雪作業を実施する。
- 2 土木部長（建設班）は、応急除雪対策を実施するため、除雪班を編成する。除雪班の組織は、別途定める除雪対策本部活動要領による。
　土木部長（建設班）は、応急除雪対策を実施するため民間業者の応援を必要とする場合は、民間業者に応援を要請する。
- 3 除雪路線は、学校通学道路及び部落重要路線を優先する。
- 4 除雪機械の配車及び管理道路の除雪については、それぞれ実施機関が配車し除雪を行うものとする。
- 5 町本部長（建設班、防災班）は、交通が途絶し、人命救助、その他緊急除雪の必要がある場合又は他の防災機関から応援要請があった場合は、消防団員の出動を指示し、一般住民の除雪協力を要請する。

第29節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターを要請し、防災ヘリコプターによる有効かつ迅速な災害応急対策活動等を実施する。

ヘリコプターの活用を円滑に行うため、町本部はドクターヘリも含め一元的なヘリコプターの要請、受け入れを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 防災ヘリコプターの出動要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援
県本部長	防災ヘリコプターの運航

第3 実施要領

1 活動体制

(1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長の要請に基づき活動する。

(2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊急性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障を生じるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。（既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消防活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 高度医療機関への転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

(1) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、災害発生時において、各班及び関係機関からの要請等を踏まえて防災ヘリコプター及びドクターへリの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの出動を要請し、後日、文書を提出する。

- | |
|---------------------------|
| ア 災害の種別 |
| イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 |
| ウ 災害発生現場の気象状況 |
| エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 |
| オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 |
| カ 応援に要する資機材の品目及び数量 |
| キ その他必要な事項 |

(2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

防災ヘリコプター	岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)
ドクターへリ	岩手県保健福祉部長寿社会課

(3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、町本部長（統括・対策班）に回答する。

5 受入体制

応援を要請した町本部長（統括・対策班、防災班）は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- | |
|------------------------------------|
| ア 離着陸場所の確保及び安全対策並びに通信担当者及び通信手段 |
| イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 |
| ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 |
| エ その他必要な事項 |

ヘリコプターの派遣が決定した場合は到着予定時刻等を確認し、現地の連絡担当者にその旨を連絡する。なお、孤立地区への救援の場合は、上記に加えて次の受入体制を整える。

- | |
|--------------------------------|
| ア 孤立地区等への物資の供給の場合は、現地の受取担当者の確保 |
| イ 孤立地区等の住民等の搬送の場合は、搬送者本人の同意確認 |

第30節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動を行う。
- 2 林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎよ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めないものについては、「消防計画」による。

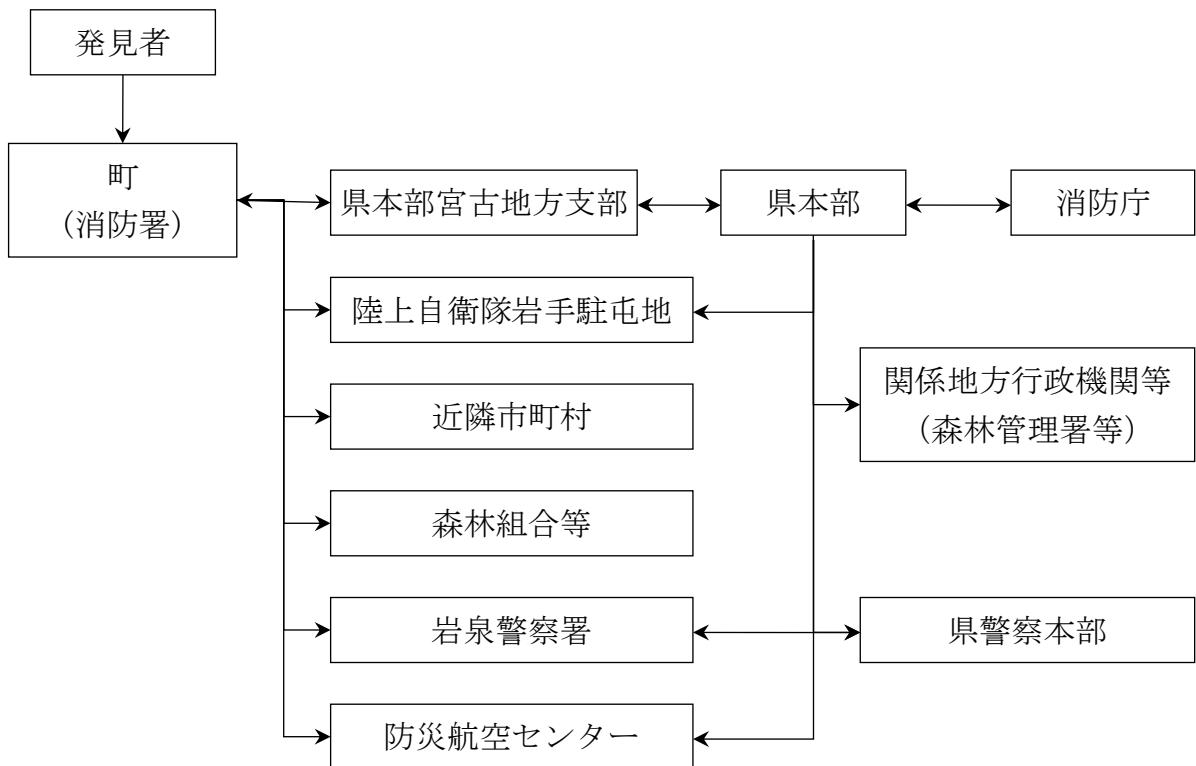
第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他被害発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸北部森林管理署	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 通報連絡体制

- (1) 防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

(1) 町本部長（防災班）は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎよ計画を定めておく。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 町本部長（防災班）は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(3) 町本部長（防災班）は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。

- (4) 町本部長（統括・対策班）は、消防機関が行う消防応援活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 町本部長（統括・対策班）は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第29節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、場外離着陸場を確保する。
- (7) 町本部長（統括・対策班）は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県総務部総合防災室に報告を行う。

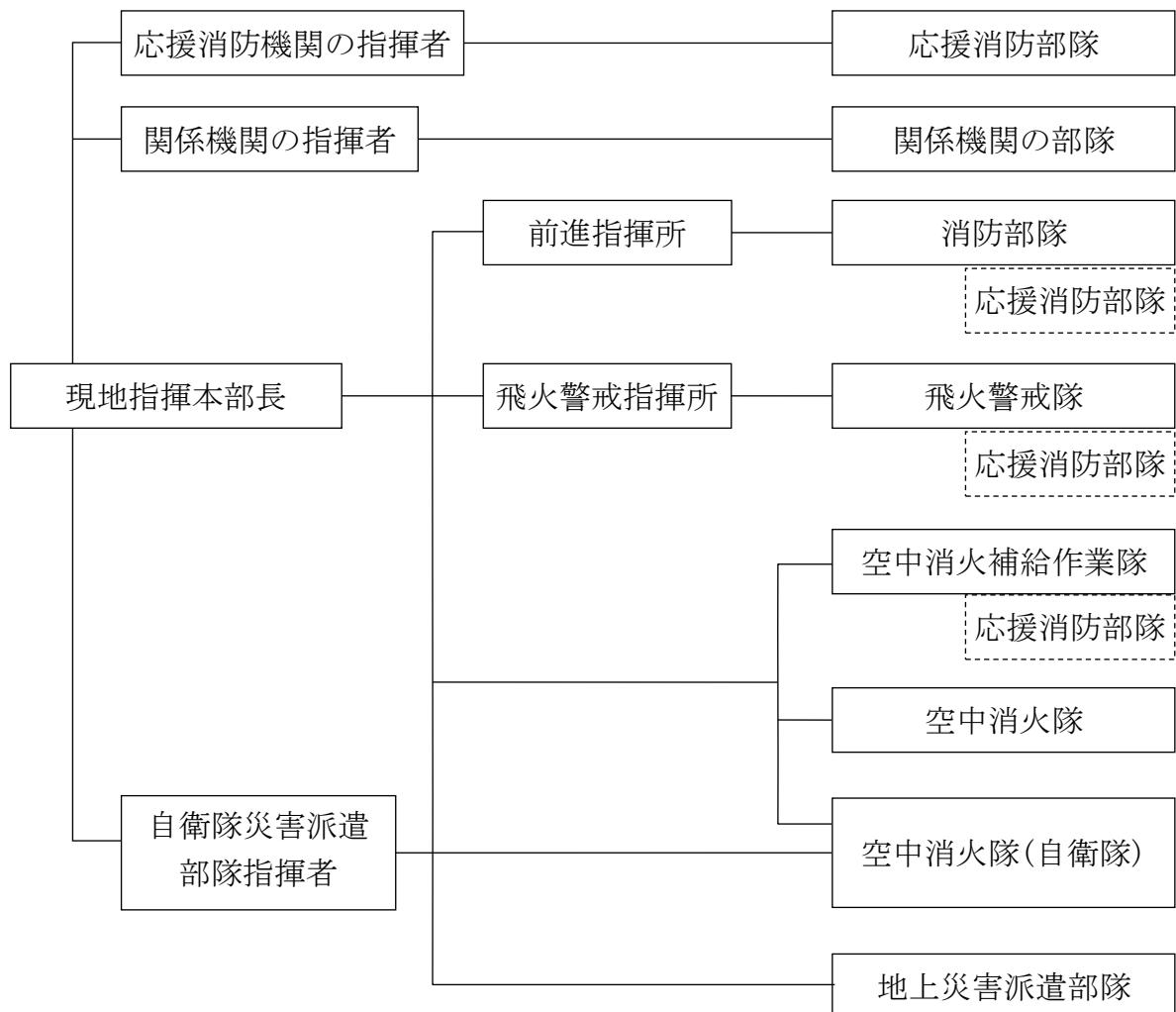
3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- イ 消防機関の長（防災班）は、町本部長（統括・対策班）から出動準備命令又は要請を受けたときは、次の措置をとる。
- (ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令
- (イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
- (ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長（防災班）に報告する。
- エ 消防機関の長（防災班）及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎよ活動

- ア 消防機関の長（防災班）は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、火災発生時は延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 町本部長（統括・対策班）は、林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動ができるよう、現地指揮本部を設置する。
- ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- オ 消防機関の長（防災班）は、現地最高指揮者として防ぎよ方針を決定し、有機的な火災防ぎよ活動を実施する。
- カ 林野火災が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長（防災班）が協議して決定する。
- キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ　火災防ぎよ活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 林野火災発生が比較的小規模と判断した場合は、積極的な防ぎよを行い、一拳鎮滅を図る。
- (イ) 林野火災の規模が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災発生部に対して優先的に防ぎよを行う。
- (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地区の防ぎよに当たる。
- (エ) 林野火災の規模が大きく、発生箇所が多数で住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
- (オ) 多数の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- (カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 救急・救助活動

ア　消防機関の長（防災班、救護班）は、あらかじめ、医療機関、宮古医師会、日本赤十字社岩手県支部岩泉分区、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ　救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

- (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。
- (ウ) 大規模林野火災により、火災状況が救急・救助能力を上回る場合は、救急・救助能力を勘案しつつ、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ア 町本部長（統括・対策班、防災班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、警戒レベル4避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- イ 警戒レベル4避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ウ 警戒レベル4避難指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- エ 住民の安全避難を確保するため、危険地区からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図りながら、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 町本部長（防災情報・通信班）及び消防機関の長（防災班）は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防吏員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(7) 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の災害発生防止を考慮し、必要な施設の新設、改良復旧、耐震化、不燃化等について配慮した計画を樹立し、早期の復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

1 町本部長（各班）及び施設管理者等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 現状回復を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案し、緊急事業を定めて計画的な復旧を図る。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進する。
- (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施する。
- (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図る。
- (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合、県警察本部長は暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行う。

3 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 上水道施設災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (6) 公営住宅災害復旧事業計画

- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (8) 都市施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 町本部長（各班）は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町において被害の状況を速やかに調査、把握し、早急に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 町本部長（統括・対策班）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 町本部長（各班）は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

- 町本部長（各班）は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。
- 町本部長（各班）は、調査を円滑に行うため、経験のある職員や関係団体等の協力を得るほか、ビデオカメラ、GPS付きタブレット、ドローンによる空中撮影等の活用を検討する。

第5 緊急融資等の確保

- 1 町本部長（財政班）は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、地方債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、早期の事業実施が図られるようにするものとする。
- 2 町本部長（財政班）において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図るものとする。

（1）国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律

本編 第4章 災害復旧・復興計画

- コ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- サ 生活保護法
シ 児童福祉法
ス 身体障害者福祉法
セ 知的障害者福祉法
ソ 障害者総合支援法
タ 売春防止法
チ 老人福祉法
ツ 水道法
テ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成24年1月27日厚生労働省事務次官通知）
ト 下水道法
ナ 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ニ 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ヌ と畜場災害復旧費補助金交付要綱
ネ 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
ノ 社会福祉施設等復旧費事務取扱要領

（2）地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- ア 補助災害復旧事業債
イ 単独災害復旧事業債
ウ 公営企業等災害復旧事業債
エ 火災復旧事業債
オ 小災害債
カ 歳入欠かん債

（3）交付税

地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- ア 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ 普通交付税の繰上交付措置
ウ 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

1 生活相談

町本部長（地域福祉班）及び関係機関は、被災者、住民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問合せ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2) 解決が困難なものは、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかに対応する。
- (3) 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を築く。
- (4) 国際交流関係団体の協力を得て、外国人に対する相談体制を築く。

2 被災者台帳の作成

町本部長（本部支援室）は、必要に応じて、被災者支援台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

なお、システムの入力等を円滑行うため、あらかじめ職員への操作研修を行っておく。

3 罷災証明書の交付

- (1) 町本部長（住民情報班）は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者支援台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罷災証明書（【巻末】様式1 参照）を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続等についての広報に努める。

- (2) 町本部長（統括・対策班、税務班）は、罷災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害調査や罷災証明書交付の担当部署を定め、住宅被害の調査や被災者支援台帳システム利用の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定締結、応援の受け入れ体制の構築を計画的に進める等罷災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時は岩手県市町村相互応援協定等を活用し（第3章「第9節 県・市町村等応援協力計画」参照）、他の自治体等へ被害家屋調査員の派遣等を要請する。

本編 第4章 災害復旧・復興計画

- (3) 町本部長（統括・対策班、税務班、住民情報班）は、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 町本部長（税務班）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 罷災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。
なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町が行う被災届出証明（【巻末】様式2 参照）で対応する。
- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
 - イ 流失、床上浸水、床下浸水
 - ウ 火災による全焼、半焼
- (6) 被害状況判定の基準
本編・第3章・第4節・第3・3参照
- (7) 罷災証明書の発行

- ア 罷災証明書の申請は、町民課に相談窓口を設置して一括して対応し、証明事項に係る町関係部署を紹介する。
- イ 罷災証明書は、被災家屋等の所有者、管理者及び占用者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は消防署長が発行する。

4 災害弔慰金等の支給

町本部長（地域福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律、条例及び岩泉町災害見舞金交付内規に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害見舞金を支給する。

【巻末】別表1「災害弔慰金等の概要」

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 町本部長（地域福祉班）は、災害によりその居住する住宅等の被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を行う。
- (2) 町本部長（地域福祉班）は、申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図る。
- (3) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

本編 第4章 災害復旧・復興計画

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(4) 町本部長（地域福祉班）は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については県が実施主体となり、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託して実施する。

(5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる被害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生したとき

イ 町において10世帯以上の住宅が全壊したとき

ウ 県において100世帯以上の住宅が全壊したとき

エ ア又はイを含む県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき

(6) 支援金の支給対象

支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯とする。

ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することをその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その常態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(7) 支給金の支給

支援金の支給額は、【巻末】別表2「被災者生活再建支援金の概要」とおりである。

(8) 支援金の申請から支給まで

- | | | |
|-----------------|------------|--------------|
| ① 住宅の被害の程度を確認する | ② 住民票を取得する | ③ 申請書を作成する |
| ④ 必要書類を用意する | ⑤ 役場に申請する | ⑥ 支援金の支給を受ける |

④ 必要書類を用意する

(9) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付け

町本部長（地域福祉班）は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。また、住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

【巻末】別表3「災害復興住宅資金の概要」

【巻末】別表4「生活福祉資金の概要」

【巻末】別表5「災害援護資金の概要」

7 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

町本部長（建設班）及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

町本部長（税務班、住民情報班、避難支援班）は、災害のため町税、介護保険料等を納付できない被災者に対し、地方税法、国民健康保険法、介護保険法等に基づく特例措置（納付期限の延長、徴収の猶予・減免等）を講ずる。

第3 農林漁業者への融資

県及び町本部長（農業班、林業水産班）は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため次の措置を講ずるものとする。

- 1 農業協同組合等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営資金、収入補てん資金の融資のあっせん
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第4 中小企業への融資

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早急に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請

本編 第4章 災害復旧・復興計画

- 3 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する被害状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
町本部長（商工班）及び中小企業関係団体と連携した災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第3節 復興計画

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地区について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の設置

町（政策推進課又は復興課）は、学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

再度災害の防止により快適な生活を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施することを計画の目標とする。

3 復興計画の作成

町（政策推進課又は復興課）は、次の点に留意して復興計画を策定する。

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

本編 第4章 災害復旧・復興計画

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 滞水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地などの災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合） (4) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (5) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (9) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

第4 災害記録編さん計画

町（危機管理課）及び防災関係機関は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、取りまとめる。

【予防 1 節】別表 自主防災組織等の現況

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

組織名（地区名）	隊員数	設立年月日
岩泉地区自主防災協議会	3,723	平成 20 年 12 月 1 日
小川地区自主防災協議会	1,738	平成 18 年 5 月 25 日
大川地区自主防災協議会	770	平成 19 年 7 月 10 日
小本地区自主防災協議会	1,462	平成 19 年 5 月 29 日
安家地区自主防災協議会	448	平成 19 年 9 月 14 日
有芸地区自主防災協議会	169	平成 19 年 7 月 5 日
浅内婦人防火クラブ	53	昭和 58 年 1 月 25 日
大川婦人防火クラブ	90	昭和 58 年 2 月 26 日

【予防 9 節】別表 消防施設等の現況

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

1 救急体制

配置先	救急車両
宮古地区広域行政組合岩泉消防署	2 台

2 消防体制

設備先	職員 又は 団員	指令車等	自動 車 ポン プ	可 搬 ポン プ付 積載車	可 搬 ポン プ	防 水	火 槽	無 線
岩泉消防署	32	2	2		1			21(16)
本 団	10	2						1(5)
第 1 分団	52		3	1	4	20	2(9)	
第 2 分団	54		2	2	4	28	1(9)	
第 3 分団	27		1	3	4	14	2(9)	
第 4 分団	66		2	3	5	26	1(11)	
第 5 分団	60		2	2	4	14	1(9)	
第 6 分団	63		3	2	5	21	2(11)	
第 7 分団	101	1(小型ポンプ搬送車)	2	6	9	47	2(21)	
第 8 分団	41		1	4	5	16	2(11)	
役場職域消防隊	(47)	1(防災管理車)		1	1			(1)
計	506(43)	6	18	24	42	186	35(112)	

注) 無線の実数は消防無線、() 内は町防災無線である。

【予防 12 節】別表 重要水防箇所・水防用資器材の現況

(令和 4 年度岩手県水防計画)

1 重要水防箇所

河川名	管理	地域	左 右 岸	評価 種別	重要度 A 区間		重要度 B 区間		要注意区間		対策 水防 工法
					堤防 A	(他工作 の評 価と 重複)	堤防 B	(他工作 の評 価と 重複)	新堤防 ・旧河 川	工事施 行・破堤 跡・陸閘	
小本川	県	腰廻 ～ 河口	左	堤防高	m 0	m 0	箇所 12,030	箇所 0	m 3	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	林の下 ～ 垂水	左	堤防高	m 0	m 0	箇所 1,650	箇所 0	m 0	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	卒郡 下～ 河口	左	堤防高	m 0	m 0	箇所 719	箇所 0	m 0	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	卒郡	右	堤防高	m 0	m 0	箇所 570	箇所 0	m 0	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	中里	右	堤防高	m 700	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	シート張工
小本川	県	中里	右	堤防高 無堤	m 400	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	中里	右	堤防高 無堤	m 0	m 0	箇所 800	箇所 0	m 1	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	中里	左	堤防高 無堤	m 800	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	宮本 ～ 巣野	右	堤防高 無堤	m 3,000	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	乙茂	左	堤防高 無堤	m 1,600	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	向町	左	堤防高 無堤	m 400	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	岩泉	右	堤防高	m 0	m 0	箇所 400	箇所 0	m 1	箇所 0	積土のう工法
小本川	県	二升石	左	堤防高 無堤	m 1,300	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	二升石	右	堤防高	m 90	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
小本川	県	二升石	左	堤防高 無堤	m 500	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	カゴ枠張工
小本川 計					m 8,790	m 0	箇所 16,169	箇所 0	m 5	箇所 0	
長内川	県	中野 ～ 河口	左	堤防高 無堤	m 1,800	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
長内川	県	中野 ～ 河口	右	堤防高 無堤	m 1,800	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	
長内川 計					m 3,600	m 0	箇所 0	箇所 0	m 0	箇所 0	

本編 卷末資料

2 水防用資器材

(令和4年12月31日現在)

倉庫名 (所在地)	器具								資材				備考	
	ス コ ツ ブ	つ る は し	と う が の	お の こ り	の こ ぎ り	か ま	掛 矢	そ の 他	繩	ビ ニ ール シ ー	鉄 線	土 の う	そ の 他	
県有水防倉庫 (岩泉)	34	5	75	6	5	3	3	クリッパー5 ハンマー 10 ヘ。ンチ 5	2	12	52	4,800	鋼杭 178	平成3年築 107.0 m ²

【予防 17 節】別表 林野火災対策用資機材の配置状況

(令和 5 年 3 月 1 日現在)

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	軽可搬ポンプ	山林スプレーヤー	背負い式消火水のう	組立水槽	布バケツ	チエソソ	刈払機	スコツ	唐鍬	自動音声警報装置	ウォーターチャージャー
岩泉消防署	2	1		1	61	2	10	3	4	8	11	0	5
岩泉町消防団	16	41	0	8	251	10		37		230	62		1
岩泉林務出張所			0		23		14				2		
岩泉町			2	0	125	0							
岩泉町森林組合											1	14	
岩泉地区国生協					2								
岩泉・釜津田森林事務所			0		8	4	6		2	15	30		

【応急 1 節】様式 1 動員連絡体制

災害対策本部動員連絡体制

(部)

1 部長

職名	氏名	一般電話	携帯電話

2 副部長

職名	氏名	一般電話	携帯電話

3 班員

班名	職名	氏名	一般電話	携帯電話
班	班長			
	班員			
班	班長			
	班員			
班	班長			
	班員			

【応急 1 節】様式 2 応援要請書

応援要請書

年 月 日

総務部長 宛

(部長)

期 間		月 日から	月 日まで	日間
勤務（従事）場所				
勤務（従事）内容				
必 要 人 員				
携 帯 品				
集合日時、場所		月 日 時		
部 の 現 況	部内職員数			
	現在の動員数 従事している 主な業務内容			
その他の参考事項				
措置状況 (総務部で記入)				

【応急2節】別表1 気象警報等の種類・内容

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種類	内 容
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、注意報・警報・特別警報が発表された場合の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒情報 (備考1)	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の发生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部

本編 卷末資料

単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準（岩泉町）
気象注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	大雨注意報（備考1） 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクを再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	雷注意報 落雷により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
着雪注意報 着氷注意報	著しい着雪・着氷により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等

本編 卷末資料

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表する。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>【資料編】資料28気象警報発表基準等</p>
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>【資料編】資料28気象警報発表基準等</p>
洪水注意報 (備考1)	<p>河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当</p> <p>【資料編】資料28気象警報発表基準等</p>
地面現象注意報 (備考2)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
浸水注意報 (備考2)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

備考2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種類	発表基準（岩泉町）
気象警報	<p>暴風警報</p> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
	<p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
大雨警報 (備考 1)	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
洪水警報 (備考 1)	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当</p> <p>【資料編】資料 28 気象警報発表基準等</p>
地面現象警報 (備考 1)	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>
浸水警報 (備考 1)	<p>浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>

備考 1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

備考 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

備考 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

本編 卷末資料

種類	概要
土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水キックル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

本編 卷末資料

流域雨量指數の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指數の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指數の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
------------	--

才 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準（岩泉町）
暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p>
波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</p>
地面現象特別警報（備考1）	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>

本編 卷末資料

備考1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

備考2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と震源、揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表する。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度

本編 卷末資料

		(震度4以上)を図報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページに掲載)する。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震観測時などに緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月ごと及び週ごとに発表される地震活動状況等に関する資料

キ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)が発表される。大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は5段階の数値による。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を決めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

本編 卷末資料

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)		(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- 注) • 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
 • 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 • 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
 • 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する

情報の種類	発表内容	留意すべき事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	<ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所

本編 卷末資料

		によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	・津波の高さは沖合での観測地に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

- (※1) ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
 ・最大波の観測値は、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
 ・最大波の観測値の発表は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

本編 卷末資料

- (※2) ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観q値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
 - ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(ウ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ク 海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波（令和4年2月8日発表）

令和4年1月15日に発生した、フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の噴火による潮位変化に関する情報発信において、主に

- ・観測された潮位変化のメカニズム等が明らかでなかったため、津波警報等の発表までに時間を要した

本編 卷末資料

・噴火発生から津波警報等の発表までの間の情報発信が不十分だった

といった課題がありました。これらの課題について、当面、有識者による潮位変化のメカニズム等の分析・情報発信のあり方の検討や「遠地地震に関する情報」を活用した情報発信を行います。

(1) 有識者による潮位変化のメカニズム等の分析・情報発信のあり方の検討

今般の噴火で発生した潮位変化のメカニズム等を分析するため、「津波予測技術に関する勉強会」を開催します。令和3年度中に2回程度開催し、分析結果を取りまとめる予定です。第1回（通算第19回）は、令和4年2月14日（月）に開催予定です。詳細については、別途お知らせします。

さらに、火山噴火等に伴う潮位変化に対する情報発信のあり方を議論するための検討会を開催します。令和4年度前半に3回程度開催し、検討結果を取りまとめる予定です。詳細については、決まり次第お知らせします。

また、これらの会議において、調査・研究や監視・評価に資する技術開発等、中長期的に取り組むべき課題への対応方針も議論します。

(2) 「遠地地震に関する情報」を活用した情報発信

上記会議において取りまとめられるまでの当面の情報発信として、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合に、「遠地地震に関する情報」により、日本でも火山噴火等に伴う潮位変化が観測される可能性がある旨をお知らせします。また、その後の国内外の潮位変化に応じて、津波警報等の仕組みを活用して津波警報や津波注意報を発表します。

なお、会議の議論の進展を踏まえ、適宜、運用の改善を図ります。

(消防法に基づくもの)

ケ 火災気象通報

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 ○最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 ○平均風速が10m/s以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

コ 水防警報及び水位周知河川基準水位の通報

本編 卷末資料

種類	通報基準
水防警報	河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関）の出動の指針とするために発令するもの
氾濫危険水位	河川が氾濫するおそれのある水位や安全に避難を開始すべき水位
避難判断水位	市町村からの避難情報が発表される目安となる水位

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

サ 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える。
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

【応急2節】別表2 情報別情報発信内容

情報分類		受報区分	発報・受信者	備考
大	小			
気象警報	■気象注意報 風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、乾燥、霜、低温、着雪、着氷、なだれ、融雪 ■その他注意報 高潮、波浪、洪水	R	★なし	
	■気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪 ■その他警報 高潮、波浪、洪水	J	④⑦	
	■気象特別警報 大雨、暴風、暴風雪、大雪 ■その他特別警報 波浪、高潮	J	①②③④⑤⑥⑦	
	■気象に関する情報 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報	J	①②④⑤⑥⑦	危険箇所への手動での警戒啓発を重ねて行う
地震津波	■緊急地震速報	J	⑦自動配信	
	■大津波警報 ■津波警報 ■津波注意報	J	①②③④⑤⑥⑦	岩手県沿岸情報として発表
	■津波予報	R	①②④⑤⑦	岩手県沿岸情報として発表
	■震度速報 震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7	J	②④⑤⑦	岩手県沿岸情報として発表
	■震源・震度に関する情報 ※震度速報 震度4以上	R	①②④⑤	岩泉町・岩泉情報として発表
	■その他地震情報 震源に関する情報、各地の震度に関する情報、推計震度分布図	R	★なし	
	■その他津波情報 津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報、津波に関するその他の情報	R	①②④⑤	
	■遠地地震に関する情報 ※太平洋広域に津波発生の可能性がある場合	R	②④⑤⑦	
	■海外での大規模な噴火の発生 ※第1報から発報	R	①②④⑤⑦	
	■後発地震注意情報	気象庁・内閣府会見	②④⑤⑥⑦	

本編 卷末資料

情報分類		受報区分	発報・受信者	備考
大	小			
災害情報	■災害警戒本部設置	M	②④⑦	
	■災害対策本部設置	M	②④⑤⑥⑦	
	■災害対策本部現地指揮本部設置	M	②④⑥	
	■本部共有情報	M	④	※職員向け
	■火災警報	MF	①②④⑤	
	■火災気象通報	R	なし	
	■火災発生情報 ○消防防災課担当 出動指令、第2出動指令、鎮火放送 ⇒①音声発報	F	①②④⑤	
	○危機管理課担当 情報提供 ⇒②④⑤文字	M		
	■県管理河川水防警報	P	①②④⑤	
	■県管理河川避難判断水位情報			※対象河川なし
避難情報	■防災減災情報	CM	②④⑥⑦	
	■警戒レベル3高齢者等避難	M	①②③④⑤⑥⑦	
	津波注意報の場合 ○消防防災課担当 初動対応 ⇒①②音声発報 ○危機管理課担当 体制整備後引継ぎ	M	①②③④⑤⑥⑦	※津波注意報解除時は、その旨を付記する。
	■警戒レベル4避難指示 津波警報、大津波警報の場合 ○消防防災課担当 初動対応 ⇒①②音声発報 ○危機管理課担当 体制整備後引継ぎ	M	①②③④⑤⑥⑦	※津波警報大津波警報解除時は、その旨を付記する。
	■警戒レベル5 ○緊急安全確保(切迫状況) ○緊急安全確保(災害発生)	M	②③④⑤⑥⑦	
	■警戒区域設定	M	①②③④⑤⑥⑦	
	■避難所設営	M	①②③④⑤⑥⑦	
職員参集	■災害警戒本部 本部職員 支部職員	M	④	※職員向け
	■災害対策本部 指定職員配備 主査以上配備 全職員配備	M	④	※職員向け
生活安全	■停電 ■断水 ■通信 ■交通	M	①②④⑤⑥⑦	
	その他町からのお知らせ	CM等	内容に応じて決定 ①②④	

(注1) 受報の手段と受信者は次のとおりである。

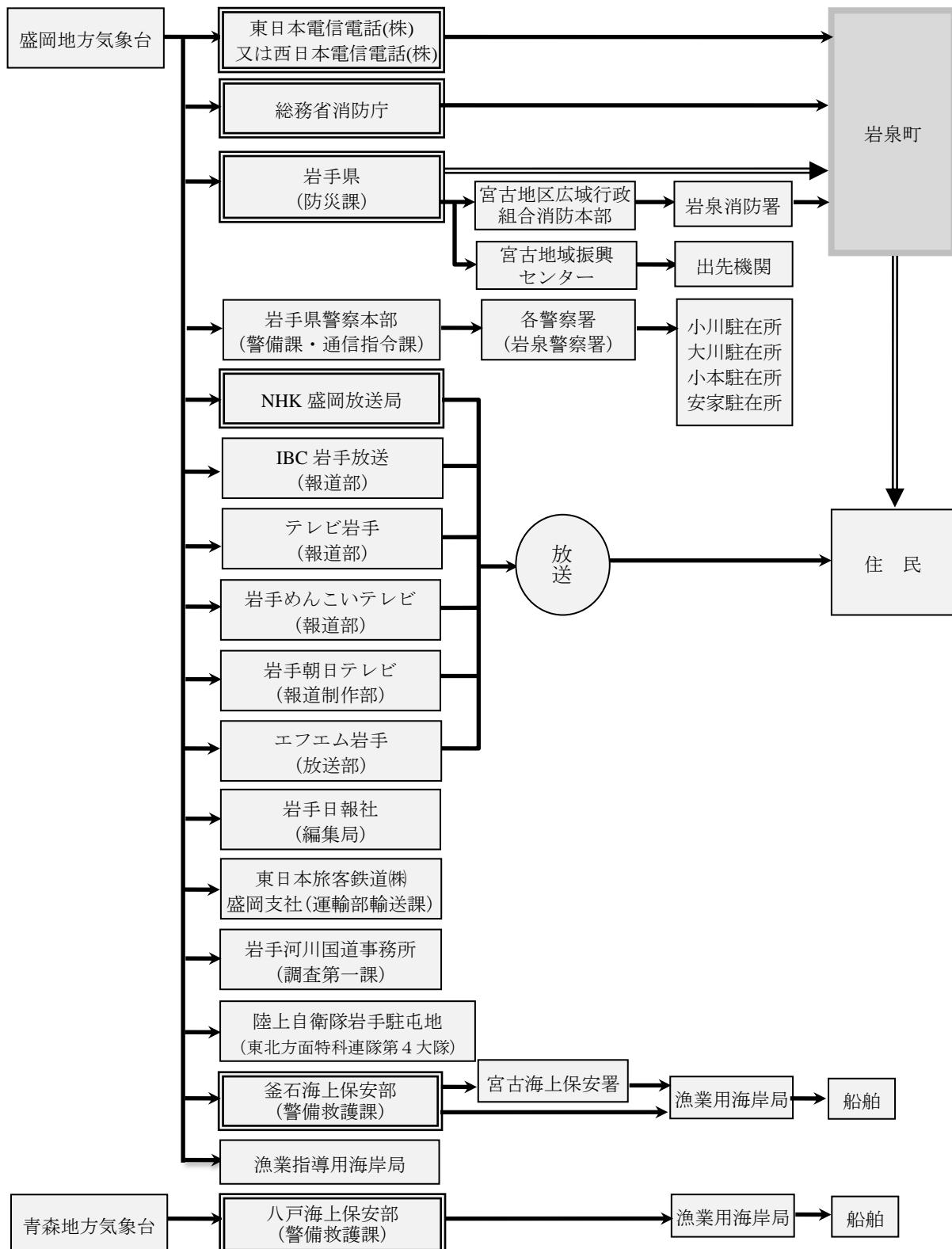
「J」 J·ALERT(自動)、「R」リアルタイム防災情報システム(手動)、「M」町本部長(手動)、「C」町長(手動)、「F」消防署(手動)、「P」県河川情報システム

(注2) 発報の手段と受信者は次のとおりである。

① 防災行政無線(全域)、② ぴーちゃんねつと、③ 携帯3社速報メール(登録者)、④ 防災メール(登録者)、⑤ Twitter(登録者)、⑥ 町ホームページ、⑦Yhao防災速報

【応急2節】別図1-1 気象警報等伝達系統図

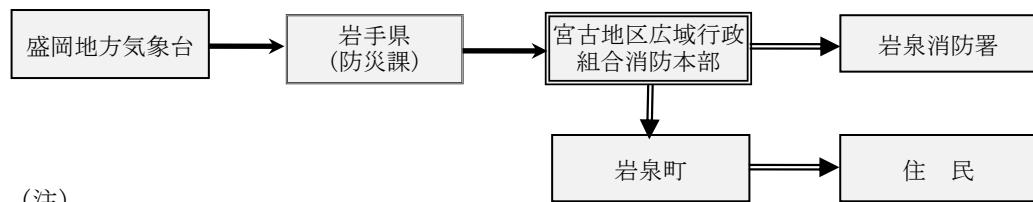
(気象警報)



(注) 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

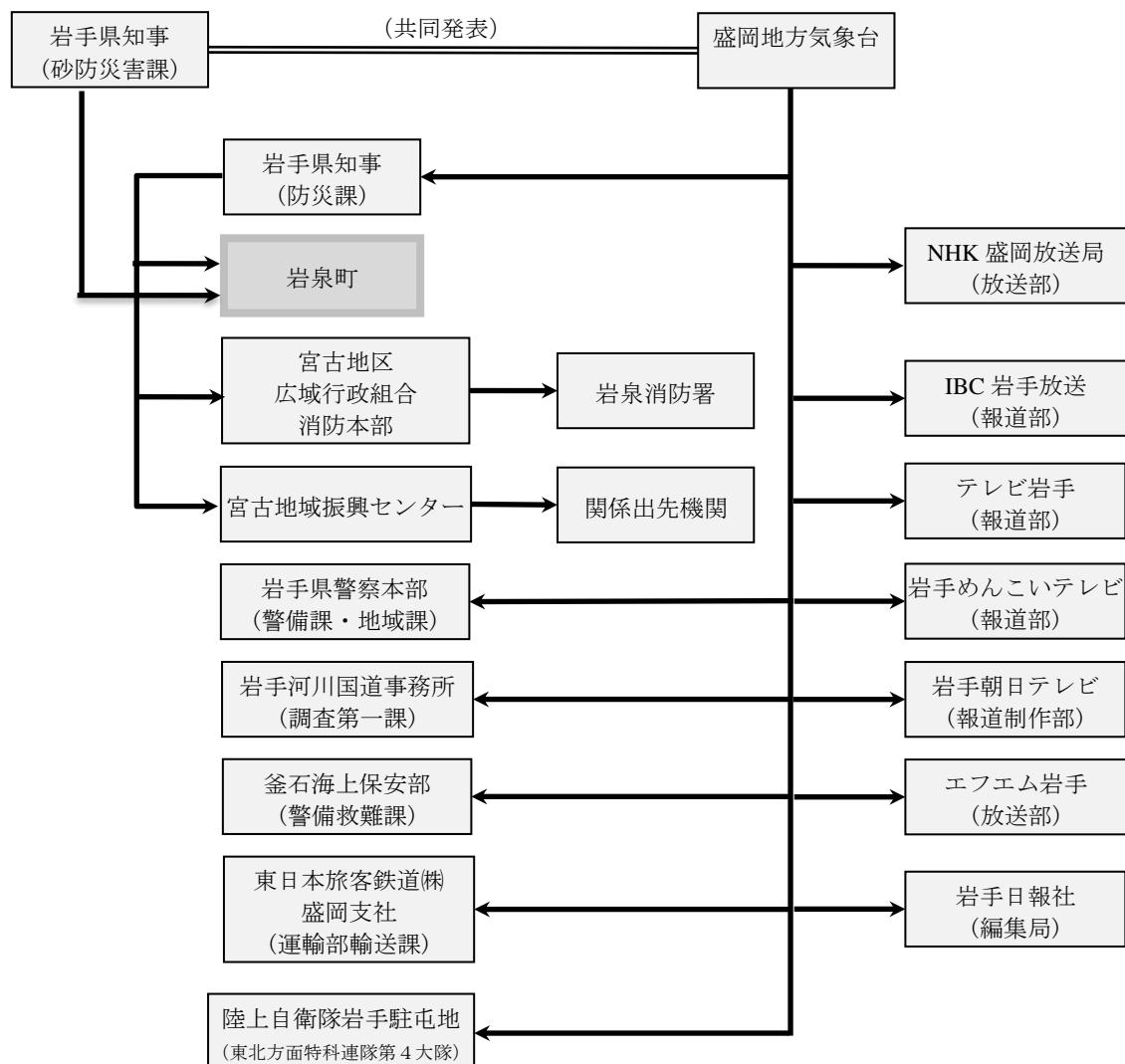
2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置

(火災気象通報・火災警報)

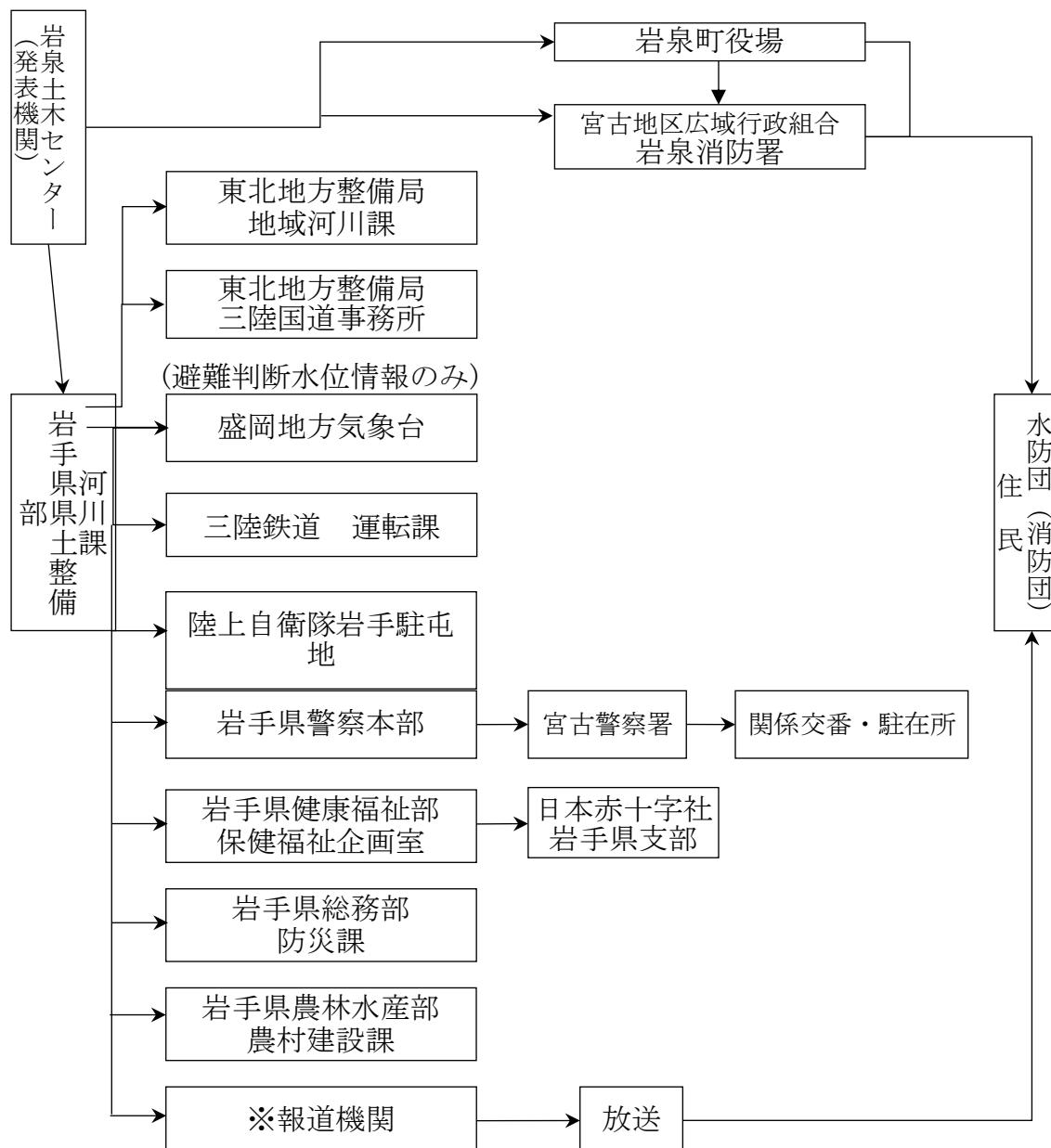


- 1 火災警報は、岩手県知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、宮古地区広域行政組合消防本部消防長が発する。
- 2 単線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 二重線は、火災警報の伝達系統

【応急2節】別図1-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

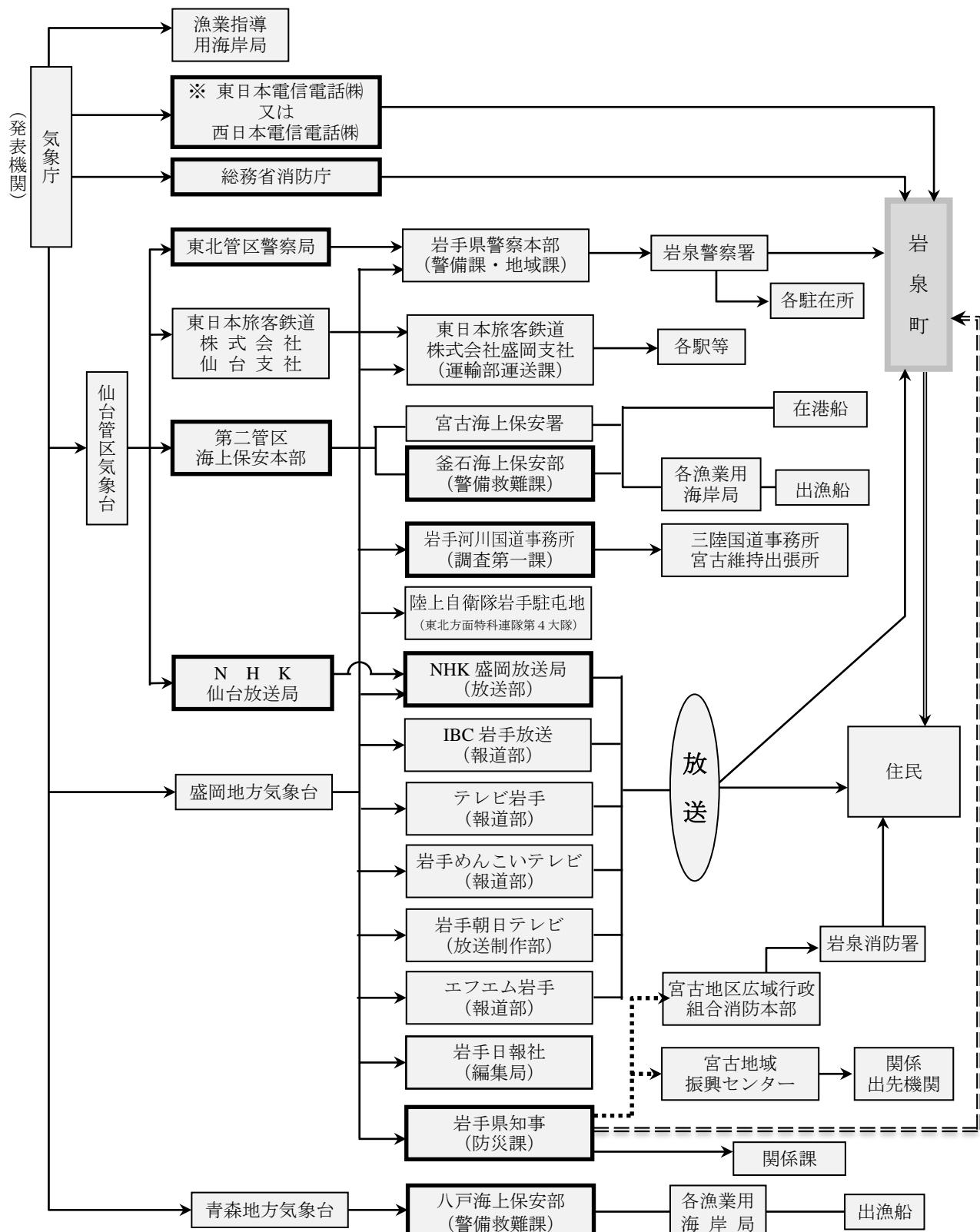


【応急2節】別図1-3 水防警報等伝達系統図



(注) ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、
岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

【応急2節】別図2 津波警報等伝達系統図



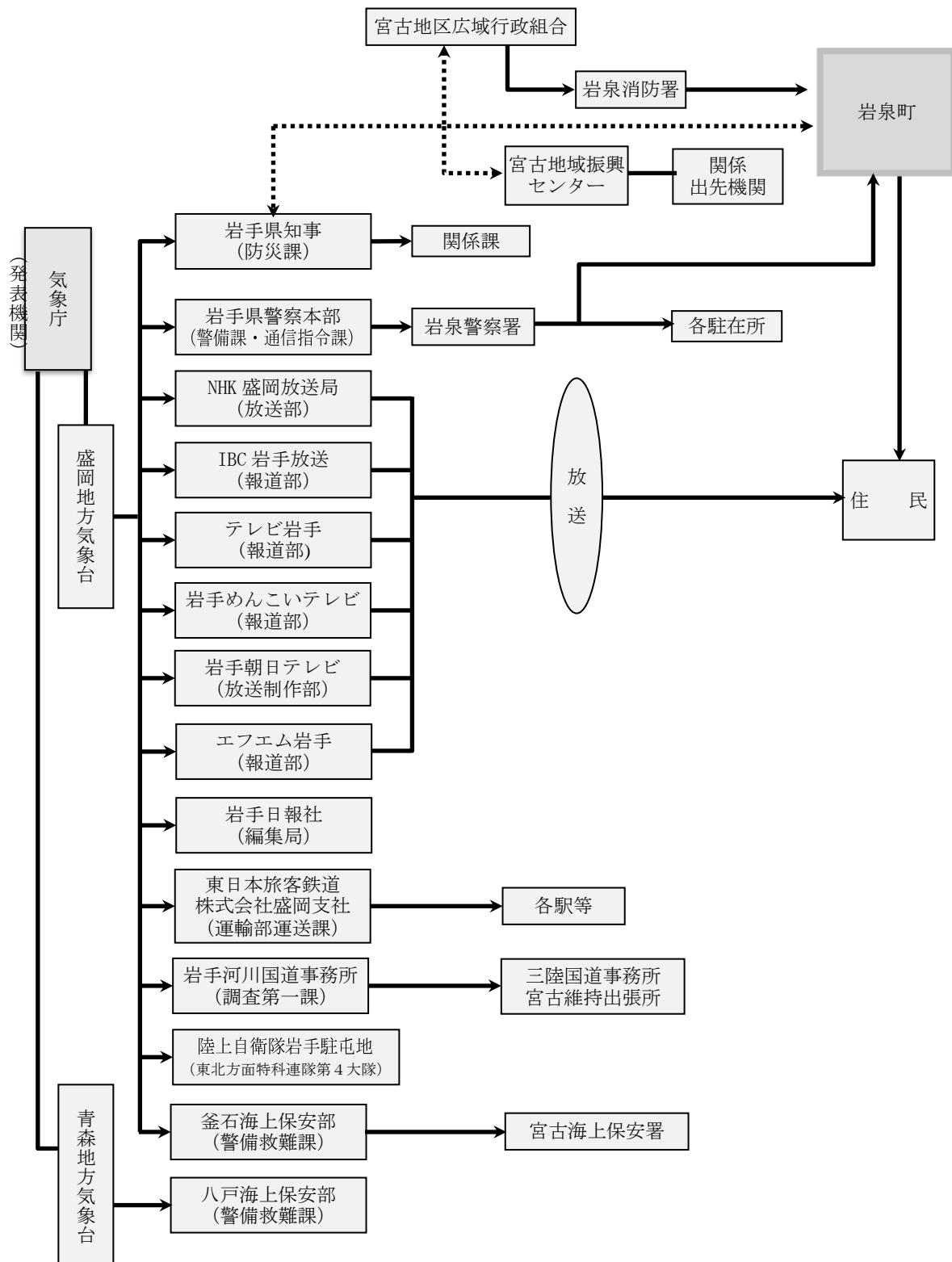
(注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ

2 -----線及び====線は総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

4 二重線の経路-----線及び====線は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

【応急2節】別図3 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) 線は総合防災情報ネットワーク及び県防災行政無
線

【応急3節】別表1 岩泉町防災行政無線配置状況

(令和5年3月1日現在)

1 統制局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	防災岩泉	同報系	岩泉町役場無線室(主)	
2		同報系	岩泉消防署通信室(副)	
3		同報系	小本浜漁業協同組合無線室 (副)	
4	防災岩泉統制局	移動系	岩泉町役場無線室(主)	
5	防災岩泉900	移動系	岩泉町役場危機管理課(副)	
6	防災岩泉901	移動系	岩泉消防署通信室(副)	
7	防災岩泉908	移動系	岩泉町役場無線室(動態監視用)	
8	防災岩泉911	移動系	岩泉町役場無線室(広域応援用)	

2 中継局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	防災岩泉広報大森	同報系	大森山	
2	防災岩泉広報御沢	同報系	御沢峠	
3	防災岩泉毛無	移動系	毛無森	
4	防災岩泉小成	移動系	小本字茂師地内	
5	防災岩泉御沢	移動系	御沢峠	
6	防災岩泉葡萄森	移動系	葡萄森	
7	防災岩泉 909・910	移動系	早坂高原(簡易局)	

3 固定局

No.	名 称	区分	設置場所	備 考
1	役場本庁舎	子局	岩泉字惣畠地内	
2	門	子局	門字町向地内	
3	大川下町	子局	大川字下町地内	
4	茂師1	子局	小本字本茂師地内	
5	茂師2	子局	小本字本茂師地内	
6	本茂師	子局	小本字本茂師地内	
7	小成1	子局	小本字小成地内	
8	小成2	子局	小本字小成地内	
9	小本1	子局	小本字小本地内	
10	小本2	子局	小本字小掛地内	
11	小本港	子局	小本字須賀地内	
12	中野1	子局	小本字下中野	

本編 卷末資料

13	中野2	子局	小本字上中野	
14	中野3	子局	中島字長内地内	
15	中野4	子局	小本字南中野地内	
16	元村	子局	安家字日蔭地内	
17	上有芸	子局	上有芸字運名根地内	
18	毛無森中継局	中継	毛無森	
19	葡萄森中継局	中継	葡萄森	

4 移動局

No.	名 称	区分	設置場所	グル ープ1	グル ープ2	グル ープ3	グル ープ4	グル ープ5	応援 一斉
1	防災岩泉1	車載	防災管理車(4-53)	○	○	○	○	○	○
2	防災岩泉 2	車載	水道パトロール車(19-66)	○			○		○
3	防災岩泉 3	車載	道路パトロール車(83-14)		○		○		○
4	防災岩泉 4	車載	サクシード(99-19)		○		○		○
5	防災岩泉 5	車載	ハイゼット(92-70)		○		○		○
6	防災岩泉 6	車載	4tダンプ(いすゞ)(86-87)		○				○
7	防災岩泉 7	車載	4tダンプ(日野)(70-11)		○				○
8	防災岩泉 8	車載	ロータリ除雪車 NR302(7-04)		○				○
9	防災岩泉 9	車載	ロータリ除雪車 NR302(7-14)		○				○
10	防災岩泉 10	車載	除雪ドーザ ZW140J(旧)(12-70)		○				○
11	防災岩泉 11	車載	除雪ドーザ ZW140J(新)(14-84)		○				○
12	防災岩泉 12	車載	除雪ドーザ WA200-7Y(24-40)		○				○
13	防災岩泉 13	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-92)		○				○
14	防災岩泉 14	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-93)		○				○
15	防災岩泉 15	車載	除雪ドーザ WA270-7Y(6-94)		○				○
16	防災岩泉 16	車載	除雪ドーザ 910K(25-22)		○				○
17	防災岩泉 17	車載	除雪ドーザ 903B2(17-51)		○				○
18	防災岩泉 18	車載	除雪ドーザ L34(17-99)		○				○
19	防災岩泉 19	車載	除雪ドーザ L20J(2-84)		○				○
20	防災岩泉 20	車載	除雪ドーザ WA300(27)		○				○
21	防災岩泉 21	車載	除雪ドーザ WA100(22-75)		○				○
22	防災岩泉 22	車載	除雪ドーザ WA200-6Y(22-41)		○				○
23	防災岩泉 23	車載	除雪ドーザ 936(54-57)		○				○

本編 卷末資料

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
24	防災岩泉 24	車載	除雪ドーザ WA270-6Y(15-01)		○				○
25	防災岩泉 25	車載	除雪ドーザ 910H(汎用)(17-52)		○				○
26	防災岩泉 50	携帯	総務課(携帯)		○	○	○	○	○
27	防災岩泉 51	携帯	政策推進課(携帯)				○	○	○
28	防災岩泉 52	携帯	税務出納課(携帯)				○	○	○
29	防災岩泉 53	携帯	町民課(携帯)				○	○	○
30	防災岩泉 54	携帯	健康推進課(携帯)				○	○	○
31	防災岩泉 55	携帯	農林水産課(携帯)				○	○	○
32	防災岩泉 56	携帯	経済観光交流課(携帯)				○	○	○
33	防災岩泉 57	携帯	議会事務局(携帯)				○	○	○
34	防災岩泉 58	携帯	教育委員会事務局(携帯)				○	○	○
35	防災岩泉 59	携帯	上下水道課(携帯)	○			○		○
36	防災岩泉 60	携帯	上下水道課(携帯)	○			○		○
37	防災岩泉 61	携帯	地域整備課(携帯)		○		○		○
38	防災岩泉 70	車載	消防防災課 本団車			○	○		○
39	防災岩泉 71	車載	消防防災課 指導2号車			○			○
40	防災岩泉 72	車載	消防防災課 指導1号車			○			○
41	防災岩泉 73	車載	消防防災課 速消車			○			○
42	防災岩泉 74	車載	消防防災課 普通車(ポンプ車)			○			○
43	防災岩泉 75	車載	消防防災課 活動車フォレスター			○			○
44	防災岩泉 100	車載	消防団 消防車(役場職域消防)			○			○
45	防災岩泉 101	車載	消防団 消防車(向町)			○			○
46	防災岩泉 102	車載	消防団 消防車(尼額)			○			○
47	防災岩泉 103	車載	消防団 消防車(二升石)			○			○
48	防災岩泉 104	車載	消防団 消防車(松橋)			○			○
49	防災岩泉 201	車載	消防団 消防車(中家1部)			○			○
50	防災岩泉 202	車載	消防団 消防車(中家2部)			○			○
51	防災岩泉 203	車載	消防団 消防車(月出)			○			○
52	防災岩泉 204	車載	消防団 消防車(鼠入)			○			○
53	防災岩泉 301	車載	消防団 消防車(乙茂)			○			○

本編 卷末資料

No.	名 称	区分	設置場所	グル ープ1	グル ープ2	グル ープ3	グル ープ4	グル ープ5	応援 一斉
54	防災岩泉 302	車載	消防団 消防車(猿沢)			○			○
55	防災岩泉 303	車載	消防団 消防車(上有芸)			○			○
56	防災岩泉 304	車載	消防団 消防車(柄の木)			○			○
57	防災岩泉 401	車載	消防団 消防車(門)			○			○
58	防災岩泉 402	車載	消防団 消防車(石畑)			○			○
59	防災岩泉 403	車載	消防団 消防車(穴沢)			○			○
60	防災岩泉 404	車載	消防団 消防車(斐綿)			○			○
61	防災岩泉 405	車載	消防団 消防車(一ツ苗代)			○			○
62	防災岩泉 501	車載	消防団 消防車(名目入)			○			○
63	防災岩泉 502	車載	消防団 消防車(三田貝)			○			○
64	防災岩泉 503	車載	消防団 消防車(横道)			○			○
65	防災岩泉 504	車載	消防団 消防車(見内川)			○			○
66	防災岩泉 601	車載	消防団 消防車(下町No.1)			○			○
67	防災岩泉 602	車載	消防団 消防車(下町No.2)			○			○
68	防災岩泉 603	車載	消防団 消防車(外椀No.1)			○			○
69	防災岩泉 604	車載	消防団 消防車(外椀No.2)			○			○
70	防災岩泉 605	車載	消防団 消防車(浅内)			○			○
71	防災岩泉 700	車載	消防団 小本水門管理棟			○			○
72	防災岩泉 701	車載	消防団 消防車(小本)			○			○
73	防災岩泉 702	車載	消防団 消防車(茂師)			○			○
74	防災岩泉 703	車載	消防団 消防車(小成)			○			○
75	防災岩泉 704	車載	消防団 消防車(中野)			○			○
76	防災岩泉 705	車載	消防団 消防車(大牛内)			○			○
77	防災岩泉 706	車載	消防団 消防車(中島)			○			○
78	防災岩泉 707	車載	消防団 消防車(中里)			○			○
79	防災岩泉 708	車載	消防団 消防車(宮本)			○			○
80	防災岩泉 709	車載	消防団 水門管理車(小本)			○			○
81	防災岩泉 801	車載	消防団 消防車(元村)			○			○

本編 卷末資料

No.	名 称	区分	設置場所	グル ープ1	グル ープ2	グル ープ3	グル ープ4	グル ープ5	応援 一斉
82	防災岩泉 802	車載	消防団 消防車(川口)			○			○
83	防災岩泉 803	車載	消防団 消防車(大平)			○			○
84	防災岩泉 804	車載	消防団 消防車(松ヶ沢)			○			○
85	防災岩泉 805	車載	消防団 消防車(江川)			○			○
86	防災岩泉 150	携帯	消防防災課 速消車(携帯)			○			○
87	防災岩泉 151	携帯	消防団 本団 No.1(携帯)			○			○
88	防災岩泉 152	携帯	消防団 本団 No.2(携帯)			○			○
89	防災岩泉 153	携帯	消防団 本団 No.3(携帯)			○			○
90	防災岩泉 154	携帯	消防団 本団 No.4(携帯)			○			○
91	防災岩泉 155	携帯	消防団 本団 No.5(携帯)			○			○
92	防災岩泉 156	携帯	消防団 本団 No.6(携帯)			○			○
93	防災岩泉 157	携帯	消防団 本団 No.7(携帯)			○			○
94	防災岩泉 158	携帯	消防団 本団 No.8(携帯)			○			○
95	防災岩泉 159	携帯	消防団 本団 No.9(携帯)			○			○
96	防災岩泉 160	携帯	消防団 本団 No.10(携帯)			○			○
97	防災岩泉 161	携帯	消防団 本団 No.11(携帯)			○			○
98	防災岩泉 162	携帯	消防団 本団 No.12(携帯)			○			○
99	防災岩泉 163	携帯	消防団 本団 No.13(携帯)			○			○
100	防災岩泉 164	携帯	消防団 本団 No.14(携帯)			○			○
101	防災岩泉 165	携帯	消防団 本団 No.15(携帯)			○			○
102	防災岩泉 166	携帯	消防団 本団 No.16(携帯)			○			○
103	防災岩泉 167	携帯	消防団 本団 No.17(携帯)			○			○
104	防災岩泉 168	携帯	消防団 本団 No.18(携帯)			○			○
105	防災岩泉 169	携帯	消防団 本団 No.19(携帯)			○			○
106	防災岩泉 170	携帯	消防団 本団 No.20(携帯)			○			○
107	防災岩泉 171	携帯	消防団 7分団管理棟(携 帯)			○			○
108	防災岩泉 172	携帯	消防団 7分団1部(携帯)			○			○
109	防災岩泉 173	携帯	消防団 7分団1部(携帯)			○			○

本編 卷末資料

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
110	防災岩泉 174	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
111	防災岩泉 175	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
112	防災岩泉 176	携帯	消防団 7分団2部(携帯)			○			○
113	防災岩泉 177	携帯	消防団 7分団3部(携帯)			○			○
114	防災岩泉 178	携帯	消防団 1分団1部(携帯)			○			○
115	防災岩泉 179	携帯	消防団 1分団2部(携帯)			○			○
116	防災岩泉 180	携帯	消防団 1分団3部1班(携 帯)			○			○
117	防災岩泉 181	携帯	消防団 1分団3部1班(携 帯)			○			○
118	防災岩泉 182	携帯	消防団 2分団1部(携帯)			○			○
119	防災岩泉 183	携帯	消防団 2分団2部(携帯)			○			○
120	防災岩泉 184	携帯	消防団 2分団3部1班(携 帯)			○			○
121	防災岩泉 185	携帯	消防団 2分団3部2班(携 帯)			○			○
122	防災岩泉 186	携帯	消防団 3分団1部1班(携 帯)			○			○
123	防災岩泉 187	携帯	消防団 3分団1部2班(携 帯)			○			○
124	防災岩泉 188	携帯	消防団 3分団2部1班(携 帯)			○			○
125	防災岩泉 189	携帯	消防団 3分団2部2班(携 帯)			○			○
126	防災岩泉 190	携帯	消防団 4分団1部(携帯)			○			○
127	防災岩泉 191	携帯	消防団 4分団2部(携帯)			○			○
128	防災岩泉 192	携帯	消防団 4分団3部(携帯)			○			○
129	防災岩泉 193	携帯	消防団 4分団4部1班(携 帯)			○			○
130	防災岩泉 194	携帯	消防団 4分団4部2班(携 帯)			○			○
131	防災岩泉 195	携帯	消防団 5分団1部(携帯)			○			○
132	防災岩泉 196	携帯	消防団 5分団2部(携帯)			○			○
133	防災岩泉 197	携帯	消防団 5分団3部(携帯)			○			○
134	防災岩泉 198	携帯	消防団 5分団4部(携帯)			○			○
135	防災岩泉 199	携帯	消防団 6分団1部(携帯)			○			○
136	防災岩泉 200	携帯	消防団 6分団1部(携帯)			○			○
137	防災岩泉 205	携帯	消防団 6分団2部(携帯)			○			○

本編 卷末資料

No.	名 称	区分	設置場所	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	応援一斉
138	防災岩泉 206	携帯	消防団 6分団2部(携帯)			○			○
139	防災岩泉 207	携帯	消防団 6分団3部(携帯)			○			○
140	防災岩泉 208	携帯	消防団 7分団4部(携帯)			○			○
141	防災岩泉 209	携帯	消防団 7分団5部1班(携帯)			○			○
142	防災岩泉 210	携帯	消防団 7分団5部2班(携帯)			○			○
143	防災岩泉 211	携帯	消防団 8分団1部(携帯)			○			○
144	防災岩泉 212	携帯	消防団 8分団2部(携帯)			○			○
145	防災岩泉 213	携帯	消防団 8分団3部1班(携帯)			○			○
146	防災岩泉 214	携帯	消防団 8分団3部2班(携帯)			○			○
147	防災岩泉 215	携帯	消防団 8分団4部(携帯)			○			○
148	防災岩泉 216	携帯	消防防災課(携帯)			○			○
149	防災岩泉 902	半固定	小本支所 半固定	○	○	○	○	○	○
150	防災岩泉 903	半固定	有芸支所 半固定	○	○	○	○	○	○
151	防災岩泉 904	半固定	安家支所 半固定	○	○	○	○	○	○
152	防災岩泉 905	半固定	小川支所 半固定	○	○	○	○	○	○
153	防災岩泉 906	半固定	大川支所 半固定	○	○	○	○	○	○
154	防災岩泉 907	半固定	上下水道課 半固定	○	○	○	○	○	○
155	防災岩泉 912	半固定	地域整備課 半固定	○	○	○	○	○	○

【応急3節】別表2 町内の主な無線通信施設

設置機関	施設の名称 (呼称名称)	設置（常置）場所	管理者	使用目的
岩手県	ぼうさいいわて 241～242	岩泉地区合同庁舎	岩泉林務出張所長	防災行政用
岩手県	ぼうさいいわいづみ 2	岩泉地区合同庁舎	岩泉林務出張所長	防災行政用

本編 卷末資料

岩手県	ぼうさいいわいづみ 1.3.4	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ 一所長	防災行政用
岩手県	すいぼういわいづみ	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ 一所長	水防事務用
岩手県	すいぼういわいづみ 1	岩泉地区合同庁舎	岩泉土木センタ 一所長	水防事務用
岩手県	ぼうさいいわいづみ	岩泉町役場	防災担当課長	防災行政用
岩手県	scc じちたいいわけ ん いわてかんちきゅう v 35	岩泉町役場	防災担当課長	防災行政用（電 気通信業務用）
岩手県警察本部	いわてけんけいさつ	岩泉警察署	(統制官) 地域 課長	警察事務用
宮古地区広域行政 組合	みやしょういわいづみ	岩泉消防署	岩泉消防署長	消防事務用
小本浜漁業協同組 合	おもとはまぎょきょう	小本浜漁業協同組 合	組合長	出漁漁船との連 絡用

【応急4節】様式 情報トリアージ様式

災害情報トリアージ用紙

(岩泉町災害対策本部)

受付No.

1. 受信【一般情報班】

受付番号		入力者記入								
受信日時		年	月	日	午前	時	分	受方 信法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 他 ()	
発 信 者	住所	岩泉町 字 番地								
	氏名				電話 番号	—			—	
情報の種類		情報の種類		数量	備考					
		情報の種類		数量	備考					
受信者		氏名 :								
災 害 発 生	日時	年	月	日	午前	時	分	午後		
	場所	岩泉町 字 番地								
	詳細	ゼンリン住宅地図 [] ページ						その他の地図 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	死傷者	<input type="checkbox"/> 無し		<input type="checkbox"/> 有り () 人		<input type="checkbox"/> 不明者有り () 人				
	浸水被害	<input type="checkbox"/> 被害無し		<input type="checkbox"/> 被害有り				浸水深	c m	

2. トリアージ【一般情報班】

3. 確認【室統括】

区分	A			B			C			確認	室統括
	担当	班長	責任者	担当	班長	責任者	担当	班長	責任者		確認
確認欄											

4. 災害対応依頼【統括対策班 → 関係班】

対応	依頼先	班名 : 氏名 :						
	伝達方法	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 無線	<input type="checkbox"/> 他 ()			
	依頼内容							

5. 記録・保管【報道広報班（政策情報班）】

対応	記録保管者	班名 : 氏名 :						
	保管方法	(電子記録の場合はシステム名・ファイル名等)						

【応急4節】別表 被害状況判定の基準

(岩手県地域防災計画 令和4年版)

被害区分		判 定 基 準	
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修によりもとどおりに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すればもとどおりに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畠の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	船舶被害	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

【応急4節】別図 報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部 総務班] B --> C[県本部 防災課] D[関係警察署] --> E[県警察本部] E -.-> C </pre>
1-1	避難指示等の実施状況報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[地方支部 総務班] A --> C[地方支部 土木班] B --> D[県支部 防災課] C --> E[県支部 河川課] B -. (情報提供) .-> D C -. (情報提供) .-> E </pre>
2、 2- 1、 2-2	人的及び住家被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 福祉環境班] B --> C[県本部 地域福祉課] C --> D[県本部 保健福祉企画室] D --> E[県本部 防災課] F[関係警察署] --> G[県警察本部] G -.-> E </pre>
A、 3	庁舎等被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 総務班] A --> C[県地方支部 各班] B --> D[県本部 防災課] D --> E[県本部 管財課] E --> F[県本部 各部主管課] F --> G[県本部 担当課] H[県立各施設] --> I["[町有財産]"] I --> E </pre>

4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設] B --> C[県地方支部] C --> D[教育事務所班] C --> E[福祉環境班] C --> F[県立各施設] G[防災課] --> H[保健福祉企画室] G --> I[生涯学習文化財課] H --> J[地域福祉課] H --> K[障がい保健福祉課] H --> L[子ども子育て支援課] I --> M[文化スポーツ企画室] I --> N[スポーツ振興課] I --> O[文化振興課] </pre> <p>[社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設]</p> <p>県地方支部</p> <p>教育事務所班 福祉環境班</p> <p>県立各施設</p> <p>県本部</p> <p>保健福祉企画室 生涯学習文化財課 文化スポーツ企画室 地域福祉課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 防災課 文化振興課 スポーツ振興課</p>
B、C、5、5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[保健医療班(福祉環境班)] B --> C[県立病院班] C --> D[県地方支部] D --> E[保健医療班(福祉環境班)] D --> F[県立病院班] G[防災課] --> H[保健福祉企画室] G --> I[環境生活企画室] H --> J[医療政策室] J --> K[長寿社会課] K --> L[児童家庭課] I --> M[県民くらしの安全課] M --> N[医療部管理課] </pre> <p>県地方支部</p> <p>保健医療班(福祉環境班) 県立病院班</p> <p>県本部</p> <p>保健福祉企画室 環境生活企画室 防災課 長寿社会課 児童家庭課 県民くらしの安全課 医療部管理課 医療政策室 県立病院以外の病院等 感染症指定医療機関 上水道施設・衛生施設 県立病院</p>
6	消防施設被害報告	<pre> graph LR A[町本部] --> B[県地方支部] B --> C[総務班] C --> D[県本部] D --> E[防災課] </pre> <p>町本部</p> <p>県地方支部 総務班</p> <p>県本部 防災課</p>
D、7	観光施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部] B --> C[総務班] C --> D[福祉環境班] D --> E[県本部] E --> F[防災課] E --> G[環境生活企画室] G --> H[自然保護課] H --> I[観光課] I --> J[商工企画室] </pre> <p>町本部</p> <p>県地方支部 総務班 福祉環境班</p> <p>県本部</p> <p>防災課 環境生活企画室 自然保護課 観光課 商工企画室 自然公園施設 観光施設</p>

本編 卷末資料

E、8	商工関係被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町本部] end subgraph "県地方支部" B[総務班] end subgraph "県本部" C[防災課] D[商企画室] E[経営支援課] end A --> B B --> C B --> D B --> E C <--> D D <--> E </pre>
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町本部] end subgraph "県地方支部" B[総務班] end subgraph "県本部" C[防災課] D[環境生活企画室] E[環境保全課] end F["(一社)県高压ガス保安協会"] G["鉱山管理者 [鉱山関係]"] A --> B B --> C B --> D B --> E F --> B G --> B C <--> D D <--> E </pre>
F、10	水産関係被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町本部] end subgraph "県地方支部" B[水産班] end subgraph "県本部" C[防災課] D[農林水産企画室] end A --> B B --> C B --> D C <--> D </pre>
F、11	漁港施設等被害報告	<pre> graph TD subgraph "町管理" A[町本部] end subgraph "県地方支部" B[水産班] end subgraph "県本部" C[防災課] D[農林水産企画室] E[漁港漁村課] end A --> B B --> C B --> D C <--> D C <--> E </pre>
F、12	農業施設被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町本部] end subgraph "県地方支部" B[農林班] end subgraph "県本部" C[防災課] D[農林水産企画室] end A --> B B --> C B --> D C <--> D </pre>

本編 卷末資料

F、13、13-1	農作物等被害報告	<pre> graph LR LO[町本部] --> AB[農林班] AB --> DP[防災課] AB --> AP[農林水産企画室] </pre>
F、14	家畜関係被害報告	<pre> graph LR LO[町本部] --> AB[農林班] AB --> DP[防灾課] AB --> AP[農林水産企画室] </pre>
F、15	農地農業用施設被害報告	<pre> graph LR LO[町本部] --> AB[農林班] AB --> DP[防灾課] AB --> AP[農林水産企画室] AB --> RDC[農村建設課] </pre>
F、16	林业関係被害報告	<pre> graph TD LO[町本部] --> AB[農林班] AB --> DP[防灾課] AB --> AP[農林水産企画室] AP --> EJFM[東北森林管理局] AP --> JFRI[森林農地整備センター] AP --> FRC[林业振興課] AP --> FEC[森林整備課] AP --> FPC[森林保全課] DP --> LPM[林产、特用林产施设、林产物(苗木以外)] DP --> APM[作業道(国有林以外)、苗烟施設、林产物(苗木)、森林(国有林・国有林以外)] FEC --> GMS[治山施設、国有林関係、林地荒廃、林道施設] </pre>

本編 卷末資料

G-1 G-2	公共土木施設等被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町本部] B[県地方支部] C[土木班] end A --> B B --> C C -.-> D[県本部] subgraph "県本部" D E[防災課] F[国土整備企画室] G[道路環境課] H[河川課] I[砂防災害課] J[都市計画課] K[下水環境課] L[港湾課] E -.-> G E -.-> H E -.-> I E -.-> J E -.-> K E -.-> L F -.-> G F -.-> H F -.-> I F -.-> J F -.-> K F -.-> L end </pre>
17	公共土木施設等被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町管理 町本部] B[県立各施設] C[国管理 三陸国道事務所] end A --> D[県地方支部] D --> E[土木班] E -.-> F[県本部] subgraph "県本部" F G[防災課] H[国土整備企画室] I[砂防災害課] J[河川、道路、橋梁、砂防、地すべり、急傾斜、都市施設等] G -.-> I H -.-> I end </pre>
G-1、 G-2、 18	公営住宅等被害報告	<pre> graph TD subgraph "町本部" A[町管理 町本部] B[県地方支部] C[土木班] end A --> B B --> C C -.-> D[県本部] subgraph "県本部" D E[防災課] F[国土整備企画室] G[建築住宅課] E -.-> F F -.-> G end </pre>

本編 卷末資料

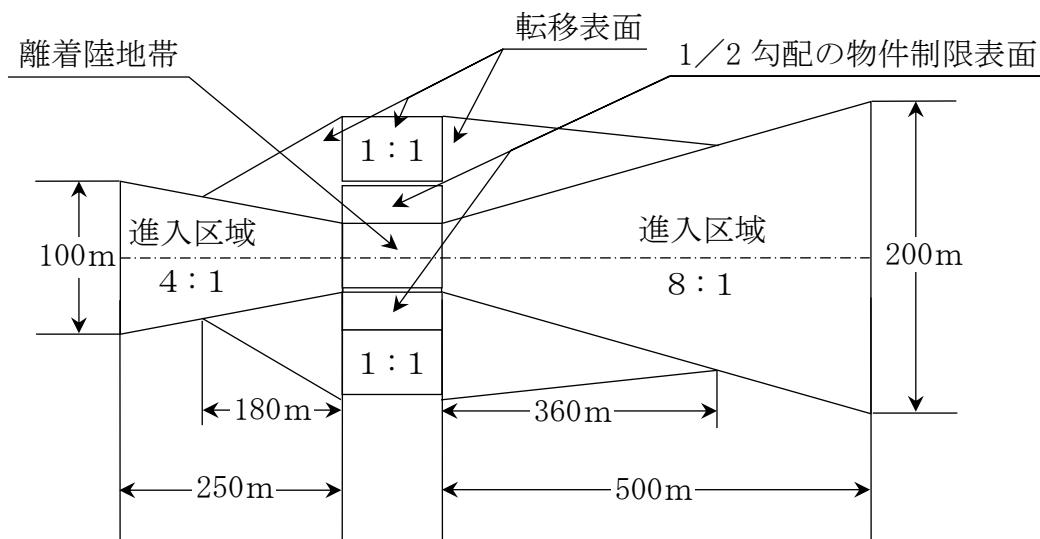
H、19	児童、生徒及び教員等学校被害報告	<pre> graph LR A[町立学 町本部] --> B[県地方支部 教育事務所班] B --> C[県立学校] </pre>
H、20	学校被害報告	<pre> graph TD A[防災課] <--> B[教育企画室] C[学校教育課] --> B D[児童・生徒・教職員] --> B </pre>
H、21	文化財被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 教育事務所班] B --> C[生涯学習文化財課] C --> D[防災課] D --> E[教育企画室] </pre>

【応急6節】別図 飛行場外離着陸場（ヘリポート）の設置基準

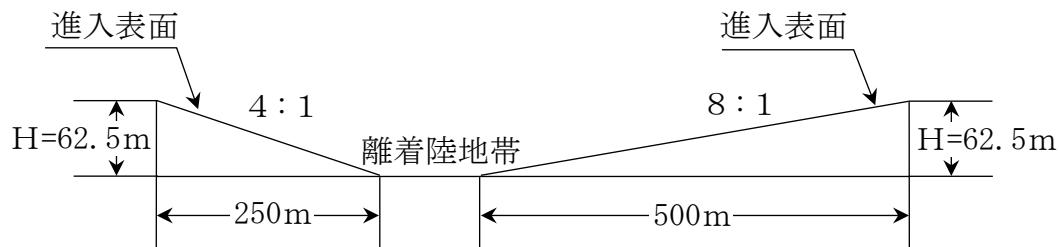
1 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

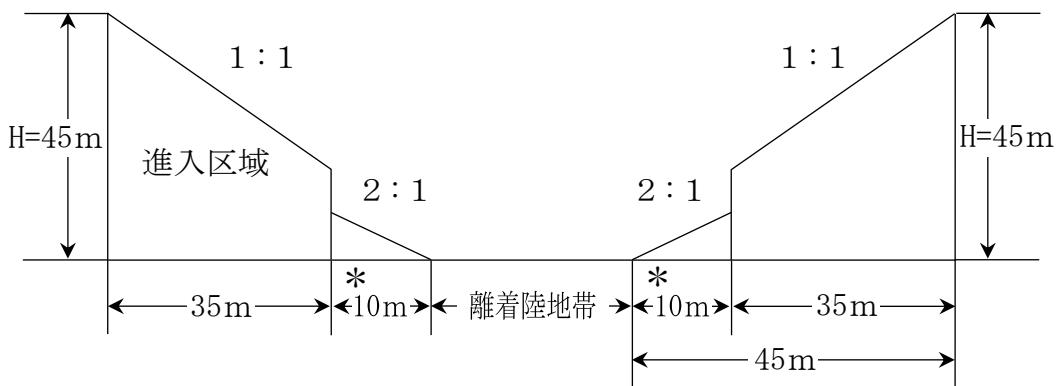
① 平面図



② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

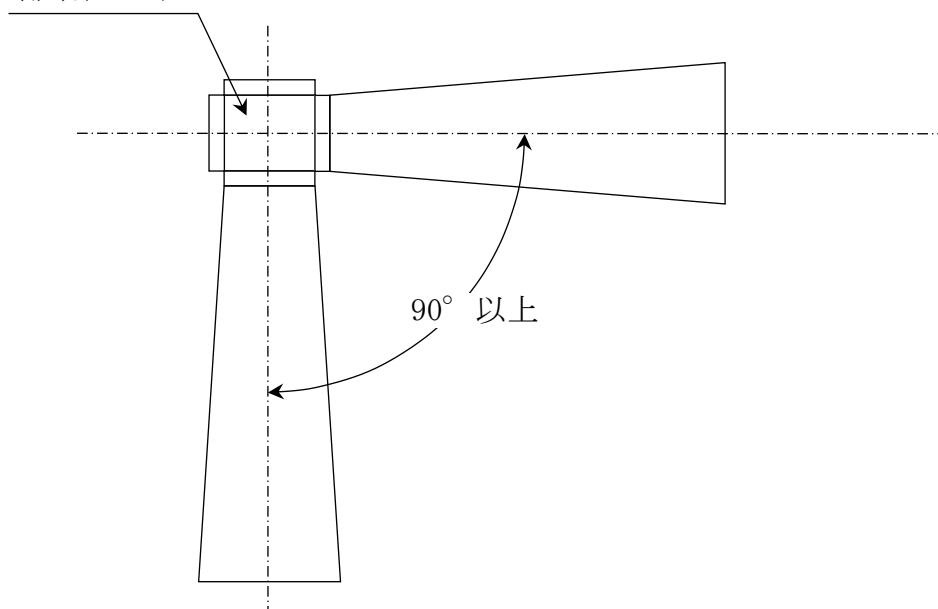


* 離着陸帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

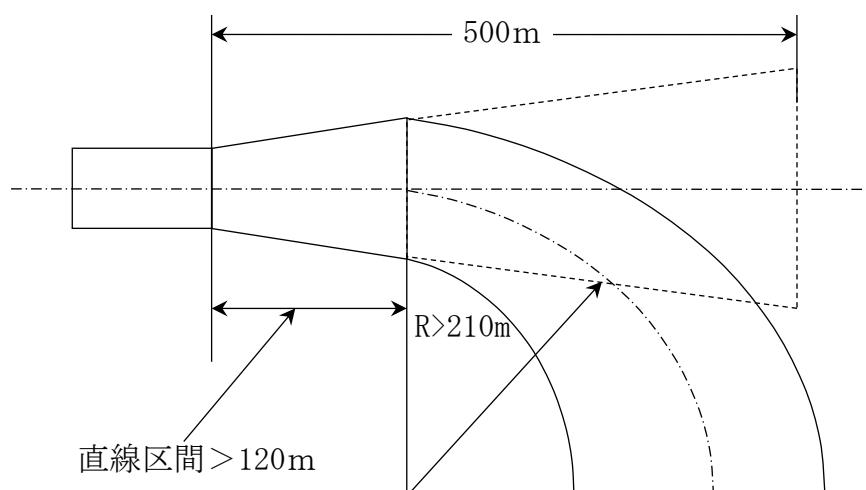
[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面

離着陸地帯



② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



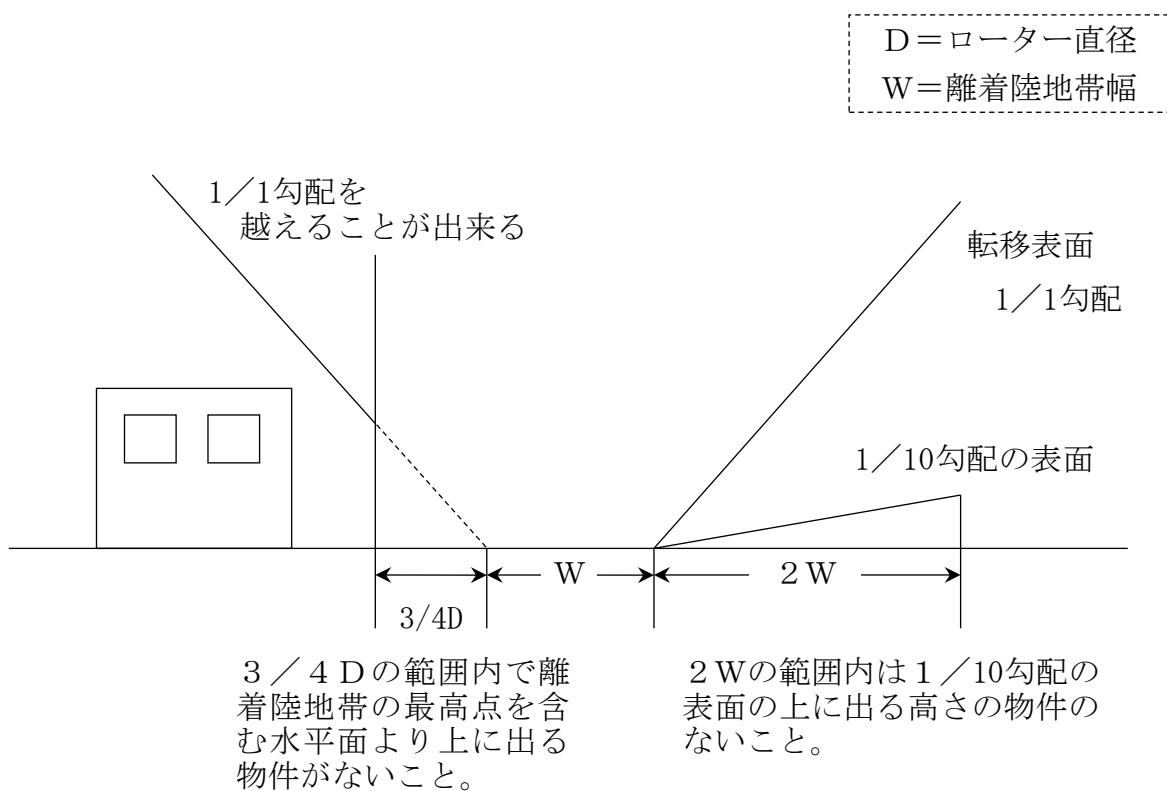
* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

本編 卷末資料

[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が $1/1$ を超えることができる場合）]

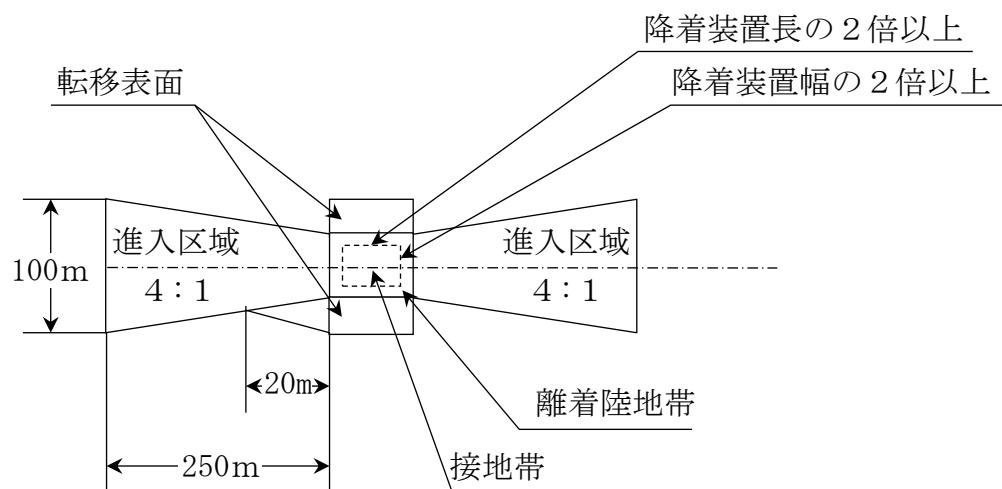
* 転移表面断面図



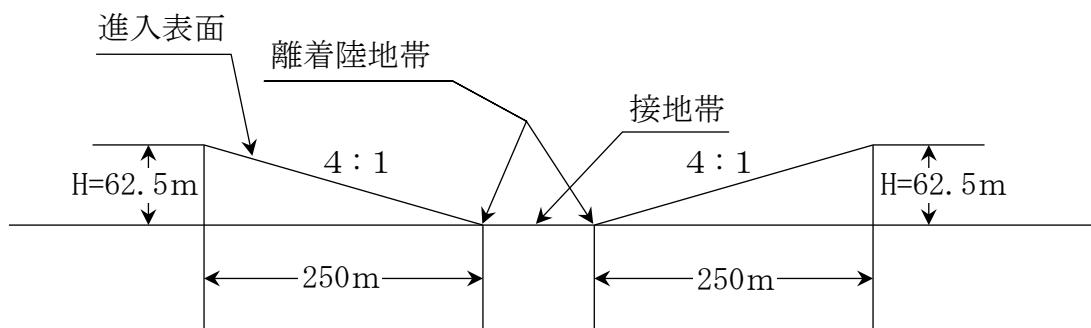
本編 卷末資料

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

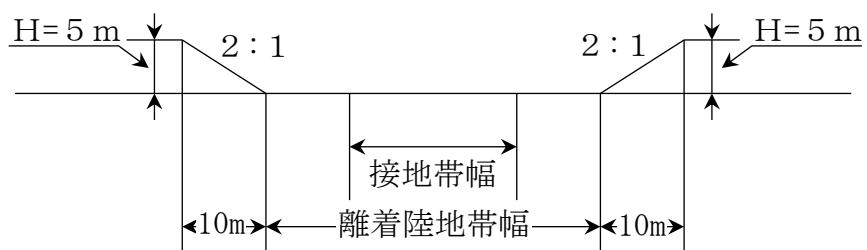
① 平面図



② 進入表面断面図

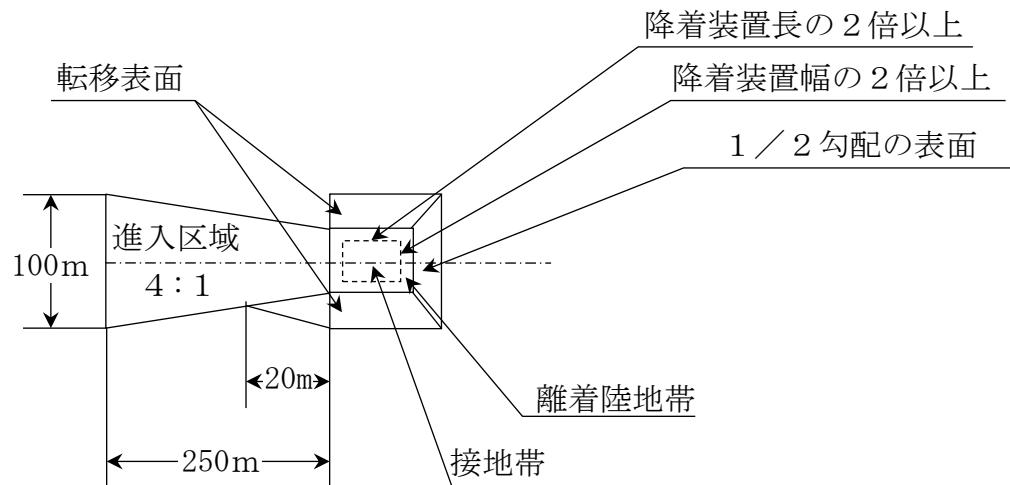


③ 転移表面断面図

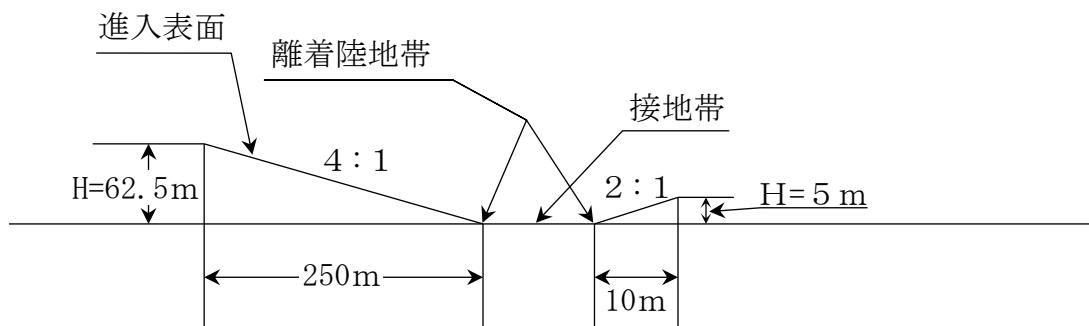


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

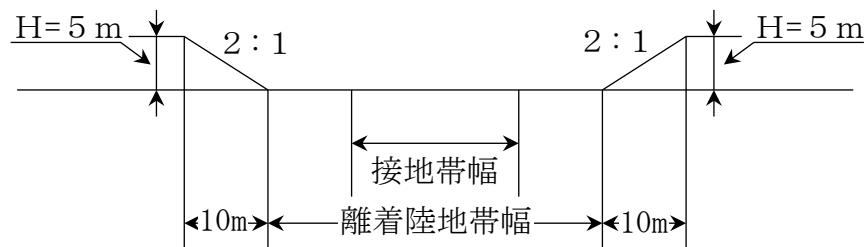
① 平面図



② 進入表面断面図



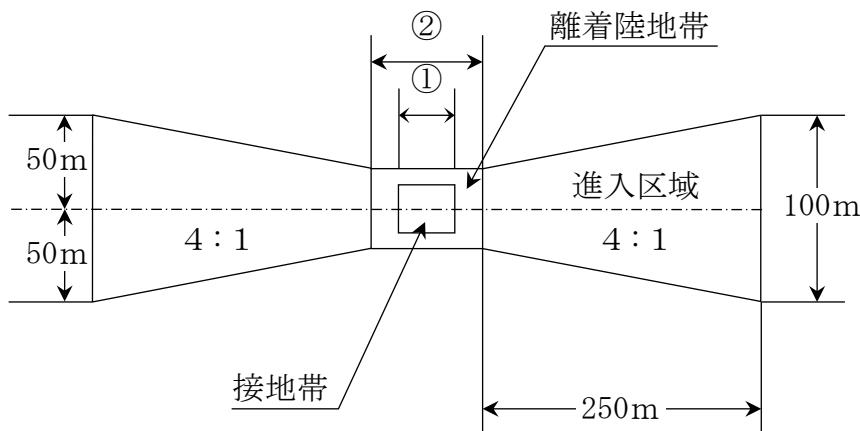
③ 転移表面断面図



本編 卷末資料

(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図



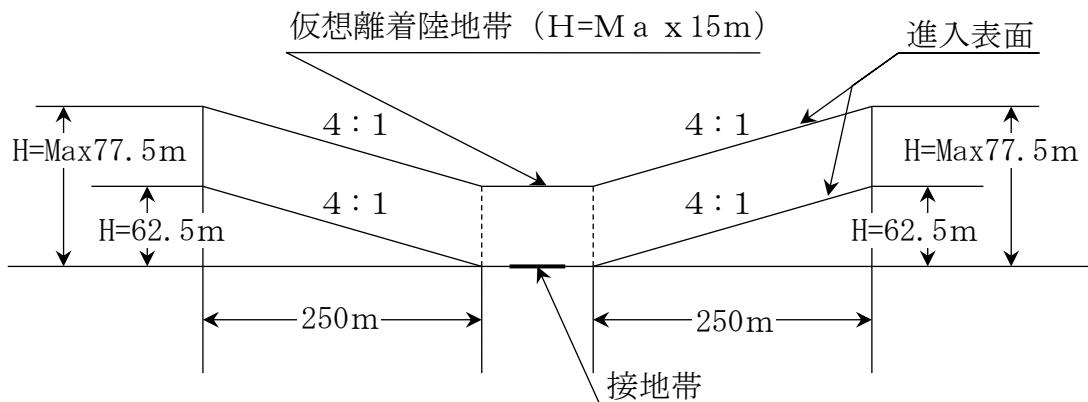
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

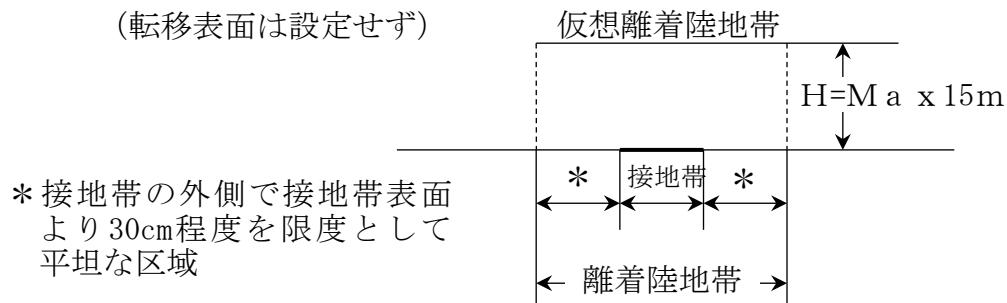
* 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



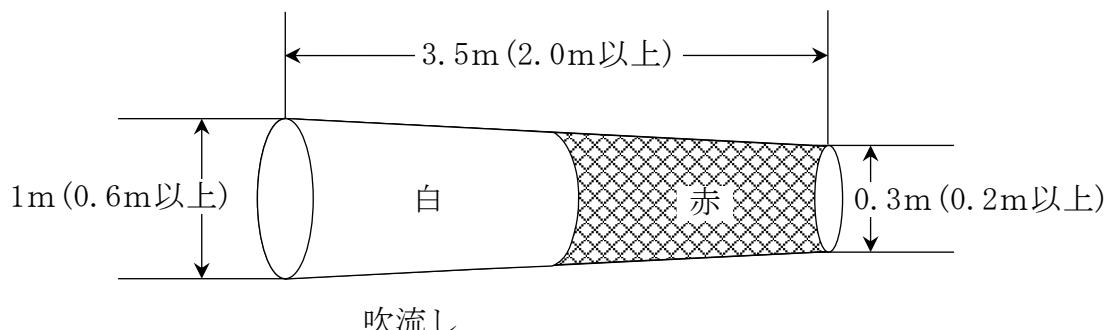
③ 転移表面断面図



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

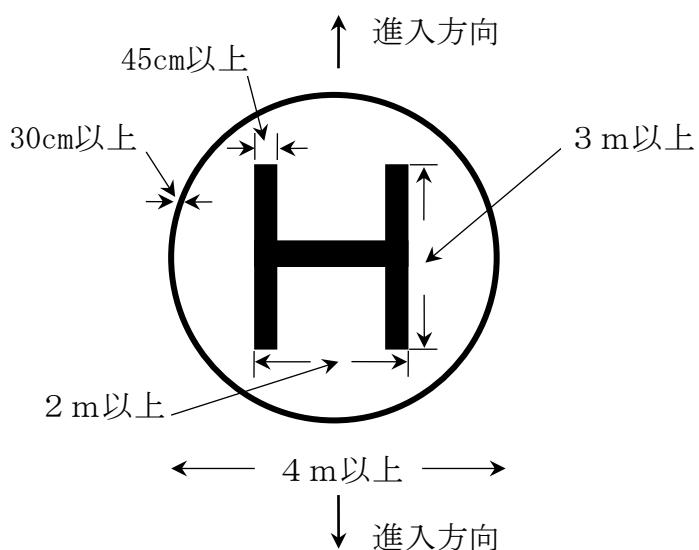


※ () 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

3 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



4 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

【応急7節】別表 消防応援一覧

1 消防相互応援市町村

(令和4年12月31日現在)

相互応援協定名	応援協定締結団体名	応援協定締結年月日	締結方法	応援協定の内容
宮古、下閉伊地区消防応援協定	宮古市、山田町、田野畑村、普代村	昭和41. 9. 19	文書	火災に関するもの
相互応援協定	久慈市	昭和38. 7. 20	文書	火災に関するもの・風水害に関するもの・その他
相互応援協定	野田村	昭和38. 7. 20	文書	火災に関するもの・風水害に関するもの

2 緊急消防援助隊岩手県大隊登録状況

(岩手県地域防災計画 2022)

消防本部名		統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊(毒劇物)	特殊装備小隊	合計	
											小 隊 数	重複除く
第1ブロック	盛岡地区	1	1	7	1	4	4	1	1	3	23	22
	奥州金ヶ崎			4	1	3	2			1	11	11
	花巻市			4		2	2				8	8
	北上地区			2	2	2	1				7	7
	小計	1	1	17	4	11	9	1	1	4	49	48
第2ブロック	一関市		1	6	1	2	2				12	12
	大船渡地区			2	1	1	1				5	5
	遠野市			1		1					2	2
	陸前高田市			1		1					2	2
	小計		1	10	2	5	3				21	21
第3ブロック	宮古地区			4	1	3	1				9	9
	釜石大槌地区			3		1	2			1	7	7
	久慈広域			4		2	2				8	8
	二戸地区			4		1					5	5
	小計			15	1	7	5			1	29	29
岩手県							1				1	1
県航空隊(航空小隊)											1	1
岩手県合計		1	2	42	7	23	18	1	1	5	100	99

【応急 10 節】別表 災害派遣部隊一覧

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

【応急13節】別表 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額、期間等一覧

(令和2年5月、災害救助事務取扱要領改訂)

救助の種類	対象者	費用の限度額等	期間	対象経費等
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けけるおそれのある者	1人 1日当たり330円以内	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
福祉避難所の設置	上記のうち、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上記に加えて右欄対象経費の通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内	上記に加えて、次の費用などを加算できる。 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗品器材費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者 (半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議))	1戸当たり平均6,285,000円以内 住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえて、実施主体が地域の実情や世帯構成等に応じて設定 (プレハブ業界において、単身用(6坪)、小家族用(9坪)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する) 集会施設を、おおむね50戸に1施設設置可 (50戸未満でも小規模な集会施設の設置可)	災害発生の日から20日以内 着工	①救助期間は、完成の日から最長2年。「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能 ②建設型応急仮設住宅のほか、民間賃貸住宅の借り上げによる「賃貸型応急仮設住宅」も対象
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者、住宅に被害を受け又は災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり1,180円以内(1人平均かつ3食分)	災害発生の日から7日以内	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者		災害発生の日から7日以内	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費

本編 卷末資料

被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住宅が全半壊、全半焼流失、床上浸水により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	以下の表のとおり 住宅の被害の程度、 被災時期（夏・冬） 、世帯人数によって 基準額が異なる	災害発生の日 から10日以内	①被服、寝具及び身の 回り 品			
				②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料			
単位：円							
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
全 壊 焼 失 流	夏季	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半 壊 焼 床上浸水	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
夏季=4月1日～9月30日、冬季=10月1日～翌年3月31日 災害発生の日をもって決定							
医療及び助産【医療】	災害により医療の途を失った者あくまでも応急的な処置である	医療の実施は、救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。 医療の範囲は、①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	災害発生の日 から14日以内	①救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 ②病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 ③施術者 協定料金の額以内			
医療及び助産【助産】	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者 出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む	助産の実施は、救護班によつて行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない 助産の範囲は、①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	災害発生の日 から7日以内	①救護班 使用した衛生材料費等の実費 ②助産師 慣行料金の100分の80以内の額			
被災者の救出	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助する者		災害発生の日 から3日（72時間）以内（死体の捜索の場合は10日以内） 通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費			

本編 卷末資料

住宅の応急修理 「半壊・大規模半壊」	①災害のため住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり655,000円以内（1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額）	災害発生の日から1か月以内に完了	「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない
住宅の応急修理 「準半壊」	災害のため住宅が半壊に準じる程度の損傷（住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、損害割合が10%以上20%未満のもの）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり318,000円以内	災害発生の日から1か月以内に完了	
学用品の給与	灾害により住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童4,700円以内 中学校生徒5,000円以内 高等学校等生徒5,500円以内	災害発生の日から ①教科書、教材 1か月以内 ②文房具、通学用品及び その他の学用品15日以内	①教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書図鑑等 ②文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③通学用品 傘、靴、長靴等 ④その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアニカ、工作用具裁縫用具等

本編 卷末資料

埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る	災害発生の日から10日以内	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱
死体の搜索・処理	災害の際死亡した者を対象に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする者 通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時 通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体当たり5,400円以内 ※ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	①死体の一時保存について、既存施設利用の場合は、借上料。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ②検案について、救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1世帯当たり138,300円以内 対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない	災害発生の日から10日以内	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 (雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合にも対象となる)

【応急 14 節】別表 1 避難情報の発令に使用する信号の種類及び内容

災害の種類	種類及び内容					備考	
	鐘音	サイレン					
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	近火信号をもって避難信号とする
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	水防法に基づく避難信号
津波注意報	(3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒 △	2秒 △	10秒 △	2秒 △	10秒 △	予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報標識をもって避難信号とする。
	(2点) ○-○ ○-○	5秒 △	6秒 △	5秒 △	6秒 △	5秒 △	
	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	

【応急 14 節】別表 1 広域避難法令に基づく報告又は通知義務

(県内広域避難)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元町本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項
		協議元町本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 5 項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項

(県外広域避難)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元町本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 9 項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 12 項

本編 卷末資料

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(他都道府県からの広域避難の受け入れ)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項 災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

【応急 14 節】別表 2 広域一時滞在法令に基づく報告又は通知義務

(県内広域一時滞在)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元町本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項
	協議元町本部長		災害対策基本法第 86 条の 8 第 5 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項

(県外広域一時滞在)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元町本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 12 項

本編 卷末資料

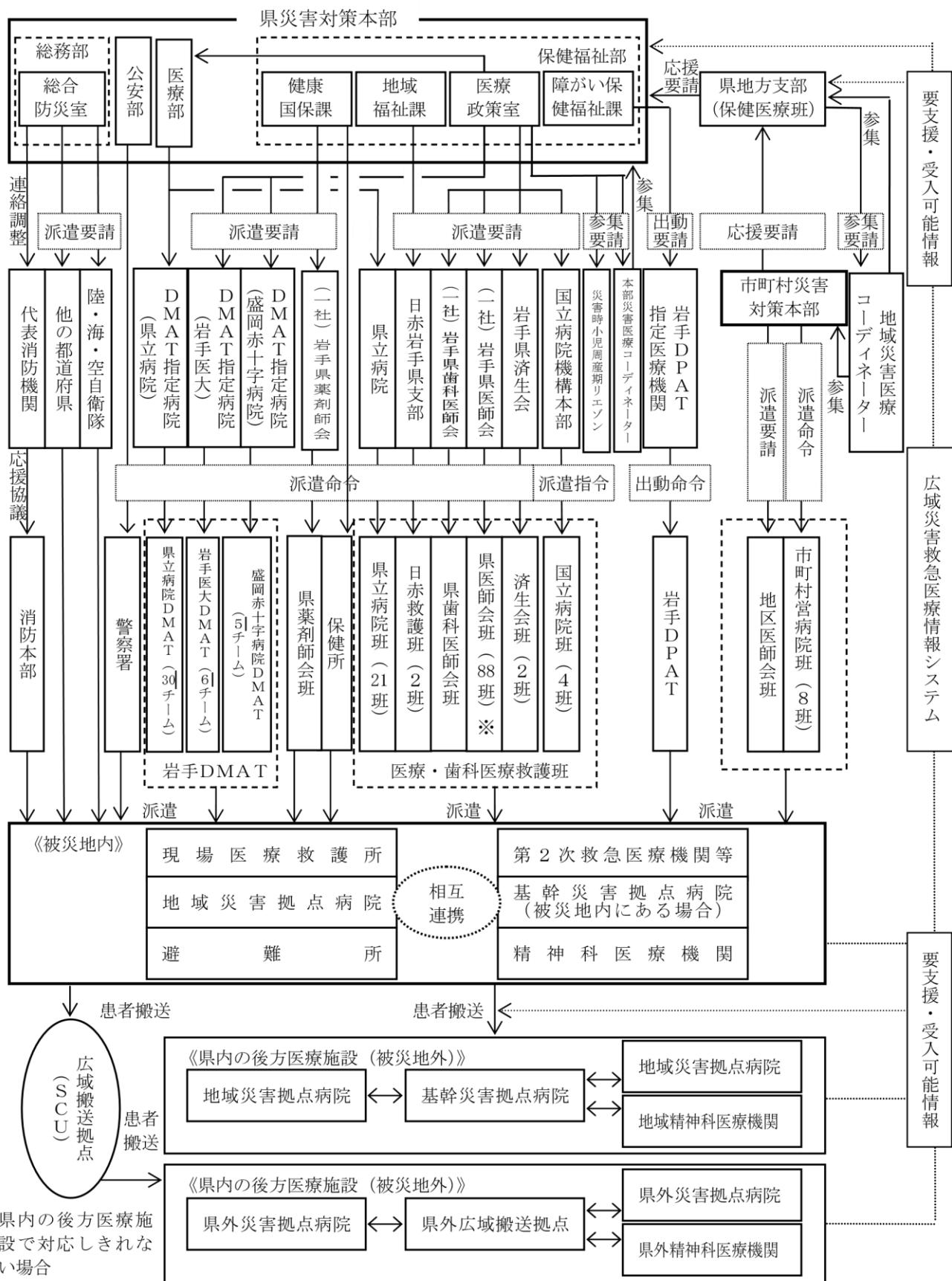
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(他都道府県広域一時滞在の受入れ)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

【応急 15 節】別図 医療・保健活動の情報連絡系統図

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



【応急 16 節】様式 1 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年月日 時現在 岩泉町

被 告 别 世帯構成員別	一 人 世	二 人 世	三 人 世	四 人 世	五 人 世	六 人 世	七 人 世	八 人 世	九 人 世	十 人 世	計	小 学	中 学
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	學	學
全 壞 (燃)													
流 失													
半 壞 (燃)													
床 上 浸 水													

【応急 16 節】様式 2 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

(全壙 (燃)、流失世帯分と半壹 (燃)、床上浸水) 世帯分

岩泉

町

品名	単 価	世帯区分	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				3人 (基準額) 円				計				備 考
			数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
毛布																			(略)
布団																			
肌着 (上下)																			
(略)																			
計																			

(注) 1 本表は、全壙 (燃)、流失世帯分と半壹 (燃)、床上浸水世帯に分けて作成すること。

2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

【応急 16 節】様式 3 災害救助用物資引渡書

災 害 救 助 用 物 資 引 渡 書																				
引継者機関名			職氏名																	
引受者機関名			職氏名																	
救助用物資を次のとおり引き継ぎました。																				
記																				
1	引継日時																			
2	引継場所																			
3	引継物資 次表のとおり	(車両番号)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物資名</th> <th>単位</th> <th>輸送数量</th> <th>引継数量</th> <th>差引不足数</th> <th>不足を生じた理由</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由								
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由															
(注) 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。																				

【応急 17 節】別表 1 上水道施設の概況

(資料：上下水道課 令和 4 年 4 月 1 日現在)

名称	給水戸数	給水能力	給水区域	水 源	給水方法	代表者
上水道	3,506 件	1 日最大 6,044 m ³	11 区域	湧水 2 伏流水 2 表流水 8 浅井戸 1	自然流下 他	岩泉町長

【応急 17 節】別表 2 上水道施設の配備要員

名 称	水道施設の要員					備 考
	平常		警戒配備		非常配備	
	町職員	町職員	動員	町職員	動員	
上水道	8	11	11	22	33	1 警戒配備は警戒水位に達したとき、又は異常現象の発生があるとき配備につく 2 非常配備は非常事態又は、異常現象の発生のため、水道施設に重大なる支障を及ぼす場合

【応急 18 節】様式 応急仮設住宅入居者選定調査表

応急仮設住宅入居者選定調査書

罹災前住所				世帯主			
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	所得額	固定資産税	摘要	
	本人						
罹災前の資産の内容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地	m ²	円	住宅	m ²	円	建物を損壊
	田	ha	円	非住宅	m ²	円	した部分は
	畠	ha	円	その他		円	朱書きする
	山林	ha	円	計		円	こと。
罹災後の収入の見通し	(具体的に)						
今後の住宅確保の見通し	(具体的に)						
町長の意見及び順位 年 月 日 岩泉町長 印							
地方振興局保健(総務)福祉部長の意見及び順位 年 月 日 地方振興局保健(総務)福祉部長名							

【応急 20 節】別表 災害廃棄物仮置場一覧

番号	場所	摘要	番号	場所	摘要
1	岩泉小学校		16	釜津田小学校	
2	岩泉中学校		17	浅内児童公園	
3	いずみ公園		18	旧小本小学校	
4	岩泉球場		19	旧小本中学校	
5	旧二升石小学校		20	小本小学校旧大牛内分校	
6	月出森山公民館		21	旧安家小学校	
7	小川公園		22	旧安家中学校	
8	小川中学校		23	旧大平小中学校	
9	小川小学校	旧門小学校	24	有芸小学校	
10	旧小川小学校		25	柄の木・皆の川ふれあいセンター	
11	旧中沢小学校				
12	旧国見小学校				
13	大川小学校				
14	旧大川中学校				
15	釜津田中学校				

【応急 21 節】別表 町本部捜索班編成表

区分	班長	副班長	班員
統括捜索班	消防団長	消防副団長	所属職員及び団員
第 1 捜索班	第 1 分団長	第 1 副分団長	
第 2 捜索班	第 2 分団長	第 2 副分団長	
第 3 捜索班	第 3 分団長	第 3 副分団長	
第 4 捜索班	第 4 分団長	第 4 副分団長	
第 5 捜索班	第 5 分団長	第 5 副分団長	
第 6 捜索班	第 6 分団長	第 6 副分団長	
第 7 捜索班	第 7 分団長	第 7 副分団長	
第 8 捜索班	第 8 分団長	第 8 副分団長	

(ア) 統括捜索班長は、災害の状況により「捜索班編成表」に基づき必要な捜索班の出動を命ずるものとし、命ぜられた捜索班は、おおむね次の基準により分隊を編成して捜索に当たる。

(イ) 編成基準

分隊長 消防団分団の部長
隊員 所属職員及び消防団員

本編 卷末資料

【応急 23 節】様式 1 町立小・中学校児童生徒被害状況報告書

町立小・中学校児童生徒被害状況報告書

学校名

年 月 日

被害区分	学年	児童生徒氏名	備考
(略)			

【応急 23 節】様式 2 学校別教科書及び文房具等配給計画表

学校別教科書及び文房具等配給計画表

学校名

年 月 日

学年	組	児童生徒氏名	教科書					文 房 具								通学用品						
			国語	社会	算数	理科	その他	ノート	鉛筆	消ゴム	クレヨン	絵具	画筆	画用紙	下敷	定規	その他	運動靴	傘	カバン	ゴム	長靴
(略)																						

【復旧2節】別表1 災害弔慰金等の概要

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
災害見舞金	災害救助法が適用されない小災害による罹災者	全壊世帯 最大10万円 半壊・床上浸水世帯 最大5万円	

【復旧2節】別表2 被災者生活再建支援金の概要

《複数世帯の場合》 (単位：万円)

被災世帯の区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《単数世帯の場合》 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【復旧2節】別表3 災害復興住宅資金の概要

(令和5年2月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に對し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨のり災證明書の発行を受けた場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 土地取得あり 3,700万円 2 土地取得なし 2,700万円 ※被災親族同居の場合 +640万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 35年内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨のり災證明書の発行を受けた場合		1 購入資金 3,700万円 ※被災親族同居の場合 +640万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 35年内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
3 補修等資金 住宅に被害が生じた旨のり災證明書の交付を受けた場合		1 補修資金 1,200万円	1 据置期間 1年以内（この期間返済期間を延長する） 2 返済期間 20年内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

【復旧2節】別表4 生活福祉資金の概要

(平成27年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)	福祉資金福祉費 (災害援護資金)	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要(ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。) 4 利子 連帯保証人有り:無 連帯保証人無し:年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還 又は月賦償還(ただし繰上償還可能。) 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費 (住宅改修費)	1世帯 250万円以内	

【復旧2節】別表5 災害援護資金の概要

(平成27年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) 3 貸付 利率年3%(据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

【復旧2節】様式1 権災証明書

【居住者用】

罹 災 証 明 書

第 号
年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項	被災者区分：居住者 世帯構成：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建資金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岩泉町長

【所有者用】

罹 災 証 明 書

第 号
年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項	被災者区分：所有者

罹災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項	

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岩泉町長

【復旧2節】様式2 被災届出証明

第 号

年 月 日

岩泉町長 様

住 所 岩泉町 字 番

申請人 電 話

氏 名 ㊞

被 災 届 出 証 明 願

下記のとおり被災の状況を届け出たことを証明願います

記

被災日時	午前	
	年 月 日	時 分頃
被災場所	午後	
	岩泉町 字 番	
被災物件	建 物 ・ 内 容 物 ・ 林 野 ・ 車 両 ・ 船 舶 ・ そ の 他 ()	
申請人と被災対象物との関係	所 有 者 ・ 管 理 者 ・ 占 有 者 ・ 担 保 権 者 ・ そ の 他 ()	
被害内容		
添付書類	被災状況の写真(別添のとおり)	

上記のとおり被災の届出を受理したことを証明する。

年 月 日

岩 泉 町 長

地震・津波災害対策編

空

第1章 総 則

第1節 地震・津波災害対策編の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互協力して地震及び津波災害に対する防災に万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めるものである。

また、本編は、町における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震に対応できる防災体制の構築を図るために定めるものである。

更に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に対する地震防災上重要な事項を定めるものである。

第2節 地震・津波災害対策編の性格

本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「岩泉町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、町防災会議が作成するものである。

本編は、地震・津波災害対策として特記されるべき事項を定めるものであり、共通する事項については本計画・本編の定めるところによる。

第3節 地震、津波の想定の基本的な考え方

第1 地震、津波の想定の基本的な考え方

- 1 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震がもたらした被害は、従前の被害想定をはるかに超える規模となったところであり、このことを踏まえ、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、「多重防災型」の総合的な防災対策を講じる必要がある。
- 2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、大きな揺れとともに巨大な津波が発生したが、津波地震が単独で起きた場合には、大きな揺れを伴わず、住民が避難の意識を喚起されない状態で突然津波が押し寄せる可能性があることから、津波地震や遠地地震及び海外での大規模な噴火を伴う津波を想定した避難に関する対策も検討する。

第2 想定する地震・津波の考え方

1 想定地震

本町に影響を及ぼすおそれのある内陸直下地震及び海溝型地震を対象に、過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

2 想定津波

次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対する防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災意識の醸成を図る。
なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
- 2 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」との主体的な姿勢の本に、自主的な防災活動を展開することを支援するため、自主防災組織の育成、強化を促す。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

[本編・第2章・第1節・第2・1 参照]

2 職員に対する防災教育

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適切な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を定期的に開催し、又は関係機関が開催する講習会等に職員を参加させ、その他防災関係資料を配布して、防災知識の普及、防災リーダーの育成及び防災士の取得促進を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 震災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認
 - キ 過去の災害対応の教訓（東日本大震災など）

3 住民に対する防災知識の普及

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ 広報誌の活用
 - ウ 起震車等の利活用による災害の疑似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の利活用による上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する支援

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的知識
- イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得
 - (ア) 避難場所、避難道路等を確認する。
 - (イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー及び歯ブラシ等の口腔衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - (ウ) 災害時の対処方法を検討する。
 - (エ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (オ) 災害時の家族間での連絡方法や避難の仕方を決めておく。

(3) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地方公共団体等の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

[本編・第2章・第1節・第2・4 参照]

5 防災文化の継承

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、東日本大震災などの過去の地震・津波災害の経験や教訓を記録・保管して定期的に確認するとともに、次世代の職員等に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に生かすことにより、職員の災害対応力や地域防災力の向上を図る。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町（危機管理課）及び防災関係機関は、各種資料の活用等に努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 國際的な情報発信

町（危機管理課）及び防災関係機関は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第3 津波防災マップの作成

町（危機管理課）は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定区域に基づく、津波防災マップを作成し、住民に対し、避難対象区域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

第4 自主防災組織等の育成

[本編・第1章・第1節・第3 参照]

第5 防災施設・資機材等の整備及び防災知識の普及計画

[本編・第2章・第1節・第4 参照]

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種訓練を実施する。

第2 訓練の実施方法

[本編・第2章・第2節・第2 参照]

第3 訓練の企画実施に当たって留意すべき事項

[本編・第2章・第2節・第3 参照]

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第4 各訓練項目において留意すべき事項

町（危機管理課、消防防災課、町民課、健康推進課、地域整備課、上下水道課、教育委員会）は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

（1）通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。

（2）職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施する。

（3）消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施する。

（4）避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、住民の津波避難訓練を実施する。

（5）津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施する。

なお、海面監視にあたっては、安全な高台から行うものとする。

（6）救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施する。

（7）施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

第3節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、津波流失対策及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

[本編・第2章・第4節・第2参照]

第4節 避難計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震による津波、火災等から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難確保計画を作成し、避難確保に必要な手段、体制等の整備を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

[本編・第2章・第5節・第2・1参照]

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難確保計画

[本編・第2章・第5節・第2・2参照]

3 津波避難計画

(1) 町（危機管理課）は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議の上、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。

ア 津波浸水想定区域（当該区域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、町民の避難を軸とした避難計画となるよう配慮する。）

イ 避難対象地域

ウ 避難困難地域

エ 避難場所等、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）

オ 津波警報等の情報収集・伝達

キ 避難指示の発令

ク 津波防災教育・啓発

ケ 津波避難訓練の実施

コ その他の留意点

(2) 町（危機管理課）は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。

ア 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえること。

イ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。

(3) 避難対象地域の住民は、町の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、県及び町が一体となって支援する。

4 広域避難及び広域一時滞在

[本編・第2章・第5節・第2・3参照]

第3 避難場所等の指定及び整備

[本編・第2章・第5節・第3 参照]

第4 指定避難所の運営体制等の整備

[本編・第2章・第5節・第4 参照]

第5 避難に関する広報

[本編・第2章・第5節・第5 参照]

第6 避難訓練の実施

[本編・第2章・第5節・第6 参照]

第7 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置の周知（危機管理課）

(1) 津波に対する正しい知識を身につける。

ア 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。

イ 津波は、引き潮で始まるとは限らない。

ウ 津波は、繰り返し来襲する。

エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。

オ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

カ 地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することもありうる。

(2) 日頃から、津波に対する備えを怠らない。

ア 避難場所、避難道路等を確認する。

イ 飲料水、食料、貴重品、ラジオ、懐中電灯及び歯ブラシ等の口腔衛生用品等非常持出品を準備する。

ウ いざというときの対処方法を検討する。

エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。

オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

(3) 次の場合は、直ちに海辺から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

ア 強い地震を感じたとき。

イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたとき。

(4) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。

- (5) 避難指示に従って行動する。
- (6) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、気をゆるめない。

2 船舶の予防措置の周知（農林水産課）

- (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたとき
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたとき
- (2) 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。
 - ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域へ避難する。
 - イ 大型船、中型船は港外退避する。港外退避が困難な場合は、状況に応じて構内避泊、係留避泊、陸上避難などの措置をとる。
- (3) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- (4) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、気を緩めない。

第5節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

第2 町（危機管理課、経済観光交流課）の役割

[本編 第2章 第8節の 第2 参照]

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

[本編 第2章 8節の 第3・1 参照]

2 事業所の役割

[本編 第2章 8節の 第3・2 参照]

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難情報の発令のマニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

[本編・第2章・第6節・第2 参照]

第3 避難行動要支援者避難支援計画の作成 [本編・第2章・第6節・第3 参照]

第4 避難行動要支援者の実態把握及び避難支援プラン（個別計画）の作成

[本編・第2章・第6節・第4 参照]

第5 災害情報等の伝達体制の整備

[本編・第2章・第6節・第5 参照]

第6 避難誘導

[本編・第2章・第6節・第6 参照]

第7 避難生活支援

[本編・第2章・第6節・第7 参照]

第8 社会福祉施設等の安全確保対策

[本編・第2章・第6節・第8 参照]

第9 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

[本編・第2章・第6節・第9 参照]

第10 外国人の安全確保対策について

[本編・第2章・第6節・第10 参照]

第7節 孤立対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保状況等から孤立が想定される地域をあらかじめカーネル化し、最新の状況を随時把握するなど孤立計画に努める。

第2 孤立化想定地域対策の推進

[本編・第2章・第7節・第2 参照]

第8節 災害応急施設等整備計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、災害応急施設及び災害対策用資機材等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 災害応急施設等の機能強化

[本編・第2章・第9節・第2 参照]

第3 公共施設等の整備及び耐震化

県及び町（地域整備課）は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等の公共土木施設を町未来づくりプラン等に基づいて整備し、その耐震性の確保に努める。

その他、本編・第2章・第9節・第3による。

第4 消防施設の整備

[本編・第2章・第9節・第4 参照]

第5 災害対策用資機材等の整備

[本編・第2章・第9節・第5 参照]

第9節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

地震・津波による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、津波による流失の防止、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、点検巡視等の安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、地震・津波による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備を図るとともに、電気工作物の点検巡視、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備 (水力、地熱)	(1) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 (2) 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 (3) その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その他、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 (4) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。	
送電 設備	架空電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中電線路	(1) 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 洞路については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 (3) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		(1) 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電 設備	架空配電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

[本編・第2章・第11節・第2・2 参照]

3 災害対策用資機材の確保等

[本編・第2章・第11節・第2・3 参照]

4 ヘリコプターの活用

[本編・第2章・第11節・第2・4 参照]

第3 ガス施設

ガス事業者は、地震・津波によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する安全器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備（耐震性の向上）

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施行するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	ア 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管とする。 イ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管への切替えを行う。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

[本編・第2章・第11節・第3・2 参照]

3 防災広報活動

[本編・第2章・第11節・第3・3 参照]

第4 上下水道施設（上下水道課）

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震・津波による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

（1）施設の耐震性の向上

水道事業者は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	ア 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送・配水施設	ア 送・配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

	イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、布設替え等の改良を行う。
--	---

(2) 給水体制の整備

[本編・第2章・第11節・第4・1・(2) 参照]

2 下水道施設

[本編・第2章・第11節・第4・2 参照]

第5 電気通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上及び津波流失対策

ア 電気通信施設及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の耐震、耐火及び耐水構造化などを実施する。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、伝送路の多ルート化などの通信網の整備を行う。

(2) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(3) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡回点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡回）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針

津波災害の防止、軽減を図るため、水門等の施設の維持管理に努めるとともに、防災施設の整備を促進する。

第2 区域指定、保全施設の現況

[本編・第2章・第14節・第2 参照]

第3 津波災害予防対策

[本編・第2章・第14節・第3 参照]

第11節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の土砂災害を予防するため、危険箇所の災害防止対策を推進する。

第2 土砂災害危険箇所及び防止施設の現況

[本編・第2章・第15節・第2 参照]

第3 土地崩壊災害予防対策事業

1 地すべり防止対策事業

県は、地すべり防止事業を推進するとともに、未着手箇所については、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。

2 土石流対策事業

県は、国の大規模土木構造物等整備計画等に基づき、土石流対策事業を推進する。事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流を重点的に、砂防工事（えん堤工、渓流保全工等）を進める。

3 山地災害予防事業

県は、山地災害危険地区について、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

また、山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

県は、社会資本総合整備計画等に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や指定避難所がある箇所等、緊急性の

高い箇所を重点とする。また、がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第12節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を阻止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

[本編 第2章・第16節・第2 参照]

第3 消防力の充実強化

町（消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、大震災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

(1) 災害警防計画

消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒体制等を定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。

(4) 特殊建築物の防御計画

建物の構造、様態、規模から判断して、火災が発生した場合に延焼し、人命救助が見込まれる建築物等について定める。

(5) 危険物の防御計画

爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、施設等について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関（消防署）をはじめ防災関係機関相互の協力のもと、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの配備増強

災害時の道路損壊等による交通障害下においても同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの配備の増強を図る。

ウ 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリポートその他ヘリコプターの離着陸場の確保及び適正な配置に努める。

第13節 建造物等災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震による町内の被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進等を推進することにより、防災化を図る。
- 2 地震による道路施設、鉄道施設及び港湾施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。
- 3 危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設の防災対策や災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 建造物等災害予防の推進

1 建築物の耐震性向上の促進（地域整備課）

(1) 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

学校、診療所、庁舎等の防災上重要な建築物については、大災害発生時における避難及び救急救助活動の拠点建造物として耐震性の向上を図り、積極的にその機能を確保するよう努める。

また、防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

その他防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(2) 家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により町民への啓発、普及を図る。

(3) 地震保険への加入促進

地震保険は、地震等により被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、その制度の普及や加入促進に努める。

(4) 関係団体との協力

(社)岩手県建築士会岩泉支部等の建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行う。

2 一般建築物の耐震性向上の促進等（県）

(1) 一般建築物の耐震性確保

新規に建設される建築物については、耐震性を確保するため、関係団体等に対して、設計、工法、監理についての指導を行う。

(2) 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及

び避難場所周辺については点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、改修指導を行う。

(3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検・補強を指導する。

3 建築物の不燃化の促進

[本編 第2章・第10節・第3・1 参照]

4 市街地開発事業の推進

[本編 第2章・第10節・第5 参照]

第3 交通施設等災害予防事業

1 道路施設（各道路管理者）

(1) 道路の整備

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、必要な道路についてはその対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

ア 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、必要な箇所については落橋防止装置等の耐震補強を実施する。

イ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

(3) トンネルの整備

震災時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要なトンネルについては、補強工事を実施する。

2 鉄道施設（鉄道事業者）

(1) 鉄道施設の耐震性の向上

橋梁、木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 防災施設・設備の整備

ア 気象情報の収集伝達、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信設備、警報装置等を整備する。

イ 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。

ウ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

震災発生後の早期復旧を期すため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力体制

- イ 復旧用資機材の配置及び整備
- ウ 列車及び旅客等の避難誘導等の事前広報
- エ 消防及び救護体制

3 港湾施設（港湾管理者）

輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープ
ンスペース等を備えた防災拠点の整備の促進を図る。

4 石油類等危険物

（1）保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関（消防署）と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

（2）指導の強化

ア 消防機関（消防署）は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震化の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

イ 消防機関（消防署）は、危険物の設置に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法及び安全管理
- ③ 危険物施設の所有者、危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- ④ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置

（3）屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

ア 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

イ 不等沈下の著しいタンクの措置

（ア）消防機関（消防署）は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

（イ）消防機関（消防署）は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

ウ 敷地外流出防止措置

消防機関（消防署）は、危険物の流出事故が発生した場合に敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

5 自衛消防組織の強化措置

（1）危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、地震時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、実効性のある自衛消防力の確立を図る。

第14節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第2章・第20節・第2 参照]

第3 防災ボランティアの育成、受入れ等

[本編・第2章・第20節・第3 参照]

第15節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上を支援する。
- 3 町は、災害時にあっても重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

[本編・第2章・第21節・第2 参照]

第3 企業等の防災活動の推進

[本編・第2章・第21節・第3 参照]

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生する可能性も考慮し、各職員等が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、災害時には連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を密にし、応援協力体制の強化を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を求める。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置されたときは、情報の収集・連絡・調整のための要員の再配置など、必要な調整を行う。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、北海道から東北に至る広範な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接市町村からの応援を求めるることは困難であることから、県や他の市町村と協議し、広域的な災害対応体制の構築に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第2 町の活動体制

1 活動体制の構築

町本部長（統括・対策班）は、町の地域に地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩泉町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害警戒本部

災害警戒本部は、【資料編】資料4「岩泉町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

- ア 岩手県に津波注意報が発表された場合
- イ 町内で震度4を観測した場合

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2・(2) 参照】

(3) 本部員等の事務

【本編・第3章・第1節・第2・2・(3) 参照】

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

課	支所	担当内容
危機管理課	各支所	1 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 2 潮位情報の収集 3 災害情報の収集
税務出納課	各支所	住家への浸水被害情報の収集
町民課	各支所	人的被害情報の収集
健康推進課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	各支所	農業、林業及び水産業被害情報の収集
地域整備課	各支所	1 都市施設被害情報の収集 2 公共土木施設被害情報の収集 3 交通規制情報の収集
上下水道課	各支所	上下水道施設の被害情報の収集
教育委員会事務局	各支所	学校教育、社会教育施設等の被害情報の収集
消防防災課	各支所	1 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 2 潮位情報の収集 3 災害情報の収集 4 消防団の招集、配置及び運用

(5) 廃止基準等

ア 災害警戒本部は、津波注意報が解除された場合において、町本部長が、災害発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

第3 災害対策本部

【本編・第3章・第1節・第2・3 参照】

第4 災害対策本部等の設置及び廃止通知

【本編・第3章・第1節・第2・4 参照】

第5 職員の動員配備体制

【本編・第3章・第1節・第3 参照】

第6 防災関係機関の活動体制

[本編・第3章・第1節・第4 参照]

(1) 各部の分掌事務

[本編・第3章・第1節・別表2・(1)参照]

(2) 活動項目

区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整 (1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する気象予報・警報の迅速な伝達 (3) 県地方支部、町地区支部その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検 (1) 災害対策用物資及び機材の点検 (2) 医薬品及び医療資機材の点検 (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検
	3 避難情報の発令等準備 避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備 (1) 本部員会議の設置 (2) 地区支部に対する本部の対策動向の連絡 (3) 保健部救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底 (1) 本部及び各地区支部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 (2) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (3) 報道機関との連絡調整 (4) 災害応急対策用車両、船舶等の確保 (5) 各部及び地区支部の配備状況の把握 (6) 地区支部に対する管内地区的被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報収集連絡活動 (1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 地震及び津波に関する情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催 (1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の伝達
	3 災害広報 (1) 報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の収集

4 公安警備対策 (警察署)	(1) 避難指示発令及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
5 避難対策	(1) 避難指示の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 指定避難所の設置、運営
6 自衛隊災害救援活動	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の搜索、救助 (3) 給食給水活動
7 国及び県等に対する応援要請	(1) 被災者の搜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入態勢の整備
9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) ヘリポート施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
13 食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀の調達あっせん (2) 乾パン等の調達あっせん (3) 副食物等の調達あっせん
14 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
15 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保

16 感染症予防対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん
17 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施
18 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病害虫防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
19 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 浸水対策の実施 (5) 土砂災害危険箇所における災害防止対策の実施
20 県・国等への陳情要望対策	(1) 県・国等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県・国の動向把握及びその対策
21 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
22 被災者に対する生活支援	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付 (9) 家屋等被害調査 (10) 災証明、被災届出証明に関すること

第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を住民、防災関係機関に確実に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	津波警報等の周知
県本部長	津波警報等の市町村等に対する伝達

第3 実施要領

1 津波警報等の種類及び伝達

（1）津波警報等の種類

ア 地震動の警報及び地震情報の種類

地震動の警報及び地震情報の種類は、本編【巻末】別表・オ「地震動の警報及び地震情報の種類」のとおりである。

イ 津波警報等の種類

津波警報等の種類は本編【巻末】別表・カ「津波警報等の種類」のとおりである。

（2）伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報の区分	発表機関	伝達系統（本編【巻末】に掲載）
津波警報等	気象庁	津波警報等伝達系統図（別図2）のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁 盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図3）のとおり。

（3）伝達機関等の責務

ア 津波警報・注意報等の発表機関及び伝達機関は、津波警報・注意報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図る。

イ 津波警報・注意報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 津波警報・注意報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波警報・注意報等の受信、伝達等が確実にできるよう、通信手段の複数化に努める。

（4）町の措置

ア 津波警報等を受領した場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当課	通 知 先
(ア) 津波警報・注意報 (イ) 津波に関する情報	危機管理課、消防防災課 ※災害警戒本部又は災害対策本部の設置時は、統括・対策班、防災情報・通信班が対応	① 小本支所、岩泉消防署及び岩泉警察署 ② 所管事務の執行上、津波予報等を必要とする課長等 ③ 小本地区の住民 ④ 小本浜漁業協同組合（津波の場合）

イ 夜間、休日及び勤務時間外等における津波警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除き、本庁の当直員及び消防防災課員が行うものとし、津波警報等の発表を受領した本庁の当直員は、関係する職員に電話により通知する。

ウ 津波注意報以上（町内の震度4以上の地震含む）の発表があった場合は、直ちに、消防防災課において防災行政無線で津波浸水想定区域（小本）の住民に対して避難指示の発令伝達を行い、体制が整いしだい危機管理課で対応する。

エ 津波警報等の通知又は通報は、原則として電話及び岩泉町防災行政無線により行う。

オ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地区支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握に努める。

カ 津波警報等の広報は、おおむね次の方法による。

① 防災行政無線	② 電話（IP告知端末機器）
③ 携帯端末の緊急速報メール機能	④ 防災メール
⑤ ソーシャルメディア	⑥ 広報車
⑦ サイレン及び警鐘	⑧ 自主防災組織等の広報活動

（5）防災関係機関の措置

ア 小本浜漁業協同組合

津波警報等の連絡を受けた場合は、航行中及び入港中の船舶並びに港湾及び海岸での操業者等（釣り人等含む。）に周知する。

イ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

（1）異常現象発見者の通報義務

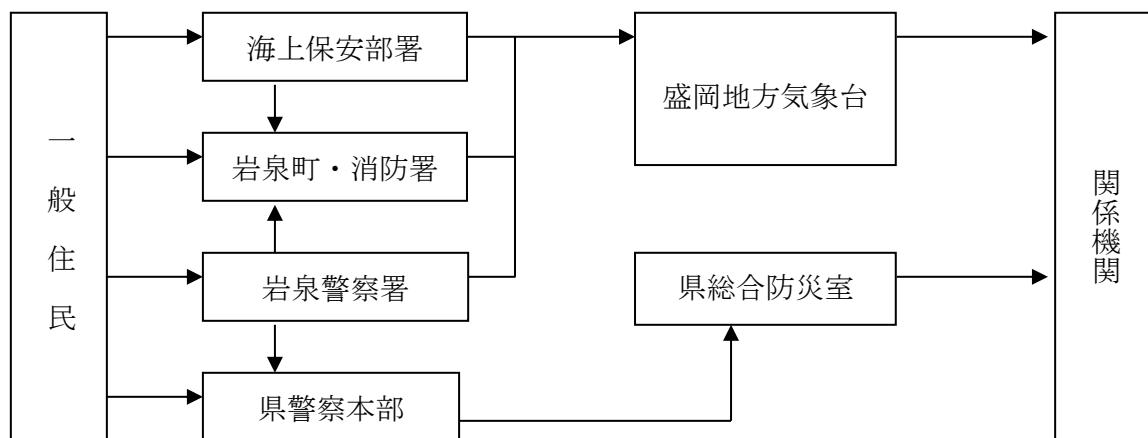
ア 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長（一般情報班）、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町本部長（防災情報・通信班）に通報するとともに、（2）に定める担当機関の長に通報するよう努める。

（2）町長等の通報先

通報を受けた町本部長（統括・対策班）等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報するとともに、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

〔異常現象の通報、伝達経路〕



（3）異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 情報通信計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

[本編・第3章・第3節・第2 参照]

第4節 災害情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

[本編第3章・第4節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編第3章・第4節・第3 参照]

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者に配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に避難行動要支援者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第5節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第5節・第3 参照]

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災対策の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路復旧のための専門班を配置し優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第6節・第2 参照]

第3 交通確保

[本編・第3章・第6節・第3 参照]

第4 緊急輸送

[本編・第3章・第6節・第4 参照]

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる 119 番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 津波警報等の発表時に津波浸水想定区域内において消防活動を行うに当たっては、消防職員及び消防団員の安全並びに消防活動の継続を図るため、津波到達予想時刻の 10 分前までには、高台等の安全な場所へ退避する。
- 5 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援要請を行う。
- 6 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

〔本編第3章・第7節・第2 参照〕

第3 実施要領

〔本編第3章・第7節・第3 参照〕

第8節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 津波及び津波の河川遡上、地震による堤防等の崩壊に伴う洪水等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 津波や洪水の浸水想定区域等の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する河川、海岸等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川、海岸等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の閉鎖、応急復旧

第3 実施要領

津波等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」等の定めるところにより実施する。

1 監視、警戒活動

河川、海岸の管理者及び水防管理者（建設班、防災班）は、津波警報・注意報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要水防箇所の監視及び警戒にあたる。

2 水門等の操作

- (1) 水門、樋門、高圧又は高位部の水路等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合、又は町内に震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 地震・津波の水門閉鎖箇所及び担当消防分団等は、資料5のとおりであり、河川水門管理要綱に基づき適正に実施する。
- (3) 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、町本部（建設班）及び県地方支部土木班長等に応援を要請する。
- (4) 町本部長（建設班）及び県地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

- (1) 町（地域整備課）は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- (2) 町本部長（建設班）は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

ア 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に關係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援計画や受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 危険性や専門性の高い業務の実施体制を自ら確保できない場合は、躊躇なく自衛隊などの専門機関への応援等を要請する。
- 6 広域的な災害であっても応援を迅速に確保するため、まずは、近隣の市町村や関係団体等に応援を要請する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第9節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第9節・第3 参照]

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材等によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊に対する災害派遣の要請を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第10節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第10節・第3 参照]

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 3 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 4 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 5 防災ボランティアの受付・登録、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第11節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第11節・第3 参照]

第12節 義援物資・義援金の受け付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第12節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第12節・第3 参照]

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、県本部長から個別の災害ごとに救助に関する事務の委任を受け、災害救助法（以下、本節中「法」という。）に基づく救助を実施する。
- 2 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第13節・第2 参照]

第3 実施要領

1 法適用の基準

[本編・第3章・第13節・第3・1 参照]

2 法適用の手続

(1) 町本部長の措置

ア 町本部長（統括・対策班）は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

3 救助の実施

[本編・第3章・第13節・第3・3 参照]

第4 救助の種類、程度、期間等

[本編・第3章・第13節・第4 参照]

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに屋内安全確保の指示（以下、本節中「避難情報」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第14節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第14節・第3 参照]

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

県は、岩手DMA T等及びドクターへリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 4 被災者的心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護府策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行う。
- 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第15節・第2 参照]

第3 初動医療体制

[本編・第3章・第15節・第3 参照]

第4 医療機関の活動

[本編・第3章・第15節・第4 参照]

第5 傷病者の搬送体制

[本編・第3章・第15節・第5 参照]

第6 個別疾患への対応体制

[本編・第3章・第15節・第6 参照]

第7 災害中長期における医療体制

[本編・第3章・第15節・第7 参照]

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

[本編・第3章・第15節・第8 参照]

第16節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第16節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第16節・第3 参照]

第17節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第17節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第17節・第3 参照]

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第18節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第18節・第3 参照]

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、感染症予防措置を実施する。
- 2 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他市町村及び県の協力を得て、感染症予防措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第19節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第19節・第3 参照]

第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第20節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第20節・第3 参照]

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第21節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第21節・第3 参照]

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第22節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第22節・第3 参照]

第23節 文教応急対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第23節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第23節・第3 参照]

第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設及び治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第25節・第1・2 参照]

3 実施要領

[本編・第3章・第25節・第1・3 参照]

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第25節・第2・2 参照]

3 実施要領

[本編・第3章・第25節・第2・3 参照]

第25節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者、管理者並びに石油等燃料の供給事業者は、震災時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第26節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第26節・第3 参照]

第26節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

[本編・第3章・第27節・第2 参照]

第3 火薬類

[本編・第3章・第27節・第3 参照]

第4 高圧ガス

[本編・第3章・第27節・第4 参照]

第5 毒物・劇物

[本編・第3章・第27節・第5 参照]

第6 海上流出油

[本編・第3章・第27節・第6 参照]

第27節 防災ヘリコプター等要請・活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため防災ヘリコプターを要請し、防災ヘリコプターによる有効かつ迅速な災害応急対策活動等を実施する。

ヘリコプターの活用を円滑に行うため、町本部はドクターヘリも含めて一元的なヘリコプターの要請、受け入れを行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第29節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第29節・第3 参照]

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

震災により被災した施設の災害復旧は、応急対策を講じた後に、各施設の原型復旧に加え、再度の被害の発生防止のため、必要な施設の新設、改良復旧、耐水、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

[本編・第4章・第1節・第2 参照]

第3 激甚災害の指定

[本編・第4章・第1節・第3 参照]

第4 緊急災害査定の促進

[本編・第4章・第1節・第4 参照]

第5 緊急融資等の確保

[本編・第4章・第1節・第5 参照]

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

震災により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

[本編・第4章・第2節・第2 参照]

第3 農林漁業者への融資

[本編・第4章・第2節・第3 参照]

第4 中小企業への融資

[本編・第4章・第2節・第4 参照]

第3節 復興計画

第1 基本方針

町は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

[本編・第4章・第3節・第2 参照]

第3 復興事業の実施

[本編・第4章・第3節・第3 参照]

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域及び特別強化地域の指定

本町に関する推進地域及び特別強化地域の指定状況は、次のとおりである。

1 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された推進地域の区域は、次のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】 「下閉伊郡」

・過去の経緯

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

小本字大牛内（町道小本港線以南の区域に限る。）、小本字小掛、小本字鼻保、小本字須賀、小本字下中野、小本字家の向、小本字鉢、小本字南中野、小本字小本、小本字小成

2 特別強化地域

法第9条第1項の規程に基づき指定された強化地域の区域は、次のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第100号】 「下閉伊郡」

第3 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、県、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編・第1章・第6節「町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 委 任

本推進計画で定めるべき次の事項について、本編及び地震・津波災害対策編に定めるほか、津波防災地域づくりの推進に関する法律（平成23年法律第123号）第10条に基づき作成する「岩泉町津波防災地域づくり推進計画（以下「推進計画」という。）」に定める。

本計画に定めるべき事項であつて推進計画に計上する事項

- 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 2 津波から防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - ① 津波からの防護
 - ② 津波に関する情報の伝達事項
 - ③ 地域住民等の避難行動等
 - ④ 避難場所及び避難所の運営・安全確保
 - ⑤ 意識の普及・啓発
 - ⑥ 消防機関等の活動
 - ⑦ 水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - ⑧ 交通
 - ⑨ 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策
 - ⑩ 迅速な救助
- 3 関係者との連携強化の確保に関する事項
 - ① 資機材、人員等の配備手配
 - ② 物資の備蓄・調達
- 4 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - ① 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等
 - ② 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知
 - ③ 災害応急対策をとるべき期間等
 - ④ 町のとるべき措置
- 5 防災訓練に関する事項
- 6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- 7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

原子力災害対策編

空

第1章 総 則

第1節 原子力災害対策編の目的

本町には、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しない。

しかしながら、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、立地県のみならず、本町を含めた近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の広域性、甚大性が広く認識されたところである。

このことを踏まえ、町土並びに町民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性含む。以下同じ。）から保護するため本編を作成し、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。以下同じ。）がそれぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

第2節 原子力災害対策編の性格

本編は災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「岩泉町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、町防災会議が作成するものである。

本編は原子力災害対策として特記されるべき事項を定めるものであり、共通する事項については本計画・本編の定めるところによる。

第3節 計画において尊重すべき指針

本対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第4節 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 町、県及び防災関係機関の責務

1 町

町は基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

2 県

原子力災害対策編 第1章 総則

県は本町を包括する広域の地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関はその業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は日ごろから災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を講じ、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し、万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、町、県及び防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 町、県及び防災関係機関の業務の大綱

1 町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[本編・第1章・第6節 参照]

2 原子力事業者

機関名	業務の大綱
東北電力(株)	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。
日本原燃(株)	(2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 (3) この計画に基づき、町、県及び防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第5節 災害の想定

第1 災害の想定

1 原子力事業所内

本町には、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しない。

こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。

原子力災害対策編 第1章 総則

- (1) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当する原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき

2 原子力事業所外

原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

第2 隣接県に立地する原子力事業所

隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地
東北電力 (株)	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃 (株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備を図る。

また、避難時等の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

町（危機管理課）及び防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は関係機関が開催する講習会等に職員を参加させ、その他防災関係資料を配布して、防災知識の普及を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
- イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容

ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識

カ 平常時における心得

① 避難場所、避難道路等を確認する。

② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、歯ブラシ等の口腔衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

③ いざというときに身の安全を確保する方法などを確認する。

④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。

⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の方法などを決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

② 所在（居住又は滞在）する自治体防災対策に従う。

4 児童、生徒等に対する教育

町（教育委員会）は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

町（町民課）は、住民等からの相談、問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 町、防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

町（危機管理課）は、図上訓練又は実地訓練など具体的な災害想定に基づく、より実践的な訓練に努めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

2 実施に当たっての留意すべき事項

[本編・第2章・第2節・第3 参照]

第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

第1 基本方針

町、防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 通信施設・設備の整備等

町（危機管理課）及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

[本編・第2章・第4節・第2 参照]

第3 住民等への情報伝達手段の整備

- 1 町（危機管理課）は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- 2 情報伝達手段の整備に当たっては、町防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知を図る。
- 3 町、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、避難計画の作成、指定避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町（危機管理課）は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があつた場合を想定し、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。
- (3) 避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する町の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、国から設置区域を管轄する町長に対し、原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があつた場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に対して周知する。

3 広域避難及び広域一時滞在

[本編・第2章・第5節・第2・3 参照]

第3 避難場所等の指定及び整備

[本編・第2章・第5節・第3 参照]

第4 避難に関する広報

町（危機管理課）は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知を図る。

防護・避難行動に関する事項	1	平常時における避難の心得
	2	避難、屋内退避の指示の伝達方法
	3	避難、屋内退避の方法
	4	避難後の心得
指定避難所に関する事項	1	指定避難所の名称及び所在地
	2	指定避難所への経路
災害に関する事項	1	原子力災害に関する基礎知識
	2	放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第5節 医療・保健計画

第1 基本方針

町は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

第2 医療・保健活動体制の整備

1 相談体制の整備

町（健康推進課）は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

町（健康推進課）は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な指定避難所その他の施設の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本町に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、職員等の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県、防災関係機関及び原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、災害時には連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を密にして応援協力体制を強化する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。
- 5 町は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を求める。
- 6 国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

第2 町の活動体制

- 1 町本部長（統括・対策班）は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に町が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県及び防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 2 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。
- 3 町本部長（統括・対策班）は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、応援職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

第3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び町計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。

2 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、町との連携を図る。

第2節 特定事象発生情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下、本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を関係機関、住民等に伝達できるよう、通信手段の複線化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
県本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の町等に対する伝達
町本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
第二管区海上保安部本部	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の船舶への周知
日本放送協会盛岡放送局	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
原子力事業者	特定事象発生情報等の県への通報

第3 実施要領

1 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、特定事象発生情報等伝達系統図【巻末】別図のとおりである。

2 伝達機関等の責務

- (1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達機関（町は危機管理課）は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、通報・伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報先、伝達先その他必要な事項を記載する。

- (2) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における受信、伝達体制を整備する。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達機関（町は危機管理課）は、災害により通信設備が損壊した場合においても、特定事象発生情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

3 町の措置

- (1) 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 町（危機管理課）は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 町（危機管理課）は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- (5) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 同報系防災行政無線 | ② 有線放送 |
| ③ 電話 | ④ 携帯端末の緊急速報メール機能 |
| ⑤ 広報車 | ⑥ 自主防災組織等の広報活動 |

4 防災関係機関の措置

- (1) 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
通報又は通知を受理した場合は、航行中及び入港中の船舶に対し周知する。
- (2) 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- (3) その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画

第1 基本方針

1 情報の収集・伝達

町及び防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当たっては、相互に緊密な連携を図る。
- (2) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (3) 緊急事態応急対策について重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 通信情報

町及び防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段を確保するとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）

[本編・第3章・第4節・第2 参照]

第3 情報の収集・伝達実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町

ア 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、県と連携して情報の収集、把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

イ 上記のほか、本編・第3章・第4節・第3・1に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(2) 防災関係機関

本編・第3章・第4節・第3・1に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

2 災害情報収集の優先順位、災害情報の報告要領

[本編・第3章・第4節・第3・2及び3 参照]

第4 電気通信設備等の利用

[本編・第3章・第3節・第2 参照]

第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画

第1 基本方針

1 住民等への情報提供

町及び防災関係機関は相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。

2 広報広聴

- (1) 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- (2) 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- (3) 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- (4) 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- (5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者に配慮をする。
- (6) 広報活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、住民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者に配慮する。

第2 住民等への情報提供

1 町による情報提供

- (1) 町本部長（防災情報・通信班、政策情報班）は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。
- (2) 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者に配慮する。

① 同報系防災行政無線	② 有線放送
③ 電話	④ 携帯端末の緊急速報メール機能
⑤ 広報車	⑥ 自主防災組織等の広報活動

2 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
町本部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 (2) 災害発生時の注意事項 (3) 町長等が実施した避難のための立退き又は屋内への退避の指示 (4) 指定避難所の開設状況 (5) 医療機関、救護所の開設状況 (6) 道路及び交通情報 (7) 緊急事態応急対策の実施状況 (8) 災害応急復旧の見通し (9) 二次災害の予防に関する情報 (10) 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 (11) 安否情報及び避難者名簿情報 (12) 生活関連情報 (13) 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 (14) 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 (15) その他必要な情報
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 (2) 災害発生時の注意事項 (3) 町長等が実施した避難のための立退き又は屋内への避難又は指示 (4) 医療機関・救護所の開設状況 (5) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (6) 緊急事態応急対策の実施状況 (7) 災害応急復旧の見通し (8) 安否情報 (9) 生活関連情報 (10) 相談窓口の開設状況 (11) 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 (12) 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 (13) その他必要な情報
第二管区海上保安本部 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示及び災害発生時の注意事項 (2) 船舶航行の安全に係る指示
東日本電信電話(株)岩手支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信の途絶の状況 (2) 災害応急復旧の状況 (3) 利用者に協力をお願いする事項

KDDI(株) ソフトバンク(株)	
日本赤十字社岩手県支部 岩泉町社会福祉協議会	義援金の募集及び受付情報 防災ボランティアの募集情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	(1) 鉄道施設の被災状況 (2) 災害応急復旧の状況 (3) 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	(1) 電力関係施設の被災状況 (2) 災害応急復旧の状況 (3) 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達 (2) 災害の発生状況及び被害状況 (3) 緊急事態応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞社盛岡支局 (株)日本工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1) 災害発生状況及び被害状況 (2) 緊急事態応急対策の実施状況
岩手県北自動車(株)	(1) バス路線の復旧状況 (2) 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株)	(1) 鉄道施設の被災状況 (2) 災害応急復旧の状況 (3) 利用者への代替輸送等の情報

2 実施要領

(1) 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

(2) 広聴(相談)活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第5節 避難・影響回避計画

第1 基本方針

- 1 町は住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への避難の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。
- 2 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 3 町内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運用を図る。
- 4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第2 実施機関（責任者）

1 避難情報

実施機関	担当業務
町本部長	住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え)〕
県本部長	(1) 町長に代わって行う住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への避難の指示 〔災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読み替え適用)〕 (2) 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への避難の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替え適用)、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への避難の指示 〔災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読み替え適用)〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読み替え適用)〕

県本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入の制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読み替え適用)、第73条〕
第二管区海上保安本部	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読み替え適用)〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔町長(町長の委託を受けてその職権を行う町の吏員を含む)、警察官又は海上保安官がいない場合〕、〔災害対策基本法第63条〕

3 救出

〔本編・第3章・第14節・第2・3 参照〕

4 指定避難所の設置、運営

〔本編・第3章・第14節・第2・4 参照〕

第3 実施要領

1 注意喚起

町本部長(統括・対策班)は、第4節・第2による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等

(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告

- ア 実施責任者は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、町本部長(統括・対策班)は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
- イ 町本部長(統括・対策班)は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地区の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には町本部長(統括・対策班)は国と緊密な連携を行うものとする。

〔実施責任者〕

実施責任者	根拠法令
町長(統括・対策班)	災害対策基本法第60条第3項 (原災法第28条第2項による読み替え適用)
	災害対策基本法第60条第5項 (原災法第28条第2項による読み替え適用)
警察官、海上保安官	災害対策基本法第61条第2項
警察官	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	自衛隊法第94条第1項

(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。

① 発令者	② 避難のための立退き又は屋内への退避の別
③ 指示の日時	④ 指示の理由
⑤ 指示の対象地域	⑥ 避難のための立退き先又は退避先
⑦ 避難のための立退き又は退避する場合の経路	
⑧ その他必要な事項	

(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、第4節・第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の住居を個別に巡回するなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への避難の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 指示を行った者	② 避難のための立退き又は屋内への退避等の別
③ 指示の日時	④ 指示の理由
⑤ 指示の対象地域	
⑥ 避難のための立退き先又は退避先	
⑦ 避難のための立退者数又は退避者数	

[実施責任者と報告・通知先]

実施責任者	報告又は通知先
町長（統括・対策班）	知事及び原子力災害対策本部長、公示
警察官、海上保安官	町長（統括・対策班）
警察官	公安委員会
自衛官	大臣の指定する者

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

① 発令者	② 警戒区域設定の日時	③ 警戒区域設定の理由
④ 警戒区域設定の地域	⑤ その他必要な事項	

[実施責任者]

実施責任者	根拠法令

県知事	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官	災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第60条第3項 (原災法第28条第2項による読み替適用)

イ 実施責任者は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行った者	② 警戒区域設定の理由
③ 警戒区域設定の発令時刻	④ 警戒区域設定の地域

[実施責任者と報告・通知先]

実施責任者	報告又は通知先
県知事	
警察官、海上保安官	町長
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	(統括・対策班)

4 救出

[本編・第3章・第14節・第3・3 参照]

5 指定避難所の設置、運営

[本編・第3章・第14節・第3・5 参照]

6 帰宅困難者対策

[本編・第3章・第14節・第3・6 参照]

7 広域避難及び広域一時滞在

[本編・第3章・第14節・第3・8 参照]

第4 影響回避等のための措置

1 町による情報提供

(1) 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班、政策情報班）は、第4節の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

(2) 町本部長（水道班、商工班、農業班、林業水産班）は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講すべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

2 住民等の措置

- (1) 住民等は、身体等を防護するため、町の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮等に対し、必要な支援を行うよう努める。
- (2) 水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、町の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置が講じられるよう、必要な支援に努める。

第6節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- 2 町本部長は、県外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- 3 町本部長は、避難等をした住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

第2 避難退域時検査及び簡易除染

- 1 町本部長（衛生班）は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- 2 町本部長（衛生班）は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

第3 初動医療体制

- 1 町本部長（衛生班）は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- 2 町本部長（保健班）は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。

第4 健康管理活動の実施

[本編・第3章・第15節・第7・3 参照]

第4章 災害復旧計画

第1節 低減措置・廃棄物等対策計画

第1 基本方針

町は、町民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第2 低減措置の実施

1 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認められたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

2 低減措置の対象、実施者等

- (1) 低減措置の対象は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
- (2) 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもが日常的に利用する施設等を最優先に実施する。
- (3) 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

第3 廃棄物等の処理等

- 1 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- 2 町（町民課）は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第4 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第5 町の措置

- 1 町（町民課）は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- 2 県及び町（町民課）は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他のとりうるべき必要な支援を行う。

第2節 健康確保等計画

第1 基本方針

- 1 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（広域避難及び広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 2 町は、原子力災害により被害を受けた町民等が、速やかに生活を再建できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 健康相談の実施

県及び町（健康推進課）は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等からの相談、問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 生活の安定確保

[本編・第4章・第2節 参照]

第3節 風評被害防止計画

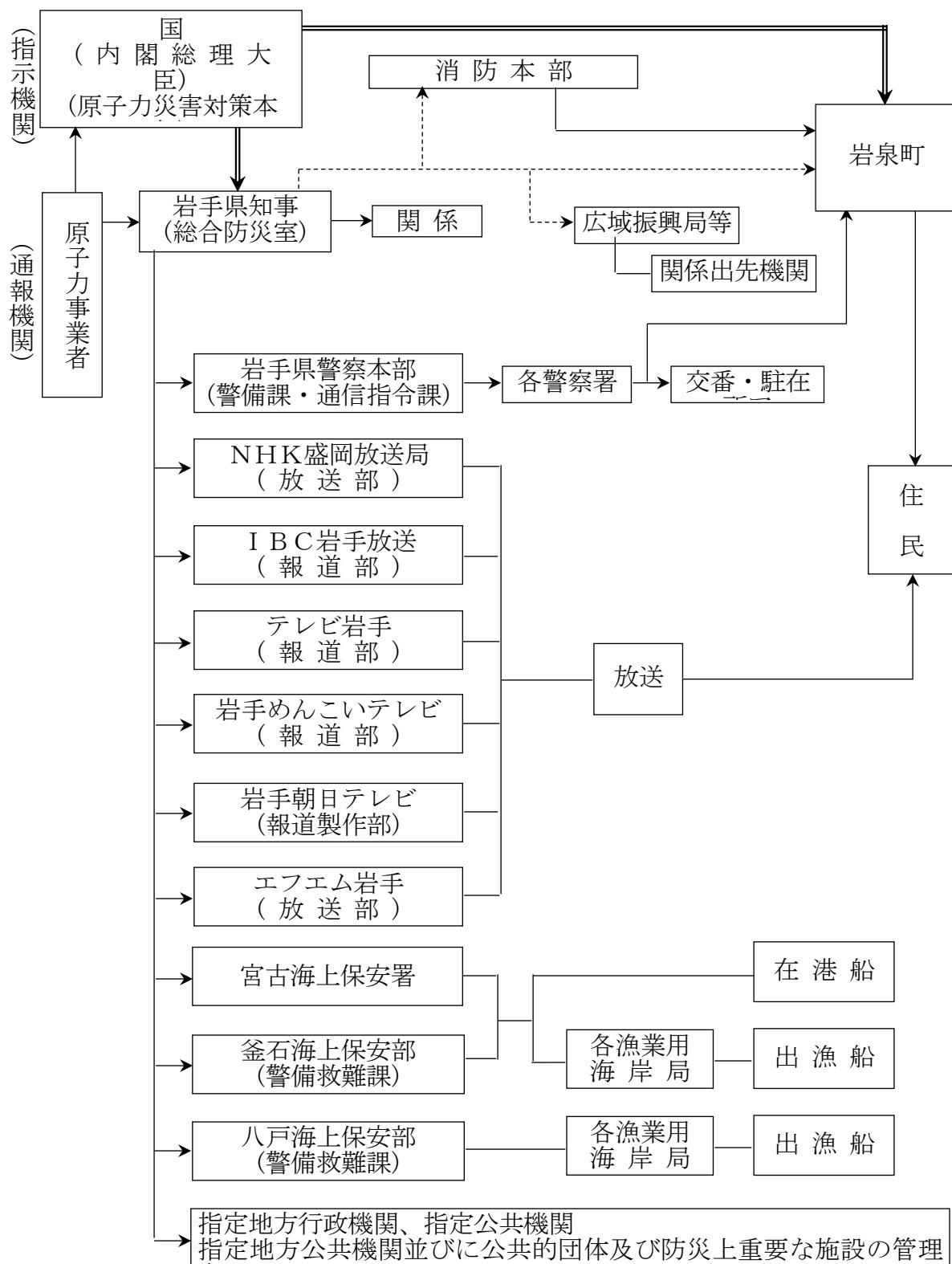
第1 基本方針

町は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 1 町（経済観光交流課、農林水産課）は、関係機関及び関係団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の產品等の適切な生産量が確保され、また、観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、町内で生産される產品等及び環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 3 町（経済観光交流課、農林水産課）は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合においては、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関及び関係団体に対し、必要な支援を行う。

【応急2節】別図 特定事象発生情報等伝達系統図



注) —— は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示。
 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び県防災行政無線。

空

資料編

空

目次

資料 1	岩泉町防災会議条例	3
資料 2	岩泉町防災会議運営規程	5
資料 3	岩泉町灾害対策本部条例	6
資料 4	岩泉町灾害警戒本部設置要領	7
資料 5	岩泉町における主な災害記録	10
資料 6	河川水門調べ	12
資料 7	河川水門管理要綱	13
資料 8	海岸堤防水門等調べ	16
資料 9	海岸水門管理要綱	17
資料 10	海岸堤防水門等管理要領	19
資料 11	町有除雪機械	21
資料 12	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	22
資料 13	山地災害危険箇所	49
資料 14	砂防指定地一覧	58
資料 15	気象警報発表基準等	61
資料 16	岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）	63
資料 17	岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）	64
資料 18	日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定	65
資料 19	最大クラスの津波を包括した津波浸水想定	66
資料 20	避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）	67
資料 21	避難情報の発令基準	68
資料 22	避難路の指定について	79
資料 23	指定緊急避難場所・指定避難所	80
資料 24	災害危険区域内要配慮者利用施設一覧	83
資料 25	町内危険物施設一覧表	84
資料 26	防火対象物(消防法第8条)	86
資料 27	岩泉町火入れに関する条例	87
資料 28	米穀等販売業者一覧表	90
資料 29	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	91
資料 30	支給物資の種類、支給基準数量等	93
資料 31	火葬地・公葬地調べ	94
資料 32	ヘリポートの現状	96
資料 33	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	97
資料 34	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	99
資料 35	大規模災害時における相互応援に関する協定書	101
資料 36	岩手県防災ヘリコプター応援協定	103
資料 37	災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定	105

資料 38 災害時の情報交換に関する協定.....	106
資料 39 災害時における救助に関する協定書.....	107
資料 40 避難所施設利用に関する協定書.....	109
資料 41 岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	111
資料 42 災害時における飲料の確保に関する協定	116
資料 43 災害時における応急対策業務に関する協定	118
資料 44 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	121
資料 45 災害時における電動車両等の支援に関する協定	125
資料 46 災害時における物資供給に関する協定	128
資料 47 災害に係る情報発信等に関する協定	130
資料 48 地域防災計画の項目と担当課（班）一覧表	132

資料1 岩泉町防災会議条例

制定：昭和 38 年 3 月 5 日条例第 2 号
改正：昭和 43 年 12 月 23 日条例第 19 号
昭和 54 年 10 月 2 日条例第 22 号
平成 12 年 3 月 8 日条例第 5 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 18 号
平成 27 年 6 月 12 日条例第 18 号
令和 4 年 6 月 7 日条例第 8 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によってその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 岩手県の知事の部局の職員のうちから町長が任命する者 7 人以内
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 町長が町の職員のうちから指名する者 3 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び消防署長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 10 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 15 人以内
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月23日条例第19号）

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第5号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 岩泉町水防協議会条例（昭和54年岩泉町条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成24年9月19日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により新たに岩泉町防災会議の委員となる者の任期は、改正前の岩泉町防災会議条例の規定により選出された委員の任期満了の日とする。

附 則（平成27年6月12日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第7号及び第8号の委員の任期の満了する日までとする。

附 則（令和4年6月7日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第8号の委員の任期の満了する日までとする。

資料2 岩泉町防災会議運営規程

(昭和 44 年 3 月 19 日告示第 12 号)

(目的)

第1条 この規程は、岩泉町防災会議条例（昭和 38 年岩泉町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行なうものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故あるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 44 年 3 月 19 日から施行する。

資料3 岩泉町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 5 日条例第 3 号)

改正 平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岩泉町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

4 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

3 前項の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 岩泉町災害警戒本部設置要領

平成6年3月25日制定

平成31年4月1日現在一部改正

令和3年3月1日現在一部改正

令和4年4月1日現在一部改正

令和4年12月16日現在一部改正

(目的)

第1 この要領は気象予警報等予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、岩泉町災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合。
- (2) 水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((1)の基準で設置した場合を除く)。
- (3) 大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき。
- (4) 岩手県に津波注意報が発表された場合。
- (5) 町内で震度4を観測した場合。
- (6) 後発地震注意情報が発表された場合(地震及び津波に起因する災害対策本部が設置されている場合、又は(4)及び(5)の基準で設置した場合を除く)。
- (7) その他町長が特に必要と認めた場合。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 各地区の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関すること。
- (4) 各部、支部等の対応状況の把握に関すること。
- (5) 応急措置の実施に関すること。
- (6) 後発地震の発生に備えた情報の収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (7) その他情報の収集に関すること。

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員及び本部支援室をもって構成する。本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充て、本部員は総務課長、政策推進課長、税務出納課長、町民課長、健康推進課長、経済観光交流課長、農林水産課長、地域整備課長、上下水道課長、消防防災課長、教育次長、議会事務局長及び

危機管理課長を充て、本部職員は関係各課の総括室長以下の職員を充て、本部支援室は指名職員を充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。不在のときも同様とする。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(本部の事務)

第7 災害警戒本部の事務は、危機管理課において行う。

(地区支部)

第8 各地区における災害警戒活動を効果的に実施するため、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める地区に地区支部を置くことができる。

災害警戒本部の設置基準	地区支部を置く支所
沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合	本部長は、その設置を必要と認めた支所
水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((上記の基準で設置した場合を除く))	
大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき	
岩手県に津波注意報が発表された場合	小本支所
町内で震度4を観測した場合	本部長が、その設置を必要と認めた支所
後発地震注意情報が発表された場合	
その他町長が特に必要と認めた場合	

2 地区支部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地区内の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関するここと。

(2) 河川の水位の状況に関するここと。

(3) 地区内における各種団体等の対応状況の把握に関するここと。

(4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関するここと。

3 地区支部は、支所長を支部長とし、支部職員は各々の支所職員及び指名職員をもって充てる。

4 津波注意報が発表された場合は、小本地区支部に小本支所の職員及び指名職員をもって充てる。

(廃止基準)

第9 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害の発生のおそれがなくなったと認めるとき廃止する。

2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止、岩泉町災害対策本部を設置する。

(補規)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

資料5 岩泉町における主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容
明治 29 年 6 月 15 日	三陸沖津波災害	死亡367人 重症257人 流出家屋330棟 浸水家屋 386棟
昭和 8 年 3 月 3 日	三陸沖津波災害	死亡121人 行方不明35人 重症5人 軽傷29人 流出家屋194棟 倒壊家屋14棟 床下浸水家屋317棟 流出船舶(無動力船 360隻 動力船12隻) 流出田畠68ha 流出宅地515坪 道路流出 1箇所 橋梁流出 1箇所
昭和 36 年 5 月 29 日	三陸フェーン災害	り災世帯92世帯 り災人員497人 田畠被害1,601ha 山林9,896ha 被害額145,700万円
昭和 39 年 1 月 31 日	豪雪災害	町全域が交通途絶 自衛隊派遣 2週間 被害額12,717万円
昭和 40 年 11 月 12 日	裏綿大火	全焼家屋23棟 半焼家屋 3 棟 り災世帯27世帯 り災人員133人 被害額4,811万円
昭和 42 年 9 月 21 日	秋雨前線集中豪雨	浸水家屋104棟 道路決壊86箇所 橋梁流出 3 箇所 堤防決壊 4 箇所 被害額8,131万円
昭和 43 年 5 月 18 日	十勝沖地震災害	橋梁破損 1 箇所 養殖ワカメ及びコンブ流出65 t 防波堤等3,286m 被害額2,981万円
昭和 49 年 2 月 9 日	積雪及び低気圧災害	道路決壊 4 箇所 養殖ワカメ流出95 t 被害額6,600万円
昭和 56 年 8 月 23 日	台風 15 号災害	被害家屋 5 棟 被害田畠327ha 道路決壊31箇所 橋梁流出 4 箇所 被害額57,000万円
昭和 56 年 9 月 27 日～ 27 日	低気圧による大雨災害	冠水田畠27ha 町道決壊27路線 林道決壊5路線 被害額18,000万円
昭和 58 年 4 月 27 日	釜津田山林火災	焼失山林1,626ha 被害額69,065.5万円
平成 2 年 11 月 4 日	大雨災害	住宅家屋浸水142棟 土木施設88箇所 農業関係170箇所 林業関係112箇所 水産関係13箇所 生活道98箇所 その他19箇所 被害額133,185万円

発生年月日	災害名	災害内容
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震津波	「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0（岩泉町は震度4）の巨大地震が発生。 小本、中野、茂師、小成地区へ津波襲来 津波痕跡高 20.2m 浸水区域面積 小本、中野地区 約125ha 茂師、小成地区 約6ha 死亡者 13名（関連死3人を含む） 被害家屋数 208棟 被害推定総額 約44億1千万円
平成 25 年 7 月 25 日 ～28 日	国境・見内川地域集中豪雨災害	半壊家屋 6棟 7世帯 床下浸水 24棟 25世帯 農業施設被害額 36,673千円 土木被害額 437,090千円 水道施設被害 25,600千円
平成 28 年 8 月 28 日 ～31 日	台風第 10 号災害	死者26人（関連死5人を含む。） 孤立化33地区（428世帯873人） 建物被害1,916棟（住家985、非住家931） 被害総額 438億円
令和元年 10 月 12 日	台風第 19 号（令和元年東日本台風）災害	住家被害 床上浸水10棟、床下浸水66棟、 一部損壊 1棟 被害額（概算） 総額427,447千円 建物 2,571千円 商工・観光施設 25,750千円 農地・農業施設等 29,629千円 農林水産関係 219,497千円 土木施設等 150,000千円

資料6 河川水門調べ

(令和5年2月1日現在)

番号	種類	河川名及び設置場所	形式	開閉方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
2	樋管	小本川 (才ノ神沢) 岩泉町 中里	フラップ	手動	1	第7分団長
3	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
4	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
5	樋門	大川 岩泉町 駒ヶ沢	スルース	手動	1	第6分団長
6	水門	小本川 岩泉町 小本	スルース	自動	6	第7分団長
7	樋管	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
8	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長

資料7 河川水門管理要綱

(岩手県地域防災計画資料編 2-13-12)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管(以下「河川水門」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等(以下「洪水等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検すること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者(以下「許可河川水門設置者」という。)に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

- ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう隨時巡回点検し、常に良好な状態に維持すること。
- イ 毎年度3回(原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門(以下「潮位関連河川水門」という。)にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。)以上河川水門の開閉部分の試運転(注油を含む。以下同じ。)をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡回したときは、河川水門巡回記録(様式第1号)を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るるものとする。
- ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
- (ア)浸水注意報、洪水注意報、津波注意報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- (イ)気象警報、浸水警報、洪水警報
- (ウ)高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
- ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合
- エ 海水に著しい変動があった場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- カ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
- ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。
- イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
- ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるとときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 每年度4月15日までに河川水門管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
- イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。
- (ア)河川水門の試運転をしたとき
- (イ)河川水門の異状を発見したとき
- (ウ)警戒勤務態勢に入ったとき
- (エ)河川水門を操作(試運転のための操作を除く。)したとき
- (オ)警戒勤務態勢を解除したとき
- (7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書(様式第3号)により行うものとする。

(情報連絡)

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようとするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第1号 <略>

様式第2号 <略>

様式第3号 <略>

資料8 海岸堤防水門等調べ

(令和5年3月1日現在)

番号	種類	設置場所	形式	開閉方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	岩泉町小本 (町道小本港線)	スライド	自動 (横引)	1	第7分団長
2	水門	岩泉町小本 (長内川)	スルース	自動	1	第7分団長
3	樋門	岩泉町小本 (町道小本小掛線)	スルース	自動	1	第7分団長
4	樋門	岩泉町小本 (茂師小成川河口)	フラップ	手動	2	第7分団長

資料9 海岸水門管理要綱

(岩手県地域防災計画資料編 2-15-7)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるものほか、海岸管理者及び河川管理者(以下「海岸管理者等」という。)が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう隨時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌(様式第1号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則(以下「操作規則」という。)に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年3回(原則として、7月、11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則に定めるところによる。

(操作態勢)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。

(2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。

(3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

(報告)

第7 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

<様式については省略>

資料10 海岸堤防水門等管理要領

(趣旨)

第1 この要領は、小本漁港海岸堤防に設置されている水門、ひ門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮その他海水の変動(以下「津波等」という。)による災害から、国土及び住民の生命、財産を守るため、津波等が発生した場合に有効かつ適切に操作できるよう適切な管理をしなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 町長は、津波等による危険が切迫した場合における水門等の操作の緊急性にかんがみ、水門等の維持又は操作、その他これに類する業務の一部を岩泉町消防団(以下「町消防団」という。)に委託するものとする。

(町長の管理事項)

第4 町長は、次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行うものとする。

- 1 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検すること。
- 2 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生するおそれがあると認められるときは、町消防団に対し警戒体制をとるように通知すること。
 - (1) 気象予報又は気象警報が発令された場合。
 - (2) 潮位に著しい変動があった場合。
 - (3) 前各号に掲げるほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(町消防団の管理事項)

第5 町消防団は、次の各号に掲げるところにより業務を執行するものとする。

- 1 平常時における水門等の維持又は管理は次に掲げるところによる。
 - (1) 水門等を隨時巡視し、水門等の開閉部分並びにこれらに関する路面等、水門等の開閉に支障のないよう整備すること。
 - (2) 毎年度3回(原則として7月、11月及び翌年の3月とする。)以上水門等の開閉操作の試運転(主要部分の注油を含む。)を行うものとする。
 - (3) 水防関係者及び付近住民に対し水門等の重要性を認識させ、非常の際はだれでも水門等を閉鎖できるよう指導すること。
- 2 前号(1)の規定により水門等を巡視したときは水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくこととする。

(警戒体制)

第6 町消防団は、次の各号の一に該当する場合でかつ災害が発生するおそれがあると判断したときは警戒体制につき、遠隔操作により水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。
- (4) 宮古測候所で震度4以上の地震を観測したとき。
- (5) 特に町長から指示されたとき。

(警戒体制の解除)

第7 町消防団は、前条の警戒体制についていた後において、災害がおこるおそれがないと判断したときは、警戒体制を解除し、水門等を開放するものとする。

(報告)

第8 町消防団は、毎年度4月10日までに水門等管理体制報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、年度途中において水門等の管理体制の変更が生じたときもその都度提出しなければならない。

3 町消防団は、第5第1項第2号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該運転後5日以内に町長に提出しなければならない。

4 町消防団は、次の各号の一に該当するときは直ちに電話等で町長に通報するものとする。

(1) 水門等に異状を認めたもの。

(2) 第6の規定に基づき警戒体制につき水門等を閉鎖したとき。

(3) 第7の規定に基づき警戒体制を解除し水門等を開放したとき。

(情報連絡)

第9 町長は、水門等の管理に監視必要な気象、指示等に関する情報連絡を町消防団との間において相互に密にし、津波等の発生の際における水門等の操作に遺憾のないようするものとする。

様式第1号 <略>

様式第2号 <略>

様式第3号 <略>

資料11 町有除雪機械

(令和5年3月1日現在)

車両番号	車名・形式	車体の形式
岩手 000 る 1270	T CMZ W140 J	ショベルローダ
岩手 900 る 284	T CML20 J	ショベルローダ
岩手 000 る 1484	T CMZ W140 J	ショベルローダ
岩手 000 る 1799	T CML34 t	ショベルローダ
岩手 900 る 260	ニイガタNR655	ロータリ除雪車(2.6m,250kw級)
岩手 900 る 704	ニイガタNR302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw級)
岩手 900 る 714	ニイガタNR302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw級)
岩手 00 る 2275	コマツWA100	ショベルローダ
岩手 000 る 27	コマツWA300	タイヤドーザ
岩手 000 る 1501	コマツWA270-6Y	タイヤドーザ
岩手 000 る 2241	コマツWA200-6Y	ショベルローダ
岩手 000 る 2440	コマツWA200-7Y	ショベルローダ
岩手 900 る 692	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手 900 る 693	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手 900 る 694	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手 00 る 2495	三菱 926E	ショベルローダ
岩手 99 る 5457	CAT 936(4SB改)	タイヤドーザ
岩手 000 る 1752	CAT910H	ショベルローダ
岩手 000 る 1751	CAT903B2	タイヤドーザ
岩手 000 る 2522	CAT910K	ショベルローダ
岩手 000 る 2906	CAT910K	ショベルローダ
岩手 000 る 3374	CAT910-14	ショベルローダ
岩手 000 る 3373	CAT920-14	ショベルローダ
岩手 000 る 636	三菱 MG430	グレーダ
岩手 00 る 377	三菱 MG230	グレーダ

資料12 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(岩手県 令和5年1月1日現在)

1 土石流

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	A061021	二升石の沢	二升石	坂ノ下	H24. 3. 30
岩泉	A061107	松橋の沢	二升石	和田	H22. 11. 26
岩泉	A062001	二升石の沢 2	二升石	寺野	R3. 3. 19
岩泉	A062002	二升石の沢 3	二升石	橋の下	H24. 3. 30
岩泉	A062003	尼額の沢	尼額	細入	H24. 3. 30
岩泉	A062004	田屋峠の沢	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062005	土橋の沢	岩泉	土橋	H22. 11. 26
岩泉	A062006	土橋の沢 2	岩泉	天間	H22. 11. 26
岩泉	A062007	西上町の沢	岩泉	天間	H22. 11. 26
岩泉	A062008	上町の沢	岩泉	天間・太田	H22. 11. 26
岩泉	A062009	上町の沢 2	岩泉	和川原	H22. 11. 26
岩泉	A062010	中野の沢	岩泉	中野	H22. 11. 26
岩泉	A062011	惣畠の沢	岩泉	惣畠	H22. 11. 26
岩泉	A062012-1	沢中沢-1	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062012-2	沢中沢-2	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062012-3	沢中沢-3	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062013	乙茂の沢	乙茂	上	H20. 11. 21
岩泉	A062014	乙茂の沢 2	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062015	乙茂の沢 3	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062016	上乙茂の沢	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062017	上乙茂の沢 2	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062018	上乙茂の沢 3	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062019	小屋敷の沢	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062020	小屋敷の沢 2	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062021	小屋敷の沢 3	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062022	沢廻の沢	岩泉	沢廻	H19. 3. 16
岩泉	A062023	片畑の沢	岩泉	片畑	H22. 11. 26
岩泉	A062024	片畑の沢 2	岩泉	片畑	H22. 11. 26
岩泉	A062025	村木の沢	岩泉	村木	H22. 11. 26
岩泉	A062101	田屋峠の沢 2	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062102	田屋峠の沢 3	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062103	田屋峠の沢 4	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062104	沢中沢 2	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062105	沢中沢 3	岩泉	沢中	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	A062106	沢中沢 4	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062107	沢中沢 5	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062108	尼額の沢 2	尼額	上野	H24. 3. 30
岩泉	A062109	尼額の沢 3	尼額	道の下	H24. 3. 30
岩泉	A062110	夏節の沢	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	A062111	サンゴク沢	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A071016	二升石の沢 4	二升石	下和野	R3. 3. 19
岩泉	A072005	鼠入の沢	鼠入	中鼠入	H22. 11. 26
岩泉	A072006	月出の沢	岩泉	月出	H22. 11. 26
岩泉	A072007	穴ノ沢	岩泉	穴ノ沢	H22. 11. 26
岩泉	A072010	上中倉の沢	下有芸	中日向	H22. 11. 26
岩泉	A072011	上猿沢	猿沢	竹野	H22. 11. 26
岩泉	A072012	下猿沢	猿沢	大向	H22. 11. 26
岩泉	A072101	鼠入の沢 2	鼠入	上鼠入	H22. 11. 26
岩泉	A072103	下猿沢の沢	猿沢	竹野	H22. 11. 26
岩泉	B061137	松橋の沢 3	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	B061138	松橋の沢 4	二升石	滝野	R3. 3. 19
岩泉	B061139	尼額の沢 4	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	B062101	鼠入川の沢	尼額	上野	H24. 3. 30
岩泉	B062102	鼠入川の沢 2	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	B062103	下岩泉の沢	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	B062104	下岩泉の沢 2	岩泉	外川目	R3. 3. 19
岩泉	B062105	荷内川の沢	岩泉	指畠	R3. 3. 19
岩泉	B062106	荷内川の沢 2	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062107	荷内川の沢 3	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062108	上乙茂の沢 4	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062109	上乙茂の沢 5	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062110	上乙茂の沢 6	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062111	上乙茂の沢 7	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062112	本田の沢	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062113	根玉の沢	岩泉	館市	R1. 7. 9
岩泉	B062114	配羅の沢	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	B062115	夏節の沢 2	岩泉	神成	R1. 7. 9
岩泉	B062116-1	夏節の沢 3-1	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062116-2	夏節の沢 3-2	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062117	夏節の沢 4	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062118	夏節の沢 5	岩泉	夏節	R1. 7. 9

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	B062119	夏節の沢 6	岩泉	夏節	R1.7.9
岩泉	B062120	夏節の沢 7	岩泉	夏節	R1.7.9
岩泉	B062121-1	腰巻の沢-1	岩泉	夏節	R1.7.9
岩泉	B062121-2	腰巻の沢-2	岩泉	夏節	R1.7.9
岩泉	B062122	夏節の沢 8	岩泉	夏節	R1.7.9
岩泉	B062123	サンゴク沢の沢	岩泉	小屋敷	R1.7.9
岩泉	B062124	室場の沢 15	岩泉	室場	R1.7.9
岩泉	B062125	室場の沢	岩泉	室場	R3.3.19
岩泉	B062126	松前沢	岩泉	室場	R3.3.19
岩泉	B063101	牛畠の沢	乙茂	乙茂	R1.7.9
岩泉	B063102	三田市の沢	乙茂	三田市	R1.7.9
岩泉	B063103	乙茂の沢 4	乙茂	三田市	R1.7.9
岩泉	B071134	甲地の 3	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	B071135	甲地の 4	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	B071136	甲地の 5	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	B071137	甲地の 6	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	B072111	尼額の沢 5	尼額	日向の沢	R2.3.31
岩泉	B072112	鼠入の沢 3	鼠入	中鼠入	R2.3.31
岩泉	B072113	鼠入の沢 4	鼠入	中山	R2.3.31
岩泉	B072114	鼠入の沢 5	鼠入	中山	R2.3.31
岩泉	B072115	鼠入の沢 6	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	B072116	森山の沢	鼠入	日影森山	R2.3.31
岩泉	B072117	森山の沢 2	鼠入	日影森山	R2.3.31
岩泉	B072118	森山の沢 3	鼠入	日向森山	R2.3.31
岩泉	B072119	森山の沢 4	鼠入	日向森山	R2.3.31
岩泉	B072120	月出の沢 2	岩泉	月出	R3.3.19
岩泉	B072121	山屋の沢	岩泉	山屋	R3.3.19
岩泉	B072122	山屋の沢 2	岩泉	山屋	R3.3.19
岩泉	B072123	山屋の沢 3	岩泉	山屋	R3.3.19
岩泉	B072130	申籠の沢	猿沢	林ノ下	R1.5.31
岩泉	B072131	下中倉の沢	猿沢	日向前	R3.3.19
岩泉	B072132	下猿沢の沢 2	猿沢	上ノ沢口	R1.5.31
岩泉	B072133	下猿沢の沢 3	猿沢	上ノ沢口	R1.5.31
岩泉	B072134	下猿沢の沢 4	猿沢	上ノ沢口	R1.5.31
岩泉	B073106	相沢の沢	猿沢	外山	R3.3.19
岩泉	J061127	松橋の沢 5	二升石	滝野	R3.3.19
岩泉	J061128	松橋の沢 6	二升石	日蔭	R3.3.19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	J062101	館市の沢	岩泉	館市	R1.7.9
岩泉	J062102	本田の沢 2	岩泉	本田	R1.7.9
岩泉	J062103	館市の沢 2	岩泉	館市	R1.7.9
岩泉	J062104	根玉の沢 2	岩泉	根玉	R1.7.9
岩泉	J062105	根玉の沢 3	岩泉	根玉	R1.7.9
岩泉	J062106	神成の沢	岩泉	神成	R1.7.9
岩泉	J062122	惣畠の沢 2	岩泉	惣畠向	R3.3.19
岩泉	J062123	鼠入川の沢 3	岩泉	西野	R3.3.19
岩泉	J062124	鼠入川の沢 4	岩泉	指畠	R3.3.19
岩泉	J062125	指畠の沢	岩泉	指畠	R3.3.19
岩泉	J062126	乙茂の沢 5	乙茂	大向	R1.7.9
岩泉	J062127	乙茂の沢 6	乙茂	大向	R1.7.9
岩泉	J062128	乙茂の沢 7	乙茂	大向	R1.7.9
岩泉	J062129	乙茂の沢 8	乙茂	大向	R3.3.19
岩泉	J063111	襲野の沢 4	乙茂	三田市	R1.7.9
岩泉	J063112	乙茂の沢 9	乙茂	大向	R1.7.9
岩泉	J071137	案台の沢	二升石	案台	R3.3.19
岩泉	J071138	西野の沢	二升石	西野	R3.3.19
岩泉	J071139	鼠入の沢 7	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	J071140	鼠入の沢 8	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	J072101	鼠入の沢 9	鼠入	甲地	R2.3.31
岩泉	J072102	鼠入の沢 10	鼠入	中山	R2.3.31
岩泉	J072103	鼠入の沢 11	鼠入	中山	R2.3.31
岩泉	J072104	鼠入の沢 12	鼠入	日影鼠入	R2.3.31
岩泉	J072105	鼠入の沢 13	鼠入	日影鼠入	R2.3.31
岩泉	J072106	鼠入の沢 14	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	J072107	鼠入の沢 15	鼠入	日影鼠入	R2.3.31
岩泉	J072108	鼠入の沢 16	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	J072109	鼠入の沢 17	鼠入	日影鼠入	R2.3.31
岩泉	J072110	鼠入の沢 18	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	J072111	鼠入の沢 19	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	J072112	鼠入の沢 20	鼠入	中鼠入	R2.3.31
岩泉	J072113	鼠入の沢 21	鼠入	下鼠入	R2.3.31
岩泉	J072114	鼠入の沢 22	鼠入	日向森山	R2.3.31
岩泉	J072115	月出の沢 3	岩泉	月出	R3.3.19
岩泉	J072116	大平の沢	岩泉	大平	R3.3.19
岩泉	J072129	日向前の沢	猿沢	日向前	R1.5.31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	J072130	日向前の沢 2	猿沢	日向前	R1. 5. 31
岩泉	J072131	日向前の沢 3	猿沢	日向前	R1. 5. 31
岩泉	J072132	林ノ下の沢	猿沢	林ノ下	R1. 5. 31
岩泉	J072133	林ノ下の沢 2	猿沢	林ノ下	R1. 5. 31
岩泉	J072134	堤の沢	猿沢	堤	R1. 5. 31
岩泉	J072135	竹野の沢	猿沢	竹野	R1. 5. 31
岩泉	J072136	大向の沢	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072137	大向の沢 2	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072138	大向の沢 3	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072139	大向の沢 4	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072140	大向の沢 5	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072158	中日向の沢	下有芸	中日向	R3. 3. 19
岩泉	N483008	森山の沢 5	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
小川	A050007	国境の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050008	沢川目の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050009	沢川目の沢 2	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050010	雷峰の沢	門	雷峰	H24. 3. 30
小川	A050101	国見の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050102	国境の沢 2	門	国見	H24. 3. 30
小川	A060001	浅不動沢	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060002-1	浅不動沢 2	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060002-2	浅不動沢 2	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060003	浅不動沢 3	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060004	浅不動沢 4	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060006	三田貝の沢	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	A060101	国境の沢 3	門	国境	H24. 3. 30
小川	A061001	大久保の沢	門	大久保	H24. 3. 30
小川	A061002-1	横道の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061002-2	横道の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061003	中瀬の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061005	中瀬の沢 2	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061006	中瀬の沢 3	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061007	中瀬の沢 4	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061008-1	名目入の沢	門	水上	H24. 3. 30
小川	A061008-2	名目入の沢	門	水上	H24. 3. 30
小川	A061009	名目入の沢 2	門	名目入	R2. 3. 31
小川	A061010	門の沢	門	日影名目利	H24. 3. 30

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	A061011	町向の沢	門	町向	R2. 3. 31
小川	A061012	滝ノ上の沢	門	滝ノ上	H24. 3. 30
小川	A061013	石畠の沢	門	道ノ上	H24. 3. 30
小川	A061014	道ノ上の沢	門	道ノ上	R3. 3. 19
小川	A061015	山岸の沢	門	山岸	R2. 3. 31
小川	A061016	山岸の沢 2	門	山岸	R2. 3. 31
小川	A061017	谷内向の沢	穴沢	礫	H24. 3. 30
小川	A061018	大宮の沢	穴沢	大宮内	H22. 11. 26
小川	A061019	穴沢	穴沢	上野	H22. 11. 26
小川	A061020	松石の沢	襞綿	碁石峠	H22. 11. 26
小川	A061101	門の沢 2	門	日影名目利	H24. 3. 30
小川	A061102	救沢	門	滝ノ上	H24. 3. 30
小川	A061103	上野の沢	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	A061104	山本の沢	襞綿	山本	H22. 11. 26
小川	A061105	関屋の沢	襞綿	関屋	R3. 3. 19
小川	A061106	本銅口の沢	襞綿	田畠	H22. 11. 26
小川	B050101	国見の沢 2	門	国見	R3. 3. 19
小川	B050102	国見の沢 3	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060101	国境の沢 4	門	国境	R2. 3. 31
小川	B060102	国境の沢 5	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060103	国境の沢 6	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060104	国境の沢 7	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060105	国境の沢 8	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060106	下見内川の沢	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060107	下見内川の沢 2	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060108	下見内川の沢 3	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060109	上見内川の沢	門	上見内川	R2. 3. 31
小川	B060110	上見内川の沢 2	門	上見内川	R2. 3. 31
小川	B060111	見内川の沢	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060112	見内川の沢 2	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060113	見内川の沢 3	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060114	見内川の沢 4	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060115	見内川の沢 5	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060116	栗宿の沢	釜津田	栗宿	R3. 3. 19
小川	B060117	権現の沢	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	B060118	南三田貝の沢	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060119	三田貝の沢 2	門	三田貝	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	B060120	三田貝の沢 3	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060121	三田貝の沢 4	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060122	三田貝の沢 5	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060123	南三田貝の沢 2	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060124	南三田貝の沢 3	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060125	三田貝の沢 6	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060126	南三田貝の沢 4	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060127	三田貝の沢 7	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060128	三田貝の沢 8	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060129	三田貝の沢 9	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060130	三田貝の沢 10	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060131	三田貝の沢 11	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	B060132	南沢の沢	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060133	南沢の沢 2	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060134	南沢の沢 3	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060135	南沢の沢 4	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B061101	大石沢	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061102	大石沢 2	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061103	大石沢 3	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061104	大久保の沢 2	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061105	大久保の沢 3	門	横道	R2. 3. 31
小川	B061106	横道の沢 2	門	横道	R2. 3. 31
小川	B061107	中瀬の沢 5	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	B061108	中瀬の沢 6	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	B061109	南沢口の沢	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	B061110	南沢口の沢 2	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	B061111	救沢 2	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061112	救沢 3	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-1	救沢 4-1	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-2	救沢 4-2	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-3	救沢 4-3	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061114	救沢 5	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061115	救沢 6	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061116	救沢 7	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061117	救沢 14	門	救沢	R3. 3. 19
小川	B061118	救沢 8	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061119	救沢 9	門	上救沢	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	B061120	救沢 10	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061121	救沢 11	門	町	R2. 3. 31
小川	B061122	救沢 12	門	滝ノ上	R2. 3. 31
小川	B061123	救沢 13	門	滝ノ上	R2. 3. 31
小川	B061124	町の沢	門	町	R2. 3. 31
小川	B061125	谷内間の沢	穴沢	礫	R3. 3. 19
小川	B061126	日蔭の沢 3	穴沢	小川	R3. 3. 19
小川	B061127	日蔭の沢 4	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	B061128	田山の沢	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	B061129	田山の沢 2	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	B061130	蓑錦の沢	蓑綿	山本	R3. 3. 19
小川	B061131	山本の沢 2	蓑綿	山本	R3. 3. 19
小川	B061132	浦場の沢	蓑綿	浦場	R3. 3. 19
小川	B061133	泉沢の沢 2	蓑綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	B061134	泉沢の沢 3	蓑綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	B061135	田畠の沢	蓑綿	本銅	R3. 3. 19
小川	B061136	馬立の沢	蓑綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	J050101	国境の沢 9	門	国境	R3. 3. 19
小川	J050102	国境の沢 10	門	国境	R3. 3. 19
小川	J050103	国境の沢 11	門	国見	R3. 3. 19
小川	J060104	見内川の沢 8	門	見内川	R2. 3. 31
小川	J060112	三田貝の沢 12	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	J060114	三田貝の沢 14	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	J060121	権現の沢 4	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	J060125	南三田貝の沢 8	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	J061101	大石沢 4	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	J061103	大石沢 6	門	横道	R3. 3. 19
小川	J061107	救沢の沢	門	救沢	R3. 3. 19
小川	J061109	救沢の沢 3	門	滝ノ上	R3. 3. 19
小川	J061110	山岸の沢 3	門	山岸	R3. 3. 19
小川	J061119	田山の沢 9	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	J061122	上野の沢 2	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	J061123	上野の沢 3	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	J061124	泉沢の沢	蓑綿	泉沢	R3. 3. 19
小川	J061125	馬立の沢 2	蓑綿	馬立	R3. 3. 19
小川	J061126	馬立の沢 3	蓑綿	馬立	R3. 3. 19
小川	N483009	本銅口の沢 2	蓑綿	本銅	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	A060005	田麦の沢	釜津田	権現	R3. 3. 19
大川	A070001	仲居村の沢	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070002	外椀の沢	釜津田	沢口	H22. 11. 26
大川	A070003	外山の沢	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	A070101	唐地の沢	釜津田	唐地	H24. 3. 30
大川	A070102	唐地の沢 2	釜津田	唐地	H24. 3. 30
大川	A070103	釜沢	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070104	釜沢 2	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070105	釜沢 3	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070106-1	釜沢 4-1	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-2	釜沢 4-2	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-3	釜沢 4-3	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-4	釜沢 4-4	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070107	釜沢 5	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070108	仲居村の沢 2	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070109	沢口の沢	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	A071001	大広の沢	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071002	日蔭の沢	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	A071003	日蔭の沢 2	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	A071004	本町の沢	大川	寺庭	H24. 3. 30
大川	A071005	本町の沢 2	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071006	本町の沢 3	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071007	下町の沢	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071008	大沢	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071009	大沢 2	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071010	大沢 3	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	A071011	大沢 4	浅内	大沢日蔭	H24. 3. 30
大川	A071012	大沢 5	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071013	大沢 6	浅内	大沢日蔭	H24. 3. 30
大川	A071014	大沢 7	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071015	浅内の沢	浅内	上糸坪	R2. 3. 31
大川	A071101	大広の沢 2	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071102	大広の沢 3	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071103	大沢 8	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071104	滝鳴の沢	大川	長田	R3. 3. 19
大川	A071105	滝鳴の沢 2	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B070101	尾和田の沢	釜津田	尾和田	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	B070102	尾和田の沢 2	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	B070103	唐地の沢 3	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070104	唐地の沢 4	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070105	唐地の沢 5	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070106	唐地の沢 6	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	B070107	釜沢の沢	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	B070108	釜沢の沢 6	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	B070109	中居村の沢 3	釜津田	八重沢	R3. 3. 19
大川	B070110	八重沢	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070111	小日蔭の沢	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070112	外椀の沢 2	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	B070113	沢口の沢 2	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070114	沢口の沢 3	釜津田	塵畠	R3. 3. 19
大川	B070115	館の沢	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070116	館の沢 2	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070117	館の沢 3	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070118	種倉の沢	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	B070119	外山の沢 2	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070120	外山の沢 3	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070121	外山の沢 4	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	B070122	外山の沢 5	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070123	外山の沢 6	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070124	外山の沢 7	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	B070125	川崎の沢	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B071101	川崎の沢 2	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B071102	長田の沢	大川	長田	R3. 3. 19
大川	B071103	長田の沢 2	大川	長田	R3. 3. 19
大川	B071104	滝鳴の沢 3	大川	石立	R3. 3. 19
大川	B071105	日蔭の沢 5	大川	日蔭道ノ下	R3. 3. 19
大川	B071106	本町の沢 4	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	B071107	扇ノ沢	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071108-1	扇ノ沢 2	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071108-2	扇ノ沢 2	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071109	扇ノ沢 3	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071110	扇ノ沢 4	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071111	扇ノ沢 5	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071112	扇ノ沢 6	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	B071113	上通の沢	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	B071114	上通の沢 2	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	B071115	下町の沢 2	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071116	伏屋の沢	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071117	寄部沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071118	寄部沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071119	寄部沢 3	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071120	寄部沢 4	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071121	寄部沢 5	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071122	宇津野沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071123	宇津野沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071124	平井の沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071125	平井の沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071126	日蔭舞ノ子の沢	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071127	舞の子の沢	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071128	川代の沢	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071129	川代の沢 2	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071130	川代の沢 3	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071131	大沢 9	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	B071132	大沢 10	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	B071133	大沢 11	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J070102	滝の上の沢 3	釜津田	滝ノ上	R3. 3. 19
大川	J070104	尾和田の沢 3	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	J070107	小日蔭の沢 2	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	J070108	沢口の沢 4	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	J070109	沢口の沢 5	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	J070110	上種倉の沢	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	J071103	長田の沢 3	大川	長田	R3. 3. 19
大川	J071107	大家の沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	J071108	平井の沢 4	大川	平井	R3. 3. 19
大川	J071113	日蔭舞ノ子の沢 2	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	J071116	下川代の沢 2	浅内	川代日蔭	R2. 3. 31
大川	J071117	下川代の沢 3	浅内	川代日蔭	R2. 3. 31
大川	J071118	大沢日向の沢	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071119	大沢日蔭の沢	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071120	大沢日蔭の沢 2	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071121	大沢日蔭の沢 3	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	J071122	大沢日蔭の沢 4	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071123	大沢日蔭の沢 5	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071124	大沢日蔭の沢 6	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071125	大沢日蔭の沢 7	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071126	大沢日蔭の沢 8	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071127	大沢日向の沢 2	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071128	大沢日向の沢 3	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071129	大沢日向の沢 4	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071130	大沢日向の沢 5	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071132	下先祖畠の沢	浅内	栗畠日蔭	R2. 3. 31
大川	J071133	下先祖畠の沢 2	浅内	栗畠日蔭	R2. 3. 31
大川	J071134	下先祖畠の沢 3	浅内	下先祖畠	R2. 3. 31
大川	J071135	二升石の沢 5	浅内	浅内向	R2. 3. 31
大川	N483002	小焼巻の沢	釜津田	小焼巻	R3. 3. 19
大川	N483003	平井の沢 7	大川	大家	R3. 3. 19
大川	N483004	平井の沢 8	大川	大家	R3. 3. 19
大川	N483005	釜津田沢	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	N483011	滝の上の沢 7	釜津田	滝ノ上	R3. 3. 19
小本	A063001	赤鹿の沢	襲野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063002	宮本の沢	襲野	宮本	H20. 11. 21
小本	A063003	宮本の沢 2	襲野	宮本	H20. 11. 21
小本	A063004	日向の沢	襲野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063005	日向の沢 2	襲野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063006	中岸の沢	中里	林ノ下	H20. 11. 21
小本	A063007	岸の沢	中里	岸	H20. 11. 21
小本	A063008	垂水の沢	中島	中島	H20. 11. 21
小本	A063009	卒郡の沢	中島	卒郡	H20. 11. 21
小本	A063010	卒郡の沢 2	中島	卒郡	H20. 11. 21
小本	A063011	南中野の沢	小本	上中野	H19. 3. 16
小本	A063012	下中野の沢	小本	中野	H19. 3. 16
小本	A063013	下中野の沢 2	小本	中野	H19. 3. 16
小本	A063014	下中野の沢 3	小本	鼻保	H19. 3. 16
小本	A063015	小本の沢	小本	内ノ沢	H19. 3. 16
小本	A063016	小本の沢 2	小本	内ノ沢	H19. 3. 16
小本	A063017	小本の沢 3	小本	小本	H19. 3. 16
小本	A073009	中里の沢	中里	中里	H20. 11. 21
小本	A073010	上小成の沢	小本	小成	H20. 11. 21

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小本	A073011	茂師の沢	小本	茂師	H20. 11. 21
小本	A073101	中里の沢 2	中里	中里	H20. 11. 21
小本	B063104	襲野の沢	襲野	襲野	R2. 3. 31
小本	B063105	襲野の沢 2	襲野	襲野	R2. 3. 31
小本	B063106	襲野の沢 3	襲野	愛羅	R2. 3. 31
小本	B063107	林ノ下の沢	中里	林ノ下	R2. 3. 31
小本	B063108	垂水の沢 2	中島	中島	H24. 3. 30
小本	B063109	垂水の沢 3	中島	中島	H24. 3. 30
小本	B063110	下中野の沢 4	小本	鼻保	R2. 3. 31
小本	B073107	中里の沢 3	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	B073108	小成の沢	小本	小成	R2. 3. 31
小本	J063113	愛羅の沢	襲野	愛羅	R2. 3. 31
小本	J063114	乙茂の沢 10	襲野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	J063115	赤鹿の沢 2	襲野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	J063116	中里の沢 4	中里	田屋地	R2. 3. 31
小本	J063117	鼻保の沢	小本	鼻保	R2. 3. 31
小本	J063118	鼻保の沢 2	小本	大牛内	R2. 3. 31
小本	J063119	鼻保の沢 3	小本	大牛内	R2. 3. 31
小本	J073110	中里の沢 4	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073111	中里の沢 5	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073112	中里の沢 6	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073113	中島の沢	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	N483001	小本の沢 4	小本	内の沢	R2. 3. 31
安家	A042001	半城子の沢	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042002	半城子の沢 2	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042003	半城子の沢 3	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042004	半城子の沢 4	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042005	半城子の沢 5	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042006	半城子の沢 6	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A051001	大平の沢	安家	氷渡	H24. 3. 30
安家	A051002	大平の沢 2	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051003	大平の沢 3	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051004	元村の沢	安家	松林	H24. 3. 30
安家	A051101-1	氷渡の沢	安家	氷渡	H24. 3. 30
安家	A051101-2	氷渡の沢	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051102	大平の沢 4	安家	大平	R3. 3. 19
安家	A052001	高須賀の沢	安家	高須賀	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	A052002	高須賀の沢 2	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B042201	茂井の沢	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B042202	茂井の沢 2	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B042203	茂井の沢 3	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B050103	大坂本の沢	安家	大坂本	R3. 3. 19
安家	B050104	大坂本の沢 2	安家	大坂本	R3. 3. 19
安家	B051101	折壁の沢	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	B051102	大平の沢 5	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051103	折壁の沢 2	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	B051104	氷渡の沢 2	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051105	氷渡の沢 3	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051106	氷渡の沢 4	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051107	氷渡の沢 5	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051108	大平の沢 6	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051109	大平の沢 7	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051110	松ヶ沢の沢	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	B051111	松ヶ沢の沢 2	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051112	氷渡の沢 6	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051113	氷渡の沢 7	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051114	氷渡の沢 8	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051115	松ヶ沢の沢 3	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051116	松ヶ沢の沢 4	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051117	松林の沢	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051118	松林の沢 2	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051119	年々の沢	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051120	年々の沢 2	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051121	年々の沢 3	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051122	元村の沢 2	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	B051123	松林の沢 3	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051124	松林の沢 4	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051125	江川の沢	安家	江川	R3. 3. 19
安家	B052201	高須賀の沢 3	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052202	高須賀の沢 4	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052203	高須賀の沢 5	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052204	高須賀の沢 6	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052205	高須賀の沢 7	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052206	高須賀の沢 8	安家	高須賀	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	B052207	年々の沢 4	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052208	年々の沢 5	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052209	年々の沢 6	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052210	年々の沢 7	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052211	年々の沢 8	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J042103	茂井の沢 4	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042104	茂井の沢 5	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042105	茂井の沢 6	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042106	茂井の沢 7	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042107	年々の沢 9	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J042108	茂井の沢 8	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042201	半城子の沢 7	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	J042202	半城子の沢 8	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	J050107	大坂本の沢 5	安家	大平	R3. 3. 19
安家	J051102	大平の沢 11	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	J051107	燃壁沢の沢	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	J051108	燃壁沢の沢 2	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	J051109	氷渡の沢 9	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	J051110	松ヶ沢の沢 5	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051111	松ヶ沢の沢 6	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051112	松ヶ沢の沢 7	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051113	松ヶ沢の沢 8	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051114	松ヶ沢の沢 9	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051115	日蔭の沢 6	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051115	日蔭の沢 6	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051116	日蔭の沢 7	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J051116	日蔭の沢 7	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051117	日蔭の沢 8	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J051117	日蔭の沢 8	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J052101	江川の沢 2	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J052102	江川の沢 3	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J052103	高須賀の沢 9	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052104	高須賀の沢 10	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052105	高須賀の沢 11	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052106	高須賀の沢 12	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052107	高須賀の沢 13	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052108	高須賀の沢 14	安家	高須賀	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	J052109	高須賀の沢 15	安家	高須賀	H22. 11. 26
安家	J052110	高須賀の沢 16	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052111	高須賀の沢 17	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052112	高須賀の沢 18	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052113	年々の沢 10	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052114	年々の沢 11	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052115	年々の沢 12	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052116	年々の沢 13	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052117	茂井の沢 9	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	N483006	松ヶ沢の沢 10	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	N483007	茂井の沢 10	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	N483010	大平の沢 15	安家	大平	R3. 3. 19
有芸	A072001	皆ノ川の沢	上有芸	中平	H22. 11. 26
有芸	A072002	皆ノ川の沢 2	上有芸	中平	H22. 11. 26
有芸	A072004	栂ノ木の沢	下有芸	後	H22. 11. 26
有芸	A072008	上有芸の沢	上有芸	上角地	H22. 11. 26
有芸	A072009	上有芸の沢 2	上有芸	運名根	H22. 11. 26
有芸	A072102	高清水の沢	下有芸	高清水	H22. 11. 26
有芸	A072104	栂ノ木の沢 2	下有芸	栂ノ木	H22. 11. 26
有芸	A073008	肘葛の沢	下有芸	白石畠	H22. 11. 26
有芸	B072101	松屋敷の沢	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	B072102	長者の沢	下有芸	栂ノ木	R3. 3. 19
有芸	B072103	皆ノ川の沢 3	上有芸	風吹平	R3. 3. 19
有芸	B072104	皆ノ川の沢 4	上有芸	中平	R3. 3. 19
有芸	B072105	栂ノ木の沢 3	下有芸	栂ノ木	R3. 3. 19
有芸	B072106	栂ノ木の沢 4	下有芸	後	R3. 3. 19
有芸	B072107	栂ノ木の沢 5	下有芸	後	R3. 3. 19
有芸	B072108	目倉梨の沢	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	B072109	肘葛の沢 4	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B072110	肘葛の沢 5	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B072124	水堀の沢	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	B072124-1	水堀の沢 1	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	B072125	平張の沢	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	B072126	平張の沢 2	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	B072127	下有芸の沢	下有芸	下有芸	R3. 3. 19
有芸	B072128	高清水の沢 2	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	B072129	高清水の沢 3	下有芸	高清水	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
有芸	B073101	肘葛の沢 2	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B073101-1	肘葛の沢 2-1	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B073102	田茂宿の沢	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	B073103	楓ノ橋の沢	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B073104	長下の沢	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B073105	長下の沢 2	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B082101	皆ノ川の沢 5	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	B082101-1	皆ノ川の沢 5-1	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	B082101-2	皆ノ川の沢 5-1	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	J072117	水堀の沢 2	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	J072119	上有芸の沢 3	上有芸	上角地	R3. 3. 19
有芸	J072121	上有芸の沢 4	上有芸	運名根	R3. 3. 19
有芸	J072123	鉢神の沢	下有芸	鉢神	R3. 3. 19
有芸	J072126	高清水の沢 4	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	J072148	千足の沢 2	下有芸	川向	R3. 3. 19
有芸	J072155	目倉梨の沢 2	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	J073103	砂合の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073104-1	白石畠の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073104-2	白石畠の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073105	白石畠の沢 2	下有芸	白石畠	R3. 3. 19
有芸	J073106	肘葛の沢 3	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	J073109	晴板の沢	下有芸	晴板	R3. 3. 19

2 急傾斜地

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	061A1009	日蔭	二升石	日蔭	H22. 11. 26
岩泉	061B1050	滝野	二升石	滝野	R3. 3. 19
岩泉	061B1056	日蔭 1 号	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	062A0626	大館	岩泉	大館	R3. 3. 19
岩泉	062A0627	片畠	岩泉	片畠	H19. 3. 16
岩泉	062A0628	中家	岩泉	中家	R3. 3. 19
岩泉	062A0629	幅坂	岩泉	中家	H22. 11. 26
岩泉	062A0815	向町	岩泉	向町	R3. 3. 19
岩泉	062A0816	惣畠	岩泉	惣畠	R2. 3. 31
岩泉	062A1001	細入	尼額	細入	H24. 3. 30
岩泉	062B1001	本田	岩泉	本田	R1. 7. 9
岩泉	062B1002	本田 1 号	岩泉	本田	R1. 7. 9

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	062B1003	本田 2 号	岩泉	本田	R1. 7. 9
岩泉	062B1004	夏節	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	062B1005	根玉	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	062B1006	小屋敷	岩泉	小屋敷	R1. 7. 9
岩泉	062B1007	沢廻	岩泉	沢廻	R3. 3. 19
岩泉	062B1008	沢廻 1 号	岩泉	沢廻	R3. 3. 19
岩泉	062B1009	沢廻 2 号	岩泉	府金	R3. 3. 19
岩泉	062B1010	大北川	岩泉	大北川	R3. 3. 19
岩泉	062B1011	大北川 1 号	岩泉	大北川	R3. 3. 19
岩泉	062B1012	外川目	岩泉	外川目	R3. 3. 19
岩泉	062B1013	和乙茂 4 号	乙茂	和乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1014	上 3 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1015	上 1 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1016	和乙茂 3 号	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1017	指畠	岩泉	指畠	R3. 3. 19
岩泉	062B1018	和乙茂 2 号	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1019	和乙茂 1 号	乙茂	和乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1020	上	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1021	和乙茂	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1022	上 2 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1023	坂本	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	062B1024	貝内野	二升石	貝内野	R3. 3. 19
岩泉	062B1025	日向ノ沢	尼額	日向ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	071B1031	甲地 4 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1032	甲地 3 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1033	甲地 2 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1035	甲地	鼠入	甲地	R3. 3. 19
岩泉	071B1036	甲地 1 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	072B1001	日向ノ沢 1 号	尼額	日向ノ沢	R2. 3. 31
岩泉	072B1002	日向ノ沢 2 号	尼額	日向ノ沢	R2. 3. 31
岩泉	072B1003	白土	岩泉	白土	R3. 3. 19
岩泉	072B1004	大平 5 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1005	大平 2 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1006	大平 1 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1007	大向 1 号	猿沢	大向	R3. 3. 19
岩泉	072B1009	大向 2 号	猿沢	大向	R3. 3. 19
岩泉	072B1010	山屋 2 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	072B1011	竹野	猿沢	竹野	R3. 3. 19
岩泉	072B1012	山屋 1 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1013	堤	猿沢	堤	R3. 3. 19
岩泉	072B1014	月出 1 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1015	山屋 3 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1016	山屋 4 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1017	月出	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1018	月出 2 号	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1019	山屋	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1020	穴ノ沢	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1021	穴ノ沢 2 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1022	穴ノ沢 1 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1023	穴ノ沢 3 号	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1024	日向森山 4 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1025	日向森山 3 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1026	日向森山 2 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1027	日向前 1 号	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1028	日向森山 1 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1029	日向森山	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1030	鼠入 5 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1031	鼠入 4 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1032	鼠入 3 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1033	鼠入 7 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1034	鼠入 2 号	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1035	鼠入 6 号	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1036	鼠入	鼠入	上鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1038	日向前	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1039	日向前 2 号	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1041	鼠入 1 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	072B1042	中日向	下有芸	中日向	R3. 3. 19
岩泉	073B1008	外山	猿沢	外山	R3. 3. 19
岩泉	483N0007	中野	岩泉	中野	R3. 3. 19
小川	050B2001	沢川目	門	国見	R3. 3. 19
小川	060A0631	国見 1 号	門	国見	R3. 3. 19
小川	060A2001	下見内川	門	下見内川	H22. 11. 26
小川	060A2002	見内川	門	見内川	H22. 11. 26
小川	060B2001	国境	門	国境	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	060B2002	湯沢鹿	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	060B2003	湯沢鹿 1 号	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	060B2004	国見	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2005	見内川 1 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2006	見内川 2 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2007	見内川 3 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2008	見内川 4 号	門	上見内川	R3. 3. 19
小川	060B2009	三田貝	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2010	三田貝 1 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2011	三田貝 3 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2012	三田貝 5 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2013	三田貝 4 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2014	下三田貝 2 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2015	下三田貝 1 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2016	三田貝 2 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2017	南沢 1 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2018	南沢 2 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2019	権現 7 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2020	権現	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2021	権現 1 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2022	権現 6 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2023	権現 2 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2024	権現 3 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2025	南沢 3 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2026	権現 4 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2027	南沢	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2028	権現 5 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	061A0632	横道 4 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A0633	横道 3 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A0634	名目入 2 号	門	名目入	H24. 3. 30
小川	061A0635	滝の上	門	滝の上	H24. 3. 30
小川	061A1001	救沢 15 号	門	救沢	H24. 3. 30
小川	061A1002	横道 5 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A1003	名目入	門	名目入	H24. 3. 30
小川	061A1004	道ノ上 1 号	門	滝の上	H24. 3. 30
小川	061A1005	上平 5 号	門	上平	H24. 3. 30
小川	061A1006	稻荷 8 号	磐綿	稻荷	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	061A1007	稻荷 3 号	裊綿	稻荷	H22. 11. 26
小川	061A1008	稻荷 7 号	裊綿	稻荷	H22. 11. 26
小川	061A1010	田山	穴沢	田山	H22. 11. 26
小川	061B1001	湯沢鹿 2 号	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	061B1002	救沢 16 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1003	救沢 14 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1004	救沢 13 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1005	救沢 12 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1006	救沢 11 号	門	救沢	H24. 3. 30
小川	061B1007-1	救沢 10 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1007-2	救沢 10 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1008	救沢 9 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1009	救沢 8 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1010	救沢 7 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1011	救沢 5 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1012	救沢	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1013-1	救沢 1 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1013-2	救沢 1 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1014	横道	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1015	横道 2 号	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1016	救沢 17 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1017	救沢 2 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1018	横道 1 号	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1019	救沢 3 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1020	救沢 6 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1021	救沢 4 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1023	名目入 3 号	門	名目入	R2. 3. 31
小川	061B1024	道ノ上 3 号	門	滝の上	R2. 3. 31
小川	061B1025	下三田貝 3 号	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	061B1026	道ノ上	門	滝の上	R2. 3. 31
小川	061B1027	道ノ上 2 号	門	町	H24. 3. 30
小川	061B1028	下三田貝 4 号	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	061B1029	黒森	裊綿	泉沢	R3. 3. 19
小川	061B1030	下三田貝 5 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	061B1031	下三田貝	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	061B1033	上平 4 号	門	上平	H24. 3. 30
小川	061B1034	上平 6 号	門	上平	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	061B1035	上平 2 号	門	上平	R2. 3. 31
小川	061B1036	上平 1 号	門	上平	R2. 3. 31
小川	061B1037	小船 3 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1038	小船 1 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1039	小船 2 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1040	小船 4 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1041	小船 5 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1042	稻荷 6 号	裊綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	061B1043	小船 6 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1044	稻荷 5 号	裊綿	山本	R3. 3. 19
小川	061B1045	小船	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1046	稻荷 4 号	裊綿	稻荷	R3. 3. 19
小川	061B1047	田山 1 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	061B1048	田山 2 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	061B1051	馬立	裊綿	馬立	R3. 3. 19
小川	061B1052	稻荷 2 号	裊綿	稻荷	R3. 3. 19
小川	061B1053	稻荷 1 号	裊綿	一ツ苗代	R3. 3. 19
小川	061B1054	中島 4 号	裊綿	中島	R3. 3. 19
小川	061B1055	本銅	裊綿	本銅	R3. 3. 19
小川	061B1057	稻荷	裊綿	田畠	R3. 3. 19
小川	061B1058	田山 4 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
大川	061A1011	松野	浅内	松野	H22. 11. 26
大川	070A0636	沢口 7 号	釜津田	沢口	H22. 11. 26
大川	070A2001	上種倉 1 号	釜津田	上種倉	H22. 11. 26
大川	070A2002	小焼巻 3 号	釜津田	上種倉	H22. 11. 26
大川	070A2003	上外山	大川	上外山	H24. 3. 30
大川	070B2001	下種倉	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	070B2002	下種倉 1 号	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	070B2003	釜沢 6 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2004	釜沢 7 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2005	小焼巻 1 号	釜津田	小焼巻	R3. 3. 19
大川	070B2006	釜沢	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2007	釜沢 5 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2008	釜沢 4 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2009	小焼巻	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	070B2010	上種倉	釜津田	館	R3. 3. 19
大川	070B2011	小焼巻 2 号	釜津田	上種倉	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	070B2012	釜沢 3 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2013	上種倉 2 号	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	070B2014	釜沢 2 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2015	沢口 2 号	釜津田	塵畠	R3. 3. 19
大川	070B2016	下外山 1 号	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	070B2018	下外山 2 号	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	070B2019	釜沢 1 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2020	沢口 1 号	釜津田	塵畠	R3. 3. 19
大川	070B2022	沢口 6 号	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	070B2023	塵畠	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	070B2024	沢口	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	070B2025	小日陰	釜津田	小日陰	R3. 3. 19
大川	070B2026	唐地 2 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2029	唐地	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2031	唐地 1 号	釜津田	八重沢	R3. 3. 19
大川	070B2032	唐地 3 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2034	八重沢	釜津田	日蔭	R3. 3. 19
大川	070B2036	尾和田	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	070B2037	上外山 1 号	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	070B2038	尾和田 1 号	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	070B2039	上外山 3 号	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	070B2040	滝の上	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	071A0637	上川代	浅内	上川代	H22. 11. 26
大川	071A1001	下町	大川	下町	H24. 3. 30
大川	071A1002	大沢日向	浅内	大沢日向	H24. 3. 30
大川	071A1003	日蔭道ノ上	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	071B1001	下栗畠 1 号	浅内	下栗畠	R3. 3. 19
大川	071B1002	下栗畠	浅内	下栗畠	R2. 3. 31
大川	071B1003	上糸坪	浅内	上野	R2. 3. 31
大川	071B1004	下川代 2 号	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	071B1005	下川代	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	071B1006	扇ノ沢 1 号	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	071B1007	下川代 1 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1008	扇ノ沢	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	071B1009	上川代 1 号	浅内	上川代	R2. 3. 31
大川	071B1010	大沢日向 4 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1011	寺庭	大川	寺庭	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	071B1012	大沢日向 3 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1013	寺庭 1 号	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	071B1014	石立	大川	石立	R3. 3. 19
大川	071B1015	大沢日蔭 2 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1016	長田	大川	長田	R3. 3. 19
大川	071B1017	下町向	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	071B1018	大沢日蔭	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1019	舞ノ子 2 号	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1020	下町向 1 号	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	071B1021	大沢日蔭 3 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1022	舞ノ子 1 号	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1023	舞ノ子	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1024	大沢日蔭 1 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1025	大家 2 号	大川	大家	R3. 3. 19
大川	071B1026	大沢日蔭 4 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1027	大沢日向 2 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1028	日蔭舞ノ子	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1029	日蔭舞ノ子 1 号	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1030	大沢日向 1 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1034	平井	大川	平井	R3. 3. 19
大川	071B1037	大家 1 号	大川	大家	R3. 3. 19
大川	071B1038	大家	大川	大家	R3. 3. 19
小本	063A0630	小本	小本	小本	H19. 3. 16
小本	063A1009	中野 2 号	小本	中野	H19. 3. 16
小本	063A1010	小本	小本	小本	H20. 11. 21
小本	063A1011	中野 1 号	小本	中野	H22. 11. 26
小本	063A1012	小本 1 号	小本	小本	H20. 11. 21
小本	063B1003	中野	小本	中野	R2. 3. 31
小本	063B1004	中野 3 号	小本	中野	R2. 3. 31
小本	063B1005	中島 3 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1006	中島 5 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1007	中島 6 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1008	中島	中里	岸	R2. 3. 31
小本	063B1009	中島 1 号	中島	中島	H24. 3. 30
小本	063B1010	中島 2 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1011	長内	小本	長内	R2. 3. 31
小本	063B1012	内の沢 1 号	小本	内の沢	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小本	063B1013	襲野 1 号	襲野	襲野	R2. 3. 31
小本	063B1014	襲野	襲野	愛羅	R2. 3. 31
小本	063B1015	赤鹿 1 号	襲野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	063B1016	長内 1 号	小本	長内	H22. 11. 26
小本	063B1017	内の沢	小本	内の沢	R2. 3. 31
小本	063B1018	中岸	中里	岸	R2. 3. 31
小本	063B1019	赤鹿	襲野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	063B1020	卒郡	中島	卒郡	R2. 3. 31
小本	063B1021	林ノ下	中里	林ノ下	R2. 3. 31
小本	073A0817	本茂師	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1001	本茂師 1 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1002	本茂師 2 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1003	本茂師 3 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1004	小成 1 号	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073A1005	小成 2 号	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073A1006	小成	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073B1001	中里 1 号	中里	中里	R2. 3. 31
小本	073B1002	中里	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	073B1004	外川目 1 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1005	外川目 2 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1006	外川目 4 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1007	外川目 3 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	483N0008	長内 1	中島	長内	R2. 3. 31
小本	483N0014	長内 2	中島	長内	R2. 3. 31
安家	042B2001	半城子	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	042B2002	半城子 1 号	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	042B2003	茂井	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	042B2004	茂井 1 号	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	042B2005	茂井 2 号	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	051A0638	大平	安家	大平	H24. 3. 30
安家	051A0639	松林	安家	松林	H24. 3. 30
安家	051A1001	松林 2 号	安家	松林	H24. 3. 30
安家	051A1002	年々	安家	年々	H24. 3. 30
安家	051A1004	大平 3 号	安家	大平	H24. 3. 30
安家	051B1001	松ヶ沢	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	051B1002	松ヶ沢 1 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1003	松林 3 号	安家	松林	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	051B1004	松ヶ沢 2 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1005	松ヶ沢 3 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1006	松林 1 号	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	051B1007	松ヶ沢 4 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1008	松ヶ沢 5 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1009	年々 2 号	安家	年々	H24. 3. 30
安家	051B1010	松ヶ沢 6 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1011	大平 4 号	安家	大平	R3. 3. 19
安家	051B1012	折壁	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	051B1013	折壁 1 号	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	052B1001	年々 3 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1002	年々 4 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1003	年々 5 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1004	年々 6 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1005	年々 7 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1006	江川	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	483N0001	大平 6 号	安家	大平	R3. 3. 19
有芸	072B1037	高清水	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1043	高清水 2 号	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1044	高清水 1 号	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1045	中田角地 1 号	上有芸	中田角地	R3. 3. 19
有芸	072B1046	中田角地	上有芸	中田角地	R3. 3. 19
有芸	072B1047	上有芸	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	072B1048	運名根	上有芸	運名根	R3. 3. 19
有芸	072B1049	柄ノ木 1 号	下有芸	柄ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1050	柄ノ木 2 号	下有芸	柄ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1051	肘葛 3 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	072B1052	肘葛	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	072B1053	柄ノ木	下有芸	柄ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1054	柄ノ木 3 号	下有芸	柄ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1055	上構 1 号	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	072B1056	上構	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	072B1057	目倉梨 1 号	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	072B1058	目倉梨	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	072B1059	中平 1 号	上有芸	中平	R3. 3. 19
有芸	072B1060	風吹平	上有芸	風吹平	R3. 3. 19
有芸	072B1061	中平	上有芸	中平	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
有芸	072B1062	中苧坪	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	072B1063	中苧坪 1 号	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	073B1009	長下 2 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1010	立石 3 号	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1011	長下	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1012	長下 1 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1013	立石 2 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1014	立石 1 号	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1015	立石	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1016	晴板	下有芸	晴板	R3. 3. 19
有芸	073B1017	肘葛 1 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	073B1018	肘葛 2 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19

3 地すべり

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	38	浅不動	門	中家	R3. 3. 19
小川	39	裊綿	裊綿	稻荷	R3. 3. 19

資料13 山地災害危険箇所

国有林地内崩壊土砂流出危険地区

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
483-1	囲沢	岩泉字夏節国有林 563 林班	a1	c2	B	1.26	無	無
483-2	滝沢	岩泉字夏節国有林 564 林班	a1	c2	B	1.62	無	未成
483-3	遅沢	釜津田字権現国有林 549 林班	a1	a2	A	2.64	有	一部概成
483-4	野沢	釜津田字権現国有林 550 林班	b1	c2	C	1.26	有	一部概成
483-5	ウトウゲ沢	釜津田字権現国有林 551 林班	a1	c2	B	3.36	無	未成
483-6	板の股沢	釜津田字中居村国有林 594 林班	b1	b2	B	1.20	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 507 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 509 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 511 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 512 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-8	エノージ沢	釜津田字滝ノ上国有林 532 林班	b1	b2	B	3.60	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 516 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-10	滝ノ上2	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	b1	c2	C	4.32	有	未成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 534 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 516 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 517 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 519 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 520 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-13	岩の渡沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	1.44	有	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-15	セッカケ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	b1	c2	C	3.12	無	無
483-16	オンドコ沢	釜津田字下大板屋国有林 521 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-16	オンドコ沢	釜津田字下大板屋国有林 523 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-17	南の沢	釜津田字下大板屋国有林 525 林班	b1	c2	C	2.16	有	未成
483-18	駒ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 537 林班	b1	c2	C	4.56	無	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 538 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 539 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 540 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 541 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-21	上大板屋	釜津田字下大板屋国有林 526 林班	c1	c2	C	0.96	有	無
483-22	大曲沢	釜津田字上大板屋国有林 527 林班	a1	c2	B	1.20	有	無

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
483-23	一の又沢	釜津田字上大板屋国有林 528 林班	b1	a2	A	2.16	有	一部概成
483-24	櫃取	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	a1	c2	B	1.20	有	無
483-25	三の又沢	釜津田字上大板屋国有林 529 林班	c1	c2	C	0.96	有	一部概成
483-26	獅子ヶ沢	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	b1	c2	C	1.44	有	無
483-27	寄部沢	大川字兜森国有林 501 林班	b1	c2	C	6.96	無	一部概成

※1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※2 危険度判定の順位 C < B < A

民有林地内崩壊土砂流出危険地区

■山腹崩壊危険地区

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-032	龍泉洞	岩泉 神成 206	a1	a2	A	6	有	未成
025-047-001	乙茂	岩泉 三田市 253	a1	c2	B	2	有	無
025-047-002	乙茂	岩泉 三田市 49-4 253	a1	c2	B	2	有	一部概成
025-047-003	乙茂	岩泉 253	a1	c2	B	1	無	無
025-047-004	二升石	岩泉 貝内野 200	b1	a2	A	3	有	無
025-047-005	二升石	岩泉 貝内野 199	a1	a2	A	2	有	無
025-047-006	二升石	岩泉 貝内野 199	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-007	名目入	小川 門 545	b1	a2	A	3	有	概成
025-047-008	名目入	小川 三田貝 494	c1	c2	C	1	有	概成
025-047-009	中沢	門 中瀬 495	c1	a2	B	1	有	概成
025-047-010	浅内	大川 上野 397	a1	a2	A	2	無	無
025-047-011	下町	大川 下町 381	a1	a2	A	2	無	無
025-047-012	日蔭	大川 大川第4地割 294	a1	a2	A	1	無	無
025-047-013	日蔭	大川 大川第5地割 296	c1	a2	B	1	無	無
025-047-014	中居村	釜津田 釜沢 354	a1	a2	A	4	有	概成
025-047-015	卒郡	小本 卒郡 12	a1	b2	A	7	有	概成
025-047-016	権現	釜津田 上栗宿 427	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-017	褒綿	小川 稲荷 579	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-018	落合	大川 松野 400	a1	c2	B	1	有	概成
025-047-019	救沢	門 救沢 551	b1	c2	C	2	無	概成
025-047-020	二升石	二升石 橋の下 188	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-021	名目入	門 名目入 545	c1	a2	B	4	有	概成
025-047-022	中沢	門 横道 543	a1	c2	B	1	無	概成
025-047-023	権現	釜津田 上栗宿 428	a1	c2	B	5	有	概成

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-024	中野	小本 中野	40	a1	a2	A	1	無 概成
025-047-025	種倉	釜津田 種倉	367	a1	a2	A	1	無 概成
025-047-026	三田貝	門 南三田貝	484	a1	a2	A	2	無 無
025-047-027	小本	小本 須賀	9995	c1	c2	C	1	有 一部概成
025-047-028	川代	浅内 猿走	391	a1	c2	B	1	有 概成
025-047-029	茂師	小本 小成	2	a1	c2	B	1	無 無
025-047-030	国境	岩泉 府金	516	c1	b2	C	1	無 一部概成

※1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※2 危険度判定の順位 C < B < A

■崩壊土砂流出危険地区

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-177	大沢日陰	浅内	大沢日陰	257他	a1	c2	B	1.72	無	未成
025-047-175	尾和田	釜津田	尾和田	345	b1	c2	C	0.74	有	未着手
025-047-174	尼額	刈屋	尼額	183	c1	c2	C	0.27	無	概成
025-047-173	下和野	二升石	下和野	193	b1	c2	C	4.05	無	未成
025-047-172	南沢	穴沢	南沢	474	b1	c2	C	0.27	無	未成
025-047-171	南沢	穴沢	南沢	474	a1	b2	A	0.58	有	概成
025-047-001	年々	安家	茂井	657	a1	b2	A	1.5	無	無
025-047-002	川口	安家	半城子	657	b1	a2	A	2.27	無	無
025-047-003	川口	安家	半城子	657	c1	a2	B	0.32	無	無
025-047-004	川口	安家	半城子	652	a1	b2	A	1.16	無	無
025-047-005	川口	安家	川口	658	c1	b2	C	0.91	無	無
025-047-006	川口	安家	半城子	658	b1	b2	B	0.22	無	無
025-047-007	川口	安家	半城子	657	a1	a2	A	0.46	無	無
025-047-008	川口	安家	半城子	656	b1	a2	A	0.34	無	無
025-047-009	川口	安家	川口	655	c1	c2	C	0.16	無	無
025-047-010	元村	安家	元村	653	b1	a2	A	0.36	無	無
025-047-011	元村	安家	元村	9996	b1	a2	A	0.26	無	無
025-047-012	元村	安家	松林	9996	c1	b2	C	0.04	無	無
025-047-013	元村	安家	松林	9996	c1	c2	C	0	無	無
025-047-014	松ヶ沢	安家	栗山	9996	a1	c2	B	1.11	無	無
025-047-015	松ヶ沢	安家	松ヶ沢	9996	a1	c2	B	1.03	無	無
025-047-016	大平	安家	高屋敷	9996	b1	a2	A	0.2	無	無
025-047-017	大平	安家	安家大平	9996	a1	a2	A	0.47	無	無
025-047-018	元村	安家	元村	618	b1	c2	C	0.41	無	無
025-047-019	高須賀	安家	高須賀	615	b1	c2	C	0.65	無	無
025-047-020	高須賀	安家	江川	9996	a1	c2	B	2.83	無	無
025-047-021	高須賀	安家	高須賀	592	a1	a2	A	0.6	無	無
025-047-022	高須賀	安家	高須賀	594	a1	c2	B	0.74	無	無
025-047-023	江川	安家	江川	599	b1	c2	C	1.69	無	無
025-047-024	江川	安家	江川	603	a1	c2	B	1.1	無	無
025-047-025	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	0.8	無	無
025-047-026	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	1.02	無	無
025-047-027	国境	小川	国境	332	b1	a2	A	0.43	有	無
025-047-028	国境	小川	沢川目	517	b1	a2	A	0.94	有	無
025-047-029	見内川	小川	雷峰	520	a1	a2	A	3.96	無	無

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-030	国境	小川	国境	332	c1	a2	B	0.98	無	無
025-047-031	国境	小川	国境	509	a1	c2	B	0.93	有	無
025-047-032	見内川	小川	落合	508	a1	b2	A	2.18	無	無
025-047-033	浅不動	小川	浅不動	526	a1	b2	A	1.55	無	無
025-047-034	浅不動	小川	浅不動	524	b1	a2	A	1.78	無	無
025-047-035	小松山	小川	大久保	537	a1	a2	A	0.92	無	無
025-047-036	浅不動	小川	大久保	535	a1	c2	B	2.76	有	一部概成
025-047-037	中沢	門	横道	543	b1	a2	A	0.18	無	無
025-047-038	名目入	門	名目入	544	a1	a2	A	0.62	無	無
025-047-039	中沢	門	横道	494	b1	a2	A	0.68	有	一部概成
025-047-040	救沢	門	救沢	550	a1	c2	B	1.62	無	一部概成
025-047-041	救沢	門	救沢	9996	b1	a2	A	2.32	無	無
025-047-042	救沢	門	救沢	544	a1	a2	A	0.34	無	一部概成
025-047-043	救沢	門	救沢	546	b1	b2	B	0.22	無	概成
025-047-044	救沢	門	救沢	546	c1	b2	C	0.04	無	概成
025-047-045	救沢	門	救沢	559	a1	b2	A	0.89	無	概成
025-047-046	石畠	小川	石畠	561	b1	a2	A	0.29	無	概成
025-047-047	石畠	小川	石畠	561	a1	a2	A	0.83	無	無
025-047-048	穴沢	小川	穴沢	564	a1	a2	A	0.37	無	無
025-047-049	穴沢	小川	穴沢	564	b1	b2	B	0.29	無	概成
025-047-050	裏綿	裏綿	泉沢	9996	a1	c2	B	0.7	無	一部概成
025-047-051	裏綿	裏綿	泉沢	571	a1	c2	B	2.09	無	無
025-047-052	一ツ苗代	小川	松石	578	b1	a2	A	0.25	無	無
025-047-053	三田貝	小川	三田貝	491	b1	a2	A	0.23	無	無
025-047-054	三田貝	小川	三田貝	402	b1	b2	B	1.73	無	無
025-047-055	南沢	小川	穴沢	480	a1	a2	A	0.65	無	概成
025-047-056	南沢	小川	穴沢	406	a1	c2	B	2.71	有	一部概成
025-047-057	田山	小川	穴沢	378	b1	b2	B	2.1	無	無
025-047-058	田山	小川	穴沢	448	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-059	一ツ苗代	小川	穴沢	384	a1	c2	B	0.86	無	無
025-047-060	一ツ苗代	小川	穴沢	393	a1	a2	A	2.08	有	無
025-047-061	権現	大川	釜津田	402	a1	b2	A	2.4	無	無
025-047-062	権現	大川	釜津田	403	b1	c2	C	6.73	有	一部概成
025-047-063	中居村	大川	釜津田	356	b1	a2	A	1.9	有	概成
025-047-064	滝の上	大川	釜津田	9996	a1	b2	A	2.24	無	無

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-065	唐地	大川	釜津田	345	b1	a2	A	0.6	有	無
025-047-066	中居村	大川	釜津田	9996	a1	a2	A	1.5	無	無
025-047-067	館沢口	大川	釜津田	360	a1	b2	A	0.49	有	概成
025-047-068	館沢口	大川	釜津田	359	a1	a2	A	1.3	有	一部概成
025-047-069	種倉	大川	釜津田	409	a1	b2	A	1.72	有	無
025-047-070	外山	大川	大川	312	a1	b2	A	0.78	無	無
025-047-071	外山	大川	外山	9996	c1	c2	C	1.79	有	概成
025-047-072	大広	大川	大広	377	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-073	下町	大川	下町	382	b1	b2	B	0.65	無	無
025-047-074	日蔭	大川	大川	9996	a1	b2	A	1.83	無	無
025-047-075	日蔭	大川	大川	9996	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-076	日蔭	大川	大川	296	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-077	平井	大川	宇津野	9996	a1	b2	A	1.21	無	無
025-047-078	平井	大川	宇津野	280	a1	c2	B	0.84	有	無
025-047-079	平井	大川	平井	273	a1	c2	B	1.78	無	無
025-047-080	川代	大川	浅白	385	a1	c2	B	3.09	無	無
025-047-081	落合	岩泉	二升石	400	a1	c2	B	0.35	有	概成
025-047-082	大沢	浅内	大沢	105	a1	a2	A	0.98	無	無
025-047-083	大沢	浅内	大沢	270	a1	a2	A	1.41	無	無
025-047-084	本田	岩泉	新田	9996	a1	c2	B	0.6	無	無
025-047-085	本田	岩泉	新田	224	a1	c2	B	0.68	無	無
025-047-086	本田	岩泉	本田	213	a1	a2	A	0.81	無	無
025-047-087	二升石	岩泉	二升石	194	a1	c2	B	0.85	無	無
025-047-088	二升石	岩泉	二升石	193	a1	a2	A	1.59	無	一部概成
025-047-089	尼額	岩泉	尼額	213	b1	c2	C	1.74	有	一部概成
025-047-090	二升石	岩泉	二升石	198	c1	c2	C	0.04	無	無
025-047-091	上下町	岩泉	後山	202	a1	c2	B	5.59	無	一部概成
025-047-092	上下町	岩泉	岩泉	206	b1	a2	A	0.13	無	無
025-047-093	沢廻	岩泉	小屋敷	233	b1	a2	A	0.62	無	無
025-047-094	沢中	岩泉	下岩泉	234	c1	c2	C	2.65	無	無
025-047-095	沢中	岩泉	下岩泉	9996	c1	a2	B	1.26	有	無
025-047-096	下岩泉	岩泉	神滝	239	c1	c2	C	4.42	有	無
025-047-097	乙茂	岩泉	乙茂	241	b1	c2	C	1.36	有	無
025-047-098	乙茂	岩泉	乙茂	245	b1	b2	B	3.94	無	無
025-047-099	尼額	岩泉	尼額	137	a1	c2	B	1.14	有	無

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-100	向町	岩泉	尼額	181	c1	b2	C	0.53	無	無
025-047-101	三本松上の山	岩泉	大平	175	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-102	月出	岩泉	大平	177	b1	c2	C	0.49	無	無
025-047-103	月出	岩泉	山屋	180	a1	c2	B	1.61	無	無
025-047-104	下岩泉	岩泉	猿沢	169	b1	c2	C	0.55	無	概成
025-047-105	月出	岩泉	穴ノ沢	131	a1	a2	A	0.63	無	無
025-047-106	月出	岩泉	穴ノ沢	172	a1	a2	A	0.47	有	無
025-047-107	乙茂	岩泉	乙茂	171	a1	c2	B	2.21	無	概成
025-047-108	乙茂	岩泉	乙茂	161	b1	c2	C	0.97	有	無
025-047-109	猿沢	岩泉	猿沢	163	c1	a2	B	0.29	無	無
025-047-110	猿沢	岩泉	猿沢	144	c1	a2	B	0.57	無	無
025-047-111	猿沢	岩泉	猿沢	147	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-112	猿沢	岩泉	猿沢	150	b1	c2	C	1.73	無	無
025-047-113	褒野	褒野	褒野	252	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-114	褒野	小本	褒野	29	b1	c2	C	1.94	有	一部概成
025-047-115	岸	小本	中島	35	b1	c2	C	3.64	無	無
025-047-116	褒野	小本	日向	32	a1	a2	A	0.96	有	無
025-047-117	岸	小本	小本中里	32	c1	a2	B	0.32	有	概成
025-047-118	岸	小本	中島	32	b1	a2	A	0.85	有	概成
025-047-119	中島	小本	中島	37	c1	a2	B	0.35	有	無
025-047-120	中野	小本	小本中里	40	c1	a2	B	0.03	無	概成
025-047-121	中野	小本	小本	41	c1	c2	C	0.02	無	無
025-047-122	褒野	褒野	褒野	27	c1	a2	B	3.66	無	無
025-047-123	褒野	岩泉	中里	24	b1	c2	C	0.29	無	無
025-047-124	中里	岩泉	中里	15	b1	a2	A	0.42	無	無
025-047-125	豊岡	岩泉	中里	7	b1	c2	C	2.41	無	一部概成
025-047-126	豊岡	小本	外川目	7	b1	a2	A	3.24	有	概成
025-047-127	豊岡	岩泉	阿津羅	7	c1	c2	C	2.03	有	無
025-047-128	卒郡	小本	中島	12	c1	c2	C	0.17	無	無
025-047-129	卒郡	小本	中島	12	a1	b2	A	0.55	無	一部概成
025-047-130	小成	小本	小成	6	c1	a2	B	1.13	無	無
025-047-131	小本	小本	小本	10	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-132	小本	小本	小本	1	c1	c2	C	0.3	無	無
025-047-133	小本	小本	小本	1	b1	b2	B	0.19	無	無
025-047-134	高清水	有芸	高清水	173	a1	a2	A	0.76	有	無

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-135	下有芸	有芸	馬飼野	126	a1	b2	A	1.59	無	無
025-047-136	甲地	有芸	巣入	2700	b1	c2	C	0.98	有	一部概成
025-047-137	水堀	有芸	上有芸	108	c1	b2	C	0.94	無	無
025-047-138	松屋敷	有芸	松屋敷	93	b1	b2	B	1.97	有	無
025-047-139	皆の川	有芸	皆ノ川	76	b1	c2	C	1.32	無	無
025-047-140	皆の川	有芸	皆ノ川	73	b1	b2	B	0.77	無	無
025-047-141	上有芸	有芸	上有芸	118	a1	a2	A	1.47	無	一部概成
025-047-142	上有芸	有芸	平張	69	c1	a2	B	0.81	無	無
025-047-143	柄の木	有芸	柄の木	69	a1	a2	A	1.13	無	無
025-047-144	上中倉	有芸	上中倉	47	b1	a2	A	2.16	有	無
025-047-145	上中倉	有芸	上中倉	50	a1	c2	B	2.48	有	概成
025-047-146	救沢	門	救沢	543	a1	c2	B	0.5	有	一部概成
025-047-147	救沢	門	救沢	544	a1	c2	B	0.41	有	一部概成
025-047-148	救沢	門	救沢	544	b1	a2	A	0.15	無	一部概成
025-047-149	中沢	門	中瀬	495	c1	a2	B	0.48	有	概成
025-047-150	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.78	有	概成
025-047-151	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.31	有	一部概成
025-047-152	中沢	門	中瀬	494	c1	a2	B	0.08	有	一部概成
025-047-153	大沢	浅内	大沢	111	b1	b2	B	0.78	無	無
025-047-154	大渡	大川	大渡	269	b1	c2	C	0.17	有	一部概成
025-047-155	平井	大川	宇津野	281	c1	c2	C	0.08	有	無
025-047-156	寄部	大川	大家	9996	a1	c2	B	5.48	有	未成
025-047-157	見内川	岩泉	二升石	527	c1	c2	C	1.25	無	無
025-047-158	見内川	小川	見内川	504	b1	b2	B	1.11	有	一部概成
025-047-159	田茂宿	大川	有芸	43	c1	b2	C	0.41	有	概成
025-047-160	一ツ苗代	和田	松橋	195	c1	b2	C	0.51	無	無
025-047-161	二升石	二升石	下和野	193	c1	a2	B	1.02	無	無
025-047-162	種倉	釜津田	上種倉	363	a1	c2	B	2.16	無	無
025-047-163	尼額	尼額	追形	203	c1	a2	B	0.33	無	概成
025-047-164	尼額	尼額	合地	138	c1	c2	C	1.05	無	無
025-047-165	褒綿	褒綿	泉沢	565	c1	c2	C	0.12	有	一部概成
025-047-166	松橋	二升石	滝野	9996	b1	c2	C	6.14	有	概成
025-047-167	種倉	釜津田	下種倉	370	a1	c2	B	0.92	有	概成
025-047-168	田茂宿	有芸	下有芸	54	c1	a2	B	0.12	無	概成
025-047-169	乙茂	乙茂	三田市	248	c1	a2	B	0.07	無	無

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-170	乙茂	乙茂	乙茂	248	b1	a2	A	0.22	無	一部概成

※1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※2 危険度判定の順位 C < B < A

■ 地すべり危険地区

調査番号	地区名	位置			崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区的危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
025-047-001	小松山	門	中沢	531	a1	a2	A	28.07	有	概成
025-047-002	中居村	釜津田	釜沢	354	a1	c2	B	1.98	有	一部概成

※1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※2 危険度判定の順位 C < B < A

資料14 砂防指定地一覧

(岩手県 令和4年12月31日現在)

No.	指定年月日	水系名	河川渓流名	支渓名	面積(h)
1	S 15. 7. 6	小本川	大川	種倉沢	2.3800
2	S 15. 7. 6	小本川	大川	沢口沢	3.0000
3	S 17. 9. 4	小本川	大川	釜沢	2.2300
4	S 36.12. 8	小本川	小本川	三田市川	4.7000
5	S 38. 9.14	摂待川	摂待川	摂待川	4.1000
6	S 40. 7.10	その他	小成川	小成川、境沢	2.2700
7	S 41. 8. 9	その他	小成川	葺沢	3.4000
8	S 44. 1.16	小本川	小本川	荷内川	10.2000
9	S 44. 1.16	小本川	大川	野津辺沢	16.8000
10	S 45.10. 6	小本川	大川	大沢	7.2000
11	S 47.11.16	小本川	小本川	中沢	3.7000
12	S 48.12. 7	小本川	小本川	見内川	4.5000
13	S 48.12. 7	小本川	小本川	田山沢、萩牛沢	3.2000
14	S 48.12. 7	小本川	小本川	泉沢	2.8000
15	S 50. 1.30	その他	小成川	小成川、オオカン沢	2.8000
16	S 50. 1.30	小本川	小本川	雷峰沢、鬼久保沢	5.0000
17	S 53. 4.17	小本川	小本川	才の神沢	5.2600
18	S 54. 3. 5	小本川	大川	野津辺沢	1.6500
19	S 56. 4.23	小本川	小本川	才の神沢、ヨツチノ沢	8.9700
20	S 57. 5.25	その他	小成川	小成川、オオカン沢	1.0200
21	S 58. 3.23	小本川	小本川	見内川	2.2100
22	S 58.12.15	小本川	大川	沢口沢	0.8000
23	S 58.12.15	その他	小成川	小成川	0.1100
24	S 58.12.15	小本川	小本川	鼠入川	2.2400
25	S 60. 9.18	小本川	大川	小焼巻沢	0.4600
26	S 62. 2.12	小本川	小本川	三田市川	12.0000
27	S 62.12. 5	小本川	小本川	三田貝沢	0.5400
28	S 63. 1.16	小本川	小本川	才の神沢	0.4000
29	S 63.11.18	小本川	小本川	堤ヶ沢	0.8500
30	H 1.10. 6	小本川	小本川	大石沢	3.5700
31	H 2.12.12	小本川	小本川	三田貝沢	24.5300
32	H 2.12.12	小本川	小本川	堤ヶ沢	27.9900
33	H 4. 2. 4	小本川	小本川	本銅沢	3.6500
34	H 4. 2. 4	小本川	小本川	長内沢	8.1600
35	H 4.12.25	小本川	小本川	三田貝沢	0.0700

No.	指定年月日	水系名	河川渓流名	支渓名	面積(h)
36	H 7. 2.13	小本川	小本川	石畠沢	2.0800
37	H 7. 2.13	小本川	小本川	山岸の沢	0.5000
38	H 8. 4. 9	小本川	小本川	長内沢	0.9900
39	H 8. 4. 9	小本川	小本川	山岸の沢(2)	0.4000
40	H11.3.17	小本川	小本川	乙茂の沢	0.9900
41	H12.5.10	小本川	小本川	本銅沢	0.3300
42	H14.5.29	小本川	小本川	堤ヶ沢	0.7400
43	H15.2.13	小本川	小本川	浅内の沢	0.2900
44	H16.10.5	小本川	小本川	浅内の沢	0.0644
45	H25.3.13	小本川	長内川	長内沢	0.0118
46	H26.3.24	小本川	小本川	国境の沢(4)	0.3631
47	H27.7.28	小本川	小本川	上町の沢2	0.9031
48	H28.11.16	小本川	小本川	沢川目の沢2	2.5864
49	H30.12.26	小本川	松橋川	松橋の沢(5)	0.9324
50	H30.12.26	小本川	小本川	大久保の沢	0.3210
51	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(9)	0.4961
52	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(7)	0.3554
53	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(11)	0.2316
54	H30.12.26	小本川	大川	釜沢(2)	0.1997
55	H30.12.26	小本川	小本川	伏屋の沢	0.5046
56	H30.12.26	小本川	大川	唐地の沢(3)	0.3792
57	H30.12.26	小本川	大川	釜津田沢	0.2178
58	H30.12.26	小本川	小本川	上乙茂の沢(4)	0.8070
59	H30.12.26	安家川	安家川	大平の沢	0.4459
60	H31.4.10	小本川	小本川	国境の沢(4)	0.7381
61	R2.7.3	小本川	松橋川	松橋の沢(6)	1.5750
62	R2.7.3	小本川	松橋川	松橋川	2.9489
63	R2.7.3	小本川	大川	大沢(11)	0.6985
64	R2.7.3	小本川	小本川	上町の沢	0.6083
65	R2.8.3	小本川	大川	下町の沢(2)	0.3368
66	R2.8.3	小本川	大川	本町の沢	0.6140
67	R2.8.3	小本川	大川	大沢(7)	0.1556
68	R2.8.3	小本川	大川	大沢(6)	0.6035
69	R2.8.3	小本川	大川	大沢	0.2986
70	R2.8.3	小本川	大川	大沢(2)	0.5228
71	R2.8.3	小本川	大川	大沢(8)	0.9891
72	R3.1.21	安家川	安家川	松林の沢(4)	0.1568

No.	指定年月日	水系名	河川渓流名	支渓名	面積(h)
73	R3.1.21	小本川	三田貝川	南三田貝の沢(2)	0.7722
74	R3.3.5	安家川	安家川	松林の沢(新)	1.0619
75	R3.3.5	小本川	小本川	垂水の沢(3)	0.1684
76	R3.5.31	小本川	小本川	上町の沢2	0.0408
77	R3.5.31	小本川	小本川	本銅口の沢	2.9199
78	R4.8.10	小本川	小本川	上町の沢(追加指定)	0.0034
79	R4.8.10	小本川	大川	大沢(7)	0.0093
80	R4.11.25	小本川	大川	日蔭の沢(2)	0.4107
81	R4.11.25	小本川	小本川	下中野の沢2	0.2798
82	R4.12.14	小本川	大川	浅内の沢	0.3781

資料15 気象警報発表基準等

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 盛岡地方気象台

岩泉町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	沿岸北部	
	市町村等をまとめた地域	宮古地域	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	13
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	82
	洪水	流域雨量指基準	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.1, 小本川流域=42.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.8, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.8, 摂待川流域=12.2, 小成川流域=8.3
		複合基準 ^{*1}	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(6, 5.8), 折壁川流域=(6, 8.1), 小本川流域=(6, 37.9), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(6, 12.4), 清水川流域=(6, 10.6), 宇津野沢流域=(6, 6.4), 大川流域=(6, 22.2), 松橋川流域=(6, 7.9)
	指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上 16m/s
			海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 16m/s 雪を伴う
			海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ 30cm
			山沿い 12時間降雪の深さ 50cm
注意報	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.3m
	大雨	表面雨量指基準	6
		土壤雨量指基準	53
	洪水	流域雨量指基準	安家川流域=11.5, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.2, 小本川流域=21.1, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.4, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=7, 摂待川流域=9.7, 小成川流域=6.6
		複合基準 ^{*1}	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 5.8), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(6, 8.8), 清水川流域=(5, 9.4), 宇津野沢流域=(6, 4.6), 大川流域=(6, 15.8), 松橋川流域=(5, 7), 小成川流域=(5, 6.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
		強風	平均風速
			陸上 10m/s
	風雪	平均風速	海上 15m/s

		海上	15m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 15cm		
		山沿い	12 時間降雪の深さ 20cm		
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	0.9m			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	融雪により被害が予想される場合				
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続 ②最小湿度 35%、実効湿度 60%				
	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上の日が継続				
なだれ					
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4 ~ 5 °C 以上低い日 が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下 6 °C 以下であって、最低気温が平年より 4 °C 以 上低いとき ②最低気温が氷点下 6 °C 以下であって、最低気温が平年より 2 °C 以 上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2°C 以下(早霜期は農作物の生育を考慮し 実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2°C より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm			

*¹ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

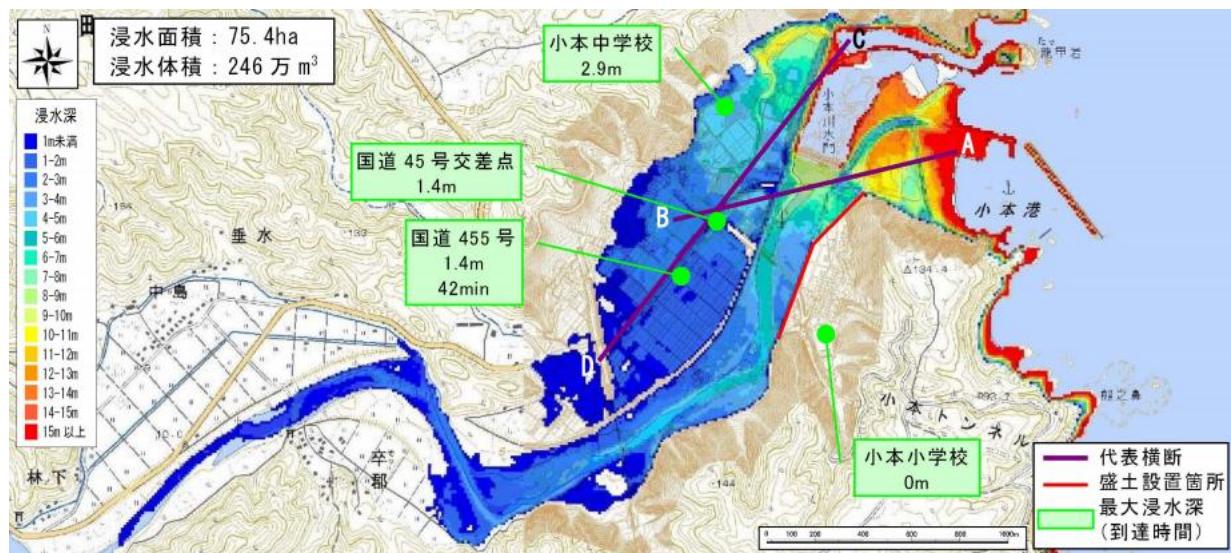
資料16 岩手県津波浸水シミュレーション(東日本大震災復興)

(資料：岩手県 平成24年1月10日公表)

以下の津波浸水シミュレーションは、海岸堤防等の復旧・整備が完了後に最大クラスの津波が来襲した場合に想定される浸水範囲及び最大の浸水深を示したものです。

■計算条件

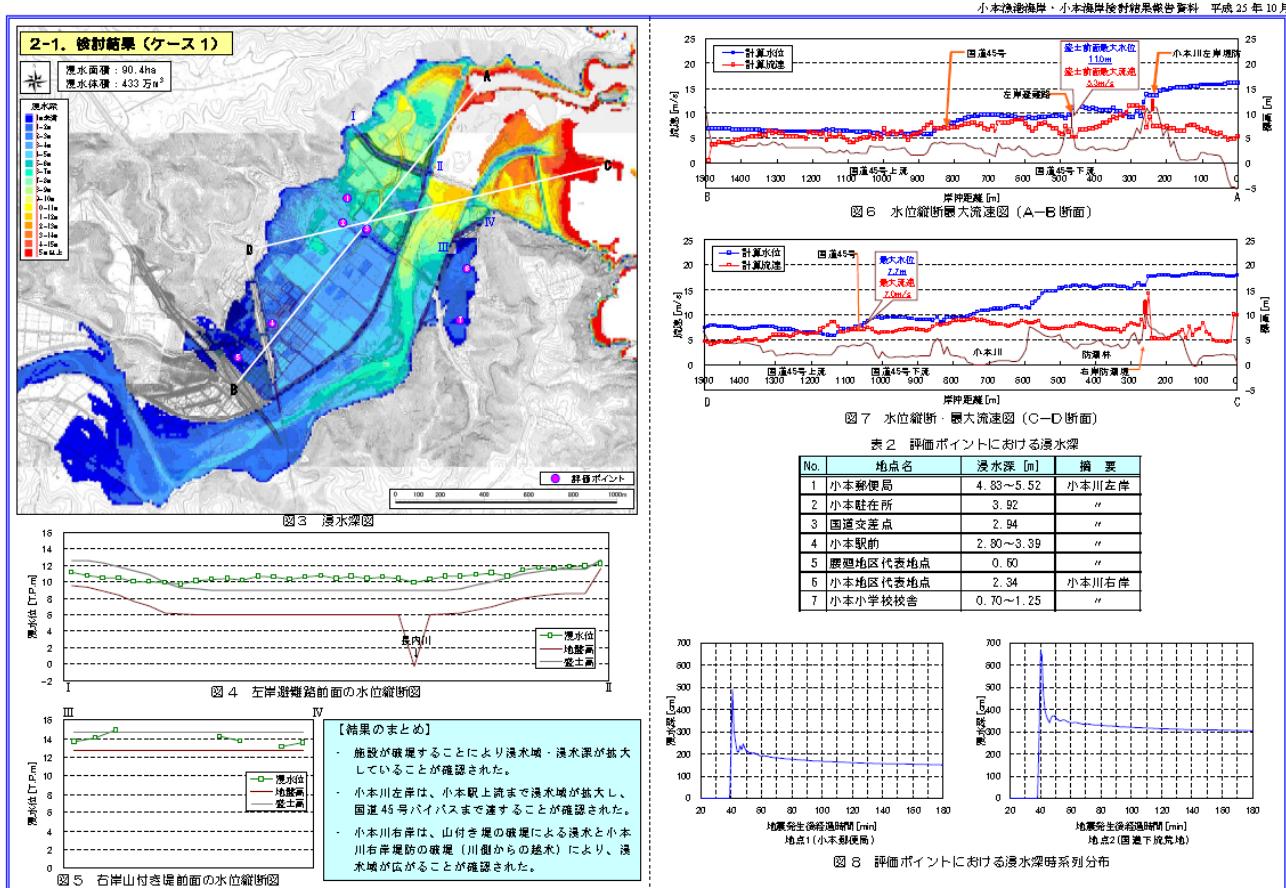
堤 防 高	海岸堤防及び水門：T.P.+12.69m 河川堤防(右岸)：山付け堤 T.P.+11.0 m 程度
最 大 ク ラ ス の 津 波	東日本大震災津波
地 盤 高	東日本大震災津波前の地盤高から東日本大震災による地盤沈下量(0.239m)を考慮した地形を基に、地震による地盤変位を考慮する
潮 位	遡望平均満潮位 T.P.+0.71m
海 岸 堤 防 等 の 構 造	最大クラスの津波による越流に対して決して壊れない構造ではないが、当シミュレーションでは、越流した場合でも壊れないという条件で計算を行っている。
まちづくりにおける盛土等	考慮しない



浸水面積	75ha
浸水体積	246万m³

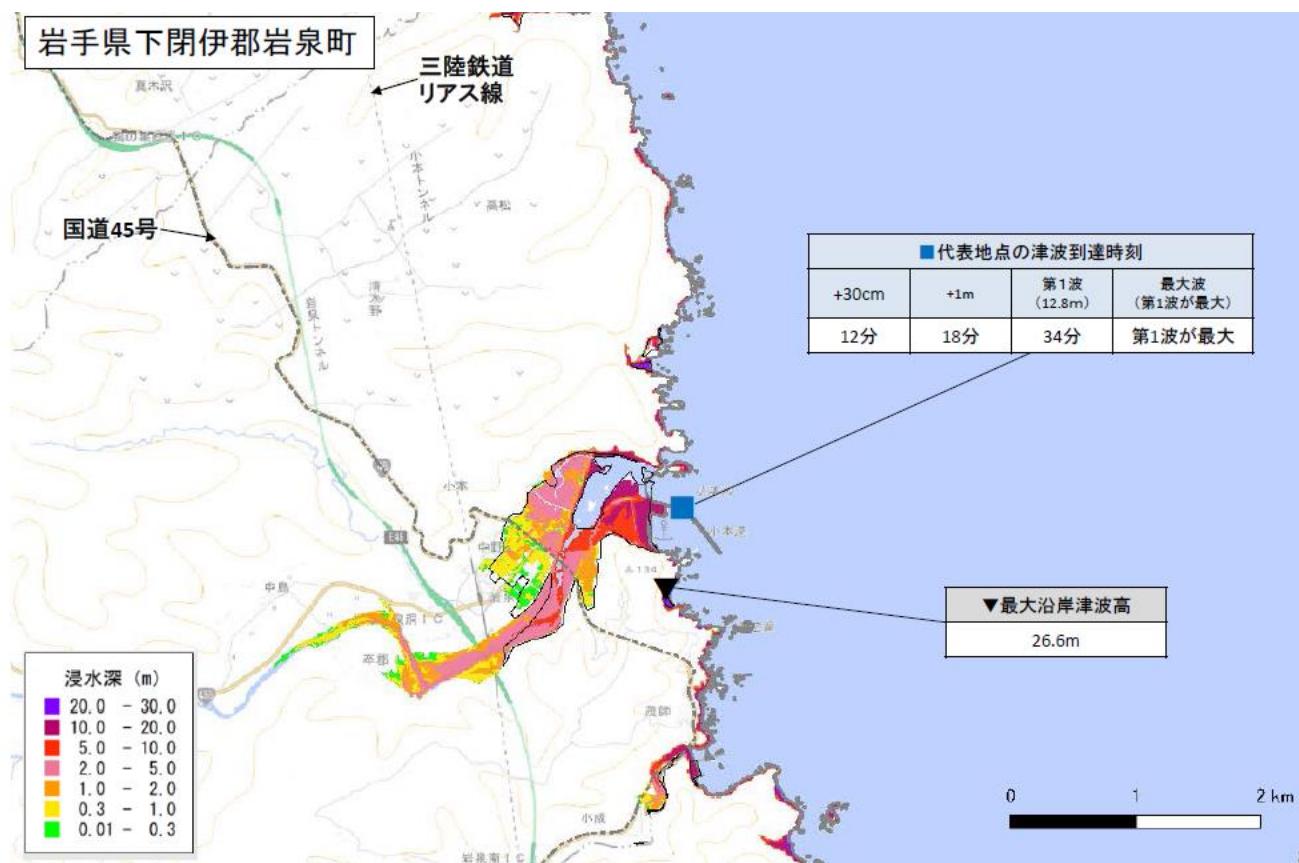
資料17 岩泉町津波浸水シミュレーション(東日本大震災復興計画)

(資料 : 岩手県 平成 25 年 10 月公表)



資料18 日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定

(資料：内閣府 令和2年9月11日公表)

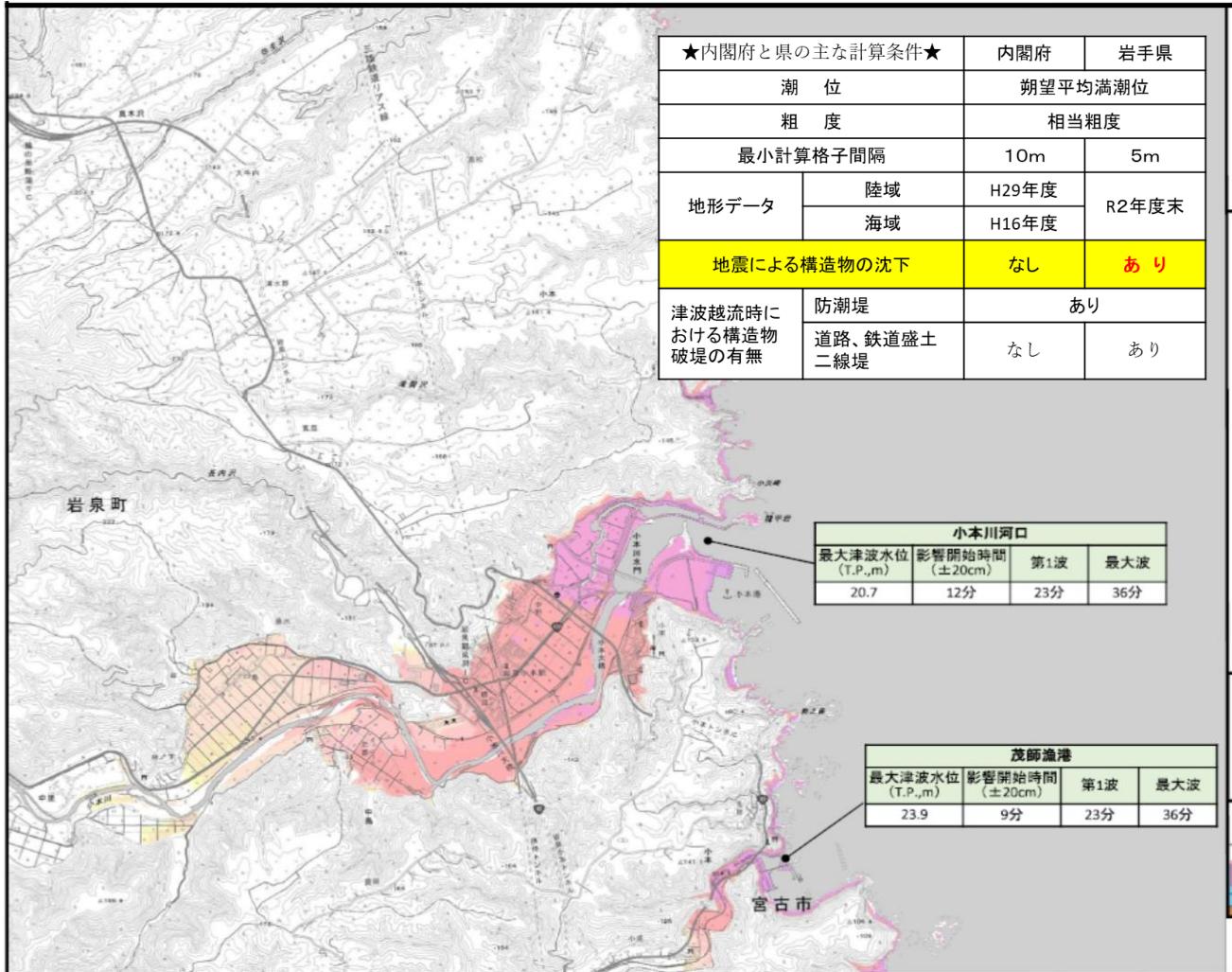


【留意事項】

- 今回推計した津波高・浸水域は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各地先において最大となる津波高・浸水域を示しているものではない。
- 例えば、津波計算については便宜上最小 10m メッシュの計算格子で表現した地形データと堤防データによって構成したシミュレーションモデルを用いて計算しており、このような一定条件下における計算モデルによる推計結果であることに留意する必要がある（建物による津波の影響は粗度係数と呼ばれる摩擦係数に置き換えて計算している）。
- 使用した地形や堤防データが作成された時期により、現状とは異なる場合があることにも留意する必要がある。
- 地震、津波は自然現象で、不確実性を伴うものであることから、今回推計した津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、必ずしも今回の推計結果通りになるとは限らず、場合によっては、ここで示した時間よりも早く津波が到来したり、津波高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があり得ることに注意が必要である。
- 今回推計した津波高・浸水域は、避難を軸にした総合的な津波対策を検討するためのものである。
- 津波高・浸水域は、被害想定を検討する過程において、改めて検証した結果、修正されることがある。

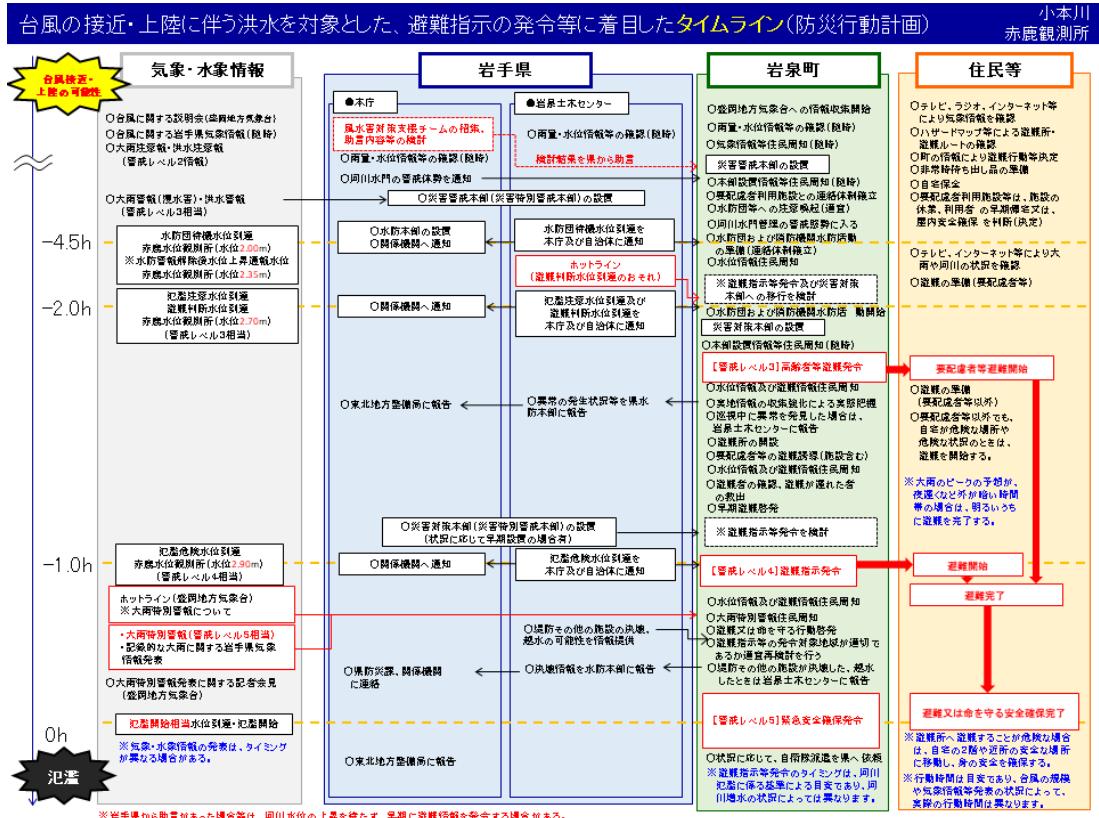
資料19 最大クラスの津波を包括した津波浸水想定

(資料：岩手県 令和4年3月29日公表)

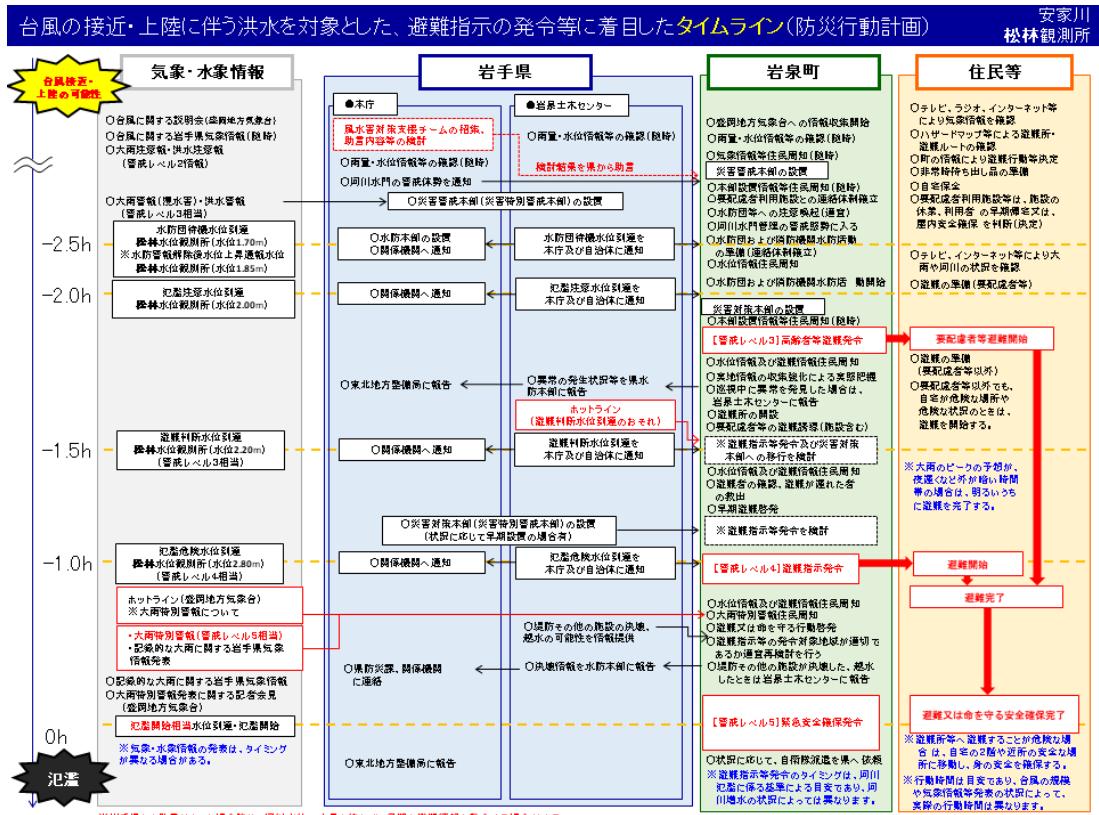


資料20 避難指示等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)

1 小本川



2 安家川



避難情報の発令基準

平成26年7月18日策定
平成26年8月1日適用
令和2年3月9日改定
令和3年6月3日改定
令和4年3月3日改定
令和4年4月1日改定

I 目的

国では、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達のマニュアル作成ガイドライン」を策定した。その後、平成17年9月土砂災害警戒情報の運用開始、平成18年9月指定河川洪水予報見直し、平成23年3月東日本大震災発生、平成25年6月災害対策基本法^{注1}の改正（住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等）、平成25年8月の特別警報の運用開始などの背景を受け、平成26年4月に当該ガイドラインの全面改定を行い、平成28年台風第10号の教訓等を踏まえ、平成29年1月に「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更し、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確化するために、避難情報の名称変更などの改定を行った。

さらに、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言を踏まえ、令和3年5月災害対策基本法の改正が行われ新たな避難情報が施行され、避難情報に関するガイドラインが新たに策定された。

町は、新たな国のガイドラインに基づき、現在定めている津波災害における避難勧告等の判断基準を見直し、そのほかの災害における避難勧告等の判断基準を新たに策定し、発令のための指標を示し、自らの判断のための参考基準とともに、町民自らが災害時のリスクをあらかじめ把握し、自らの命を守るための行動のきっかけづくりとするため、「避難情報の発令基準^{注2}」を策定する。

注1：災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）

注2：岩泉町地域防災計画本編 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難・救助計画 第3実施要領 1 避難勧告等（2）避難勧告等の基準及び報告 アに規定する「避難勧告等の基準」※7月改訂予定

II 定義

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、町長が、避難に時間要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、町長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間要する高齢者等の避難を促すこととなる。

「避難指示」は、災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、町長は警

戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求ることとなる。

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（すなわち、「切迫」している状況）において、町長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求ることとなる。

2 避難行動

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るためにの行動」とし、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での退避

上記避難行動のうち、①～③の行動は「立退き避難」と呼び、④の行動は「屋内安全確保」と呼ぶこととする。また、急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を「緊急安全確保」という。

3 緊急避難場所と避難所

「緊急避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所をいう。「避難所」とは、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所をいう。

町が指定する緊急避難場所及び避難所は、町地域防災計画 資料編「指定緊急避難場所・指定避難所」とおりとする。

IV 避難情報の発令基準

1 津波災害

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

2) 判断基準情報

気象庁から発表される津波警報等の種類（図表1）を判断基準とする。

ただし、遠地地震に伴う津波及び海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波が予報される場合の発令時刻は、図表1の種類ごとに津波警報等が発表される時刻又は到達予想時刻を基準として、それより前の時刻で決定する。

図表1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)		(高い)
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場所であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がり、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

3) 避難対象地域及び避難情報の発令基準

別表1のとおり

4) 避難指示の縮小

津波警報が発表になった場合で、小本川河川水門が閉鎖となり、地震動等によって津波防護施設（水門、陸閘及び防潮堤等）が崩壊せずに有効的の機能している場合にあっては、避難指示の範囲を縮小するものとする。

ただし、津波警報が発表されている間は、情報に注意するように十分に周知することとする。

5) 避難指示の解除

避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

6) 海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波の注意点

海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波は、地震に起因するもの以外は、国内での潮位観測において津波に関する情報を発表することから、津波がすでに到達していることに注意する。

2 水害（河川の氾濫・浸水の被害）の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 泛濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

○ 立退き避難の対象とならない事象

- ・短時間で局地的な大雨
⇒下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域
⇒屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
- ・浸水の深さが浅い内水
⇒屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

2) 判断基準情報

- ① 避難判断水位・氾濫危険水位到達情報（県水位周知河川）
 - …小本川（赤鹿水位観測所）
 - …安家川（松林水位観測所）
- ② 実地水位（県設置水位計、危機管理型水位計）
- ③ 大雨警報（浸水害）・大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）
- ④ 洪水警報、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）
- ⑤ 記録的短時間大雨情報
- ⑥ 実地雨量（アメダス、県設置雨量計、町設置雨量計）
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

3) 避難情報の発令基準

別表2のとおり

4) 避難情報の解除

避難情報の解除については、河川の氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

3 土砂災害の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合
- ③ 地すべりが発生し、被害が予想される場合

2) 対象地域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象範囲は、土砂災害警戒区域が基本となっているが、孤立の防止の観点から地区自主防災協議会単位を基本として発令し、3) 判断基準情報を参照してその範囲を限定していく。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき地域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

3) 判断基準情報

- ① 大雨警報（土砂災害）・大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）
- ② 土砂災害警戒情報
- ③ 記録的短時間大雨情報
- ④ 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- ⑤ 県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

4) 避難情報の発令基準

別表3のとおり

5) 避難情報の解除

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

4 高潮災害の避難情報

高潮時に波浪等が海岸堤防等を越えるなどにより、家屋等に直撃する地域及び浸水する地域がないことから、海岸線及び防潮堤、小本水門より海側に警戒を促すのみとし、避難情報の発令基準は事前には定めないこととする。ただし、小本浜漁業協同組合、消防団等から異常を知らせる情報があった場合においては、1津波災害に準じて避難情報の発令を行うこととする。

別表1

区分	津波注意報	津波警報・大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に <u>海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</u>	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）により <u>浸水が想定される地域</u> を対象とする。
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「津波浸水想定区域」
対象行政区区域		
小成	—	津波浸水想定区域 <small>注1</small>
茂師	海岸線（茂師漁港含む）	津波浸水想定区域
小本	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中野	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
岸	—	津波浸水想定区域
中島	—	津波浸水想定区域
卒郡	—	津波浸水想定区域
中里	—	津波浸水想定区域

注1) 浸水想定区域は、「津波防災地域づくりに関する法律」において、岩手県が公表した「津波浸水想定区域」とする。

注2) 自らの場所が危険と判断される場合は、直ちに避難行動を起こすこと。

注3) 遠地地震の場合は、津波警報発表時刻前に「高齢者等避難」を発令する場合がある。

図1 最大津波による浸水想定区域 略

別表2

水害（河川の氾濫）に係る避難情報の発令基準

区分	水位周知河川 (小本川、安家川)	その他河川
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が避難判断水位に到達し、さらに、水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域で時間雨量40mm以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が時間40mm以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準II単独）で洪水警報基準に到達する場合） ・流域の水位観測計に急激な上昇が見られる場合 <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 堤防等から漏水が発見された場合</p> <p>4 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p>	<p>つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「警戒」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準II単独）で洪水警報基準に到達する場合）で、さらに3時間以内に基準IIIに到達する恐れがある場合</p> <p>2 左記2、4と同じ</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域で3時間雨量80mm以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が3時間80mm以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準II単独）を大きく超過する場合） <p>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 岩手県気象情報等において、事前に沿岸北部で日雨量300mmを超える降雨が予想される場合</p> <p>4 堤防等から異常な漏水が発見された場合</p> <p>5 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p> <p>6 住民等から広域に被害の情報があった場合</p>	<p>つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準II単独）を大きく超過する場合）</p> <p>2 左記3～6と同じ</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (切迫状況)	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>1 越水・溢水のおそれのある場合</p>	左記と同じ

	<p>2 異常な漏水の進行や亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p>	
警戒レベル5 緊急安全確保 (災害発生)	決壊や越流が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。	左記と同じ
備 考		■雨量観測所及び水位観測所
河川	雨量観測所	水位観測所
小本川	国：アメダス（岩泉・小本） 県：岩泉、山岸 町：国境、小川支所、 地域整備課、小本支所	国：ふれあい橋 県：穴沢、赤鹿
安家川	県：鈴峰 町：坂本、安家支所	県：松林
三田貝川	町：権現	
大川	県：種倉 町：櫃取、外椀、大川支所	国：唐地橋、館1号橋 県：下町
長内川		県：新長内橋
清水川		国：神成橋
猿沢川	町：有芸支所	
摺待川	町：柄の木	

別表3

土砂災害に係る避難情報の発令基準

区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「非情に危険（うす紫）」となり「極めて危険（濃い紫）」となる恐れがある場合</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 その他消防団等から異常を知らせる情報があった場合</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「危険（紫）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「極めて危険（濃い紫）」となる場合で、3時間雨量予測80mmが予測される場合</p> <p>2 警戒レベル4日避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があった場合</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (切迫状況)	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「災害切迫（黒）」となり、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>2 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>3 その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があった場合</p> <p>4 避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (災害発生)	土砂災害が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。

資料22 避難路の指定について

避難路の指定について

(平成31年3月1日現在)

No.	区間	延長	幅員	管理	緊急避難場所
1	小本山付堤防 ～小本川右岸堤防 ～国道45号	200m	3.5m	県	小本トンネル前広場
2	小本川水門 ～小本川左岸堤防 ～国道45号	350m	3.5m	県	小本トンネル前広場

資料23 指定緊急避難場所・指定避難所

(令和5年3月16日現在)

番号	施設・場所名	住 所	避 難 所	一 次 開 設	指定緊急避難場所(対象災害)							
					洪 水	土 砂 災 害	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 な 火 事	内 水	火 山
1	松橋地区生涯学習会館	二升石字日蔭55番地2								●		
2	旧二升石小学校	二升石字大根13番地	1	○	●	●		●		●		●
3	二升石多目的集会施設	二升石字坂の下 10 番地5	2		●					●		
4	尼額公民館	尼額字山崎2番地3	3		●	●		●		●		
5	岩泉基幹集落センター	岩泉字天間17番地7	4					●		●		●
6	岩泉町立岩泉小学校	岩泉字和川原4番地2	5		●			●		●		●
7	雲岩寺	岩泉字村木16番地1			●	●				●		
8	龍ちゃんドーム	岩泉字中野8番2	6		●	●		●		●		●
9	岩泉町 B&G 海洋センター	岩泉字中家55番地1	7					●		●		●
10	岩泉町民会館・町立図書館	岩泉字松橋21番地1	8	○	●	●		●	●	●		●
11	岩泉町立岩泉中学校	岩泉字一ツ石4番地	9	○	●	●		●		●		●
12	老人福祉センター	岩泉字三本松52番地1			●	●		●		●		
13	いわいづみこども園	岩泉字三本松7番地6	10		●	●		●		●		
14	下岩泉公民館	岩泉字新町37番地	11		●	●		●		●		
15	月出森山公民館	岩泉字山屋1番2	12		●	●		●		●		
16	鼠入自治会館	鼠入字中鼠入43番地2			●			●		●		
17	乙茂公民館	乙茂字和乙茂10番地24						●		●		
18	猿沢公民館	猿沢字林の下14番地7			●			●		●		
19	国境公民館	門字国境28番地2						●		●		
20	旧国見小学校	門字雷峠44番地25	13	○				●		●		●
21	見内川公民館	門字見内川100番地	14		●	●				●		
22	横道公民館	門字中瀬10番地2	15		●	●		●		●		
23	旧中沢小学校	門字横道53番地2	16	○				●		●		●
24	中沢公民館	門字横道 48 番地	17							●		
25	小川生活改善センター	門字町66番地1	18	○	●	●		●		●		●
26	岩泉町立小川小学校	門字町32番地3	19	○	●	●		●		●		●
27	岩泉町立小川中学校	門字町向39番地	20					●		●		●
28	小川屋内多目的運動場	門字町向31番地1	21		●			●		●		●

番号	施設・場所名	住 所	避 難 所	一 次 開 設	指定緊急避難場所(対象災害)							
					洪 水	土 砂 災 害	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 な 火 事	内 水	火 山
29	不昧庵	門字町107番地			●	●						
30	旧小川小学校	裊綿字関屋57番地1	22	○	●			●		●		●
31	老人憩の家栢白荘	裊綿字本町66番地			●					●		
32	洞岩寺	裊綿字本町63番地			●							
33	穴沢多目的集会施設	穴沢字道の下75番地1								●		
34	一つ苗代自治会館	裊綿字馬立52番地							●	●		
35	権現岩谷地区交流センター	釜津田字権現7番地1	23		●	●				●		
36	三田貝公民館	門字三田貝47番地2	24	○	●	●		●		●		
37	旧浅内小学校	浅内字上野82番地	25	○	●			●		●		●
38	浅内多目的集会施設	浅内字上糸坪48番地1	26		●					●		
39	大川基幹集落センター	大川字下町117番4	27	◎	●			●		●		●
40	旧大川小学校	大川字下町112番地	28		●			●		●		●
41	大川寺	大川字日蔭道の上114番地			●							
42	大川地区総合交流センター	大川字下町65番地1	29	○	●	●		●		●		●
43	岩泉町立釜津田小学校	釜津田字沢口37番地	30	◎	●	●	●	●				●
										校舎2階以上		
44	釜津田総合コミュニティーセンター	釜津田字沢口36-2							●			
45	旧釜津田中学校	釜津田字上種倉27番地6	31	○	●	●		●		●		●
46	唐地公民館	釜津田字唐地24番地2	32	○	●	●				●		
47	小成津波防災センター	小本字小成133番地2	33		●		●	●	●	●		
48	外川目公民館	中島字外川目86番地	34		●	●				●		
49	茂師生活改善センター	小本字本茂師92番地	35						●		●	
50	小本生活改善センター	小本字家の向52番地1	36 津波不可						●		●	●
51	宗得寺	小本字小本 21 番地イ								●		
52	中野交流館	小本字鉢244番地				●			●		●	
53	小本津波防災センター (津波避難ビル)	小本字南中野239番地1	37 津波不可	◎	●	●	●	●	●	●		
										屋上のみ		
54	岩泉町立小本小・中学 校(津波避難ビル)	小本字南中野145番地	38	◎	●	●	●	●	●	●		
										校舎2階以上		
55	中島地区多目的集会施 設	中島字中島62番地								●		

番号	施設・場所名	住 所	避 難 所	一 次 開 設	指定緊急避難場所(対象災害)							
					洪 水	土 砂 災 害	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 な 火 事	内 水	火 山
56	中里公民館	中里字下中里12番地1	39					●	●	●		
57	襲野公民館	襲野字赤鹿11番地1								●		
58	茂師消防屯所付近	小本字茂師1番付近								●		
59	宗得寺裏山付近	小本字小本21番付近								●		
60	小本トンネル前広場(避難施設)	小本字内の沢79番148付近								●		
61	中野坂東側高台	小本字中野10番12付近								●		
62	NTT小本交換所北側高台	小本字上中野31番3付近								●		
63	小本小・中学校脇高台	中島字長内53番32付近								●		
64	中島・八坂神社付近	中島字中島115番54付近								●		
65	岸公民館付近	中里字岸11付近								●		
66	卒郡ポンプ場	中島字卒郡57付近								●		
67	卒郡公民館奥高台	中島字卒郡21付近								●		
68	道の駅いわいいずみ駐車場	乙茂字乙茂90番1付近								●		
69	小本小学校旧大牛内分校	小本字大牛内318番地1	40		●	●		●	●	●		●
70	坂本地区集会施設	安家字大坂本15番地2	41		●						●	●
71	旧大平小中学校	安家字大平115番地2	42	◎	●	●		●			●	●
72	松ヶ沢公民館	安家字松ヶ沢249番地2	43	○	●						●	
73	安家地区総合交流センター	安家字日蔭66番地	44	◎	●	●		●		●		●
74	岩泉町立安家小学校	安家字松林 157 番地 2	45					●		●		●
75	安家寺	安家字松林127番地				●					●	
76	江川公民館	安家字高須賀39番地3	46		●	●		●		●		
77	農業体験交流施設	上有芸字向平75番地	47		●	●				●		●
78	有芸生活改善センター	上有芸字猿ヶ渕5番地4	48	◎	●	●		●		●		●
79	岩泉町立有芸小学校	上有芸字運名根27番地21	49		●			●		●		●
80	柄の木皆の川ふれあいセンター	下有芸字千足6番地1	50		●	●		●		●		
81	肘葛地区生涯学習センター	下有芸字肘葛11番地	51		●					●		

※一次開設欄は、「◎」=職員配置避難所、「○」=自治会等への開設運営依頼避難所。

資料24 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧

令和5年3月16日現在

No.	施設名	所在地	施設区分	災害危険		
				土砂	浸水	津波
1	小川診療所	門字町 66-1	医療	—	◎	—
2	大川診療所	大川字下町 65-1	医療	◎	—	—
3	釜津田診療所	釜津田字沢口 36-1	医療	△	—	—
4	小本診療所	小本字南中野 239-1	医療	—	○	○
5	安家診療所	安家字日蔭 66	医療	—	◎	—
6	グループホームいわいづみ	尼額字下坪 51-8	福祉	—	◎	—
7	介護老人保健施設 ふれんどりー岩泉	乙茂上 9-12	福祉	△	○	—
8	いきいきホームこがわ	門字町向 32-1	福祉	—	◎	—
9	デイサービスセンター すずらん	浅内字下栗畠 80-6	福祉	◎	—	—
10	大川デイサービスセンター	大川字下町 65-1	福祉	◎	—	—
11	あお空グループホーム小本	小本字南中野 285	福祉	△	○	○
12	小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289	福祉	△	○	○
13	こがわこども園	門字町 32-6	保育	—	○	—
14	おもとこども園	中島字長内 212-1	保育	—	○	○
15	いわいづみ放課後児童クラブ	岩泉字和川原 19	支援	△	—	—
16	おもと放課後児童クラブ	中島字長内 212-1	支援	—	○	○
17	こがわ放課後児童クラブ	門字町 66-1	支援	—	○	—
18	岩泉小学校	岩泉字和川原 4-2	学校	△	—	—
19	釜津田小学校	釜津田字沢口 37	学校	●△	—	—
20	小川小学校	門字町 32-3	学校	—	○	—
21	有芸小学校	上有芸字運名根 3-4	学校	△	—	—
22	小川中学校	門字町向 39-1	学校		○	—
23	小本小・中学校	小本字南中野 145	学校	—	○	○

(注1) 「土砂」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：土砂災害警戒区域（急傾斜）、●：土砂災害警特別戒区域（急傾斜）

△：土砂災害警戒区域（土石流）、▲：土砂災害警特別戒区域（土石流）

○：急傾斜崩壊危険区域、◊：土石流危険渓流

(注2) 「浸水」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：最大想定の洪水浸水区域。○：計画想定の洪水浸水区域

(注3) 「津波」欄の記号は、最悪な条件下で発生した最大の津波による浸水区域にかかることを示す。

資料25 町内危険物施設一覧表

(令和5年3月1日現在)

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー
岩泉	(有)サカモト給油所	22-3255	1					3			1
	(株)協栄商会	22-2564	1	1				1		1	2
	泉金商事(株)	22-3220	1	1				6		2	2
	岩泉合同庁舎	22-3116								1	
	岩泉土木事務所 (ロードヒーティング)	22-4212								1	
	岩泉高等学校	22-2721								1	
	ホテル龍泉洞愛山	22-4111								2	
	岩泉自動車運輸(株)	22-2365					1				
	済生会岩泉病院	22-2151								1	
	百楽苑	22-4511								1	
	岩泉産業開発(株) ミネラルハウス	22-5177								1	
	龍泉洞温泉ホテル	22-4141								1	
	岩泉小学校	22-2739		1							
	岩泉警察署	31-0110		1							
	ふれんどりー岩泉	22-5100								1	
安家	岩泉乳業(株)本社工場	22-3800							1		
	岩泉乳業(株)第2工場	22-3009							1		
	清水畠商事(株)	22-4412	1		1			1			1
大川	嘉村商店	24-2332	1					1			
	赤坂商店	26-2318	1					2			1

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー	船舶給油取扱所
小川	皆川石油(有)	25-5623	1	2				5	1	1		
	(有)前野商店	25-5454	1		1						1	
	中村運送(有)	25-4181	1					1			2	
	小野新建設(株)	25-5228					2			2		
	カメイ(株)岩泉営業所	25-4694									1	
小本	竹花石油	28-2051	1	1						1	1	
	岩手アライ(株)	28-2332			2				1			
	小本浜漁業協同組合	28-2125			1		1		1			1
	清水川クリーニング小本工場	32-3077							1			
	小本運送(有)	28-2836					1					
	三陸資材(株)	0193-62-5757		1		1						
	小野新建設(株)小本工場	38-1077					1					

資料26 防火対象物(消防法第8条)

(令和5年3月1日 資料：消防防災課)

業 態 別		
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場
	ロ	公会堂・集会場
(2)	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊戯場・ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(3)	イ	待合・料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)		百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗・展示場
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅
(6)	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人短期入居施設・重症心身障害児施設等
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等
	ニ	幼稚園・特殊支援学校
(7)		小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校
(8)		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場
	ロ	イの掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場
(11)		神社・寺院・教会その他これらに類するもの
(12)	イ	工場・作業所
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫・駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	イ	倉庫
(15)	ロ	前号に該当しない事業場
(16)	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16)の2		地下街
(16)の3		準地下街
(17)		重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡等の建造物
(18)		延長50メートル以上のアーケード
(19)		市町村長の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車
合計		330

資料27 岩泉町火入れに関する条例

(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、岩泉町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 10 日前までに、申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
 - (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれを行なうべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(様式第 2 号。以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及び理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 10 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあつては、町長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第 8 条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第 9 条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第 10 条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第 12 条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第 11 条 火入責任者は、火入地の周囲に幅 3 メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については 6 メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第 12 条 火入者は、火入れに当たつては、1 回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1 ヘクタールまでは 10 人以上

(2) 1 ヘクタールを超える場合にあつては、その超える面積 0.2 ヘクタールにつき 1 人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鎌、鍬、スコツプ、火たたき等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 13 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小 区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たつては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならぬ。

(消防署長への通知等)

第 16 条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係) 〈略〉

様式第 2 号(第 4 条関係) 〈略〉

資料28 米穀等販売業者一覧表

(令和5年3月1現在)

店名	住所	摘要
エスマート(有)	二升石字中田 66 番地	22-5025
砂子商店	尼額字細入 31 番地 2	22-2003
(有)鍵屋商店	岩泉字中家 31 番地 5	22-3378
(有)たけや	岩泉字村木 62 番地 10	22-3155
ローソン	岩泉字三本松 22 番地 1	22-2575
ツルハドラッグ岩泉店	岩泉字太田 18 番地 1	22-8701
JA 新いわて岩泉地区担当課	岩泉字天間 15 番地 1	22-2315
薬王堂岩手岩泉店	岩泉字三本松 42 番地 11	22-2437
(有)松屋商店	岩泉字中家 30 番地	22-2624
コメリハード&グリーン岩泉店	乙茂字和乙茂 22 番地 11	31-1311
大柏商店	裊綿字本町 1 番地	25-4167
槌屋商店	裊綿字本町 52 番地	25-5107
よってけ市場組合	裊綿字馬立 64 番地	25-4582
赤川商店	門字町 80 番地	25-5762
たちばな薬店	門字町 27 番地	25-4040
くまばやし	門字中瀬 49 番地 3	25-5054
エスマート(有)小川屋	門字町 27 番地	25-5211
正和屋	釜津田字沢口 46 番地 16	29-2327
早野商店	小本字小本 61 番地	28-2005
(有)山口屋	小本字小本 14 番地 11	28-2611
百泉商店	小本字大牛内 73 番地 5	28-2348
(有)玉辨	安家字日蔭 43 番地 2 号	24-2316

資料29 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

事務連絡

平成 28 年 4 月

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10（以下「要領」という。）の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

（1）要請の連絡（第 1 報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）（別紙 2 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

（2）要請書の送付

- ① 市町村は、（1）の①の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、（1）の②の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を政策統括官に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

政策統括官は、1 の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業体が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙 4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を政策統括官に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、政策統括官と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

資料30 支給物資の種類、支給基準数量等

(岩手県地域防災計画 資料編 3-17-1)

[供給食料の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳幼児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

[1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1 食当たり 精米 200 グラム以内 応急供給受配者 1 日当たり 精米 400 グラム以内 被害救助従事者 1 食当たり 精米換算 300 グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
見回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

資料31 火葬地・公葬地調べ

(平成30年3月1月現在)

公葬地名称	公葬地所在地	面積(m ²)
雲岩寺墓地	岩泉字村木 4-1・5・11・16-2	5,485.00
新田公葬地	岩泉字館市 58番 7-2	495.86
本田公葬地	岩泉字本田 19-5-イ	198.00
夏節公葬地	岩泉字夏節 199	730.00
小屋敷公葬地	岩泉字小屋敷 39番地 27	179.00
沢廻公葬地	岩泉字一ツ石 22-1-1	436.00
松橋公葬地	二升石字滝野 41-4 イ号	363.00
長安寺公葬地	二升石字坂の下 20番 イ号外	2,260.00
尼額公葬地	尼額字細入 75番 2 イ号	694.00
鼠入川公葬地	岩泉字坂本 1-3-1	323.00
月出公葬地	岩泉字月出 3番イ	198.00
森山公葬地	鼠入字上森山 66番 9号 2	238.00
鼠入公葬地	鼠入字中鼠入 74-3	26.00
甲地公葬地	鼠入字甲地向 12番 4	66.00
三沢公葬地	鼠入字甲地 19-3	6.61
下岩泉公葬地	岩泉字西構 6-4-イ	555.37
下向公葬地	岩泉字指畠 75番 2	66.11
荷内川公葬地	乙茂字上 101-6	49.00
乙茂公葬地	乙茂字和乙茂 17番 1号 1	528.00
猿沢公葬地	猿沢字竹野 70-3-1	396.00
下中倉公葬地	猿沢字滝ノ上 79-49-イ	198.00
上中倉公葬地	下有芸字中日向 65番	300.00
肘葛公葬地	下有芸字肘葛 38番 1	277.00
栃の木公葬地	下有芸字栃の木 99番 2号	185.00
長下公葬地	下有芸字長下 10-2	39.00
皆の川公葬地	上有芸字中平 30番 6号 1	198.00
松屋敷公葬地	上有芸字蝦夷館 44番 1号 1	178.00
下有芸公葬地	下有芸字高清水 115-4-1	264.00
沢中公葬地	岩泉字沢中 11	13.20
水堀公葬地	上有芸字水堀 109番	495.00
上有芸公葬地	上有芸字大石平角地 50-2-1	238.00
白土公葬地	岩泉字白土 48番 2	66.11
室場公葬地	岩泉字室場 18番 1-1	39.00
岩泉町沢廻墓地	岩泉字一ツ石 22-42	3,057.00
外山公葬地(猿沢)	猿沢字外山 98-18-口	66.00
国境公葬地	門字国境 76番 28	347.10
雷崎公葬地	門字雷崎 41番 5-1	105.00
見内川公葬地	門字見内川 75-20	300.00
小松公葬地	門字下見内川 119	254.00
湯沢鹿公葬地	門字湯沢鹿 87番 2	455.00
横道公葬地	門字横道 97番 18-2	119.00
中沢公葬地	門字中家 139番 96	1,089.00
南沢公葬地	穴沢字南沢 92-8	187.00
下三田貝公葬地	門字三田貝 18	446.28
上三田貝公葬地	門字三田貝 109-37	198.34
救沢公葬地	門字上救沢 104番 83	589.00
不昧庵公葬地	門字町 108番	4,436.36
田山公葬地	穴沢字金成 56番 57	843.00
穴沢公葬地	穴沢字上野 61・62・67	1,599.00
洞岩寺公葬地	襲綿字本町 65番	1,527.00
一ツ苗代公葬地(長ヶ森)	襲綿字長ヶ森 78-5	330.57

公葬地名称	公葬地所在地	面 積 (m ²)
本銅公葬地	裏綿字本銅 93 番 10	
泉沢公葬地	裏綿字泉沢 170 番 15	66.00
新小松山靈園	門字下見内川 54 番地 24	153.76
栗畠公葬地	浅内字松野 57 番 1-イ号	208.00
小森公葬地	浅内字小森 58-イ号	476.33
大沢公葬地	浅内字大沢日蔭 130 番イ号	238.01
川代公葬地	浅内字上川代代 69-イ	
舞ノ子公葬地	大川字日蔭舞ノ子 33-7-8	158.67
宇津野・平井公葬地	大川字大家 245-89-ニ	214.87
扇ノ沢公葬地	大川字扇ノ沢 78 番 23 号イ	85.95
寄部公葬地	大川字大家 245 番 33 号イ	92.56
日蔭行政区の大川寺公葬地	大川字日蔭道の上 115	790.00
妙法院公葬地	大川字日蔭道の上 48 番	290.00
長田公葬地	大川字長田 86-32 イ号-1	218.00
砂子公葬地	釜津田字上種倉 27-3 イ号	264.00
外山公葬地 (名称は無し)	大川字上外山 84 番 12 号イ-1	148.00
釜沢公葬地	釜津田字釜沢 55 番 33 号イ	555.00
滝ノ上公葬地	釜津田字唐地 35-30 イ-1	105.00
大板屋公葬地	釜津田字滝ノ上 35-イ号	52.00
権現岩屋部落公葬地	釜津田字権現 44-11-イ	118.80
宗得寺公葬地	小本字小本 16 番, 20 番, 29 番	1,059.00
新茂師公葬地	小本字本茂師 71-39	748.00
旧茂師公葬地	小本字小成 53・54-1	1,263.00
茂師・小成公葬地	小本字小成	
外川目公葬地	中島字外川目 133 番 2	2,475.00
豊岡公葬地	中島字外川目 97 番	849.00
中野墓地組合・旧墓地公葬地	小本字中野 57・58-1・58-2・61	3,370.00
高松公葬地	小本字大牛内 306 番・105-11	1,136.00
大牛内公葬地・清水野公葬地	小本字大牛内 439 番 1	2,552.00
中島公葬地	中島字中島 53・54	2,049.00
岸・林ノ下共同公葬地	中里字林の下 138 番 12	2,948.00
赤岩山正徳寺公葬地	中里字中里 21 番, 下中里 22 番	3,199.00
裏野公葬地	裏野字裏野 80 番 4, 80 番 6, 80 番 7	1,897.00
卒郡公葬地	中島字卒郡 52 番	1,068.00
大坂本公葬地	安家字坂本 76 番 1	59.00
安家寺坂本地区新墓地	安家字大平 27 番地 12	670.00
大鳥公葬地	安家字折壁 37-4	80.00
折壁公葬地	安家字折壁 102-6	310.00
大平公葬地	安家字大平 247-1-イ号	198.00
安家寺大平地区新墓地	安家字大平 219 番地	1,420.00
松ヶ沢公葬地	安家字松ヶ沢 210-1	172.00
安家寺松ヶ沢地区新墓地	安家字松ヶ沢 239 番地 2	884.00
氷渡、松林、栗山共同公葬地	安家字氷渡 236-6	724.00
元村公葬地	安家字松林 127 番 1	330.00
小田瀬公葬地	安家字年々 277 番	212.00
半城子公葬地	安家字茂井 73-8	299.00
年々公葬地	安家字年々 117-18	232.00
安家寺川口地区新墓地	安家字茂井 181 番地 5	727.00
茂井公葬地	安家字茂井 247-1	61.00
新高須賀公葬地	安家字江川 62-8	176.00
旧高須賀公葬地	安家字江川 62-9	198.00
江川公葬地	安家字高須賀 53 番 2	331.00

資料32 ヘリポートの現状

(令和5年3月1日現在)

所 在 地	名 称	大きさ(m)		利用可能機			林野火災対策用の可否	
		縦	横	自衛隊のヘリコプター		県防災ヘリコプター		
				小型	中型			
岩泉字一ツ石4	岩泉中学校	95	92	○	○		○ ◎	
岩泉字神成12	龍泉洞青少年旅行村 グラウンド	95	95	○	○		○ ◎	
乙茂字大向48	ふれあいらんど岩泉	185	145	○	○	○	○ ◎	
蓑綿字関屋57-1	旧小川小学校	90	60	○	○		○ ◎	
釜津田字種倉27-6	旧釜津田中学校	90	50	○			○ ◎	
小本字南中野145	小本小学校・小本中学校屋外運動場	240	78	○	○		○ ◎	
小本字大牛内62-23	大牛内育成牧場	500	300	○	○	○	○ ◎	
安家字日陰181	旧安家中学校	125	65	○	○		○ ◎	
上有芸字運名根27-21	有芸小中学校	120	50	○			○ ◎	

※林野火災対策用の可否欄の◎印は自衛隊ヘリコプター及び県防災ヘリコプターのいずれも可、○印は自衛隊ヘリコプターのみ可である。

※旧安家中学校は周辺の河川工事のため使用不可。近隣の安家小学校へ変更する方向で調整中。

資料33 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合においては、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村から応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援要請を受けたものとみなす。

(応援要請の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

資料34 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定(以下「協定」と基う。)第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項の規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1(第2条関係) 〈略〉

別表第2(第7条関係) 〈略〉

別紙様式(第3条関係) 〈略〉

資料35 大規模災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、昭島市と岩泉町（以下「両市町」という。）とが、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町のそれぞれが独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供
- (2) 応援対策に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 児童及び生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「被応援市町」という。）は、第8条に定める連絡担当部課を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、児童及び生徒の人数
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主的応援)

第4条 両市町は、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要性があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

2 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被応援市町の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両市町がその都度協議して定めるものとする。

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動中、又はその活動に起因して負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、又は死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市町が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市町への往復途中に生じたものを除き、被応援市町がその賠償の責を負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市町の長がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年8月6日

昭島市長 北川穰一

岩泉町長 伊達勝身

資料36 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めるについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に發揮することができると認められる場合で、原則として、次に掲げる用件を満たす場合に岩手県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

(1) 公共性災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。

(2) 緊急性差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生現場の気象状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和 50 年 5 月 13 日)締結。以下「相互応援協定」とい。)第4条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第 12 条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本 70 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

附 則

この協定は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

資料37 災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社宮古営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧の相互支援体制を円滑に行なうため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（電力復旧作業に関する協力）

第2条 災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に著しく支障がある場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧に努めるものとする。

（電源確保の協力）

第3条 災害により長期間の送電が困難となった場合に甲が指定する避難所等の電源を確保するため、乙は、最優先で電源車を設置するものとする。

2 電源車の設置場所は甲及び乙で事前に決定しておくものとする。

（障害物除去の協力）

第4条 甲の指定する避難所等への電源車設置のあたり、積雪、土砂崩れ及び倒木等の障害物の除去は、甲が行うこととする。

（資材置場及び駐車場確保の協力）

第5条 電力復旧作業に必要な資材、工事車両及び工事要員については乙の責任において確保、動員することとするが、復旧作業に使用する資材の仮置場及び工事車両の駐車場について、甲は乙の要請に応じ協力するものとする。

2 資材置場及び駐車場は甲の指定する場所とし、事前に乙に周知しておくこととする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙が解除の申し出を行なわない場合は、引き続き効力を有するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年1月20日

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠59番地5
甲 岩泉町
　　岩泉町長 伊達勝身
　　岩手県宮古市築地二丁目2番33号

乙 東北電力株式会社宮古営業所
　　所長 外館忠一

資料38 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、岩泉町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 岩泉町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 岩泉町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年 2月22日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山俊行

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠59番地5
岩泉町長 伊達勝身

資料39 災害時における救助に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他、町長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供。
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し。
- (3) 交通途絶のため帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者に対する次の支援。
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他、甲・乙が協議し必要と認める事項。

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲・乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項、及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月26日

甲 岩泉町
代表者 岩泉町長 伊達勝身

乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長 西部邦彦

乙 岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長 中村貞司

資料40 避難所施設利用に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と「株式会社フロンティアいわいいずみ」（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設「ホテル龍泉洞愛山」を避難所及び避難場所に指定することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所及び避難場所に指定することについて、必要な事項を定める。

（避難所及び避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所及び避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に通知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において避難所を開設する必要が生じた場合は、事前に乙に対して指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の周知等）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合は、甲が指定した場所に対しその旨を避難所開設通知書（様式第1号）で、通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、避難所の運営管理について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、危機事案発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に営業再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
(協定期間)

第9条 この協定の期間は、平成26年6月2日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協定の解除)

第10条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

甲 岩泉町
代表 岩泉町長 伊達勝身

乙 住 所
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋1番地2
氏 名
株式会社 フロンティアいわいずみ
代表取締役 中村貞司

資料41 岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙2」に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議 の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠59番地5
岩泉町
代表者 岩泉町長

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木7番地5
日本郵便株式会社
岩泉郵便局長

「別紙 1」

協定対象局一覧

局名		住所	電話番号
1	岩泉郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木 7 - 5	0194-22-3145
2	小本郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字下中野 2 5 9 -2	0194-28-2220
3	小川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町門字町 7 1-5	0194-25-4501
4	岩手大川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 6 4	0194-26-2400
5	安家郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林 9 7	0194-24-2211
6	裊綿郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町裊綿字本町 5 2	0194-25-4500

「別紙 2」

「岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」具体的連携項目

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、岩泉町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(連携内容)

(1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。

(2) 岩泉町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができます。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

- (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
- (エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付

等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関するこ

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、岩泉町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木等、岩泉町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関するこ

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸 等、岩泉町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を 発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、岩泉町内において、岩泉町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、岩泉町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

《様式省略》

資料42 災害時における飲料の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩泉町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、岩泉町（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては岩泉町役場総務課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社宮古営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成29年8月31日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成29年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月31日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59-5

岩泉町役場

岩泉町長 伊達勝身

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷村広和

資料43 災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、岩泉町内において災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、岩泉町（以下「町」という。）が一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部（以下「支部」という。）に対し、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

(協力費用の負担)

第4条 災害発生時において、第3条第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、町が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する町の連絡窓口は、総務課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、町及び支部が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成28年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、町及び支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月31日

岩泉町（岩手県下閉伊郡岩泉町）

岩泉町長 伊達勝身

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地1

一般社団法人 岩手県建設業協会 岩泉支部

支部長 工藤俊治

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協会員名簿の提出)

第2 一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部長（以下「支部長」という。）は、協定第3条に基づく協力業務の円滑な執行を確保するため、岩泉町長（以下「町長」という。）に対し、当該支部に所属する協会員（以下「支部員」という。）の名簿を速やかに提出することとし、以後、同名簿を毎年度4月30日までに、提出するものとする。

2 支部長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。

(災害情報収集等担当会員)

第3 町長は、地域の実情等を考慮し、区域を細分し被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

2 町長は、第2の規定に基づき支部長から提出された支部協会員名簿の中から、支部長の推薦を得て、前項の規定により、あらかじめ定めた収集区域毎に災害発生時において災害情報の収集等を行う複数の被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、支部長に対し、被災情報収集等担当会員名簿（様式第1）により通知するものとする。

3 前項の規定に基づき通知を受けた支部長は、担当会員に通知するものとする。

(被災情報収集等)

第4 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

(1) 担当する区域内に震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) 担当する区域内に大津波が発生した場合

(3) 担当する区域内に次に掲げる規模の災害が発生した場合

ア 火山噴火

イ 上記以外の自然現象等で、町が災害対策本部を設置する災害

2 前項の規定に基づき収集した被災情報は、災害情報連絡票（様式第2）により、第10に掲げる連絡窓口に連絡するものとする。

ただし、緊急を要する判断した場合等は、電話等口頭またはファクシミリ等により連絡することができる。

3 前項の規定に基づき受領した被災情報について、第10に掲げる連絡窓口は、町長に連絡することとし、町長は必要に応じて、各関係課長等に対応等を指示することができる。

4 町長は、災害の発生に伴い、緊急かつ詳細に被災状況等を把握することが必要と認めた場合は、担当会員に対し、担当の収集区域の被災情報の詳細な収集と報告を要請することができる。

(被災情報収集等に係る費用の支払い)

第5 町長は、第4第4項の規定に基づき担当会員に被災情報の収集と報告を要請したときは、遅滞なく委託契約を締結するものとする。

(重機・資機材等の調達のあっせん)

第6 支部長は、町長から重機・資機材等の調達の要請があった場合は、速やかに支部員または重機・資機材等の販売、リース業者等（以下「リース業者等」という。）のあっせんを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支部長は、支部長自身の被害が著しいことなどにより、あっせんが困難と判断した場合は、その旨町長に対し通知するとともに他支部等に対し、あっせんの協力を要請するものとする。

3 町長は、調達の要請に当たっては必要とする重機・資機材等の種類、数量、場所、期間等を明示した文書（様式第3）をもって支部に要請するものとする。

ただし、緊急を要するなど文書をもって要請する暇がない場合は、電話等口頭によることができる。

(重機・資機材等の調達に係る費用の支払い)

第7 町長は、調達した重機・資機材等に係る費用について、町関係各課で定めた工事積算基準に係る設計単価表等を参考に支部員またはリース業者等と協議の上、支部員またはリース業者等からの請求に基づき支払うものとする。

(応急復旧工事の実施)

第8 町長は、速やかな応急復旧工事が必要と認めた場合は、応急復旧工事の施工箇所等を勘案し、支部員の中から、応急復旧工事施工者（以下「工事施工者」という。）を選定し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、支部員自身の被災が著しいことなどにより、出動を要請することが適当でないと判断した場合は、区域以外の支部会員に対し出動を要請することができる。

3 工事施工者は、町長の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

(請負契約の締結)

第9 第8の協力業務に関し、町長は、工事施工者に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第10 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、総務課総務文書室とする。

附 則

この実施細目は、平成28年8月31日から施行する。

資料44 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岩泉町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岩泉町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内の複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

- 第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年9月27日

甲) 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 乙) 岩手県盛岡市中央通2-1-21

59-5

岩泉町

町長 中居 健一

株式会社ゼンリン

東北第二エリアグループ 盛岡営業所

所長 平野 誠治

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	岩泉町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	岩泉町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	岩泉町 危機管理課 利用 閲覧地区：岩泉町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	危機管理課	住所：岩泉町岩泉字惣畠 59-5 電話：0194-22-2111 FAX：0194-22-3562
	連絡先 2		住所： 電話： FAX：
乙	連絡先 1	第一事業本部 東北第二エリアグループ 盛岡営業所	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-622-7230 FAX：019-635-2115
	連絡先 2	第一事業本部 東北第二エリアグループ	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-626-0048 FAX：019-635-2115

資料45 災害時における電動車両等の支援に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、岩泉町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 24 日

甲 岩手県岩泉町
岩泉町岩泉字惣畠 59 番地 5
岩泉町長 中居 健一

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目 24 番 8 号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

資料46 災害時における物資供給に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月23日

甲 岩泉町
岩泉町長 中居健一

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

資料47 災害に係る情報発信等に関する協定

岩泉町とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）とは、災害に係る情報発信等に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩泉町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩泉町が岩泉町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、岩泉町の行政機能の低下を軽減させるため、岩泉町とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次に掲げるもののうち、岩泉町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーは、岩泉町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩泉町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 岩泉町は岩泉町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 岩泉町は岩泉町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 岩泉町は災害発生時の岩泉町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 岩泉町は岩泉町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 岩泉町は、岩泉町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 岩泉町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項については、岩泉町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を隨時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条の規定による岩泉町及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの対応に係る旅費及び通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、岩泉町から提供を受ける情報について、岩泉町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、

ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができるものとする。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外の目的のために二次利用してはならない。

(公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、岩泉町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、岩泉町及びヤフーは、協議するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、岩泉町、ヤフー記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

岩泉町 代表者 岩泉町長 中居健一

ヤフー 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

資料48 地域防災計画の項目と担当課(班)一覧表

1. 本編

(1) 災害予防計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務課	町民課	健康課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	●				●						●	●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画	●											
第4節 通信確保計画	●											
第5節 避難計画	●				●	●						
第6節 要配慮者の安全確保計画	●				●	●					●	
第7節 孤立化対策計画	●											
第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画	●						●					
第9節 災害応急施設等整備計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10節 建築物等安全確保計画								●	●	●	●	
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	●									●		
第12節 風水害予防計画	●								●			●
第13節 雪害予防計画					●	●			●			
第14節 津波・高潮災害予防計画	●			●					●			●
第15節 土砂災害予防計画	●								●			●
第16節 火災予防計画	●					●	●				●	●
第17節 林野火災予防計画								●				
第18節 農業災害予防計画								●				
第19節 文化財災害予防計画												●
第20節 防災ボランティア育成・受入計画	●				●							
第21節 企業等防災対策計画	●						●					

(2) 災害応急対策計画、災害復旧・復興計画

	支本 援 室部		総務 部		政 策 部		税 務 部		町民生活 部		保 健 部		商 工 部		水農 部林		土木 部		水防 道 部		教育 部	
	統括 ・ 対 策 班	防 災 情 報 ・ 通 信 班	一 般 情 報 班	報 道 ・ 広 報 班	庶 務 班	財 政 班	政 策 情 報 班	税 務 班	出 納 班	住 民 情 報 班	地 域 福 祉 班	衛 生 班	救 護 班	避 難 支 援 班	商 工 班	農 業 班	林 業 水 産 班	建 施 設 班	復 興 班	水 防 災 道 班	教 育 班	
第3章 災害応急対策計画																						
第1節 活動体制計画	●	●	●	●	●	●																
第2節 気象警報・注意報等の伝達計画	●	●	●																			
第3節 情報通信計画	●	●																				
第4節 災害情報の収集・伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第5節 広報広聴計画		●		●			●		●													
第6節 交通確保・輸送計画	●				●												●	●				
第7節 消防活動計画	●																				●	
第8節 水防活動計画	●	●																●		●		
第9節 県、市町村等応援協力計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		●	●	●	●	●	●	●
第10節 自衛隊災害派遣要請計画	●																				●	
第11節 防災ボランティア受入・活動計画											●											
第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画	●										●			●								●
第13節 災害救助法の適用計画	●																					
第14節 避難・救出計画	●	●			●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15節 医療・保健計画									●	●	●	●										
第16節 食料、生活必需品供給計画									●	●			●			●	●				●	
第17節 給水計画	●								●											●		
第18節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画																		●	●			
第19節 感染症予防計画										●	●									●		
第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画	●										●			●			●	●				
第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	●												●								●	
第22節 応急対策要員確保計画																	●					
第23節 文教応急対策計画																					●	●
第24節 農畜産物応急対策計画																	●					
第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画																		●				
第26節 ライフライン施設応急対策計画	●																			●		
第27節 危険物施設等応急対策計画	●	●															●	●			●	
第28節 応急除雪計画																		●			●	
第29節 防災ヘリコプター等活動計画	●																				●	
第30節 林野火災応急対策計画	●	●									●		●	●							●	
第4章 災害復旧・復興計画																						
第1節 公共施設等の災害復旧計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 生活の安定確保計画																	●	●	●	●		
第3節 復興計画																			●			

2. 地震・津波編

(1) 災害予防計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務課	町民課	健康課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	●										●	●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 通信確保計画	●											
第4節 避難計画	●				●	●		●				
第5節 食料・生活必需品等の備蓄計画	●						●					
第6節 要配慮者の安全確保計画	●				●	●					●	
第7節 孤立化対策計画	●											
第8節 災害応急施設等整備計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9節 ライフライン施設等安全確保計画	●									●		
第10節 津波災害予防計画	●				●			●				●
第11節 地盤災害予防計画	●							●				
第12節 火災予防計画	●					●	●				●	●
第13節 建造物等災害予防計画									●		●	
第14節 防災ボランティア育成計画	●				●							
第15節 企業等防災対策計画	●						●					
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画												
第1節 総則	●											
第2節 委任	●											

(2) 災害応急対策計画、災害復旧・復興計画

	支 援 室部		總 務 部		政 策 部		稅 務 部		町 民 生 活 部		保 健 部		商 工 部		水 農 部 林		土 木 部		水 防 道 災 部		教 育 部	
	統 括 ・ 對 策 班	防 災 情 報 班	一 般 情 報 班	報 道 ・ 廣 報 班	庶 務 班	財 政 班	政 策 情 報 班	稅 務 班	出 納 班	住 民 情 報 班	地 域 福 祉 班	衛 生 班	救 護 班	避 難 支 援 班	商 業 工 班	農 業 業 水 產 班	林 業 水 產 班	建 施 設 班	復 興 班	水 防 道 災 班	教 育 班	
第3章 災害応急対策計画																						
第1節 活動体制計画	●	●	●	●	●	●																
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	●	●	●																			
第3節 情報通信計画	●	●																				
第4節 災害情報の収集・伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第5節 広報広聴計画		●		●			●		●													
第6節 交通確保・輸送計画	●				●												●	●				
第7節 消防活動計画	●																				●	
第8節 津波・浸水対策計画																	●			●	●	
第9節 県、市町村等応援協力計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●
第10節 自衛隊災害派遣要請計画	●																				●	
第11節 防災ボランティア活動計画										●												
第12節 義援物資、義援金の受け・配分計画	●									●			●		●							●
第13節 災害救助法の適用計画	●																					
第14節 避難・救出計画	●	●			●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15節 医療・保健計画										●	●	●	●									
第16節 食料、生活必需品供給計画										●	●			●	●							●
第17節 給水計画	●									●	●									●		
第18節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画																		●	●			
第19節 防疫計画												●	●								●	
第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画	●											●					●	●				
第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	●											●										●
第22節 応急対策要員確保計画															●							
第23節 文教応急対策計画																					●	●
第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画																	●					
第25節 ライフライン施設応急対策計画	●																			●		
第26節 危険物施設等応急対策計画	●	●															●	●			●	
第27節 防災ヘリコプター要請・活動計画	●																				●	
第4章 災害復旧・復興計画																						
第1節 公共施設等の災害復旧計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 生活の安定確保計画										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第3節 復興計画									●	●									●			

3. 原子力災害対策編

(1) 災害予防計画、災害復旧計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務出納課	町民課	保健福祉課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普計画	●				●							●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	●											
第4節 避難対策計画	●											
第5節 医療・保健計画						●						
第4章 災害復旧計画												
第1節 低減措置・廃棄物等対策計画						●						
第2節 健康確保等計画				●	●	●	●	●	●	●		
第3節 風評被害防止計画						●	●					

(2) 災害応急対策計画

	支本援室部			総務部	政策部	税務部	町民生活部	保健部	商工部	水農部	土木部	水道部	防災部	教育部											
	統括・対策班	防災情報・通信班	一般情報班	報道・広報班	庶務班	財政班	政策情報班	税務班	出納班	住民情報班	地域福祉班	衛生班	救護班	避難支援班	商工业班	農林業班	林業水産班	建設班	施設班	復興班	水道班	防災班	総務班	教育班	
第3章 災害応急対策計画																									
第1節 活動体制計画	●																								
第2節 特定事象発生情報等の伝達計画	●	●																							
第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画		●		●			●			●			●												
第5節 避難・影響回避計画	●	●			●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 医療・保健計画									●	●	●	●	●	●	●										

空